



特260
747

天
正
二
十
九
年
九
月



始



禮樂射

御書數

上級用ノ四

特260
747

翠
翠
物

翠
翠
物

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '翠', '翠', and '物']

集文學叢書

全廿六册·菊判和裝·定價各册一金五錢

| | | | | | | |
|-----|----------|------|------|----|---------|---|
| 一編 | 韓非子講義 | 全 | 十四編 | 增訂 | 四書講義 | 全 |
| 二編 | 易經講義 | 全 | 十五編 | 增訂 | 史記列傳講義 | 一 |
| 三編 | 詩經講義 | 全 | 十六編 | 增訂 | 史記列傳講義 | 二 |
| 四編 | 三體詩唐詩選講義 | 全 | 十七編 | 增訂 | 史記列傳講義 | 三 |
| 五編 | 老子莊子講義 | 全 | 十八編 | 增訂 | 史記列傳講義 | 四 |
| 六編 | 十八史略講義 | 上 | 十九編 | 增訂 | 春秋左氏傳講義 | 一 |
| 七編 | 十八史略講義 | 下 | 二十編 | 增訂 | 春秋左氏傳講義 | 二 |
| 八編 | 唐宋八家文講義 | 一 | 二十一編 | 增訂 | 春秋左氏傳講義 | 三 |
| 九編 | 唐宋八家文講義 | 二 | 二十二編 | 增訂 | 春秋左氏傳講義 | 四 |
| 十編 | 唐宋八家文講義 | 三 | 二十三編 | 增訂 | 日本外史講義 | 一 |
| 十一編 | 唐宋八家文講義 | 四 | 二十四編 | 增訂 | 日本外史講義 | 二 |
| 十二編 | 唐宋八家文講義 | 附用字格 | 二十五編 | 增訂 | 日本外史講義 | 三 |
| 十三編 | 正文章軌範講義 | 全 | 二十六編 | 增訂 | 日本外史講義 | 四 |
| 十三編 | 續文章軌範講義 | 全 | 共編 | 增訂 | 日本外史講義 | 四 |

東京市日本橋區株式會社興文社
 東京市日本橋區一丁目一〇番地
 電話一四八〇
 振替東京一八四〇番

(函) 文學

號 8652

永久保存

唐宋八家文講義第四編目錄

蘇軾子瞻

卷二十四

| | |
|----------|------|
| 潮州韓文公廟碑 | 一三六五 |
| 表忠觀碑 | 一三七一 |
| 司馬溫公神道碑 | 一三七七 |
| 日喻 | 一三九〇 |
| 稼說送張琥 | 一三九三 |
| 剛說 | 一三九五 |
| 書李伯時山莊圖後 | 一三九八 |
| 書吳道子畫後 | 一三九九 |
| 書蒲永昇畫後 | 一四〇〇 |
| 方山子傳 | 一四〇二 |
| 亡妻王氏墓誌銘 | 一四〇五 |
| 祭歐陽文忠公文 | 一四〇七 |

蘇轍子由

卷二十五

陳州爲張安道論時事書

唐宋八家文講義第四編目錄

一四一一

為兄軾下獄上書……………一四二二

自齊州回論時事書……………一四二五

乞罷左右僕射蔡確韓縝狀……………一四三〇

乞責降韓縝第七狀……………一四三四

乞誅竄呂惠卿狀……………一四四〇

乞牽復英州別駕鄭俠狀……………一四五〇

商論……………一四五二

六國論……………一四五四

三國論……………一四五七

隋論……………一四六一

唐論……………一四六五

卷二十六

臣事策一……………一四七三

臣事策四……………一四七八

民政策二……………一四八四

元祐會計錄序……………一四八九

古今家誠序……………一四九六

齊州閔子廟記……………一四九九

武昌九曲亭記……………一五〇一

黃州快哉亭記……………一五〇四

502-10

曾鞏子固

卷二十七

上樞密韓太尉書……………一五〇七

代三省祭司馬丞相文……………一五一〇

移滄州過闕上殿疏……………一五一四

福州上執政書……………一五二七

寄歐陽舍人書……………一五三四

與孫司封書……………一五三九

戰國策目錄序……………一五四四

列女傳目錄序……………一五四八

陳書目錄序……………一五五二

禮閣新儀目錄序……………一五五六

先大夫集後序……………一五六一

范貫之奏議集序……………一五六六

卷二十八

送江任序……………一五六九

送李材叔知柳州序……………一五七二

宜黃縣學記……………一五七五

撫州顏魯公祠堂記……………一五八〇

| | |
|---------|------|
| 越州趙公救菑記 | 一五八六 |
| 思政堂記 | 一五九〇 |
| 墨池記 | 一五九二 |
| 道山亭記 | 一五九四 |
| 分寧縣雲峯院記 | 一五九七 |
| 書魏鄭公傳 | 一六〇一 |

王安石介甫

卷二十九

| | |
|----------|------|
| 上仁宗皇帝言事書 | 一六〇八 |
| 進戒疏 | 一六五二 |
| 原過 | 一六五五 |
| 性情 | 一六五六 |

卷三十

| | |
|---------|------|
| 周公論 | 一六六〇 |
| 禮論 | 一六六三 |
| 莊周論上 | 一六六六 |
| 上田正言第一書 | 一六七〇 |
| 答韶州張殿臣書 | 一六七四 |
| 與趙嵩書 | 一六七七 |

| | |
|--------------|------|
| 周禮義序 | 一六七九 |
| 慈谿縣學記 | 一六八一 |
| 桂州新城記 | 一六八六 |
| 芝閣記 | 一六九〇 |
| 遊褒禪山記 | 一六九二 |
| 楊州龍興講院記 | 一六九五 |
| 讀孟嘗君傳 | 一六九六 |
| 讀孔子世家 | 一六九七 |
| 給事中孔公墓誌銘 | 一六九九 |
| 秦州海陵縣主簿許君墓誌銘 | 一七〇四 |
| 祭范潁州文 | 一七〇七 |
| 祭歐陽文忠公文 | 一七一〇 |
| 傷仲永 | 一七二三 |

唐宋八家文講義第四編目錄畢

唐宋八家文講義卷之二十四

蘇軾子瞻著

興文社編輯所講義

潮州韓文公廟碑

此文言ふ、浩然の氣は、之を天に本づく、人身は特に其假寓たるに過ぎず、故に人其身は死すと雖も、其神は滅せず、祭ることあれば必ず
應ず、韓公の神の天下に在る者の若きは是なりと、詩歌も亦惟其意を言ふ、凡て五段、
匹夫而爲百世師、一言而爲天下法、是皆有以參天地之化、關盛
衰之運、其生也有自來、其逝也有所爲、故申呂自嶽降、而傳說爲
列星、古今所傳、不可誣也、

【參】天地之化、中席の能盡、物之性、則可三以變、天地之化育、可下以與、天地參矣の句に原づく、參とは、天地と己との三つなり、其
意は、天地造化の仕事を手傳ひて、世の中を救ふとをいふ、【申呂自嶽降】詩の大雅崧高篇に、維岳降神、生甫及申と見えたり、此意
は、山川の靈氣纏まりて、斯人を生ずるを云ふなり、詩に甫及申とあるを、此に申呂といへるは、甫侯初めは呂侯に封ぜられしゆゑにて、同じ
く一人なり、【傳說爲列星】莊子の太宗師篇に、傳說乘三東維、騎箕尾、而比三於列星と見ゆ、殷の傳說、高宗を相けて、天下を安んじ、
其身死して後、其精神昇りて星となると云ふ俗説あるに因り、莊周は斯く書きなしたるなり、傳說星は、箕、尾の二星の上に在り、箕、尾は、東
方の宿なれば、之を乘三東維と云へるなり、
【匹夫の身に】西夫の身に於て、百世の師と仰がれ、たゞ一言して、天下の法則となる程の人なれば、其人は、何れも天地の萬物を生成する化育の功をも
參助し、世の氣運の盛衰にも關係するとあり、斯る大人物の世に出づるは、決して偶然の至にはなく、其生まるゝにも、自りて來る根元あ
りて、必ず天地清淑の氣、山川英靈の精を籠めしものなれば、其死するにも、精神は、徒に煙散霧消に歸せずして、必ず爲す所ある者なり、故
に申伯と云ひ、呂侯と云へる、周の宣王の時の二大臣は、即ち崧嶽の神の降りて化現せし者なりと、詩經に見えたり、又殷の高宗の輔臣なる

傳説は、其身死して、其精魂上昇して、天の列星となりぬと莊子に見えたり、是れ古今の傳ふる所にて、誣ひて此事なしとも言はるまじ、(此は下の浩然の氣の死せざることを云ひたさに、申、呂、傳説のとを引きたるなり、)

孟子曰、我善養吾浩然之氣、是氣也、寓於尋常之中、而塞乎天地之間、卒然遇之、則王公失其貴、晉楚失其富、良平失其智、賁育失其勇、儀秦失其辯、是孰使之然哉、其必有不依形而立、不恃力而行、不待生而存、不隨死而亡者矣、故在天爲星辰、在地爲河嶽、幽則爲鬼神、而明復爲人、此理之常、無足怪者、

【孟子曰】…公孫丑篇の語、浩然…盛大流行の貌とて、其氣の盛んに生き／＼としたると、水の盛んに流れて止まざるが如きといふ、【尋常】…六尺を尋といひ、尋に倍するを常といふ、人身を謂ふなり、【賁育】…孟賁、賁育とて、二人とも古の勇士なり、【良平】…張良、陳平を云ふ、【儀秦】…張儀、蘇秦をいふ、孟子曰く、拙者は善く吾が浩然の氣を養ふと、是の浩然の氣といふ者は、天地の正氣にて、人の得て以て生ずる所の者、善く義理を以て之を培養するときは、常に五體に充滿して、浩然といき／＼して、假令疲るゝとなく、其作用を言へば、僅に五尺の體軀の中に寓すと雖も、其廣大なるとは、天地の間にも充塞する程の者なり、故にふと俄に善く此氣を養ひ得たる人に出遇ふ時は、王公も、其貴きを忘れて、之を敬ひ、晉楚の大國も、其富を忘れて、之を禮し、張良、陳平の智も窮まり、孟賁、賁育の勇も働けず、張儀、蘇秦の辯も奮ひ難し、畢竟是れ孰か之をして此くなきしむる者ぞ、速も人爲(ひとわざ)には及ぶまじ、されば其氣は、一時人身に假寓すれども、永劫不滅の者にて、必ず此形に依り付きて立つ者でもなく、身の力を持みて行く者でもなく、生命のあるを待ちて存在する者でもなく、身體の死亡と共に消滅する者でもなし、故に天に在りては星辰となり、(傳説是なり)地に在りては河嶽となり、(申、呂是なり)幽冥には鬼神となりて、現世には復び人となる、是れ皆一氣の作用、物理の當然にして、少しも怪むに足るとなし、以上第一段、古の聖賢の殺して神となる者は、皆神となる所以の理あるを言ふ、韓公の神の引起しとす、

自東漢以來、道喪文敝、異端竝起、歷唐貞觀、開元之盛、輔以房、杜、姚、宋、而不能救、獨韓文公起、布衣談笑、而麾之、天下靡然從公、復歸於正、蓋三百年於此矣、文起八代之衰、道濟天下之溺、忠犯人主之怒、而勇奪三軍之帥、此豈非參天地、關盛衰、浩然而獨存者乎、

【貞觀】…唐の太宗の年號、是時房社政を爲す、【開元】…玄宗の年號、是時姚宋政を爲す、【房杜】…房玄齡、杜如晦の、【姚宋】…姚崇、宋璟の、【文起八代之衰】…東漢、魏、晉、宋、齊、梁、陳、隋を八代といふ、此開の文章は、多く偶對に拘はりて、氣格振はず、故に衰ふといふ、【道濟天下之溺】…東漢以來、佛法天下に盛んにして、人心皆惑溺するをいふ、【忠犯人主之怒】…佛骨を論ずるとをいふ、【勇奪三軍之帥】…時に鎮州其節度使田弘正を殺して、王庭湊を立つ、朝廷韓愈に命じて、往きて宣諭せしむ、愈至りて、軍民を集めて、諭すに順逆を以てす、庭湊之を畏る、

東漢より以來、聖人の道衰へ、文章弊れて、異端竝び起る、唐の貞觀、開元の盛世を歴て、此時政事を輔佐する臣には、房元齡、杜如晦、又は姚崇、宋璟の如き、賢宰相ありて、相繼ぎて政を執りたれど、其弊を救ふこと能はざりき、獨り韓文公は、布衣の身より起りて、其道徳文章を以て、談笑しつゝ、天下に教ふると、大將が旗を把りて軍兵を指揮するが如くすれば、天下は皆文公に靡き従ひて、復び正道に歸したると、今日に至るまで、蓋し三百年が開なり、文章は、東漢以來、隋に至るまで、八代之衰へたるを起し、道徳は、天下の佛、老に沈溺せるを救ひ、忠義なるとは、人主(憲宗)の怒を犯して、其佛骨を迎へて禮するを諫め、其勇氣あるとは、三軍の帥(王庭湊)を折伏して、其言に従はしむ、是れ皆此氣の作用にして、謂ふ所の天地に參はり、盛衰に關かり、浩然として獨り存して亡びずといふ者にてはあらざるか、以上第二段、公の文、公の道、公の忠勇を寫して、其氣の浩然として獨り存するを見はす、

蓋嘗論天人之辨、以謂人無所不至、惟天不容僞、智可以欺、王公不可以欺、豚魚力可以得天下、不可以得匹夫匹婦之心、故公之精誠、能開衡山之雲、而不能回憲宗之惑、能馴鱷魚之暴、而不能弭皇甫鉞、李逢吉之謗、能信乎南海之民、廟食百世、而不能使其身一日安於朝廷之上、蓋公之所能者、天也、其所不能者、人也、

【豚魚】…易の中孚の卦に、中孚豚魚吉とあり、象に曰く、信の豚魚に及ぶなりと、豚や魚などは、無知のものなれ共、惟中心の至誠、能く之を感字せしむるを謂ふなり、【開衡山之雲】…韓愈の調三衡岳廟詩に云く、我來正逢三秋雨、陰氣晦昧無清風、潛心默禱若有應、豈非正直能感通、須臾靜掃衆穢出、仰見突兀撐清空とあり、此事を指すなり、【馴鱷魚之暴】…愈潮州に至りて、民の疾苦を問ふ、皆曰く、惡溪に鱷魚あり、民の害をなすと、愈文を作りて、溪水中に投じて、之を視す、是夕、暴風震電溪中より起る、數日にして、水盡く潤れ、西に徙

六十里、是より潮に鯉魚の患なし、【皇市鎮李逢吉之謗】：憲宗愈の潮州の謝表を得て、頗る感悟して、復び之を用ゐんと欲せしに、皇市鎮素より愈の直を忌みて、奏言すらく、愈終に疎狂なり、且らく内に移すべしと、乃ち冀州の刺史に改めらる、又時の宰相李逢吉が、李紳を惡みて、之を逐はんと欲せし時、愈を以て京兆尹と爲し、御史大夫を兼ねしめ、而して紳を御史中丞に除せり、紳果して愈を劾奏す、宰相蓋府の協はざるを名として、遂に愈を罷め、紳を外に出だせり、【南海】：潮州をいふ、
蓋し嘗て天と人の別を論じて思ふやう、人心の變詐なるは、至らぬ限もなく、あらゆる不善をなす者なれ共、惟天道は私なし、故に偽を容さず、智慧は以て王公を欺くべけれ共、反りて無知なる豚や魚などを欺くべからず、力は以て天下を得べけれ共、反りて愚昧なる匹夫匹婦の心を得べからず、是れ乃ち人智の私を以て、天に克つべからざる證なりと、故に公の精誠は、能く神明に感通して、衡山の雲霧を開きたれ共、反りて憲宗の胡神に迷ひたる心の闇みを悟らすと能はず、能く無知なる鯉魚の如き凶暴の者を馴れしめたれども、反りて其身は皇市鎮、李逢吉の謗を誦むると能はず、能く南海なる邊土の人民にまで信服せられて、百世の後に至るまで、廟を立て、人に奉祀せられたれども、反りて其身を一日も朝廷の上に安んぜしむると能はず、蓋し公の能くし得たる所は、天の道にして、乃ち至誠の物に感ずる者なり、其能くし得ざる所は、人爲にして、乃ち變詐をばざる者なり、以上第三段、此段は韓公の天上の大人物を以て、反りて一日も其身を朝廷の上に安んぜしむると能はざりしゆゑを論ず、

始潮人未知學、公命進士趙德爲之師、自是潮之士皆篤於文行、延及齊民、至於今號稱易治、信乎孔子之言、君子學道則愛人、而小人學道則易使也、潮人之事公也、飲食必祭、水旱疾疫、凡有求必禱焉、而廟在刺史公堂之後、民以出入爲艱、前太守欲請諸朝作新廟、不果、元祐五年、朝散郎王君滌來守是邦、所以養士治民者、一以公爲師、民既悅服、則出令曰、願新公廟者、聽民權趨之、卜地於州城之南七里、期年而廟成、

【孔子之言】：論語の陽貨篇に出づ、【朝散郎】：散官なり、
【韓公】：始め潮人未だ學を知らず、公進士の趙德に命じて、之が師とならしめて、以て人民に教授せしかば、是より學問も廣まりて、潮の士は、皆文學行狀に心掛け厚くなり、其餘風は延びて下々一般の人民に及びて、今日に至るまで、其土地は治め易しと評し合へり、信なるかな孔子

の言に、君子(身分ある者をいふ)が道を學ぶ時は、人を愛し、小人(賤しき者をいふ)が道を學ぶ時は、使役し易しとある通りなり、潮人の公に事ふるとは、誠を以て之に事へ、朝夕飲食のたびに、初穂を供へて、之を祭り、水害早損流行病などありて、神に求むるとある時は、必ず公に請るが例となり來れり、而るに、廟は刺史の公堂(やくしよ)の後にあるをもて、人民は、其參詣の出入を難澁がりければ、前の太守(刺史と云ひ、太守と云ふ、皆假稱なり、其實は、俱に知州のとなり)之を朝廷に請ひて、新廟を作らんと欲したれども果さず、元祐五年、朝散郎の王君滌、來りて是邦に守たり、凡そ士を養ひ民を治むる所以の者は、一切公を以て手本とす、民既に悦びて服従せしかば、頓て布命を出して曰く、公の廟を新造せんと願ふ者あらば許さんと、其下知を聞きて、人民は皆權びて之に趨き、州城の南七里程の土地を見立て、普請に取掛り、全一ヶ年程にて落成せり、以上第四段、廟を作れるを言ふ、

或曰、公去國萬里而謫於潮、不能一歲而歸、沒而有知其不眷戀於潮也、審矣、軾曰、不然、公之神在天下者、如水之在地中、無所往而不存也、而潮人獨信之深、思之至、君蒿悽愴、若或見之、辟如鑿井得泉、而曰水專在是、豈理也哉、元豐元年、詔封公昌黎伯、故榜曰昌黎伯韓文公之廟、潮人請書其事於石、因作詩以遺之、使歌以祀公、

【蒸蒿悽愴】：禮記の祭義篇に、其氣發揚于上、爲昭明蒸蒿悽愴、此百物之精也、神之著也とあり、蒸蒿は、神靈の氣の顯はれ動く所を言ふ、悽愴は、心に感じて、身の毛のよだつ心地して、すさまじき意なり、【元豐】：宋の神宗の年號なり、
【韓公】：或人曰く、公は都を去ると萬里にして、此潮州に謫居せられ、一年も立たぬ内に、歸りたるとなれば、たとひ歿して神となりて、物を知るにありとも、其潮州を慕はれざらんとは明かなりと、軾之に應へて曰く、然らず、公の神の天下に在るは、水の地中に在るが如くにして、往く所として在らざるはなし、而るに、潮人のみが公を信ずると深く、之を思ふに至り、公の亡き後にも、蒸蒿とて、其氣發揚して、何となく、其光容に接するが如く、又悽愴とて、自づと悚然と(ぞつと)身の毛のよだつ心地して、公の神靈を見るが如く、奇特靈驗もあるやうに思ふは、譬へば、井を鑿りて、水を得たる者が、水は専ら是にのみ在りといふと同一の證にして、聞かぬ理窟なり、神は祭る所に從ひて感應あり、水は井を鑿る所に隨ひて湧き出づる者なりと、(此一)段は、或人の疑問を設けて、公の神は、天下に在らざる所なれども、特に潮人に信ぜらるる所以を云ふ、林西仲云く、上文は、たゞ公の當に神となるべきをいひて、未だ嘗て潮州を提出せず、此處忽ち一問答をなす、乃ち補題法なりと、元豐元年、詔ありて、公を昌黎の伯に封せられしが故に、額を掲げて、昌黎伯韓文公之廟と云ふ、潮人其事をもて石に書さんとを請ふ、因りて爲めに詩を作りて、以て之に遺り、歌ひて以て公を祀らしむ、以上第五段、

其辭曰、

公昔騎龍白雲鄉、手抉雲漢分天章、天孫爲織雲錦裳、飄然乘風來帝旁、下與濁世掃粃糠、西游咸池略扶桑、草木衣被昭回光、追逐李杜參翱翔、汗流籍湜走且僵、滅沒倒景不得望、

【白雲鄉】天をいふなり、【雲漢】天河なり、詩經に、俶彼雲漢、爲章于天と見ゆ、故に天章といふ、天河を天の文章に見たて、云ひたるなり、【天孫】史記の天官書に、織女は天の女孫なりとあり、【雲錦裳】太上飛行羽經と云へる道書に、七色夜光雲錦裳とあり、天孫の織る所の裳ゆゑ、雲錦裳といへるなり、【咸池】日の入る所をいふ、【扶桑】日の出づる所をいふ、【昭回】詩經に、俶彼雲漢、昭回于天と見ゆ、其光天に隨ひて轉ずるゆゑ、昭回といふ、【李杜】李白と杜甫をいふ、二人は、詩の名人なり、【籍湜】張籍と皇甫湜をいふ、二人は、皆公に學ぶもの、【倒景】人天上に在りて、下に向ひて日月を視る、故に倒景といふ、景は、影と同じ、韓公の未だ人間に降らざる以前、龍に騎りて、彼の天上の白雲郷に在りて、手を以て雲漢を攬りて、天の文章を擇り分ちしとあり、其折天の織女が、公のために五色の文をなせる雲錦裳を織りて、與へられしかば、公は之を著て、ひらくと風に乗りて、天帝の旁より、飛びて下界に降られたり、此は、先づ公の文章は、之ん天に得しを言ふ、さて下界に降りて、濁れる世の中の糞(しひな)穢(ぬか)の如き、古人の糟粕をのみ嘗め居る、拙き文章を掃除し、西の方は咸池の極より、東の方は扶桑の邊に至るまで、めぐりくれば、心なき草木までも、公の文章道徳の昭(てり)回(めぐ)る光輝を被らぬ者とはなし、彼の李白、杜甫などの神と打連立ちて、三人にて、天下を翻翻(とびかけ)りたれば、張籍、皇甫湜の輩が、汗を流して跡を追ひ慕へども、逆も追付く叶はずして、走りつゝ、僵れて死したり、さて三人は、羽をして天上し、太陽を目的の下に見下す程の高處に至りて、其影は見えずなりぬ、此は、公の詩文章の雄者なるとは、李、杜を相手にする程にて、逆も籍、湜輩の及ぶ所に非ざるをいふ、

作書詆佛譏君王、要觀南海窺衡湘、歷舜九疑弔英皇、祝融先驅海若藏、約束蛟鱷如驅羊、鈞天無人帝悲傷、謳吟下招遣巫陽、爆牲雞卜羞我觴、於粲荔丹與蕉黃、公不少留我涕滂、翩然被髮下大荒、

【九疑】山の名、舜を葬る所なり、【英皇】楚の女、舜の妃、娥皇と俱に、舜の南征に従ひ、江湖の間に死す、俗に之を湘君と謂ふ、

【祝融】南海の神の名、【海若】海神の名、【鈞天】呂氏春秋に、天に九野あり、中央を鈞天と曰ふとあり、鈞は、平なり、四方の主たり、故に鈞天と曰ふ、【巫陽】巫祝の英名なり、【驅牲】羊牛とて、牛の一種なり、【雞卜】越の俗、雞の骨を以て占ひて、祭るとあり、【於粲】一本に於餐に作る、於は、歎詞なり、【大荒】大虚を謂ふなり、公は、佛骨の表を作りて、佛を詆り、又君をも譏り、さて都にも飽き果てたれば、南海を見物し、衡山や湘水の邊をも眺め、昔し舜の葬られし九疑山を歴て、其妃英皇の遺跡をも弔はんと欲したり、公の神が此地へ御越あるに付き、南海の神なる祝融は、自身に出現へ、海若などは、恐れ惑ひて、逃げ隠れたり、彼の恐ろしき蛟鱷などを驅もて東歸したると、弱き羊を驅り使ふが如し、(此は、公が憲宗の怒に觸れて、潮州に貶謫せられしをいふ、神として言ふゆゑ、斯くは詞を立てしなり)、さて又公は永らく此下界に居られしとなれば、天上にては輔佐の人なしとて、天帝は悲傷せられて、謡吟しつゝ下り招く御使に巫陽を遣はされたり、(此は、公の神が、天帝の御用召に預かりて、再び天に立戻るといふ、即ち公の死ぬるとをいへるなり)、公は遂に上天せられたれば、潮人は、野牛を殺して牲となし、雞の骨を以て、吉凶を卜し、我が觴の酒を差めて、公の神を祭り、又赤き荔枝と黄なる芭蕉の實とを差めて、之を食はしむ、公は少しも此地に留らぬゆゑ、我が潮人は、いと慕はしく思ひて、涙の落つると大雨の滂沱たるが如し、願はくは公の神よ、翩然と飛び翔りて、大虚より下りて、我々の祭を享けられよ、(此は潮人の公を祭るとを敘せしなり、此詩は、潮人が祭の時に歌ふものなれば、我涕滂とは、潮人の言ふ詞なり、之を東坡の詞とするは宜しからず、上の産我觴も、同様なり)、

表忠觀碑

觀とは、道士の居る所の名、之を表忠と名づけたる譯は、吳越國王錢氏が、朝廷に對して恭順の意を表したるを嘉せるなり、此文終篇唯趙抃の疏を取りて敘となし、而して之に係くるに餘を以てす、作法最も奇なり、凡て六段、

熙寧十年十月戊子、資政殿大學士右諫議大夫、知杭州軍州事、臣抃言、故吳越國王錢氏墳廟、及其父祖妃夫人子孫之墳、在錢塘者一十有六、在臨安者十有一、皆蕪廢不治、父老過之、有流涕、

者、

熙寧(神宗の年號)十年十月戊子、資政殿の大學生、右諫議大夫、知杭州の軍州事、臣并(趙抃)字は閱道(言す、故の吳越國王錢氏の墳廟、及び其繼妃夫人子孫の墳墓の錢塘に在る者、十有六ヶ所、臨安に在る者は、十有一ヶ所なるが、何れも大破になりて、手入れ行届かず、土地の父老などが、此を通り過ぐる者は、昔を忍びて涕を流す者あり、)以上第一段、先づ錢氏の墳廟を治めざるを彼し、表忠觀を立つる所以の根元を見す、

謹按故武肅王鏐始以鄉兵破走黃巢、名聞江淮、復以八都兵討劉漢宏、并越州、以奉董昌、而自居於杭、及昌以越叛、則誅昌而并越、盡有浙東西之地、傳其子文穆王元瓘、至其孫忠顯王仁佐、遂破李景兵、取福州、而仁佐之弟忠懿王俶又大出兵攻景、以迎周世宗之師、其後卒以國入覲、三世四王與五代相終始、

【武肅王鏐】…臨安の人、姓は錢、唐の末に國を立て、吳越王と稱す、武肅は、其諡なり、【黃巢】…唐の僖宗の時、賊を爲し、諸州を剽掠す、【八都兵】…吳越世家に、都統高詳、董昌を表して、杭州の刺史とす、是時天下已に亂れたり、昌乃ち諸縣の兵を團結して、八都とし、鏐を以て都探使とすと見ゆ、八都は、八組なり、【劉漢宏】…時に越州の觀察使なり、【董昌】…の叛するは、乾寧二年に在り、錢鏐全武を遣りて、昌を攻め、執へて杭州に歸る、鈞水に投じて死す、【忠顯】…顯一に缺に作る、【李景】…國を南唐と號す、【三世四王】…鏐の子元瓘、元瓘の子仁佐、仁佐の弟俶、三世にして四王なり、【五代】…梁、唐、晉、漢、周なり、

天下大亂、豪傑蜂起、方是時、以數州之地、盜名字者、不可勝數、既覆其族、延及於無辜之民、罔有子遺、而吳越地方千里、帶甲十萬、

鑄山煮海、犀象珠玉之富、甲於天下、然終不失臣節、貢獻相望於道、是以其民至於老死、不識兵革、四時嬉遊、歌鼓之聲相聞、至於今不廢、其有德於斯民甚厚、

【盜名字】…位號を僭稱して、帝王と稱するをいふ、【罔有子遺】…子は、單なり、單子(ひとり)の遺る者なきを謂ふ、さて唐末より五代に掛けて、天下大に亂れ、豪傑は蜂の如くに起る、是時に方りて、數州の地を押領して、私に帝王と稱する者などは、數へきれぬ程多くありたり、既に其族を破滅せしが上に、其禍延きて無辜の人民まで遺棄なきに至れり、而るに、吳越は、地方千里の廣さあり、甲冑を蓄たる兵士は、十萬も備はり、山の金銀を鑄、海の鹽を煮る、其他犀角象牙珠玉の富は、天下第一等なるにも拘はらず、終に臣節を失はずして、能く恭順の道を盡し、歲時貢獻の使者は、道路に相親めり、是を以て、其民老死に至るまで、兵革を識らず、四時嬉(たのしみ)遊び、歌鼓の聲相聞えて、今に至るまで廢せず、其人民に德あると甚だ厚し、以上第三段、此は、宋以前に在りて、其歴世民に德あることを彼す、爵亂を以て民を残ふ者を以て形起す、

皇宋受命、四方僭亂、以次削平、西蜀江南、負其峻遠、兵至城下、力屈勢窮、然後束手、而河東劉氏、百戰守死、以抗王師、積骸爲城、醜血爲池、竭天下之力、僅乃克之、獨吳越不待告命、封府庫、籍郡縣、請吏於朝、跡去其國、如去傳舍、其有功於朝廷甚大、

【西蜀】…長興二年、孟知祥位に即き、其子昶に傳ふ、宋の太祖擊ちて之を滅す、【江南】…本と南唐と稱せしが、李煜の時、自ら貶して、江南と稱す、乾德九年、宋のために滅ぼさる、歐文の送三田畫秀才序、及び有美堂記を參看すべし、【河東劉氏】…太原に都す、太平興國四年に滅ぶ、【跡】…視に同じ、
皇宋が天命を受けて、天子となられしより、四方僭亂の國々は、追々と次第に削平せられしが、西蜀の孟氏と、江南の李氏とは、其地の險阻にして遠きを負ひて、容易には服せず、宋の兵の城下に攻め入るに及びて、力屈し勢窮まり、據なく手を束ねて降参せり、而して、河東の劉氏は、なか／＼に聽かず、百戰して死を守り、以て王師に抵抗し、死傷の夥しきとば、骸を積みて城となし、血を醜(した)みて池となす程なりければ、天下の力を竭して、僅に(やつと)之に打勝てり、獨り吳越のみは、朝廷の詔命を持たずして、自ら其府庫に封印を付け、郡縣の人員と段別とを編簿に認めて、朝廷へ差出し、役人の出張を請ひて、自ら其國を引拂ふと、檣櫓屋にても立去る如くに思ひたり、其朝廷に對して功あると甚だ大なり、以上第四段、此は、宋の世となりて後、吏を請ひ命を歸し、朝廷に功あると言ふ、險を負ひて師を勞する者を以て形起す、

昔寶融以河西歸漢光武詔右扶風修理其父祖墳塋祠以太牢今錢氏功德殆過於融而未及百年墳廟不治行道嗟傷甚非所以勸獎忠臣慰答民心之義也

臣願以龍山廢佛祠曰妙因院者爲觀使錢氏之孫爲道士曰自然者居之凡墳廟之在錢塘者以付自然其在臨安者以付吳縣之淨土寺僧曰道微歲各度其徒一人使世掌之籍其地之所入以時修其祠宇封殖其草木有不治者縣令丞察之甚者易其人庶幾永終不墜以稱朝廷待錢氏之意臣抃味死以聞制曰可其妙因院改賜名曰表忠觀

【道士】：老子の教を修むる者なり其居る所を觀といふ、【封植】：殖或は植に作る、
【區】：區は龍山の廢たれたる寺の妙因院と曰へる者を以て觀となし、錢氏の孫にて道士となりて其名を自然と曰へる者をして之に住居せしめ、凡て其墳廟の錢塘に在る者は、以て自然に付して之を守らしめ、其臨安に在る墳廟は、以て吳縣なる淨土寺の僧の道微といへる者に付して之を守らしめ、毎年雙方とも、其徒第一一人づゝを度して、入道せしむると、官より度牒を給して、之を許可する制なり、世々之を掌らしめ、其地の收納を以て、其祠宇の修繕をなし、其草木を培植し、手入の行届かぬとあれば、縣令又は丞にて之を取調べ、甚しきは、其人を取替ふるとに致さば、庶幾はくは墳廟も永年墜廢せず、以て朝廷の錢氏を待遇する御旨意にも能く叶はんと存ず、臣抃味死して以聞すと、右は趙抃の上書の旨意なり、頓て其中立通り御聞届になりたる趣御裁下あり、因りて其妙因院を改めて名を賜はりて、表忠

觀といふ、以上第六段、

銘曰

天目之山、蒼水出焉、龍飛鳳舞、萃於臨安、篤生異人、絕類離群、奮挺大呼、從者如雲、

【天目山】：臨安の西に在り、山下に兩湖あり、左右の目の如し、故に名づく、【龍飛鳳舞】：山の形を云ふ、郭璞の臨安志に、天目山前兩乳長、龍飛鳳舞、到錢塘とあり、此句の本づく所なり、【挺】：當に挺に作るべし、
【天目】：山は、蒼水といふ川の流の出づる所なり、其山勢は、龍の飛び鳳の舞ふが如く、山水精英の氣は、盡く此臨安に萃まれり、篤く天の福を得て、世に珍らしき人こそ出でたれ、類を絶ち群を離れて、復た其比を見ず、挺（つゝ）を奮つて大呼すれば、從ふ者の多きと雲の如くなり、（以上は、地勢人物の並び秀でたるをいふ、）

仰天誓江、月星晦蒙、强弩射潮、江海爲東、殺宏誅昌、奄有吳越、金券玉册、虎符龍節、

【仰天誓江】：中和二年、劉漢安將に浙西を圍らんとしければ、董昌は、錢鏐を遣はして、之を禦がしむ、七月十二日夜、將に江を渡らんとせしに、星月皎然と澄み渡りて、兵を渡し難かりければ、鏐親ら江沙を掬して之を呑み、祝して曰く、吾義兵を以て賊を討ず、天若し助けられなば、願はくは陰雲月を蔽ひて、以て我師を濟らしめよと、俄かにして雲霧四方に起り、咫尺晦冥となる、乃ち江を渡る、【强弩射潮】：鏐始めて捍海塘を築く、江濤の衝激に因りて、强弩を命じて、以て潮頭を射しめたる事あり、【金券玉册】：金券は、即ち金印なり、鏐鏐職貢を唐に修めて、金印玉册を求めしに、有司言へらく、故事に惟天子のみ玉を用ゐる、王公は皆竹册を用ゐると、莊宗曲げて鐔の請に従ふ、【虎符龍節】：虎形の割符、龍頭の節信、亦莊宗の賜ふ所なり、
【或る時は、天を仰ぎて、江に誓へば、月星は晦蒙にして、光を隠せり、又或る時は、强弩もて潮を射れば、江海の水は、爲めに退去れり、劉漢宏を殺し、董昌を誅して、吳越を奄有（まゝ）りせり、金券玉册、以て王爵を賜ひ、虎符龍節、以て王土を賜ふ、（以上は、國を有つことを誌す）

大城其居、包絡山川、左江右湖、控引島蠻、歲時歸休、以燕父老、擘如神人、玉帶毬馬、

【燕父老】：歸衣錦樓を起し、故老を宴す、山林皆覆ふに錦を以てす、又還鄉歌を作る、【擘】：光明なり、【玉帶毬馬】：毬馬は、打

徳に用ゐる馬といふ義なり、祖の太祖、嘗て吳越の進奏吏に問ひて曰く、錢鏐平生好む所ありやと、吏曰く、玉帶名馬を好むと、太祖笑ひて曰く、眞の英雄なりと、乃ち玉帶一匣、打毬の御馬十四を以て之に賜ふ、
【蘇】斯くて大に其居城を築立て、山川を取圍み、大江を左にし、湖水を右にし、鳥蠻の地まで引付けたり、歳時には、郷里に歸休して、以て父老を憂慮しけるが、玉帶を佩き、毬馬に誇り、其威儀は、まばゆきまでに輝きて、宛がら神人の如くに思はれたり、(以上は、形勝と氣概とをいふ)

四十一年、寅畏小心、厥篚相望、大貝南金、五朝昏亂、罔堪託國、三王相承、以待有徳、

【厥篚】…貢獻の物を謂ふ、篚は、はこなり、篚に納れて貢するゆゑ、之を篚といふなり、【大貝】…其大さ車渠の如き貝なり、【南金】…割揚の地より出づる所ゆゑに南金といふ、

【蘇】在位四十一年の間、寅(つゝし)畏れ、心を小にして、中國に事へ、其貢獻は、道路に相望みて、引きも切らず、大なる貝や、南地産出の金類など、品々あり、五代の朝は、何れも其徳昏亂にして、此吳越の國を託するに堪ふる者なし、三王相繼ぎて、以て有徳の君をぞ待ちたりける、(以上は、吳越の累世恭順なるをいふ)

既獲所歸、弗謀弗咨、先王之志、我維行之、天祚忠孝、世有爵邑、允文允武、子孫千億、

【蘇】さて彌々以て歸する所を獲れば、何人にも謀らず咨はず、先王(錢鏐をいふ)の志は、我れ維れ之を行ふ、天忠孝に祚(さい)ひし、世世爵邑を有てり、允(まこと)に文、允に武にして、子孫は千億の多きに及びべり、(以上は、宋に歸して、子孫繁榮するをいふ)

帝謂守臣、治其祠境、毋俾樵牧、愧我後昆、龍山之陽、歸焉新宮、匪私於錢、唯以勸忠、

【後昆】…昆も、後の義なり、
【蘇】皇帝守土の臣に仰付けらるゝやう、錢氏が祠境を修治して、樵夫牧兒などに踏み荒らさせて、我が錢氏の子孫の愧を遺さぬやうに計らへとなり、龍山の陽に端然と見上ぐる程に築き立てたる新宮あり、敢て錢氏に私するに非ず、唯以て忠臣を勸め賜まさんとその思召なり、(以上は、題の本事なり、美を帝命の忠を勸むるに歸す)

非忠無君、非孝無親、凡百有位、視此刻文、

【蘇】忠道に非ざれば、君は立たず、孝道に非ざれば、親は立たず、忠孝の二道は、人生の大綱なり、凡そ百の位ある人々は、此の刻文を視て、自ら警むる所あれ、(通篇忠孝の二字を以て主とす、終りに臨み、唯八字をて之を收斂す)
【沈評】其功を表し、其徳を表するは、以て忠を表する所に非ざるはなし、直ちに趙普(蘇)の疏を敘し、而して保くるに銘を以てす、點竄の功曾て司馬子長に異ならんや、刑公(王安石)は、其史記の秦楚の際の諸侯王の年表に似たりと謂へるは、洵に然り、(司馬子長は、司馬遷のとなり、點竄は、文字のぬきさしすると、史記の文は、往々古書を取りて隱括して篇を成せり、此文も亦趙普の疏を取りて敘とす、其手際、は、史記に似たるをいふなり)

司馬溫公神道碑

此文、公の天祐を受くるは、其誠一の徳に由るを言ふ、二聖の知を以て起し、神宗の知を以て結ぶ、全篇議論多くして、敘事少きは、別に行狀墓誌あるを以てなり、凡て八段、

上即位之三年、朝廷清明、百揆時敘、民安其生、風俗一變、異時薄夫鄙人、皆洗心易徳、務爲忠厚、人人自重、恥言人過、中國無事、四譯稽首、請命、惟西羌夏人、叛服不常、懷毒自疑、數入爲寇、上命諸將、按兵不戰、示以形勢、不數月、生致大首領鬼章、青宜結、闕下夏人十數萬寇涇原、至鎮戎城下、五日無所得、一夕遁去、而西羌兀征聲延、以其族萬人來降、

【百揆時敘】…書經舜典の語なり、揆とは、度なり、庶政を揆かりて、時を以て敘て、廢事なきをいふなり、【鬼章青宜結】…西蕃の二酋の名、【兀征聲延】…亦酋長の名、

【蘇】哲宗皇帝即位の三年、朝廷の政は清明にして、百務それらに畢がり、人民は其生業に安堵し、風俗も昔とは打つて變りて好くなりたり、昔の薄夫鄙人は、皆心を洗ひ、徳を易へ、務めて忠厚をなすやうになり、人々自分の身を大切に思ひて、人の過失などを言ふとを耻づ、中國は無事平穩にして、四夷も通辯の申入れを以て、稽首して朝命を受けんとを請へり、惟西羌と夏人とのみは、服したり叛きたりして、更に一定せしむなく、兎角心中に毒を懷きて、自ら疑惑し、度々寇をなしたれば、上には諸將に御申付ありて、兵を抑へて戰はず、たゞ示すに形勢を以

てせしめられたれば、數月立たぬ間に、果して大首領なる兇章と青宜結との兩人を生捕りて、關下に引來れり、又夏人は、十數萬を以て、涇原に寇し、鎮戎城下まで攻め込みしが、五日の間何一つの獲ものなくして、一夕自ら遁れ去れり、而して西羌の酋長元征辟延ば、其族萬人を以て來り降れり、

黄河始決曹村既築靈平復決小吳橫流五年朔方騷然而今歲之秋積雨彌月河不大溢及冬水入地益深有北流赴海復禹舊迹之勢凡上所欲不求而獲而其所惡不麾而去天下曉然知天意與上合庶幾復見至治之成家給人足刑措不用如咸平景德間也、

又黄河の水、始め曹村にて隄防を押し崩したれば、頓て靈平に之を築きしに、復び小吳にて押し破られぬ、其後五ヶ年程は、手を着けず、水の流るゝに打任せたれば、朔方の地は、それがために騒然たり、而るに、今歲の秋、永雨打續きて、月を越えたれど、河水は格別に溢れず、冬に及びては、水の地に入ると益々深く、(河身を成して、他へ氾濫せざると)、北流して海に赴き、大禹の舊迹を復せんとする模様も見ゆる程なり、斯く外夷の降服と云ひ、黄河の水と云ひ、格別に力を用ゐたるにあらねど、凡べて上の思召さるゝとは、求めずして獲、其惡ませらるゝとは、應かすして去る、天下の人々は、嗚然として、天意の在る所、自然上意と合體一致することを知り、世の中は復び平極の治平となりて、家々給たり、人々足り、刑罰は措きて用ゐざると、昔の咸平、景德、俱に眞宗の時(年號)の間の如くならんことを庶幾ふ様になれり、以上第一段、此は、天の二聖を祐くるは、能く司馬光を用ゐたる故なることを説かんとて、先づ此二事を擧げたるなり、

或以問臣軾上與太皇太后安所施設而及此臣軾對曰在易大有上九自天祐之吉無不利孔子曰天之所助者順也人之所助者信也履信思乎順又以尚賢也是以自天祐之吉無不利今二聖躬信順以先天下而用司馬公以致天下士應是三德矣、

【孔子曰】…易の繫辭の詞、【二聖】…哲宗皇帝と神宗の母高氏とを云ふ、此時、高氏哲宗を輔けて、政を聽く、【大有】…易の卦の名、

或る人此事に付きて、臣軾に問ひて曰く、今上と太皇太后とは、如何なる御政道を施したまひて、此に及べるか、臣軾之に對へて曰く、是の大有の卦の上九の爻に在り、其詞に、天より之を祐く、吉にして利ならざることをなしとあり、孔子之を釋して曰く、天の助くる所の者は順なり、(順とは、理の自然を謂ふ)、人の助くる所の者は信なり、(信とは、理の誠實をいふ)、身に行ふ所信を履み、心に存する所順を思ひ、且つ又賢を尚ぶ象あり、(大有の上九は、剛を以て上に居り、下六五に従ふ、是れ身の履む所は信實にして偽りなし、以て人の道に合ふあり、心の思ふ所は和順にして乖かず、以て天の道に合ふあり、又信順を以て賢を尚ぶ、以て天命に合ふあり)是を以て、天より之を祐く、吉にして利ならざることなしと、今二聖には、信順の道を射ら履ませられて、以て天下に先んじたまひ、而して司馬公を用ゐて、以て天下の士を致したまへるは、是の三德(信、順、尚賢)に應ずる道なり、以上第二段、此れ前段を承けて、二聖の公を用ゐたるに因りて天祐を受けたるとを言ふ、按ずるに、唐荆川、呂晚村の諸氏は、皆此にて段落を畫す、而るに、沈本は、下の天相之矣に至りて一截す、愚を以て之を觀るに、此上は二聖の公を用ゐたることを言ひ、下は公の天の相を得たることを説く、宜しく唐、呂に従ふべきに似たり、

且以臣觀之公仁人也天相之矣何以知其然也曰公以文章名於世而以忠義自結人主朝廷知之可也四方之人何自知之士大夫知之可也農商走卒何自知之中國知之可也九夷八蠻何自知之、

且つ臣を以て之を觀るに、公は仁人なり、天相を相けたり、そは何を以て其然を知るぞと問はば、公は本と文章を以て世に名高く、又忠義を以て自ら人主に結びたる人なれば、朝廷の之を知るは、左もあるべきなり、四方の人は何によりて之を知りたるか、士大夫の之を知るは、左もあるべし、農商走卒は何によりて之を知りたるか、中國の人の之を知るは、左もあるべし、九夷八蠻の之を知るは、何によりて之を知りたるか、

方其退居於洛渺然如顔子之在陋巷纍然如屈原之在陂澤其與民相忘也久矣而名震天下如雷霆如河漢如家至而日見之聞其名者雖愚無知如婦人孺子勇悍難化如軍伍夷狄以至於姦邪小人雖惡其害己仇而疾之者莫不斂衽變色咨嗟太息或

至於流涕也、

【滯然】……一に眇然に作る、【景然】……景徳の貌とて、やつるゝと、其退きて洛に居られし時に當りては、眇然とさし、やかなる暮しにて、顔子の陋巷に居たる時の如く、景然とやつれば、屈原の波澤にさまよへる時の如く、其天下の人民と相忘るゝと久しかりしに、其名の天下に震ふゝとは、雷霆の如く、（人の耳につくをいふ）、河漢の如く、（人の目につくをいふ）家ごとに至りて、日々に之を見るが如し、（忘れざるをいふ）、其名を聞く者は、愚にして物の辨へもなきと婦人孺子の如き者、又勇悍にして教化し難きこと兵卒や夷狄の如き者、及び姦邪の小人に至りては、其己が身を害せらるゝを恐みて、仇同様に之を疾む者と雖も、公の退居を聞きては、（悲し）を合はせ、色を變へて、春暁太息し、或は涕を流すに至らぬ者はなかりき、已上第三段、天の公を相くる所を説き、人心の歸向を寫す、

元豊之末、臣自登州入朝、過八州、以至京師、民知其與公善也、所在數千人、聚而號呼於馬首曰、寄謝司馬丞相、慎毋去朝廷、厚自愛、以活百姓、如是者蓋千餘里、不絕、至京師、聞士大夫言、公初入朝、民擁其馬、至不得行、衛士見公、擊跪流涕者、不可勝數、公懼而歸洛、

【擊跪】……擊は、手を拱するをいふ、

元豊の末に、臣登州より入朝せし時、（元豊八年、公登州より禮部郎の官を以て、召されて京師に至る、）途中八州を過ぎて、以て京師に至りしに、人民は、拙者が公と善きと知りたれば、所在數千人、聚まりて馬首に號呼し、口々に申すやう、司馬丞相に言傳てせよ、慎みて朝廷を去るとなかれ、厚く自愛して、以て百姓を活かせと、千餘里の間、何處も同様にて、引きも断れずにつづきたり、京師に至りて、士大夫の言を聞くに、公の初めて入朝せしとき、人民は、馬首に取附きて、行くともならぬ程なり、衛士共は、公を見て、手を拱き足を跪き、涕を流す者、數へ切れぬ程多し、公は餘りのと思ひて、懼れて洛へ歸れりとぞ、

遼人夏人遣使入朝、與吾使至虜中者、虜必問公起居、而遼人敕其邊吏曰、中國相司馬矣、慎毋生事、開邊隙、

遼人、夏人が、使を遣はして入朝せしめし時と、吾が使の虜中に至りし時とは、虜は必ず公の起居を問へり、殊に遼人などは、其國の邊史に、中國にては、司馬を相とせり、慎みて事を出來して、國境の警嚴を閑くとなかれと戒めたりとぞ、

其後公薨、京師之民罷市而往弔、弔衣以致奠、巷哭以過車者、蓋以千萬數、上命戶部侍郎趙瞻、內侍省押班馮宗道、護其喪歸葬、瞻等既還、皆言民哭公哀甚、如哭其私親、四方來會奠者、蓋數萬人、而嶺南封州父老相率致祭、且作佛事、以薦公者、其詞尤哀、炷燭於手頂、以送公葬者、凡百餘人、而畫像以祠公者、天下皆是也、此豈人力也哉、天相之也、

【燭】……香と通ず、

其後、公の薨せしとき、京師の民は、市を罷めて、往きて弔ひ、衣を擲ぎて、祭を致し、或は往來中にて、哭しつゝ、喪車の過ぐるを拜む者、蓋し千萬を以て數ふる程なり、上には戶部侍郎の趙瞻、內侍省押班の馮宗道の二人を遣はされ、其喪を護送して、歸里に歸葬せしむ、瞻等既に還りて、何れも申すやう、人民は公を哭して、哀むこと甚し、其さま己の親を哭するが如し、四方より來りて葬に會する者、其數蓋し數萬人程なり、而して嶺南なる封州の父老は、相率めて祭を致し、且つ佛事供養をなして、公に追薦する者、其詞尤も哀し、香を手頂に炷（た）きて公の葬を送る者、凡そ百餘人ありきと、而して又公の像を畫きて、以て公を祠る者は、天下中何れの土地も同様なり、公の盛んなるときは、此の如し、此れ豈人力ならんや、天の之を相くるに相違あるまじ、已上第四段、此れ亦前段と同じく、天の公を相くる所を説き、人心の歸向を寫す、但前段は虚敘し、此は實敘するのみ、

匹夫而能動天、亦必有道矣、非至誠一德、其孰能使之、記曰、惟天下之至誠、爲能盡其性、能盡其性、則能盡人之性、能盡人之性、則能盡物之性、能盡物之性、則可以贊天地之化育矣、書曰、惟尹躬

暨湯咸有一德克享天心又曰德惟一動罔不吉德二三動罔不凶

【記曰】…今の中庸の語なり、中庸は本と禮記中の一節なり、故に記と言へるなり、【書曰】…咸有一德の語なり、
【書曰】…咸有一德の語なり、
四夫の身を以て、能く天をも感動せしむると此の如きに至る者は、亦必ず其道あるに相異なし、至誠と一徳とに非ざれば、いかで能く斯くあらしめんや、(至誠とは、眞實無妄とて、心に一點の私心を挟まぬとて、即ち人性の本分なり、一徳とは、其徳を純一にして、油断なく勉強するをいふ)禮記に、至誠の效を稱して、惟天下の至誠なる者こそ、能く己が性の本分を盡し、毫髪の私心なく、能く天理を全くするを得るなれ、能く己の性を盡す者にてこそ、能く他の人々にも其性を盡させて、遺徳なからしむとを得るなれ、能く人々の性を盡さず者なればこそ、亦能く萬物の性を盡させ、禽獸草木に至るまでも、各々其宜しきを得るなれ、斯く人物の性を盡して、各々其所を得しむるに至りては、其功以て天地造化の工を贊助すべしとあり、此は至誠の極效を申したるなり、又書經に、惟伊尹の躬と湯とのみは、皆純一の徳ありて、克く天の心に叶へりとあり、又徳が惟一なれば、爲すととして吉ならざるはなし、徳が二三なれば、爲すととして凶ならざるはなしとあり、(徳の二三なるは、其志操の堅からず、行の純一ならざるを云ふなり)

或以千金與人而人不喜或以一言使人而人死之者誠與不誠故也稽天之潦不能終朝而一綫之澍可以達石者一與不一故也誠而一古之聖人不能加毫末於此矣而況公乎故臣論公之德至於感人心動天地巍巍如此而蔽之以二言曰誠曰一

【釋】…聖人なり、大浸稽天の語、莊子に出づ、
世には、千金を以て人に與ふれども、其人を受くると喜ばざるとあり、又一言を以て人を使へども、其人命をも惜まず、之がために死する者あり、それは何故ぞといふに、唯其誠あると、誠なきとの相違なり、又天へも屑く程に湛へたる雨水も、朝の内引くとあり、而るに細絲程の澍(した)も、石を透す力あるは、(一專一なり)なるとの相違なり、誠にして一なれば、人の徳は十分至極にて、古の聖人とても、此上毫末の力を添ふると能はず、而るを況んや公をや、故に臣が公の徳の人心を感ぜしめ、天地を動かす、其高大なるを、此の如きに至る者を論じて、唯二言を以て之を蔽ひて、曰く誠なり、曰く一なりと、此れにて公の一生を盡すべし、以上第五段、公の平生の行事能く天人を感ぜしむるは、唯其誠一の徳あるに由るとを説く、
公諱光字君實其先河内人晉安平獻王孚之後王之裔孫征東

大將軍陽始葬今陝州夏縣涑水鄉子孫因家焉曾祖諱政以五代衰亂不仕贈太子太保祖諱炫舉進士試祕書省校書郎終於耀州富平縣令贈太子太傅考諱池寶元慶歷間名臣終於兵部郎中天章閣待制贈太師溫國公曾祖妣薛氏祖妣皇聶氏妣國氏皆封溫國太夫人

公諱光字君實其先河内の人にて、西晉の安平獻王司馬孚の後なり、王の裔孫、征東大將軍なる司馬陽と云ふ者、始めて今の陝州なる夏縣の涑水郷に葬る、子孫因りて此地に住居す、曾祖諱は政、五代の衰亂せるを以て仕官せず、太子太保を贈らる、祖諱は炫、進士に擧げられ、祕書省の校書郎に試みられ、耀州の富平縣の令に終る、太子太傅を贈らる、考諱は池、寶元、慶歷の間の名臣なり、兵部郎中天章閣の待制に終る、太師温國公を贈らる、曾祖妣は薛氏、祖妣は皇聶氏、妣は國氏、何れも温國太夫人に封ぜらる、(此は、公の祖先を敘す)

公始以進士甲科事仁宗皇帝至天章閣待制知諫院始發大議乞立宗子爲後以安宗廟宰相韓琦等因其言遂定大計

公は、始めて進士の甲科を以て、仁宗皇帝に事へて、天章閣の待制、知諫院の職に至り、始めて大議を發して、宗室の子を立て、御世嗣となし、以て宗廟を安んぜんことを乞へり、時の宰相の韓琦等、其言に因りて、遂に大計を定め、英宗皇帝を立て、皇太子とせり、(此は、公の仁宗の時に在りて、儲を建てんとを請ひたるを敘す)
事英宗皇帝爲諫議大夫龍圖閣直學士論陝西刺義勇爲民患及內侍任守忠姦蠹乞斬以謝天下守忠竟以譴死又論濮安懿王當準先朝封贈期親尊屬故事天下義之

【陝西刺義勇】…歐文の范文正公の碑、及び上の上神宗皇帝「書に見ゆ、(任守忠姦蠹)…始め仁宗未だ儲嗣あらざるを以て、意を英宗に屬せしに、守忠建議して、存弱の者を立て、大計を營まん」と欲せしとあり、又英宗既に即位の後、太后と帝との間を離間せんと謀

りしとあり、〔内侍〕…官官の職なり、〔漢安懿王〕…英宗の生父なり、事は詳に歐文の議、漢安懿王典禮一節子に見ゆ、〔期親尊族〕…一周年の忌服の掛かる己の目上の續きをいふ、即ち伯叔父のとなり、
 英宗皇帝に事へて、諫議大夫、龍圖閣の直學士となる、此時韓琦の建議に因り、陝西の民を刺して、義勇軍となす、とに付き、其の民者たるを諭せしことあり、又内侍の守任忠が兩宮(英宗と太后曹氏と)を離間せんと謀れる姦惡の罪を論じ、斬りて以て天下に謝せんと乞ひしことあり、守忠は、竟に譴責を蒙りて死したり、又英宗の御生父なる、漢の安懿王を崇奉する儀は、當に先朝の例に準じて、一周年の忌服の掛かる目上の續きある者、即ち伯叔父母を封贈する故事に従ふべしと論じたり、天下の人は、之を義として歎稱せり、此は、公の英宗の時に在りて民患を除き、姦人を去り、典禮を議せし三事を敘す、

事神宗皇帝、爲翰林學士、御史中丞、西戎部將嵬名山、欲以橫山之衆降、公極論其不可納、後必爲邊患、已而果然、勸帝不受尊號、遂爲萬世法、及王安石爲相、始行青苗助役、農田水利、謂之新法、公首言其害、以身爭之、當時士大夫不附安石、言新法不便者、皆倚公爲重、帝以公爲樞密副使、公以言不行、不受命、乃以爲端明殿學士、出知永興軍、遂以留司御史臺、及提舉崇福宮、退居於洛、十有五年、

〔西戎〕…西夏のこと、〔嵬名山〕…上の代、張方平一書にも見ゆ、此時、嵬名山、橫山の衆を以て、諫詐を取りて以て降らんと欲す、公上疏して極論す、名山の衆、未だ必しも諫詐を用ふることはせず、幸にして之に勝つとも、一の諫詐を減して、一の諫詐を生ぜんとも、上疏かず、諫詐を遣り、兵を發して、之を迎ふ、西方兵を用ふることは是より始まる、〔尊號〕…熙寧元年、群臣帝に尊號を上りて、奉元憲道文武仁孝皇帝と曰ふ、光言ふ、尊號は先王の令典に非ず、願はくは陛下推して居られざれど、上其言を用ひて、終身尊號を受けず、〔青苗助役農田水利〕…俱に上の上神宗皇帝一書に見ゆ、〔留司御史臺〕…西京洛陽に在る御史の職を謂ふ、其官甚だ閑なり、以て退閑者を居く、〔提舉崇福宮〕…宮觀の職とて、祠官の類にて、閑散の職なり、提舉とは、其官の主管となることなり、
 神宗皇帝に事へて、翰林學士、又御史中丞となる、西戎の部將の嵬名山といふ者、横山の人數を以て、宋に降らんと欲せしに、公は其降を納るゝは宜しからず、後に必ず邊患をなさんと極論せしが、其言用ゐられずして已みぬ、頓て公の言の如くなりき、又帝に勸めて尊號を受けざらしめしとあり、遂に萬世の法と定められたり、王安石の相となるに及びて、始めて青苗助役、農田水利の事を行ふ、之を新法と謂ふ、公

首として其害を言ひ、身を以て之を争へり、當時の士大夫の安石に附かずして、新法の不便を言ふ者は、皆公を力に憑みて、以て重しとせり、帝公を以て、樞密副使となさんとせられしに、公は其言の行はれざるを以て、辭して命を受けず、そこで端明殿の學士となし、出で、永興軍に知たらしめらる、遂に西都の留司御史臺の職、及び崇福宮の提舉の官を以て、洛に退居すると十有五年の間なりき、(此は、公の神宗の時に在りて、我の降を納るゝとを諫め、尊號を上るとを論じ、新法を争ひたることを敘す、)

及上即位、太皇太后攝政、起公爲門下侍郎、遷正議大夫、遂遷左僕射、公首更詔書、以開言路、分別邪正、進退其甚者十餘人、旋罷保甲、保馬、市易、及諸道新行鹽鐵茶法、最後遂罷助役、青苗、方議取士、擇守令、監司、以養民、期於富而教之、凜凜乎嚮至治矣、

〔門下侍郎〕…宋初の參知政事の職、元豐の改制にて、門下侍郎といふ、〔正議大夫〕…乃ち六部侍郎の職なり、元豐の時に改む、〔左僕射〕…宋初の中書門下平章事、即ち宰相の職なり、亦元豐の時に改む、〔保甲〕…保は、組合のことなり、其法、十家を保とし、五十家を大保とし、十大保を都保とし、衆の服する所の者二人を選びて、都保正副とす、凡そ保丁は、自ら弓箭を置きて、武藝を習ふことを聽す、〔保馬〕…凡そ陝西の五路の義保、馬を養ふとを願ふ者は、官に馬を給し、直を與ふ、歳々肥瘠を問し、死病の者は補償せしむ、〔市易〕…論積欠に於て、凡そ陝西の五路の義保、馬を養ふとを願ふ者は、官に馬を給し、直を與ふ、歳々肥瘠を問し、死病の者は補償せしむ、〔市易〕…論積欠に於て、凡そ陝西の五路の義保、馬を養ふとを願ふ者は、官に馬を給し、直を與ふ、歳々肥瘠を問し、死病の者は補償せしむ、

而公臥病、以元祐元年九月丙辰朔薨於位、享年六十八、太皇太后聞之、慟上亦感涕、不已、時方祀明堂、禮成、不賀、二聖皆臨其喪、哭之哀甚、輟視朝、贈太師、溫國公、謚以一品禮服、諡曰文正、官其親屬十人、

【明堂】：當時以て天を祀る所なり、【墓】：死者に贈る所の衣服をいふ、
而るに、公は、病に臥し、元祐元年九月丙辰朔を以て、位に薨せり、享年六十八、太皇太后には、之を聞召されて、慟哭したまへり、上にも亦
し、公の喪に臨御在らせられて、之を哭したまひて、哀みたまふと共し、朝を視ることを止めたまふ、太師温國公を贈り、従するに一品の禮服を
以てし、諡して文正と曰ひ、公の勳勞に因りて、其親屬の者十人を官に就けられたり、

公娶張氏、禮部尚書存之女、封清河郡君、先公卒、追封温國夫人、
子三人、童唐皆早亡、康今爲祕書省校書郎、孫二人植柏、皆承奉
郎、以元祐二年正月辛酉葬於陝之夏縣涑水南原之晁村、上以
御篆表其墓道曰忠清粹德之碑、而其文以命臣軾、臣蓋嘗爲公
行狀、而端明殿學士范鎮取以志其墓矣、故其詳不復再見、而獨
論其大概、

公は、張氏を娶る、禮部尚書の存といふ人の女なり、清河郡君に封せらる、公に先だちて卒せり、温國夫人に追封せらる、子三人あり、童
唐といふ、二人とも早く死亡せり、康といふが、今祕書省の校書郎なり、孫二人あり、植といひ、柏といふ、皆承奉郎なり、元祐二年正月
辛酉を以て、陝の夏縣の涑水の南原の晁村に葬る、上御篆にて其墓道に表したまひて、忠清粹德之碑といふ、而して其文をば臣軾に仰付けら
れたり、臣は蓋し嘗て公のために行狀を作れり、而して端明殿の學士の范鎮取りて以て其墓に志す、故に其詳なるをば、此には復た再び見
さずして、獨り其大概を論ず、以上第六段、此段は、公の平生の大節を擧ぐ、概括して敘す、蓋し其詳なることは、行狀あるを以てなり、

議者徒見上與太皇太后進公之速、用公之盡、而不知神宗皇帝
知公之深也、自士庶人至於卿大夫、相與爲賓師朋友、道足以相
信、而權不足以相休戚、然猶同己則親之、異己則疎之、未有聞過

而喜、受誨而不怒者也、而況於君臣之間乎、

議者は徒に上と太皇太后との公を進めたまふとの速にして、公を用いたまふことの盡せるを見れども、神宗皇帝の公を知りたまふこと
の深きを知らざるなり、士庶人より卿大夫に至るまで、相與に賓師となり、朋友となり、道義上にては相信するに足れども、權力上より申せ
ば互角にて、互に休戚（よろこびかたしみ）を感じるに足らぬ、平交にして、其意見が己に同じき者は之を親み、己に異なる者は、之
を疎んずるが、世の常にて、未だ過を開き喜び、誨を受けて怒らぬ者とはあらざるなり、それを況してや、君臣の間、其身分の相懸隔す
る者に於てをや、先づは諫を聞きて怒るが通常なり、

不熙寧中、朝廷政事與公所言無一不相違者、書數十上、皆盡言
方諱、蓋自敵以下、所不能堪、而先帝安受之、非特不怒而已、乃欲
以爲左右輔弼之臣、至爲敍其所著書、讀之於邇英閣、不深知公
而能如是乎、二聖之知公也、知之於既同、而先帝之知公也、知之
於方異、故臣以先帝爲難、

熙寧中、朝廷の政事と、公所言とは、一として相違はざる者なし、書數十通を上り、何れも十分に言を盡くして、遠慮附
せず、蓋し平交以下の者にてすら、なかくに堪忍の出来かねる程なるを、先帝には、いと安々と其言を受けさせられ、たゞ怒らせられぬの
みならず、反りて以て左右輔弼の臣となさんとまで思召されつ、其著はせる書（資治通鑑）の敍文を賜ひ、之を邇英閣にて讀ませらるゝに
至れり、深く公を知し召さるゝにあらざして、いかで能く是の如くならんや、二聖の公を知し召されたるは、之を雙方の心の既に折合ひたる
後に知し召されたるなり、而して先帝の公を知し召されたるは、之を雙方の心の折合はぬ最中に知し召されたるなり、故に臣は先帝を以て
難しとするなり、以上第七段、此段は、神宗の公を知ることの深きを敘す、沈氏曰く、此段は、最も重要な事なり、并に後人の讒慝の口を杜がんと
欲す、小人の讒慝を紹述するは、動もすれば之を口實として、公を攻撃せんも計られぬゆゑ、此文に神宗の深く温公を知りたるを述べて、
豫め小人の讒慝の口を塞ぎしなりとのことなり、紹述とは、先代の遺志を繼ぎ、其事を述ぶるをいふ、

昔齊神武皇帝寢疾、告其子世宗曰、侯景專制河南十四年矣、諸

將皆莫相敵。惟慕容紹宗可以制之。我故不貴。畱以遺汝。而唐太宗亦謂高宗。汝於李勣無恩。我今責出之。汝當授以僕射。乃出勣爲疊州都督。

齊神武皇帝：北齊の高歡なり、世宗は、高澄なり、昔し齊の神武皇帝は、疾に寝ぬるとき、其子の世宗に告げて曰く、侯景が制を河南に專にせると、十四年が閉なり、諸將何人も皆之に敵對するものなし、惟慕容紹宗のみは、能く之を制すべし、我故に貴くせず、畱めて以て汝に遺る、汝が心にて、善く此者を任用せよと、又唐の太宗も、矢張高宗に謂はる、やう、汝は李勣に對して、格別の恩惠なし、我今責めて之を出ださん、汝は當に授くるに僕射の官を以てすべしと、頃て勣を出だして、疊州の都督とせり、

夫齊神武唐太宗雖未足以比隆先帝而紹宗與勣亦非公之流然古之人君所以爲其子孫長計遠慮者類皆如此寧其身不受知人之名而使其子專享得賢之利先帝知公如此而卒不盡用安知其意不出於此乎

夫れ齊の神武と、唐の太宗とは、逆も未だ隆を先帝に比するには足らず、而して紹宗と勣とも、亦公の流(たぐひ)には非ざれども、去りながら、古の人君が、其子孫のために長計遠慮をなす所以の者は、類皆此の如し、寧ろ(いつそ)其身は人を知る名譽を得ずとも、其子をして専ら賢を得る利益を享けさせんとの意なり、先帝の公を知り召さるゝと此の如くなるに、其御在位中、卒に其用を盡させられぬは、いかて其思召の此に出でざるを知らんや、以上第八段、

臣既書其事乃拜手稽首而作詩曰

臣既に其事を書し畢り、乃ち拜手稽首して、詩を作りて曰く、

於皇上帝子惠我民孰堪顧天惟聖與仁聖子受命如堯之初神

母詔之匪亟匪徐聖神無心孰左右之民自擇相我興授之

於皇：於は、歎美の詞、皇は、大なり、顧天：書に、顧天大之明命とあり、顧みて之に則るを言ふなり、如堯之初：堯は帝堯の次子を以て位を嗣ぎ、哲宗も亦神宗の六子を以て後を襲ふをいふ、

於(あゝ)皇(おほい)なる上帝は、我が人民を子とし惠まる、其恩澤の深きと限りなし、孰れか此天を顧みて則るに堪ふる徳ある者ぞ、惟(ただ)聖と仁との人のみなり、聖子(哲宗をいふ)の天命を受けて、位に即かせられたるは、堯の即位の初(はつ)の如くなり、神母(太皇太后)之に詔(つ)げたまふやう、改革の事は、必しも或(すま)やか(に)せず、亦必しも徐(ゆる)やか(に)せず、緩急は其宜しきに從ふべし、聖神(上の聖子神母)を受く、哲宗と太后とをいふ)には無心なり、(たゞ)民心に從ふゆゑ、無心と云ふ)孰れか之を左右する者ぞ、人民自ら宰相を擇べ、我はた其願望のままに之に職を授けんとぞ宜はれたる、

其相維何太師溫公公來自西一馬二童萬人環之如渴赴泉孰不見公莫如我先二聖忘己惟公是式公亦無我惟民是度

其宰相は、維れ誰ぞ、乃ち太師溫國公なり、西都より來る、たゞ一馬と二童とを從へしのみにて、其供廻りも至りて質素なりしが、萬人の之を取巻きて、追ひ慕ふとは、渴したる者の泉に赴くが如し、誰とて公を見ざる者はなかるべきが、我が一番先きなるに如くものなからんといひて、人々我勝ちに先を争へり、二聖は己を忘れさせられて、惟公に是れ式とりたまひ、公も亦我意を挾まずして、惟く人民の爲めをのみ是れ度れり、

民曰樂哉既相司馬爾賈於途我耕於野士曰時哉既用君實我後子先時不可失公如鱗鳳不鷲不搏羽毛畢朝雄狡率服

人民の申すには、樂しきとかな、既に司馬公を宰相となされたり、爾は途に於て商ひせよ、我は野に於て耕さんと、斯く言ひて、各々其家業を勵み合へり、士の申すには、好き時節なるかな、既に朝廷にては君實を用ひられたり、我は後より出てん、子は先づ進め、時節は失ふべからずと、斯く言ひて、互に朝に升るとを樂みて、相推譲せり、公の徳は、麒麟鳳凰の爲鳥の物をうつつとせず、搏(獸)の物をうつつとせざれども、羽族毛類は舉く服從するが如く、雄狡(猶善惡といふがごとし)ども、相率ひて服せり、

爲政一年疾病半之功則多矣百年之恩知公於異識公於微匪公之思神考是懷天子萬年四方來同薦於清廟神考之功

政を爲すと、たゞ一ヶ年程にて、疾病之に半ばしたれど、手柄の多きとは、百年の久しき間も勤続せられしやうに思はる、さて神宗には、公を意見の異なる時より見抜きたまひ、又公を微賤の時より見識りたまへるとなれば、今公を思ふに付けても、公をのみ思はず、神考を是れ懐へ、今の天子の御在位も、萬年日出度打續き、四方の夷狄も、俱に來りて朝貢せるを、詩歌に詠じて、之を清廟に薦むるは、是れ皆神考の御手柄なり、

【沈評】茅鹿門の子瞻は敘事に長ぜず、太史公の法門を得ずと謂へるは、此文の入手寛緩にして、中間に議論を夾入せるを以てなり、去りながら此文は、詔を奉じて作りたるとなれば、君徳を推原して、美を先帝に歸するこそ合格なれ、況してや既に行狀墓誌等もあれば、此は事跡も概略に従ふべき筈なり、焉ぞ尋常の法を以て之を誦(たゞ)すを得ん、○司馬文正は、大に神宗に用ゐられずして、二聖に委任せられたれど、父子繼述の際なれば、殊に言を立て難し、文中に神宗の用ゐざりしは、正に以て謂めて後人に遺る所なりと謂へるは、眞に回幹大造の妙あり、或は云ふ、子瞻は、二聖の金蓮燭を撤して、翰林院に送り歸されし時に言はれる詞に因りて、心中感觸する所ありて、美を神宗に歸したるなりと、此れ又淺き心にて、子瞻を窺ひたるのみ、(金蓮燭の事は、東坡の事歴中に詳なり、)

日喻

當時王安石進士の法を改め、専ら經術を以て士を取る、故に士は道を求むるを知らずとも、實學を務めず、公吳彦律の擧に應ずるに付き、此文を作りて、之に贈りしなり、學以致其道一の句は、即ち一篇の主意なり、凡て三段、呂晚村云く、前段は、道の求むべからざるを言ひ、後段は、之を求むるには當に學を以てすべきを言ふ、而して皆喻にて之を言ふ、然れども、前段は、喻意より正意に入り、後段は、正意より喻意を出だす、便ち兩喻相承けて排ならずと、按ずるに、沈氏は、中間の皆求道之過也を以て、別に段落を畫す、呂氏は、下に連ねて一段とす、呂の説優れるに似たり、今之に従ふ、

生而眇者不識日、問之有目者、或告之曰、日之狀如銅槃、控槃而得其聲、他日聞鐘、以爲日也、或告之曰、日之光如燭、捫燭而得其形、他日揣籥、以爲日也、日之與鐘籥亦遠矣、而眇者不知其異、以其未嘗見而求之、人也、

【眇】……個盲なり、すがめのと、此にては、盲者の義なり、
 【生】……生まれ付きての眇者は、日を見たとなきゆゑ、日の形を識らず、日ある者に其狀を尋ねしに、或る人々に告げて曰く、日の狀は銅槃(かんだらひ)の如しと、頓て銅槃を控(た)きて、其聲を覺えたり、其後、鐘の聲を聞き付けて、以て日と思ひ違へたり、又或る人々に告げて曰く、日の光は燭の如しと、頓て又燭を捫(な)でさすること、其形を覺えたり、其後、籥(ふえ)を捫り(な)でさすること、以て、日と思ひ違へたりとぞ、日は鐘や籥など、は甚だ異なる者なるを、眇者には其異なるが分からぬは、畢竟其未だ嘗て見たるとなき者を、たゞ人に尋ね求むるゆゑの過なり、

道之難見也甚於日、而人之未習也、無以異於眇、達者告之、雖有巧譬善導、亦無以過於槃與燭也、自槃而之鍾、自燭而之籥、轉而相之、豈有既乎、故世之言道者、或即其所見而名之、或莫之見而意之、皆求道之過也、

さて道の見え難きとは、眇者の日を見えずとするよりも又一層むづかしきとなり、人の未だ道を學ばざるは、眇者の物を見えぬに異なるとなし、道に達したる者が、之に告げんとするに、何程巧に譬を設けて、上手に之を導きたりとも、槃と燭との喻には過ぐまじ、槃を誦ふれば、鐘に移り、燭を誦ふれば、籥に移る、斯く輾轉して之を想像するときは、際限もなきとならん、故に世の學者が、道を語るは、思ひ／＼に其所見に付きて、之を名づけて、一定したるとなし、中には見えぬに、妄りに中て推量をする者もあり、皆其身に體認せずして、妄りに之を求むる過失なり、以上第一段、道の推測もて求むべからざるを言ふ、

然則道卒不可求、歟、蘇子曰、道可致而不可求、何謂致、孫武曰、善戰者、致人不致於人、孔子曰、百工居肆以成其事、君子學以致其道、莫之求而自至、斯以爲致也歟、

【孫武】……孫子の虚實篇に出づ、【肆】……官府の造作の處なり、
 【然】……然らば道は達も求むるとの出来ぬ者なるか、蘇子曰く、道は、致すと出来るが、求むるとは出来ぬなり、何をか致すと謂ふぞ、孫武曰く、善く戦ふ者は、人を致せども、人に致されずと、又孔子曰く、百工は、肆(し)に居て、其仕事を成す、君子は、學問もて、其道を致すと、さて其致すといふは、其功を積みたる上にて、自づと心得るとにて、之を求むるともせずして、自然と先きから来るやうになるが、斯れぞ致すといふ譯なる、

南方多没人、日與水居也、七歲而能涉、十歲而能浮、十五而能沒、

矣夫沒者豈苟然哉必將有得於水之道者日與水居則十五而得其道生不識水則雖壯見舟而畏之故北方之勇者問於沒人而求其所以沒以其言試之河未有不溺者也故凡不學而務求道北方之學沒者也

南方の地には水練の達者多し、日々水と與に居るとゆふ、七歳の頃には水を歩渉りし、十歳の頃には能く浮(およ)ぐを知り、十五になれば能く溺るとを知る、一體水を溺るといふとは、随分むづかしき業にて、なか／＼假初のとにて出来る譯のものてなし、必ず水の道を得たる所あるならんが、それも畢竟日々水と共に居ればこそ、十五の頃には、其道を心得らるゝなれ、生まれながら水を見たるときなき者は、壯年になりても、舟を見れば之を畏るゝ者なり、故に北方に育ちたる勇者が、南方の水練家に其道を尋ねて、其水を溺る所以を求め、其言に従ひて、之を河(北方の川の名)に試みば、未だ溺れざる者はあらざらん、故に凡べて學ばずして、道を求めんとを務むる者は、皆北方の人が水練を學ぶと同様の話なり、以上第二段、道は體認の功を積みて、然して後に、自然に至るべきをいふ、

昔者以聲律取士士雜學而不志於道今也以經術取士士知求道而不務學渤海吳君彥律有志於學者也方求舉於禮部作日喻以告之

昔は聲律を以て士を取りたるゆふ、士は雜學のみして、道に志ざらざりしが、今は經術を以て士を取るゆふ、士は道を求むることを知れども、實學を務めぬことになりぬ、渤海の君吳彦律は、學に志ある者なり、方に禮部に舉げられんとを求む、因りて此日の喻を作りて、以て之に告ぐ、以上第三段、

稼說送張琥

此文は、張琥に勸むるに涵養の功を以てせる者にて、博觀而約取、厚積而薄發の二句は、乃ち文の結穴なり、凡て三段、

曷嘗觀於富人之稼乎其田美而多其食足而有餘其田美而多則可以更休而地力得完其食足而有餘則種之常不後時而斂之常及其熟故富人之稼常美少糝而多實久藏而不腐

何ぞ試みに富人の家に於て作れる稼を観ざるか、其田地は、肥えたるが上に、澤山に所持し居り、其食物は十分に足りて、有り餘る程なり、田地を肥えて澤山あるときは、其田高を更はるゝ休ませて、地力を完くするところが出来るなり、又食物が十分に足りて、餘りあるときは、其を蒔き付くるにも、いつも時候に従ふゝとなく、種り取るにも、いつも其熟するを待つ、故に富人の稼は、常に美にして、糝(しひな)などは少くして、實多く、久しく貯藏すれども腐るとなし、

今吾十口之家而共百畝之田寸寸而取之日夜以望之鋤耰銓艾相尋於其上者如魚鱗而地方竭矣種之常不及時而斂之常不待其熟此豈能復有美稼哉

今吾等が一家十人の暮しにて、僅に百畝許りの田地を共に耕し、一寸／＼之を分け取りて、晝夜を掛けて、其成熟を望み、草を鋤き種を下すとより、鎌にて刈り取るまで、其狭き田地の上に相續くと、宛がら魚鱗の並ぶが如く、多勢にて攻め立つるゆふに、地力も竭きてしまふなり、之を種うるにも、いつも時節の間に合はず、之を斂むるにも、いつも其熟するを待たぬゆふに、いかでか復た美稼あらん、以上第一段、澤山云く、首截は、物に託して端を發す、稼を以て人才に喩ふ、稼の美なる者は、暗に養ある人を指し、稼の美ならざる者は、暗に養なき人を指すと、

古之人其才非有以大過今之人也其平居所以自養而不敢輕

用以待其成者閔閔焉如嬰兒之望長也弱者養之以至於剛虛者養之以至於充三十而後仕五十而後爵信於久屈之中而用於至足之後流於既溢之餘而發於持滿之末此古之人所以大過人而今之君子所以不及也

【閔閔】憂ふる貌

古の人とて其才が格別に今の人に過ぎたる譯にはあらねど其平生家に居る時より自ら養ひて敢て輕くしく用ゐずして以て其成就を待つ所以の者は閔々焉と心配に心配して嬰兒(みどりこ)の成長を待つが如し其資性の弱き者は之を養ひて剛に至らしめ虚なる者は之を養ひて充に至らしめ三十歳になりて始めて仕官に就き五十歳になりて始めて爵を受く久しく屈まりたる中に信(の)びて十分に養の足りたる後に用ゐる既に溢れたる餘りに流して(水に喻ふ)十分に引き詰めたる末に發す(射に喻ふ)此れ古の人の大に人に過ぎたる譯にて今之君子の及ばざる譯なり以上第二段此段は是れ正意古人の學を務めて自ら養ふを言ふ

吾少也有志於學不幸而蚤得與吾子同年吾子之得亦不可謂不蚤也吾今雖欲自以爲不足而衆且妄推之矣嗚呼吾子其去此而務學也哉博觀而約取厚積而薄發吾告子止於此矣子歸過京師而問焉有曰轍子由者吾弟也其亦以是語之

【同年】進士登第の同年なるをいふ東坡は嘉祐二年登第す時に年二十二なり

拙者の少き時は學問に志ありしが不幸にして蚤く登第するを得て吾子と同年なり吾子の登第も亦蚤からずと謂ふべからず拙者も今自ら足らずと思へば今少し學びたくはあれども衆人に妄りに推し立てられて思ふまゝにならず嗚呼吾子は其れ此を去りて學問を務めよ博く書を觀て其要を約(つよく)め取り厚く學を積みて之を事業に施すには薄く發せよ拙者が子に告ぐるとは此に止まる子歸りて京師を過きて尋ね見よ轍子由と云ふ者あり拙者が弟なり面會の上は是説を以て之に語り聞かしめよ以上第三段此段は張琥に學問を務めて自ら養はんことを勸めたるなり

【沈評】才を成すは能く養ふに在り而して之を養ふ實は全く學を務むるに在り養はんことを求めて學を務めざれば猶歲々に十千を取らんと欲すれども田を肥やす本なきが如く逆も實入りはなき筈なり噲意に就きて説き明かして正意は自ら見ゆ日喻の篇と同一の作法なり(歲取二十千とは詩の小雅甫田の篇に俶彼甫田歲取二十千とあり十千は一畝の田地より取る年貢の高をいふ此にてはたゞ假りて田地の收納を指せるまでなり)

剛說

此文は以て孫介夫の子に與へて介夫の剛直を稱す主意は剛者は必ず仁なりと言ふに在り其二事を擧げて平生を概す凡て三段孔子曰剛毅木訥近仁又曰巧言令色鮮矣仁所好夫剛者非好其剛也好其仁也所惡夫佞者非惡其佞也惡其不仁也吾平生多難常以身試之凡免吾於厄者皆平日可畏人也擠我於險者皆異時可喜人也吾是以知剛者之必仁佞者之必不仁也

【木訥】木は質樸訥は遲鈍なり佞は口才ある者をいふ

孔子曰く剛毅とて辛抱強く執り守るとある者木訥とて外観もなく辯口もなき者などは世に交はるには如何にも不調法に見ゆれども其心は少しも邪曲なく欲を離れて却りて仁に近しと又曰く世辭の好き者愛嬌の多き者は兎角仁徳の少なき者なりと孔子の夫の剛を好まれたるは其剛を好まれたるには非ず其仁を好まれたるなり又夫の佞を惡まれたるは其佞を惡まれたるには非ず其不仁を惡まれたるなり拙者は平生難儀の事に多く出遇ひて毎度身を以て之を試みしが凡そ吾を厄難より逃がし呉れたる者は皆平日畏るべき人なり我を險難に推落したる者は皆不喜ぶべき人なり拙者は是に付けても剛者の必ず仁にして佞者の必ず不仁なることを知り以上第一段孔子の言を引きて端を發し自己の遭際を以て之を證す剛者の必ず仁なるを言ふ

建中靖國之初吾歸自海南見故人謂存沒追論平生所見剛者或不幸死矣若孫君介夫諱立節者真可謂剛者也

【建中靖國】徽宗の時の四字年號【海南】儋州をいふ建中靖國元年公北に還る時に年六十四是歲七月常州に卒す時に孫介夫も蓋し既に死せり

建中靖國の初め拙者は海南より歸りて故人を見て其生死を問ひ平生見る所の剛者を追論せしに或は不幸にして死せしもあり孫君介夫諱は立節と云ふ人の若きは眞に剛者と謂ふべき人なり(案ずるに公の特に剛者を思ふ者は蓋己が平生の遭際を顧み深く其剛直

を以て禍を買ひしに感ぜしなり、

始吾弟子由爲條例司屬官、以議不合引去、王荊公謂君曰、吾條例司、當得開敏如子者、君笑曰、公過矣、當求勝我者、若我輩人、則亦不肯爲條例司矣、公不答、徑起入戶、君亦趨出、

始め吾が弟の子由は、三司條例司の屬官となりて、議論の合はざるがために引き去りたり、其時、王荊公（安石）君に語りて曰く、吾が條例司には、道理の分かり好く、事務に賢き、君の如き者こそ欲しけれと、君笑ひて曰く、公過まり、我に勝される者こそ求むべけれ、我輩の如き人は、矢張條例司となることを承知すまじと、公は不興氣にて、答もなく、つと起ちて、戸に入りしかば、君も亦其まゝ趨り出できとぞ、

君爲鎮江軍書記、吾時通守錢塘、往來常潤、見君京口、方新法之初、監司皆新進少年、馭吏如束濕、不復以禮遇士大夫、而獨敬憚君、曰、是抗丞相、不肯爲條例司者、

〔通守〕…蓋し通判をいふ、軾の杭州通判の命を蒙りたるは、熙寧四年に在り、方に新法の初めなり、〔錢塘〕…杭州に在り、〔監司〕…案するに、此監司は、蓋し提舉の官をいふ、上の上三神宗一書を參看すべし、君の鎮江軍の書記たりし時、吾は錢塘に通守となりて、常州、潤州に往來し、君に京口にて面會せり、當時は、新法を施行せる初めに、監司の役人共は、皆新進の少年のみ多く、配下の役人を取扱ふとは、濕りたる薪を束ぬるが如く、嚴重に締め付けて、一向に士大夫をも禮遇せざりしが、唯獨り君のみを敬憚して、是の人は、丞相に抵抗して、條例司となることを承知せざりし者なりと語り合へりとぞ、（此は、孫の背て條例司たらしむるを言ふ、是れ剛の一事なり、）

謝麟經制溪洞事宜、州守王奇與蠻戰死、君爲桂州節度判官、被旨鞠吏士有罪者、麟因收大小使臣十二人付君、并按且盡斬之、君持不可、麟以語侵君、君曰、獄當論情、吏當守法、逗撓不進、諸將

罪也、既伏其辜矣、餘人可盡戮乎、若必欲以非法斬人、則經制司馬爲之、我何與焉、麟奏君抗拒、君亦奏麟侵獄事、刑部定如君言、十二人皆不死、或以遷官、

〔經制溪洞事宜〕…官の名なり、溪洞の蠻夷を征討處置する義なり、經制は、はかりきめると、溪洞は、南方の夷なり、謝麟が溪洞の蠻夷の事を始末するに付、州の守の王奇は、蠻と戦ひて死せり、君は其時桂州なる節度使の判官たりしが、朝廷の指揮受けて、吏士の罪ある者を吟味せしに、麟はそれに因りて、大小の使臣十二人を收（とら）へて、君に付して、一所に吟味せしめ、且（ま）まに盡く之を斬らんとせり、君は堅く法を守り、承知せざりしかば、麟は剛の上にて君に逆らひしに、君の申さるゝやう、蠻を治むるには、當に事實を論ずべし、役人とならば、當に法を守り、軍を行はるゝを以て人を斬らんと欲せば、經制の司馬に申付くるが宜し、拙者は何ぞ與からんと斷て、何とて盡く戮すべけんや、若し必ず法にも非ざるを以て人を斬らんと欲せば、刑部は評議の上、取極めて、君の申立の如くにせりたれば、麟は君の命を拒みし趣を申立てしに、君も亦麟が獄事に口出しせし趣を奏せり、刑部は評議の上、取極めて、君の申立の如くにせり、夫れがために、十二人は皆死せざるを得て、中には官を遷されし者もありたり、（此は、孫の背て法を枉げざるを言ふ、是れ亦剛の一事なり、）

吾以是益知剛者之必仁也、不仁而能以一言活十二人於必死乎、

吾是を以て益々剛者の必ず仁なることを知れり、不仁にして能く一言を以て十二人の命を必死の中より救ひ出すとを得んや、以上第二段、此一段は、剛の事實を擧ぐ、案するに、舊本二事各別に段落をなせり、今并せて一截とす、

方孔子時、可謂多君子、而曰未見剛者、以明其難得如此、而世乃曰、太剛則折、士患不剛耳、長養成就、猶恐不足、當憂其太剛、而懼之以折耶、折不折、天也、非剛之罪、爲此論者、鄙夫患失者也、君平生可紀者甚多、獨書此二事、遺其子勳、勳明剛者之心、仁以信孔

子之說

孔子の時の方にては、君子多しと謂ふべし、而れども、未だ剛者を見ずといひて、以て其得難きと此の如きを見はせり、而るに、世には反りて太だ剛なるときは折るといへり、士は剛ならざるを思ふのみ、剛徳といふ者は、育て養はんとしてすら、猶足らぬ氣遣ひのある者なるを、それを何とて其太だ剛なるを愛へて、之を懼すに折るゝことを以てすべけんや、折るゝと折れざるとは、天命といふ者にて、剛の罪には非ず、此論を爲す者は、鄒夫の失はんことを患ふる者なり、君の平生記すべき者甚だ多けれど、獨り此の二事を書して、其子の剛と勁とに遺り、剛者の心の仁なるを明にし、以て孔子の説を信にす、以上第三段、此れ結論なり、再び孔子の言を引きて、剛者の得難きとを明にす、【沈評】二事を擧げて、以て其平生を概す、其仁に與かるを得るとを知るべし、議論は矯然、筆力は蒼然たり、

書李伯時山莊圖後

李公麟字は伯時、龍眠居士と稱す、丹青を善くす、妙絶にして世に冠たり、元祐の遺士、泗州の轍事參軍たり、此文の意は、其圖の妙、眞に過るは、乃ち其道に得る所の深き者なりといふに在り、然れども、前段には道の字を出ださず、後段に至りて、藝の字を待ちて對發す、或曰、龍眠居士作山莊圖、使後來入山者、信足而行、自得道路、如見所夢、如悟前世、見山中泉石草木、不問而知其名、遇山中漁樵、隱逸、不名而識其人、此豈強記不忘者乎、

或は曰く、龍眠居士山莊の圖を作り、後來山に入る者をして、足の向くまゝに勝手に歩みても、自づと路も分かり易からしむると、夢に見覺えたる所を見るが如く、又前世の事を悟るが如し、山中の泉石草木などを見れば、問はずして其名を知るとを得、山中の漁樵隱逸などに出遇ふときは、名ははずして其人を識るとを得るは、此はなんど居士が山中の景を強記（よくおぼえてゐること）して忘れざる者かと、曰、非也、畫日者常疑餅、非忘日也、醉中不以鼻飲、夢中不以趾捉、天機之所合、不强而自記也、居士之在山也、不畱於一物、故其神與萬物交、其智與百工通、

【餅】…餅餅なり、今のせんべいの類なり、

曰く、左様ではなし、日を畫きたる者が、兎角圓餅かと疑はるゝは、日を忘れたる譯にはあるまじけれど、餘り日に拘泥し過ぎて、反つて其眞を失ふ者なり、人の酔ひたる時にも、鼻より酒は飲まず、夢中にも、趾（あしくび）にて物を捉（とら）へず、天機（人身の自然の活動の機を云ふ）の働く所は、強（つと）めずしても、自づと記憶せらるゝなり、居士の山に居りし頃、心を一物にのみ屈託せず、故に其神（たましひ）は萬物と交はり、其智は百工と通じ、それがために、山中の一物一景、皆能く其眞に通るに至りたるなり、（此は、天機に純なるを言ふ）雖然、有道有藝、有道而不藝、則物雖形於心、不形於手、吾嘗見居士作華嚴相、皆以意造、而與佛合、佛菩薩言之、居士畫之、若出一人、況自畫其所見者乎、

【華嚴相】…釋迦成道の後、始めて說法せしとき、華嚴を講す、華嚴相は、其時の形なり、去りながら、此は居士の道に於て得たる所あるを言ひたるまでにて、畢竟畫の妙は、道と藝とを兼ね、ばならぬなり、たい道のみありても、藝あらざる時は、物は心の内に形はるれど、手の先には形はすどが出来ぬなり、吾嘗て居士の釋尊の華嚴相を畫けるを見たるに、皆想像も推し度りたるものなれど、自然に佛釋迦と合へり、是は己の嘗て見しともなき、たい佛と菩薩との言ひたる者を、居士が聞きたるまゝに畫きたるまでなれど、心手相應して、全く一人より出でたる者の如くに思はる、況んや此圖は、居士の自ら其見たる所の者を畫きたるもなれば、其妙に詣るは、其筈のとなり、（此は道と藝と兼ねて、始めて其妙に詣るを言ふ）【沈評】此は即ち莊子に云へる、腰は帯を忘れ、足は履を忘るゝ意にて、其意味の分かりたる者は、自づと合點する所あるべし、末又道と藝と相兼ねる意を轉出し、學者をして從ひて入る所を知らしむ（入るとは、道に入るをいふ）

書吳道子畫後

此文は、吳道子の人物を畫くに妙なる、己が能く一見して其眞偽を辨するを言ふ、知者、創物、能者、述焉、非一人而成也、君子之於學、百工之於技、自三代歷漢至唐、而備矣、故詩至於杜子美、文至於韓退之、書至於顏魯公、畫至於吳道子、而古今之變、天下之能事畢矣、

【沈評】智慧のある者が發明せし者を、腕の達者が之にて工夫を凝らし、さまざまに人手を経て、始めて物は成就する者なり、なか／＼一人にて

濟むべき者にはあらず、君子の學問も、百工の技藝も、三代より、漢を歴て、唐に至りて備はる、故に詩は杜子美に至り、文は韓退之に至り、書は顏魯公(眞卿)に至り、畫は吳道子(道玄、字は道子、唐の玄宗の時の人)に至りて、古今の變、天下の能事畢はる、

道子畫人物、如以燈取影、逆來順往、傍見側出、橫邪平直、各相乘除、得自然之數、不差毫末、出新意於法度之中、寄妙理於豪放之外、所謂游刃餘地、運斤成風、蓋古今一人而已、

【釋】「梗邪」…邪は、斜と通ず、「游刃餘地」…莊子の養生主篇の語、庖丁が牛を割くに、刀刃もて骨節の間に容るゝに、恢々乎として其刃を遊ばするに餘地ありと見ゆ、牛を解くに、刀を勢せざるをいふ、「運斤成風」…全書の徐無鬼篇に、郢人が白堊もて其鼻端に墜し、薄きと蠅の翼程になし、匠石をして之を斲(けつ)らしめたるに、斤(てを)を揮ひて、風音たたせ、堊は盡きて、鼻ハ傷らざりきとあり、

【釋】道子の人物を畫くには、燈火もて物の影を取るが如く、そつくりと其像を寫し出し、來るを逆(むか)へ、(前面より寫すをいふ)、往くに順ひ、(背面より寫すをいふ)、傍見側出、(左右より寫すをいふ)、橫斜平直、それ〴〵に其恰好を乘除(さしひき)して、自然の數を得て、毫末も其眞を差(たが)へず、新意を法度の中に出だし、妙理を豪放の外に寄す、莊子に、庖丁が牛を解くに、刃物を使ふと安々と餘地ありと云ひ、匠石が郢人の鼻端の白堊を斲るに、斤を運らして、風の音をたてたりと云ふが如く、筆を使ふとの自由自在なる技は、蓋し古今にたゞ一人のみなり、

予於他畫、或不能必其主名、至於道子、望而知其眞僞也、然世罕有眞者、如史全叔所藏平生蓋一二見而已、

【釋】拙者は、他の畫に於ては、果して何人の筆なるか、其主名を必ず指すと出来れども、道子の畫に至りては、遠くから見ても、其眞僞の見分が付く程なり、然かし世には其眞物とては罕なる者にて、史全叔の藏せる所の如きは、吾が平生に、蓋し一二度しか見たることなき珍らしき名品なり、

【沈評】一畫を擧げて、他は類を以て推すべし、道子の畫も、子瞻の評も、唯此處に神なる者のみ之を能くす、逆も他人の及ぶべきに非ず、

書蒲永昇畫後

此文は、是れ畫を作すに、神來の候あるを言ふ、其死活全く此に分かる、

古今畫水、多作平遠細流、其善者不過能爲波頭起伏、使人至以

手捫之、謂有窪隆、以爲至妙矣、然其品格特與印板水紙、爭工拙於毫釐間耳、

【釋】古今水を畫くものは、多く平遠の細流を作す、其上手の者とても、波頭の起伏(なみのうねり)をなすに過ぎず、人をして手を以て之を捫(なで)たりて、窪隆(かたびく)あるかと思はしむるに至るをもて至妙となせるまでなり、去りながら、其品格は、特に印板せる水紙(水影を押したる紙)と、工拙を僅か毫釐の間に争へるのみ、以上第一段、古の水を畫くものは、未だ其妙に詣る者あらざるをいふ、

唐廣明中、處士孫位始出新意、畫奔湍巨浪、與山石曲折、隨物賦形、畫水之變、號稱神逸、其後蜀人黃筌、孫知微、皆得其筆法、始知微欲於大慈寺壽寧院壁、作湖灘水石四堵、營度經歲、終不肯下筆、一日蒼黃入寺、索筆墨甚急、奮袂如風、須臾而成、作輸瀉跳蹙之勢、洶洶欲崩屋也、

【釋】「廣明」…唐の僖宗の時の年號、「四堵」…垣二丈を板とし、五板を堵とす、此にては、蓋し四壁と云ふ意なり、柳文の梓人傳に畫宮於堵、盈尺而曲盡其制とあり、合せ考ふべし、

【釋】唐の廣明年間に、處士の孫位といふ者ありて、始めて新工夫にて、奔湍(はやたぎ)はやせ(巨浪(おほなみ)の山の石などに中りて、折れ曲り、物に隨ひて形を成し、さまざまに水の變態を盡せる狀を畫き出せり、號して神逸と稱せらる、其後蜀人に黃筌、孫知微などいふ者ありて、皆其筆法を得たり、始め知微が大慈寺なる壽寧院の壁に於て、湖灘水石の狀を四面の壁に畫かんと欲し、意匠を凝らすと一年以上も掛かりて、終に肯て筆を下さざりしが、或る日、蒼黃(あわただしく)寺に入りて、筆墨を索むると甚だ急なり、袂を奮ふと風の如く、須臾(しばらく)にして其畫が出来上りたるを見れば、輸瀉(波の崩る)の勢をなし、洶々(とどろ)と涌きたちて、屋をも崩さん有様なり、

以上第二段、孫知微の水を畫くに妙なるをいふ、
知微既死、筆法中絶、五十餘年、近歲成都人蒲永昇嗜酒放浪、性與畫會、始作活水、得二孫本意、自黃居寀兄弟李懷袞之流、皆不

及也。王公富人或以勢力使之，永昇輒嘻笑，捨去，遇其欲畫，不擇貴賤，頃刻而成。嘗與予臨壽寧院水，作二十四幅，每夏日挂之高堂素壁，即陰風襲人，毛髮爲立。

【黃居寀】：黃荃の季子、能く其業を世々にす。
【沈評】：活死水のこと、行文の法を悟るべし、中間の蒼黃入寺の一段、尤も能く神來の候を狀出せり、蓋し古今の妙文は、神來に成らざる者なし、天機忽ち動くときは、之を自然に得、人力には非ざるなり、(神來の候とは、氣の乗りたる所をいふ、何の技にもあることにて、其超妙に詣るものは、皆此候に在るなり。)

永昇今老矣，畫亦難得，而世之識眞者亦少，如往時董羽、近日常州戚氏畫水，世或傳寶之，如董戚之流，可謂死水，未可永昇同年而語也。

【永昇】：今老いたり、其畫も亦得難し、而して世には眞を識る程の眼力ある者少し、往時の董羽、近日の常州の戚氏などの畫ける水を、世間にては、或は傳へて、之を寶とせり、董、戚などの畫ける者は、死したる水とこそ謂ふべけれ、未だ永昇の筆とは竝べて語るべからざるなり、以上第三段、永昇の水は、二孫の遺志を得たるを言ふ、

方山子傳

此文は、山子の隱を傳す、然れども、主意は、たゞ妻子奴婢皆有自得之意の一句に過ぎず、而して其俠を敘する處に於て、反りを重く力を著く、而登山中之人哉の一句、意思欲願、方山子の尋常隱論一輩の人ならざるを見る、呂晚村云く、陳季常は、眞の隱者に非ず、其隱亦俠の變相なるのみ、披公此意に於て、能く之を傳して露ほさずと、然れども、文に在りては、當に隱を以て主とすべし、而して俠は則ち追

敘に於て之を見はすのみ、文に於ては從たり、凡て五段、

方山子，光黃間隱人也。少時慕朱家郭解爲人，閭里之俠皆宗之。稍壯，折節讀書，欲以此馳騁當世，然終不遇。晚乃遷於光黃間，曰岐亭，庵居蔬食，不與世相聞。棄車馬，毀冠服，徒步往來山中，人莫識也。見其所著帽，方屋而高，曰：此豈古方山冠之遺像乎？因謂之方山子。

【光黃】：竝に地名、「朱家郭解」：二人の姓名、俱に漢の時の俠客なり、「方屋」：冠頂を屋といふ、後漢書の輿服志に、帽の其中を崇(たか)くするを屋といふと見ゆ、蓋し職を家の屋に假るなり、「方山冠」：後漢書に五彩の冠を以て之を爲ると見ゆ、
【沈評】：方山子は、光、黃の間の隱者なり、少き時は、古の朱家又は郭解などの人と爲りを慕へり、其市町の俠客共は、皆此人を崇め尊べり、稍年長けてからは、今までの料簡を切り換へて、讀書を勵み、此を以て當世に出て働かんと志なりしが、然しながら、不遇に終りぬ、晩年に及びて、光、黃の間の岐亭と曰へる地に遷れて、さ、やかなる庵を結び、野菜を摘みて食ひ、世の中と音問もせず、車馬を棄て、冠服を毀ち、徒步にて山中に往來したれば、世の人誰とて之を見識るものなし、其著くる所の帽の頂の四角にて高きを見て曰く、此豈古の方山冠の遺像なるかと、因りて之を方山子と呼び做せり、以上第一段、方山子の名の由りて起る所以を敘す、先づ隱の字俠の字を點す、

余謫居於黃，過岐亭，適見焉，曰：嗚呼！此吾故人陳慥季常也，何爲而在此？方山子亦矍然問余，所以至此者，余告之故，俯而不答，仰而笑，呼余宿其家，環堵蕭然，而妻子奴婢皆有自得之意，余既贊然異之。

【贊然】：驚き顧みる貌、「環堵」：五版を堵とす、環は、周囲の義なり、東西南北唯一堵なるをいふ、
【沈評】：余黃州に謫居せられて、岐亭を過ぎたるに、思ひきや途中にて其方山子に出遇へり、其時、吾は驚きて曰く、さて、此は吾が故人なる陳慥季常にてあるか、何故に此に居るぞと、方山子も亦矍然と驚き見て、余が此に至れる所以を尋ねれば、余は之に其仔細を語り聞かせたる

謹肅聞其始未嘗自言其知書也見軾讀書則終日不去亦不知其能通也其後軾有所忘君輒能記之問其他書則皆略知之由是始知其敏而靜也

軾其墓誌銘して曰く君諱は弗といふ眉の青神の人郷貢進士王方の女なり生まれて十六の歳に軾に歸つてつぎ子の遺といふ者を生めり君未だ嫁せずして其父母に事ふるとき既に嫁して我が先君と先夫人とに事ふるとき何れも皆謹肅もて聞えたり以上は孝謹をいふ婦たりし始め未だ嘗て自分の口より書を読むことを知りたる由を申したることなし軾が書を読むを見れば終日其傍を去らず去りて亦其能く意味を合點する由は心付かざりしが其後軾が忘るゝ所あれば君は何時にも能く記憶し居れり其他の書物のことなど問ひ試みに何れも覚悟のことは承知したり是に由りて始めて其敏(かしこく)にして靜(おちつく)なることを知れり以上は其敏靜をいふ)

從軾官於鳳州軾有所爲於外君未嘗不問知其詳日子去親遠不可不慎日以先君之所以戒軾者相語也

軾が鳳州に官するるとき從つて俱に任所に赴きたり軾が外に出て爲す所あれば君未だ嘗て其詳細のことまでも委しく問ひ尋ねて承知せぬこととはなし曰く子は親の膝下を去ること遠き身なれば何事も慎まざるまじと日々に先君の軾に語られし所以の者を以て相語りて心附け呉れたり此は規戒せしことをいふ軾が鳳翔府の簽判たりしは仁宗の嘉祐中に在り此時老蘇尙在り故に親を去るといふ言あるなり)

軾與客言於外君立屏間聽之退必反覆其言曰某人也言輒持兩端惟子意之所嚮子何用與是人言有來求與軾親厚甚者君曰恐不能久其與人銳其去人必速已而果然將死之歲其言多可聽類有識者

又或る時は軾が客と表座敷にて語り合ふことあれば君屏間に立ちて之を聽き對客の濟みたる後に必ず其語を繰返して其客は云

云申したり其詞は兎角兩端を持して惟子が意の嚮ふまじに子は何とて斯る人物と物語る必要あらんやとて戒めたり(此は言の是非を分別するをいふ)又或る時は來りて軾に親しみを求むること甚しき者あるを見ては君曰く斯くては恐らくは久しく保つまじ其人に與みすることの銳き者は其人を去つことも必ず速かなるものなりとやがてのこと其申す通りになりぬ(此は人を知るをいふ)將に死なんとする歳其申したる言は多く聽くべし有識者に類せり

其死也蓋年二十有七而已始死先君命軾曰婦從汝於艱難不可忘也他日汝必葬諸其姑之側未基年而先君沒軾謹以遺令葬之銘曰

其死にたるは蓋し僅に二十七歳のみ先君軾に命じて仰せらるゝやう婦は汝が艱難の時に從ひしことなれば忘れてはなるまじ他日汝必ず之を其姑(しうとめ)即ち公の母の程氏をいふの側に葬れと未だ一年たぬ内に先君も沒せられぬ軾は謹みて遺令に從ひて之を葬る銘に曰く

祭歐陽文忠公文

文忠公は即ち永叔なり此文四段初の三段は天下のために慟し末の一段は私のために哭す末の二句を以て通體を收結す

嗚呼哀哉公之生於世六十有六年民有父母國有蒼龜斯文有傳學者有師君子有所恃而小人有所畏而不爲譬如大川

喬嶽不見其運動而功利之及於物者蓋不可以數計而周知

【著龜】…以て疑を決する所の者、國家の公を待ちて以て政の得失を稽ふるをいふ、
【嗚呼哀しいかな、公の世に生き永らへたる間は、六十有六年なり、其間は、人民は父母の如くに崇め、國家は著龜の如くに信じ、斯文は公の力に頼りて傳はり、學者は公を得て師とし、君子は公を恃みて恐れず、小人は公を畏れて惡を爲さず、譬へば大川喬嶽（たかきやま）などの其運動は目に見えねど、功利の物に及ぶことは、なかく博くして、一々數へ立て、周知盡すことの出来ぬが如し、】以上第一段、公の生前の天下に及ぶを説く、

今公之沒也、赤子無所仰、芘朝廷無所稽疑、斯文化爲異端、而學者至於用夷、君子以爲無爲善、而小人沛然自以爲得時、譬如深淵大澤、龍亡而虎逝、則變怪雜出、舞鰐鱓而號狐狸、

【仰芘】…仰庇なり、【鰐鱓】…泥鰌（とちやう）と鰐鱓（うなぎ）となり、
今公が沒せし上は、赤子（民のこと）は父母を喪ひて、仰ぎ庇はるゝ所なく、朝廷は著龜と頼む人を亡ひて、疑あれども稽へ決する所なく、斯文は傳を失ひて、化して異端となり、學者は師を失ひて、夷の道を用ふるに至り、君子は恃む所なければ、爲めに善をなす張合もなしとし、小人は畏るゝ所なければ、沛然と威勢よく、自ら以て時を得たりとす、譬へば深淵大澤などの龍亡せて虎逝くときは、さまざまの變怪の化物が出て、泥鰌や鰐鱓なども舞ひ出て、狐や狸までも鳴き號ぶと同じ譯なり、以上第二段、公の死後、害の天下に及ぶを言ふ、所謂る異端は、隱に王安石の學を指し、小人は、章子厚、呂惠卿の輩を指す、

其昔未用也、天下以爲病、而其既用也、則又以爲遲、及其釋位而去也、莫不冀其復用、至其請老而歸也、莫不惆悵失望、而猶庶幾於萬一者、幸公之未衰、孰謂公無復有意於斯世也、奄一去而莫予追、豈厭世溷濁、潔身而逝乎、將民之無祿、而天莫之遺、

【無祿】…詩經に民之無祿の語あり、猶不幸と云ふがごとし、
昔其未だ用られざるときは、天下以て病（うれ）とせり、既に其用られたるときは、又以て遲しとせり、其位を釋て、去るに及びては、其復た用られんことを冀はざるはなく、其退隱して家に歸るに及びては、惆悵（なげく）して望を失はざるはなし、それでもまた萬一を

庶幾ふものは、幸に公の未だ衰へざればこそ、折もあらば、再び世に出づることもやあらんと望みたればなれ、孰れか思はん、公が復た斯世に意あることなく、奄（たちまち）一たび去りて、誰も予を追ひ掛くる者ばあるまじとて、立ち去られんとは、それはなんと世の溷濁（にごれ）る）を取ひて、身を潔くして逝かれたる者か、それとも又人民の不仕合にて、天が斯人を世に遣し置かれぬ譯か、】以上第三段、此れ公の一生天下の望に關するを統論す、

昔我先君懷寶遁世、非公則莫能致、而不肖無狀、因緣出入、受教於門下者、十有六年、於茲聞公之喪、義當匍匐往弔、而懷祿不去、愧古人以忸怩、緘詞千里、以寓一哀、而已矣、蓋上以爲天下慟、而下以哭其私、

【懷寶】…論語に見ゆ、道徳を懷藏するを云ふ、【匍匐】…はらばひすること、詩經に凡民有哀、匍匐救之とあり、急ぎ遑てたる狀を形容していへるなり、
昔我が先君（蘇老泉のこと）道徳を懷きて世を忍びしを、公でなくば能く引き出す者はあるまじ、而して不肖（公自ら言ふ、）の不東なるも、手藝を得て出入し、教を門下を受くる者、茲に十有六年なり、此度公の喪を聞きては、義として當に匍匐しつゝも往きて弔ふべき筈なるを、祿を懷ひて去らず、古人に對しても愧かしきことなり、詞を封書に認めて、千里の遠きに寄せ、以て一哀を寓（よ）す、蓋し上は以て天下の爲めに慟じて、（上の三段を收む）下は以て一己の私の爲めに哭するなり、（此一段を收む、）以上第四段、
【沈評】朝に君子なく、斯文傳を失ふは、天下の爲めに慟せし所以なり、己が兩世公に知らるゝを敘するは、其私を哭する所以なり、末語に通體を收拾す、而して情韻幽明、惘々として人を動かす、

唐宋八家文講義卷之二十四終

蘇頌瀆事歷

公名は蘇、字は子由、年十九にして、兄賦と同じく進士の科に登り、又同じく制舉に試みらる、時に仁宗春秋高し、蘇其勤に備まんことを慮る、因りて得失を極言し、禁廷の事に於て、尤も切なり、考官之を黜けんとを請ふ、帝曰く、直言を以て之を棄てば、天下其れ我を何とか謂はんと、乃ち收めて之を下等に置き、商州の軍事推官を授く、神宗位に即く、王安石執政たり、青苗の書を出して、蘇をして熟議せしむ、蘇曰く、錢を以て民に貸すは、本と以て民を救はんがためにして、利を得んがためにあらず、然れども出納の際、吏縁りて姦を爲さば、法ありと雖も禁ずると能はざらん、錢民の手に入らば、良民と雖も、安りに用ゆることを免れざらん、其錢を納むるに及ばば、富民と雖も、限を除ゆることを免れざらん、此の如くなる時は、鞭撻必ず用ゐて、州縣多事ならんと、安石曰く、君が言誠に理あり、當に徐に之を思ふべしと、會て河北の轉運判官王廣廉といふ者、奏して青苗法を行はんと乞ふ、安石の意と合ふ、是に於て、青苗法に行はる、公書を以て安石に擬(いた)し、其不可なることを陳ず、安石怒りて、公を他職に遷す、後兄賦の詩を以て罪を得るに及びて、亦坐して貶せらる、哲宗位に即き、召して右司諫とす、首として蔡確、韓絳、章惇、呂惠卿の姦邪なるを論じ、皆之を罷む、宰相司馬光差役を復し、及び士を試みる格を改めんと欲す、公之を緩くせよと言ふ、光皆從はず、後戸部侍郎に進む、言ふ本部自ら河渠案を分ちて、以て都水監とし、冑案を分ちて、以て軍器監とし、修造案を分ちて、以て將作監とす、三監は皆工部に隸す、本部の専らにする所は、其餘幾もなし、出納損益、制他司に在り、頃ごろ司馬光政を執り、其害たるを知り、嘗て本部をして諸司の利權を收攬せしめんとしたれど、未だ就らずして卒せり、蓋し國の財あるは、窮人の飲食あるがごとし、飲食の道は、當に口をして出納を司らしめ、而して腹をして多寡を制せしむべし、然る後に、氣血に分布して、以て百骸を養ふ、耳目之に頼りて、以て聰明なり、手足之に頼りて、以て便利なり、若し専ら口腹に任ぜずして、手足耳目をして分ちて之を治むるを得しめば、飽くとを求めんと欲すと雖も、得べからざらん、而るを況んや安且壽なるに於てをや、今戸部の朝廷に在るは、猶口腹のごときなり、而るに他司をして分ちて其事を治めしむるは、何を以て之に異ならん、願はくは都水、軍器、將作の三監に詔して、皆兼ねて戸部に隸せしめられんとを乞ふ、之に従ふ、兄賦に代りて、翰林學士と爲り、尋て樞密部尙書に拜せらる、遂に使し、還りて御史中丞となる、元祐の新政以來、是に至りて五年なり、人心已に定まる、惟く元豐の舊黨(安石の黨)中外に分布し、多く邪説を起し、以て在位の者を搖撼せんとす、呂大防、劉摯之を思ふ、稍く之を引き用ゐて、以て夙怨を平げんと欲す、之を調停(仲裁のと)といふ、公其不可なるを論ず、謂ふ、小人を思へて、之を内に引くは、猶盜賊の財を得んと欲するを知りながら、之を寢室に導き、虎豹の肉を食はんと欲するを知りながら、之を庖牧に置くがごとし、是理なきなり、此輩若し返らば、必ず正人を執害し、漸く舊事を復し、以て私憤を快くせんとなす、人臣の禍を被るとは、蓋し言ふに足らず、惜む所の者は、宗社朝廷なりと、是に因りて調停の説遂に止む、尙書右丞に拜せられ、門下侍郎に進む、紹聖の初め、哲宗李清臣を起して中書舍人とし、鄧綬市を尙書左丞とす、二人は皆安石の黨派なり、久しく外に在りて志を得ず、稍く復た熙豐の事を言ひて、以て哲宗の意を激怒せしむ、會て進士を延試すると、清臣策題を撰し、即ち邪説を爲す、公曰く、伏して御試の策題を見るに、近歲の行事を歴歴し、熙豐に相復せんとする意あり、臣謂へらく、先帝の法、百世改むべからざる者あり、元祐以來、上下奉行して、未だ嘗て失墜せず、事の當を失するに至りては、何の世か之れ無からん、父之を前に失し、子之を後に教ふ、前後相濟す、此れ聖人の孝なりと、哲宗悦ばず、出して徐州に知らしめ、再び責めて南京に分司たらしむ、錫州に居ると三年、又責めて化州の別駕とし、雷州に安置す、徽宗位に即きて、大中大夫に復し、許州に居らしむ、致仕して室を築き、穎濱遺老と號す、復た人と交はらず、終日默坐すると幾んど十年、政和二年に卒す、年七十四、文定と諡す、公沈靜簡潔、文を爲る、汪洋澹泊、其人と爲りに似たり、而して秀傑の氣は、終に掩ふべからず、其高處は、殆んど兄賦と相迫れり、著はす所、詩傳、春秋傳、古史、老子解、樂城集あり、竝に世に行はる、

唐宋八家文講義卷之二十五

蘇轍子由著

陳州爲張安道論時事書

張安道は、即ち張方平なり、大蘇の文に見ゆ、神宗初め王安石を用ゐんと欲せしとき、方平以て不可とす、安石相たるに及びて、帝に白し、方平を出して、陳州の知事となす、時に熙寧三年なり、公適て三司の屬官を罷め、外に出づ、方平學官を以て之を辟す、此文は、蓋し其折代作せし所なり、此時、新法方に行はる、故に神宗の失敗を擧げ、先づ其悔心處を擧げ、然して後に、其未だ悔いざる者に及ぼす、通篇悔の字を以て眼とす、須く其操縦開闢に善きを見るべし、凡て六段、

伏以中外臣庶各有職事越職而言國有常憲臣守土陳州非有言責而輒言之計其狂愚茲實有罪然臣伏念頃以老疾不任吏事陛下未忍廢棄親擇便地以遂安養將辭之日面承德音以爲大臣之義皆當爲國謀慮不宜以中外爲嫌有所不盡

伏して以(おもひ)に、中外の臣庶は、各々職事あり、職分を越えて事を言ふは、國に常法ありて、ならぬことなり、臣は陳州の土地を守るが職分にて、言を以て責任とする者には非ず、而るを、輒すく之を言ふは、計るに其狂愚なる、茲れ實に罪あり、然れども、臣伏して念ふに、近頃老疾の身、進も吏事に任へ申さず、陛下には未だ廢棄するに忍びまはらずして、親しく老人相應の場處を御擇び下され、安々と養生の出來る様に爲し下されたり、京地出發の節も、親しく簡牘を拜して德音(おほせご)を承ることを得たり、上意に以爲へらく、大臣の義は、何人も皆當に國家のために謀慮を盡すべき筈なり、朝廷の内外を以て遠慮し、心を盡さぬことありては、宜しからずとの仰せなりき、

古人有言、雖乃身在外、乃心固不在王室、伏惟聖德廣大、無所不容、而臣自到任以來、於今一歲、心目昏眩、有加無瘳、故嘗乞丐餘生、求還閭舍、區區之誠、久而未獲、陛下視臣志氣之衰、至此豈復有意別白、是非而與世俗爭議也哉、是以得失之間、久而無所與

【古人有言】…書經の康王之誥に見えたる詞なり、
【古人の申されし詞に、乃(なんぢ)の身は外に在りとも、乃の心は王室に在らざることをき懐にありたしとあり、伏し(おんみ)るに、聖徳は廣大にして、容れざる所なし、而るに臣は任地到着以後、今日まで、纒に一歳なるに、心も昏み、目も眩み、おひ／＼と疾の増し加はる程に、逆も全快の見込はなし、それ故、老後の餘命を賜はりて、郷里に還らんことを求めたりしかど、區々の誠は、何時までも御採用相叶はず、陛下には、臣の志氣の衰へたることの斯くまでに至りしことを御覽下されよ、豈(なに)に復た御政事の良し悪しを申立て、世俗と争議するに意あらんや、是を以て、世事得失の間に於ても、久しく携きはらざりしなり、

今者竊有所懷、上爲陛下參之官吏、下爲陛下驗之百姓、而安危之機、實在於此、自惟受恩累聖、邦之休戚、身實同之、志力雖衰、於義不可默已、然臣之所欲言者、非敢遠引前古、逆探未然、以惑陛下之聰明也、凡皆陛下之所嘗試、而臣愚之所與聞者耳、

【今日は、心中竊に懷ふ所ありて、上は陛下の御爲めに官吏の處務を參考し、下は陛下の御爲めに百姓の現狀を實驗するに、國家の安危の機(きざし)は、實に此に在り、自ら思へらく、此まで御歴代の御厚恩を受けて、邦の幸福艱難ともに、此身は實に之を同じくせり、今日志力は衰へたりと雖も、義に於ては黙すべきにあらず、去りて、臣の申上げんと欲する所の者は、敢て遠く前古の事を引き、又は逆(あらかじめ)未然の事を探りて、以て陛下の聰明を惑はし奉らんとはあらず、凡べて皆陛下の此まで實際御嘗試(ためすこと)なされたる所にして、臣愚の與かり聞く(たづさはる)所の事のみなり、以上第一段、先づ上書する所以をいふ、

臣伏見陛下即位之始、計慮深遠、凡有所建、動合天心、始議山陵

深恤費用之廣、推明先帝薄葬之命、以詔有司、四方聞之、無不感泣、其後一年之間、誕布號令、勸率宗族、惇孝悌之行、勉勵州郡、先農桑之政、復轉對以廣言路、議徭役、以寬民力、盛德之事、不可具記、

【山陵】…英宗皇帝の葬儀をいふ、【轉對】…上の大蘇の上、神宗皇帝一書に見ゆ、
【臣伏して見るに、陛下の御即位の始めには、計慮深遠にましまされ、凡そ新規に建て設けられたることは、動くところの心に合す、始めて先帝の御葬儀の事を御評議あらせられしとき、深く費用の多きを恤(おぼ)せられ、先帝の薄葬の御遺命を推し明かして、有司に其旨を仰付けらる、四方の民、之を聞きて、感泣せざるはなし、其後一年の間は、誕(おほい)に號令を布かれ、御宗族の方々を引き勵まされて、孝悌の行を修(と)せしめられ、州郡の役々を勉め勵まされて、農桑業の政を先にせられ、官吏轉對の法を復せられて、以て言路を廣められ、徭役(夫役のと)の事を議せられて、以て民力を舒(ゆる)べられたる等、盛徳の御政事は、一々委しく記し切れぬ程なり、

是時天下雖大變之後、而無不翹然想聞德音、以忘其憂、兩宮歡欣、九族親睦、群臣萬民、蒙福而安、紛紜之議、不至於朝廷、謗讟之聲、不聞於閭里、陛下優游無爲、而天下已治矣、爲國如此、豈不樂哉、

【天下大變】…英宗の崩御をいふ、
【是時は、先帝御崩御の間もなく、天下は大變の後なれども、而れども、人々翹然と首を擧げて、有難き仰せを承りて、其憂を忘れぬ者はなかりき、兩宮(神宗と皇太后の曹民)をいふ、)は御機嫌好く、九族は親み睦み睦み群臣萬民どもは福を蒙りて、安樂に暮らし、紛紜の議論は朝廷に至らず、謗讟(そしり)の聲は閭里に聞えず、陛下は優游(ゆつくり)として何事も爲されぬに、天下は已に治まれり、國を治むると此の如くなれば、なんと樂しきことにては御座らぬか、

陛下自今視之、當日之政、其爲可悔恨者、凡有幾、以臣視之、非獨

陛下無所悔恨雖天下之人亦未有以爲失當者也何者政令簡易而人情之所安耳易曰易則易知簡則易從易知則有親易從則有功有親則可久有功則可大向使陛下推行此道終始不變則臣以爲可久可大之功可得而致矣

陛下にも、今日より其當時の政を御覽遊ばされたらば、御後悔遊ばさるべき者は凡そ何程御座りますか、定めて多くは之なきと存じ奉ります、たゞ陛下の御後悔なきのみならず、天下の人と雖も、亦未だ失當(あてのちがふこと)とする者はあらず、何となれば、政令は簡易にして、人情の安んずる所のみなればなり、易にも申したる通り、凡べて人心平易なれば、何人にも能く分り易く、物事簡略なれば、誰も從ひ易し、分り易きときは、人は親しみ懐き、從ひ易きときは、事を爲して功あり、親しみあれば、久しく持続すべく、功あれば、漸く積みて大なるべしとなり、向(さき)に陛下をして此道を推し行ひ、始終變ぜざらしめば、臣以爲べらく、久しかるべく大なるべき功は、得て致すべきなりと、以上第二段、悔恨を言はんと欲して、先づ悔恨なきを言ふ、按ずるに、沈本此處に於て乙せず、今報説に従ふ、

其後求治大切用意過當姦臣緣隙得進邪說始議開邊以中上旨於是延安有橫山之謀保安有招誘之計陛下饒之以金帛假之以干戈小人貪功慮害不遠輕發深入結怨西戎攘奪尺寸無用之士空竭內府累世之積大者疲弊秦雍小者身死寇讐西鄙騷然不寧而陛下始一悔矣

「延安有横山之謀」…韓降の謀なり、蘇素より兵事を習はず、幕府を延安に開き、措置方に垂く、復た仲誘に信任す、誘横山を取らんとを謀る、乃ち師を帥ゐて、夏人を襲ひ、大に之を敗る、是より夏人日に報復の計をなす、大蘇の文の代「張方平」諫用兵書を看るべし、「保安有招誘之計」…：保安軍は、陝西に在り、是時、王韶平戎の三策を上り、恩信を以て沿邊の諸夷を招撫せんと欲せしとあり、蓋し此をいふなり、「秦雍」…：當時の延安、保安、横山は、皆秦の地にして、古の雍州の域なり、故に秦雍といふ、さて其後は、治を求めたまふことと大だ切に、意を用ゐたまふと程に過ぎたるがために、姦臣(韓降、王韶の輩)隙に乗じて、邪説を進むる

とを得て、始めて邊地を開くとを議して、以上上の御意に叶へしむ、是に於て、延安府にては横山を取らんとする謀あり、保安軍にては沿邊の諸夷を招き誘はんとする計あり、陛下には之を御信用ありて、之を饒はすに金帛を以てし、之に假すに干戈を以てしたまへり、小人共は功のみを貪りて、後害を慮ると深からず、輕しく發して、深く攻め入り、怨を西戎に結び、僅に一尺や一寸程の無用の地を攘奪して、それがために御代々御府に積まれたる財貨を空竭せり、大にしては、秦雍の地を疲弊せしめ、小にしては、人民寇讐に死す、西鄙はそれがために、騷然として寧からず、而して陛下には、茲に始めて一たび御後悔遊ばされたり、(此は、那國を侮りて、自ら悔を貽したるをいふ)

然而陛下天姿英果有漢武宏達之量雖復兵吏失律而立功之意未嘗少衰是以左右大臣測知此心復進財利之說陛下樂聞其利而未暇深究其害於是舉而從之置條例司而購求天下之遺利己酉之秋新政始出自是以來凡所變革不可悉數

去りながら、陛下の天資は、英邁果斷におはし、漢武の如き恢宏宏達の度量あらせられ、復び兵吏共の軍律を誤まりて敗北を取りしにも拘はらず、功を立てんと思召さるゝ御意は、少しも衰へさせられず、是を以て、左右の大臣は、其御心を測り知りて、復び財利の説を申上げたるに、陛下には、其利益のことを聞くことを樂みたまひて、未だ深く其弊害の在る所を研究したまふ暇なく、一切皆其説に従ひたまひ、條例司の役所を置きて、天下の遺利を購求せしめたまへり、己酉(熙寧二年)の秋、新政始めて出づ、是より以來、凡そ變革せらるゝ所の諸制度は、悉く數へ切れぬ程なり、

其最大者一出而爲常平青苗再出而爲揀兵并營三出而爲出錢雇役四出而爲保甲教閱四者竝行於世官吏疑惑兵民憤怨諫爭者章交於朝誹謗者聲播於市陛下不勝其煩爲之當宁太息日昃而不食矣然猶幸其成功力排衆人之議而固守之天下方共厭苦而不知其所止也

【常平青苗】…常平法の資本を以て、青苗法を行ふゆゑ、常平青苗と云ひたるなり、大蘇の文の上三神宗二書を見るべし、【揀兵并營】…大蘇の再上三皇帝二書に出づ、【出錢雇役】…上三神宗二書に出づ、【保甲教閱】…農兵を教ふる仕組なり、十家を保とし、五十家を大保とす、大保長あり、十大保を都保とす、都保正副あり、弓弩を授けて、戰陣を教ふ、【守】…門内屏外に在り、人君の朝を視るとき、佇立する所の場處なり、

【常平】…常平法の資本を以て、先づ第一に出でたる者は、常平錢の資本を以て貸付くる青苗法なり、第二に出でたる者は、兵卒を揀(す)り、軍營を并せ置く法なり、第三に出でたる者は、錢を集めて人夫を雇ふ法なり、第四に出でたる者は、農民の組合を立て、戰を教ふる法なり、此四者、並びに世に行はれてより、官吏は疑惑し、兵民は憤怒し、諫争する者の上書は、朝廷に集まり、辨論する者の評判は、市中に流布す、陛下には、其煩(らる)る(さ)き(に)勝へさせられずして、之が爲めに、朝廷臨御のたび毎に、御太息遊ばされ、日の傾く頃までも、御食事を遊ばされぬともあり、去れども、猶其成功あらんとを幸(こ)ひ(な)が(ひ)たまひ、力めて衆人の讒を排し除けて、固く本議を取り守りたまひ、天下の人民が、共に厭(ひ)苦(み)つゝあるにも拘はらず、一向それを差止むる御勸辨もなし、

而揀兵并營之策、其害先見、武夫凶悍、爲怨最深、爲患最急、陛下知其不可、於是多支月糧、復收退卒、以順適其意、而陛下既再悔矣、

然軍中之口、猶復洶洶不靖、陛下雖推恩撫之、而終不以爲惠、反謂陛下畏之耳、不幸邊臣失算、再生戎心、帷幄之臣、謀之不臧、不務安之、而務撓之、臨遣執政、付以疆事、多出金幣、豫書誥勅、以成其深入之計、

【過區】…李復主を謂ふ、【帷幄之臣】…王安石を謂ふ、【執政】…韓琦を謂ふ、此時、韓は參知政事たり、安石に代りて、往きて邊を行ぐる、軍中に即きて、同中書門下に拜せらる、是より先き、知慶州の李復主擁御方を失し、夏人大舉して環慶に入る、故に韓を遣はしたるなり、

去りながら、軍中の口々は、兎角まだ騒々しくして落付かず、陛下には、斯くまで恩恵を推し廣めて御勞りあらせらるれども、それを有難しとは思はず、反りて陛下は之を畏れたまふと思ひ違へたり、不幸にして邊區の圖を誤るがために、再び戎狄の野心を生ぜしめ、其上朝廷の帷幄の臣の之を謀ること誠(まこと)に(よ)か(ら)ずして、之を安んずるとを務めず、反りて之を撓(みだ)さんとを務め、時の執政を出張せしめ、任ずるに疆場(きやうば)の事を以てし、多く金幣を出し、豫め勸諭(ごんごん)を書し、以て其敵地深入の計を成さんとす、

當此之時、天下之心、知其必敗矣、而陛下與一二臣者、方以爲萬舉而萬全、既而出兵、無人之境、築城不守之地、困弊腹心、以求無益之功、使秦晉之民、父子流離、肝腦塗地、戎人徼勸受屈、已築之城、隨卽傾覆、救援之兵、相繼潰叛、四方震動、君臣宵旰、而後下罪己之詔、投竄元宰、以謝二鄙、而陛下既三悔矣、

【築城不守之地】…事は熙寧四年正月、韓琦神詔をして夏人を襲はしめ、遂に羅兀城を築き、又進みて永樂川、賞道嶺の二營、及び撫寧の故城等を築く、已にして夏人來り攻め、撫寧を圍む、誘茫然として措を失し、書を作らんと欲したれども、戰慄して筆を下すと能はず、是に由りて、新築の諸堡皆陥る、詔して羅兀城を棄てしめ、誘の罪を治め、潭州に安置せしめ、韓の執政を罷む、所謂元宰を投竄すとは、此を指すなり、【二鄙】…西北の二邊を謂ふ、【徼勸受屈】…其弱みに附け入ると、勸は、倦と同じ、【宵旰】…夜中より服を改めて、朝廷に出で、日がたけて後に、朝食をした、むるとして、政を勤むるをいふ、

此時に當りて、天下の人々は、其必ず敗れんとを知り、而るに、陛下と一二の臣とのみは、方に以て萬舉萬全の策と思召され、頓て人も居らぬ境に向ひて、兵を出だし、守るともならぬ地に向ひて、城を築き、中國腹心の地を困弊せしめて、以て無益の功を求めんとせられ、秦晉の民をして、父子流離し、肝腦を地に塗(ま)せしむ、戎人は、我が兵の倦怠せるを徼(むか)へ、我が兵の屈辱せるを受けて、譯もなく伐ち挫きたれば、一旦築きたる城も、そばからすぐに傾覆し、救援の兵は、相繼ぎて潰叛せり、四方震ひ懼れて、安き心なく、君臣ともに宵衣旰食して、政を勤めらる、而して後に、御自分を罪せらる、詔命を下され、其主謀の者を貶黜せられて、以て西北二邊の人民に詫びたまへり、而して陛下には、既に三たび御後悔遊ばされたり、(此は鄰國を侮る禍をいふ、)

夫此三者、方其未悔也、陛下亦以爲是邪、非邪、陛下犯逆衆心、力行而不顧、其必以爲是、不以爲非也、然而其終卒、至於此、然則方

今陛下之所是而未悔者無乃亦類此歟

さて此三つの者、其未だ悔いたまはざるに方りて、陛下には以て是なりと思召されたるか、將た非なりと思召されたるか、陛下には、衆心を犯し、力め行ひて顧みたまはぬことなれば、其れ必ず以て是なりとなされたることにて、非なりとなされたるには御座るまじ、然るに其果ては、卒に此に至れり、されば、方今陛下の是なりとして、未だ御後悔遊ばされぬ所も、なんと此と同様なることにては御座らぬか、以上第三段、此段は、先づ三悔を擧げ、而して後に、其未だ悔いざる者に及ぶ、按ずるに、三悔中、鄰國を悔り、兵を犯す禍は、已に見ける、惟民を欺く禍は、未だ見はれず、故に又下文に之を言ふ、

臣聞衆而不可欺者民也、勇而不可犯者兵也、險而不可侮者鄰國也、今陛下既已欺民犯兵而侮鄰國矣、夫犯兵侮鄰、變速而禍小、至於欺民、則變遲而禍大、變速而禍小者、瓦解之憂也、變遲而禍大者、土崩之患也、今瓦解之憂、陛下既知悔矣、土崩之患、陛下未以爲意、此臣之所以寒心也、

易曰、不遠復、無祗悔、元吉、事之未敗也、陛下不悟其非、必俟其敗而後悔、如向三者、則陛下之復已遠、而悔亦大矣、且臣觀之、方今陛下之所是而未悔者、亦有三而已、

易曰、復の卦の初爻の辭、悔は、大悔なり、易に之あり、總べて何事に依らず、深入りせぬ内に心付きて引返せば、大悔なく、大吉なりと、今日も事の未だ敗れざる以前に、陛下其非を悔いたまはずば、必定其敗るを俟ちて後に、悔いたまはらん、向(まき)の三者などは、陛下の御心付なることが已に曉れて、御後悔も隨分大なることなり、且つ臣が拜觀する所にては、方今陛下の是なりとして未だ悔いたまはざる所の者も、矢張三事あるのみなり、(三事とは、下の青苗、助役、保甲の三者をいふ、此にいふ助役は、即ち上にいふ出錢雇役のことなり、)

青苗助役保甲三者之弊、臣不復言矣、何者、言事者論其不可、非一人也、百姓毀壞支體、燠灼耳目、嫁母分居、賤賣田宅、以自脫免、非一家也、陛下其亦知之矣、徘徊而不改、使民無所告訴、加之以水旱、繼之以饑饉、積悍之民、奮爲群盜、侵淫蔓延、滅而復起、英雄乘閒而作、振臂一呼、而千人之衆、可得而聚也、如此而勝廣之形、成、此所謂土崩之勢也、臣恐陛下至此、雖欲復悔而無所及矣、

上に申したる青苗、助役、保甲の三者の弊は、臣は復び申し上げませぬ、何となれば、事を言ふもの、其不可なるを論ずることとは、たゞ一人のみにあらざればなり、百姓共の自身に其支體を毀壞し、耳目を燠灼(あつやく)ふすべし、又は母を他へ嫁せしめ、己は別居し、又は田宅を安く賣代なして、以て自ら役を逃れんとする者は、一軒や二軒のとはあらざればなり、陛下にも御存じのとならん、それをうるくならざれば、御改正もなく、人民をして告訴する所なからしめ、其上水害旱損あり、それに繼ぎて飢饉したらんには、勇悍に勇悍を積みたる人民は、奮ひ起りて羣盜となり、おひく(おひく)と廣がり蔓りて、一つ滅ぶれば一つ起り、其間に英雄の腹に乘じて騒ぎ立ち、臂を振りて一呼するとならば、千人の衆は得て聚むべからん、斯くては陳勝、吳廣の形勢も成立ちぬべし、此が所謂土崩の勢と申す者なり、臣恐らくは陛下の此に至らば、たとひ何程御後悔遊ばされんと思召さるとも、最早及びも致すまじきことを、以上第四段、此れ民を欺く件内に就きて、未發の害を言ふ、悔の字此に至りて究竟す、

故臣願陛下取即位之政、與今日之事而試觀之、天下擾擾不安、孰與今日之甚、羣臣交口爭辯、孰與今日之衆、陛下聽覽疲倦、孰

與今日之多悔恨自責孰與今日之切陛下誠以此較之則不待臣言之終而得失可以自決矣

故に臣願はくは陛下御即位當時の政と、今日の事とを取りて、試みに比較して御覽せされ、天下の擾々として安からざるとは、今日と執れが甚しきぞ、羣臣の口を交へて争辯するとは、今日と執れが衆きぞ、陛下の羣臣の言を聴き、文書を御覽するとの疲れ倦まるゝとは、今日と執れが多きぞ、悔恨して自ら責めらるゝとは、今日と執れが切なるぞ、陛下誠に此を以て比較して御勘考あらせられれば、臣が言の終るを持たずして、得失よしあしは御自分にて御分りに成りませう、此處、前事を取りて、對較一番す、然して後に、其罪の歸する所を出だす、

且夫即位之政陛下之本心也今日之事臣下之過計也陛下棄即位之本心而徇臣下之過計臣竊以爲過也

且夫れ御即位の初めの政は、陛下の御本心にて、今日の事は、臣下の過計なり、陛下には、御即位の御本心を棄てさせられて、臣下の過計に従ひたまへり、臣竊に以爲へらく、過までりと、以上第五段、此段は、前文を收綴し、後段に轉連する處、後段は、専ら王介甫を攻む、

雖然臣竊聽之道路方今陛下則亦悔之矣悔之而不變非陛下之意也迫於建議之臣耳夫人臣進謀於其君苟事之不遂而變以從衆則人主有以測其深淺人主有以測其深淺則其用捨之命在於人主此人臣之所以不便也臣竊痛陛下爲社稷之計欲改過以安天下而怙權固位之臣持之而不釋陛下聰明睿知廢置自我而獨爲此鬱鬱也

去りながら、臣が竊に之を道路の風説に承るに、方今陛下も亦之を御後悔遊ばされたり、之を御後悔遊ばされながら變ぜざるは、陛下の思召には非ず、全く建議の臣に迫られて、御據なき事なりと、夫れ人臣の謀を其君に迫むるに、苟も其事を遂げずして、中ごろ變じて以て衆議に従ふときは、人主よりして、そが料簡の深淺を測るとが出来るなり、人主に其深淺を測らるゝ標にては、其用捨の命は、自然人主の手に

歸するとなるなり、此れ人臣に取りては、甚だ都合の好からぬとなり、臣が竊に痛む所は、陛下には、何程社稷の計を廻らし、過を改めて、以て天下を安んぜんとの思召あるにもせよ、權を恃み位を固くする所の臣が、之を持(おさ)へて放さず、陛下は聰明睿知にましく、天下の政の廢置は何事も御勝手次第に成さるゝに拘はらず、獨り此が爲めに鬱々として、面白からず日を送りたまへるに在り、

漢宣帝與趙充國擊匈奴魏相非之以爲當與平昌侯樂昌侯平恩侯及有識者詳議乃可此三人者非賢於趙充國也然而與國同憂樂無僥倖功名之心與希望爵賞之意則過於充國遠甚充國猶不可聽而況不如充國者哉

【平昌侯】…王無故なり、【樂昌侯】…王武なり、並に宣帝の舅、【平恩侯】…許廣漢なり、皇后の父、漢の宣帝は、趙充國と御相談の上にて、匈奴を撃たれしとき、魏相は、之を非として、以爲へらく、當に平昌侯、樂昌侯、平恩侯、及び他の有識者とも詳かに御詳議なさるゝが宜しからんと、此三人の者は、趙充國に賢される次第にはあらず、去りながら、國家と憂樂を同じくし、功名を僥倖せんとする心と、爵賞を希望せんとする意とのなきとは、充國に過ぐるゝ甚だ遠し、充國にてすら、其申す言を聴くべからざるを、況して充國に如かざる者をや、

陛下將安民保地而與喜功伐好權利者謀之臣不知其可也臣不勝區區忘身憂國之誠是以勢疎而言切惟陛下察之

陛下には、將に民を安んじ國を保たんとされながら、功伐を喜み權利を好む者と、之を謀りたまふ様にては、臣其可なることを知らざるなり、臣は區々として身を忘れ國を憂ふる誠に勝へず、是を以て勢は疎なれども、言は切なり、唯陛下之を御察し下されし、以上第六段、【儲同人評】此書は、本と青苗、助役、保甲を講むるために發したるものなれど、却りて從前の失を歴く數へ、其悔ゆる所に由りて、以て其未だ悔いざる所を開き、又初政の得たる所を引き、以て今日の失を形はす、此の如く言を立てば、眞に人主の心坎(こゝろのつぼ)に入らん、納屬に善しと謂ふべきなり、(納屬とは、易の坎の卦の爻辭なり、陽は、明を通ずる處なり、故に君の心の明かなる處に況ふ、君を諫むるに、其明かなる處より追々と導くことなり、)

【沈評】其已往の悔に因りて、疎すに將來の悔を以てす、此れ其本心の明かなるに乗じて、之を動かすなり、奈何せん、安石度々位を去らんとを以て君を要したれば、君の心は復び之がために鋼鐵せり、之がために三歎す、

爲兄軾下獄上書

此文は、東坡が、詩案のために、御史臺の獄に下されしとき、之を上りて營救したる文なり、但哀を主聲に求めて、復た其罪を分疏せず、己が官爵を納れて、兄の罪を贖はんことを乞ふ、去れども、亦全く免罪を乞ひたるは非ず、但其輕減せられんとを望みたるなり、明に其罪を得し次第を敘す、而して其冤は自ら知らる、凡て三段、

臣聞、困急而呼天、疾痛而呼父母者、人之至情也、臣雖草芥之微、而有危迫之懇、惟天地父母哀而憐之、

臣聞く、困急しては天を呼び、疾痛あれば父母を呼ぶ者は、人の至情なりと、臣は草芥の微と雖も、今日は危急切迫の懇願あり、惟と天地父母(天子を指す)の哀みて之を憐みたまはんとを願ふ、以上第一段、此は上書の前文なり、

臣早失怙恃、惟兄軾一人相須爲命、今者竊聞其得罪、逮捕赴獄、舉家驚號、憂在不測、臣竊思念軾居家在官、無大過惡、惟是賦性愚直、好談古今得失、前後上章論事、其言不一、陛下聖德廣大、不加譴責、軾狂狷寡慮、竊恃天地包含之恩、不自抑畏、頃年通判杭州、及知密州日、每遇物託興、作爲歌詩、語或輕發、向者曾經臣寮織進、陛下置而不問、軾感荷恩貸、自此深自悔咎、不敢復有所爲、但其舊詩已自傳播、臣誠哀軾愚於自信、不知文字輕易、迹涉不遜、雖改過自新、而已陷於刑辟、不可救止、

「怙恃」…父母をいふ、詩經に、無父何怙、無母何恃の語あり、後世因りて父母の稱とす、「織進」…織は、綴の字、戻の義なり、論駁を

臣は、少き時より、父母を失ひて、惟兄の軾一人のみ、互に相須ちて生を爲せり、今竊かに其罪を得て逮捕せられて、獄に赴きし由を承りて、一家擧りて驚き號び、逆も生命は助かるまじと痛心せり、臣は竊に思念すらく、軾は家に居るときも、官に在るときも、大なる過惡とてはなし、惟是れ賦性(うまれつき)愚直にして、好みて古今の得失を談じ、及び前後上章して、事を論ずると、其言一ならず、陛下の聖德廣大なるがために、譴責をも加へさせられざるを、軾は狂狷にして、思慮寡ければ、竊かに天地の包含せらるゝ如き廣大なる御恩に甘へて、自ら抑へ護むとせず、頃ころ杭州に通判たるとき、及び密州に知たる日、目に觸るゝ物に付け、心の思ふがままに、興に託して、歌詩などを作ししが、其語中には、何の考もなく、輕しく發せしとあり、向者(さき)に臣寮共が其詩を織進したれども、陛下には打捨て、御擧なされず、軾も其有難き御恩貸を荷ひ、此より以後は、深く自ら悔ひ咎めて、敢て復た爲くる所の詩とてはなし、但奈何せん、其舊詩は已に自ら世間に傳播したれば、今更如何とも致し方なし、臣誠に軾が愚にして、自ら信ずるに厚く、文字の輕易にして、其形迹の如何にも不敬に渉るにも心付かざりしとを哀めり、今更過を改めて自ら新たにせんとすれども、最早刑辟に陥りて、救ひ止むるも出来ぬとになりぬ、

軾之將就逮也、使謂臣曰、軾早衰多病、必死於牢獄、死固分也、然所恨者、少抱有爲之志、而遇不世出之主、雖齟齬於當年、終欲效尺寸於晚節、今遇此禍、雖欲改過自新、洗心以事明主、其道無由、況立朝最孤、左右親近、必無爲言者、惟兄弟之親、試求哀於陛下而已、臣竊哀其志、不勝手足之情、故爲冒死一言、

「手足之情」…禮記に、骨肉之恩、手足之愛といふ語あり、兄弟の親みをいふ、
軾の將に捕はれて、獄に就かんとするとき、人をして臣に申さするやう、軾は少壯の頃より早く衰へて、多病なれば、必ず牢獄の中に死なん、罪ありて死ぬるとは、固より其分際にて、致し方もなし、然しながら、たゞ残念なるとは、少しく有爲の志を抱きて、世に珍らしき英主に、出遇ひたるとなれば、たとひ今日は世と齟齬(くちがら)がふと、終には尺寸の功を晩節の後に效(いた)さばやと存せしに、今此禍に遇ふ、過を改めて、自ら新にし、心を洗ひて、明主に事へんと欲すれども、其自由なし、況してや朝に立ちて、知己交際とてはなく、孤立の勢なれば、左右親近の者は、必ず爲めに言ふ者なからん、惟其方は兄弟の親あるを以て、試に陛下に對して御憐憫を願ひ哭れよと依頼せり、臣竊に其志を哀み、兄弟は手足の情あるに忍びず、故に爲めに死罪をも願みずして、一言の願を申上ぐるなり、以上第二段、此段は、但其罪を獲たる所以を敘して、哀を乞ふなり、敢て其是非を争はず、而して其懇すべき情は、反りて自ら見はる、眞に立言に善し、

昔漢淳于公得罪、其女子緹縈、請沒爲官婢、以贖其父、漢文因之

遂罷肉刑、今臣螻蟻之誠、雖萬萬不及緹縈、而陛下聰明仁聖、過於漢文、遠甚、臣欲乞納在身官、以贖兄罪、非敢望末減其罪、但得免下獄死爲幸、

【末減】其罪を輕減するをいふ、昔漢の淳于公の罪を得たる時、其女子の緹縈と申す者が、身を沈めて、官婢となりて、父の死罪を贖はんことを請ひたれば、漢の文帝は、之に因りて、遂に肉刑を罷められたり、今臣が螻蟻に均しき誠は、萬々緹縈に及ぶまじけれども、而れども、陛下の聰明仁聖なることは、漢の文帝に過ぐることを甚だ過し、臣は身に帯びたる官職を返納して、以て兄軾の罪を贖はんことを欲す、敢て其罪を輕減せられんことを望む次第にはあらず、但獄に下されて死することを免るゝことを得ば幸なりと仕らん、

兄軾所犯、若顯有文字、必不敢拒抗、不承以重得罪、若蒙陛下哀憐、赦其萬死、使得出於牢獄、則死而復生、宜何以報、臣願與兄軾洗心改過、粉骨報效、惟陛下所使、死而後已、臣不勝孤危迫切、無所告訴、歸誠陛下、惟寬其狂妄、特許所乞、臣無任祈天請命、激切隕越之至、

【隕越】罪を負ひて顛墜するをいふ、其情願の切なる、たとひ罪を負ひて顛墜すとも憚らじとの意なり、若し陛下の御哀憐にて、其萬死を赦し、牢獄より出づることを得しめられんには、一旦死したる者の復び生き返りたると同様に、如何に御恩返しを仕りて宜しからんか、臣願はくは兄軾と共に、心を洗ひ、過を改め、骨を粉にして、報效を圖り、惟々陛下の御指圖のまゝにして、死して後に已みなん、臣が身の孤危にして、情の迫切なるに勝へず、別段告げ訴ふる所なきまゝに、誠を陛下に打明け參らするなり、陛下には惟其狂妄を御寬恕成し下され、特別に乞ふ所を許させたまへ、臣天に祈りて命を請ひ、激切隕越の至りに任ぶることなし、以上第三段、己の情願を敘す、【沈評】若し明かに罪なきことを持せば、上の怒に觸れんことを恐る、故に好みて古今を談じ、語或は輕發することを認めて罪とす、去りながら、其無罪を洗雪せんとは求めず、たゞ其罪の末減せられんことを望み、獄に下され死を論ぜらるゝことを免るゝを以て幸とするなり、情

辭とも、哀憐、赤子の衣を垂きて慈父の前に呼願するが如し、至言も自ら慙に感動すべきなり、(讀も、呼ぶ事にて、憐を乞ふをいふ)○東坡の初め、御史臺の獄に下されて、方に寝けしとき、忽ち二人ありて、圍とびら)を排し明けて入り、篋を地に投ぜり、東坡は其まゝ之を枕にして臥し、四鼓(今の午前二時頃)の頃に至るに、其體を搖り揺(うご)かして、賀喜々々となつてけざまに呼ぶ者あるを覺えたれば、東坡は寢返りして、之を問ひたるに、安心して熟寢せよと云ひ捨て、其まゝ篋を擧げて去れり、此は蓋し東坡の詩案の事と奏上せられしとき、鮮豔の徒、力めて之を上の前にて誣り、是非とも死地に置かんことを欲したれども、裕陵(神宗)は、深く之を罪する思召なく、密に小黃門(宦者なり)を遣りて、之を視せしめたるに、小黃門は、其鼻息當の如きを見て、すぐさま馳せ歸りて、其趣を奏聞せしに、裕陵は左右を顧みて仰せらるゝやう、鮮豔が胸中事なき者を知ると、是に於て、即ち黃州の命あり、黃州の團練副使となること、此事は、春渚紀聞に載せて、東坡が親しく何去非といふ人に語りたる話なりとのことなるが、今此に附記して、小人の正を害すること、及び裕陵の人を知ること、且つ又東坡が心に問ひて愧づることなく、難に臨みて驚かさることの尤も及び易からざるを見はす、

自齊州回論時事書

此文は、熙寧七年、公齊州の掌書記より、著作佐郎に改められしとき、上りたる書なり、此時、安石相を免ぜらる、而して韓琦、呂惠卿、猶朝に在り、二人安石の成規を守りて、少しも失はず、文中の所謂易置輔相、中外通議、恩復寬政、而歷日彌月、寂莫無聞とは、此が爲めなり、明年に至りて、安石復た出づ、此文の主眼は、青苗、保甲、免役、市場の四事を罷めんとす、此を論ふに在り、而して其利害は、此書の外に畫一歎と云ふ文ありて、分項詳敘せり、故に本書には略せるなり、凡て三段、

臣自少讀書、好言治亂、方陛下求治之初、上書言事、陛下不廢狂狷、召對便殿、親聞德音、九品賤官、自此始得登對論事、當此之時、陛下好問之聲、震動海內、愚賤之人、篤信寡慮、以爲天下之事、可得徐陳、徧舉指顧而定矣、既而誤蒙恩澤、受職條例、抗論得失、與有司不合、得請外補、於今七年、而天下之治安、終未可見、臣竊疑之、

【九品】我部の初位に當る、公此時大名府の推官たり、

臣は、少きときより書を讀みて、好みて世の治亂を言へり、陛下の治を求たまふ初めに方りて、上書して事を言ふ、陛下には、そが狂狷を棄てさせられずして、便殿にて召對を仰付けられたれば、親しく德音を拜聴せり、(熙寧二年、公上書して事を言ふ、即日延和殿に召對す)九品の賤官も、此れより始めて殿に登り、御前にて事を論ずる事を得ることになりぬ、此時に當りて、陛下の問を好ませらるる評例は、海内を震動せり、愚賤なる私共は、たい篤く信じて、思慮少なし、以爲へらく、天下の事は、今日より餘るに陳べ偏く擧ぐることを得て、一措顧の間に何事も定むることを得べしと存じ込みたり、願て誤まりて御恩澤を蒙り、職を條例司に受け、(公此時條例司の檢詳文字となる)得失を批論せしために、有司と合はず、請ひて地方官に補せらるることを得て、今に於て七年なれども、天下の治安は、終に未だ見るべからず、臣竊に之を疑へり、以上第一、自己の知を受くる處より説き起して、進言の地を爲す、

伏惟陛下天生聖德、聰明睿智不學而具、其於謀慮措置、曾何足云、自頃歲以來、每有更張、民率不服、蓋青苗行而農無餘財、保甲行而農無餘力、免役行而公私竝困、市易行而商賈皆病、上則官吏勞苦、患其難行、下則衆庶愁歎、願其速改、凡此四者、豈陛下之聖明有所不知耶、臣以爲非也、陛下之聖明無所不知、何以言之、二年以來、陛下屢發英斷、廢置大吏、數其罪愆、明示臣庶、凡天下所共疾惡者、陛下無一不知、由此觀之、凡天下之所共怨苦者、陛下何所不察、

伏して惟ふに、陛下には、天生の聖德にましまされ、聰明睿智の才は、學ばずして具へさせらる、其事を謀慮したまひ、措置したまふことは、曾て何ぞ云ふに足らん、然るに、頃歲以來、政務の御更張あらせらるる毎に、民率ね服せず、蓋し青苗の法行はれてより、農民は餘財なく、保甲の法行はれてより、農民は餘力なく、免役の法行はれてより、公私とも竝び困み、市易の法行はれてより、商賈は皆病む、上は官吏勞苦し、其行ひ難きを患へ、下は衆庶愁歎して、其速かに改められんことを願ふ、凡そ此の四者は、なんと陛下の聖明にましませども、御心付かれざる所あるか、臣は左様なる筈はあらじと存ず、陛下の聖明におはしますから、何一つ知し召されぬ所はなけん、何故に左様申すとならば、熙寧二年以來、しばしば御英斷を發せられて、大吏を廢置し、其罪愆を數めて、明かに臣庶に示されたこともあり、凡そ天下の共に疾み惡む所の者は、陛下何一つとして知し召さざることなし、此に由りて之を觀るときは、凡そ天下の怨み苦む所の者は、陛下何ぞ察したまはざる所あらん、

今者皇天悔禍、啓道聖意、易置輔相、中外踴躍、思覩寬政、而歷日彌月、寂寞無聞、衆心皇皇、如久饑而不得食、臣雖愚陋、竊獨爲陛下恨也、

今皇天にも、下民に禍せしを悔まれ、聖意を啓き導きて、輔相(王安石をいふ)を取換へられたれば、中外の人々に、踴躍して喜びて、寛やかなる御政事を拜觀せんと思ひたるに、日を歴、月を彌(わた)れども、寂寞(ひっそり)として、御改革の標子も聞えざれば、衆心皇々(うろたへ)として、久しく饑をたずる者の食を得ざるが如くに待ち詫びたり、臣は愚陋ながら、竊に獨り陛下の御爲めに残念に存じ奉ります、陛下自即位以來、求治之心、常若不及、意將以堯舜之隆、平易漢唐之淺陋、不幸左右不明、陵遲以至於是、天下之人、孰不知之、今也既知其不可用而去之、又循其舊而不改、將遂代之任、咎此臣之所以爲陛下恨也、

陛下には、御即位より以來、治を求めたまふ御心、常に及ばざるが如し、其思召は、將に堯舜の如き隆平なる世となして、漢唐の如き淺陋なる政に易へんとしたまふことならん、不幸にして、左右の者の不明なるがために、世は次第(しだい)に下り行きて、遂に今日の有様に至れり、天下の人孰れか之を知らざらん、今は早其人物の役に立たぬを知し召されて、之を屏け去りたまへども、其政は依然と舊に循ひて改めたまはずば、遂には此者に代りて、世の中の咎を御引受なさるることにならんとす、此れ臣が陛下の御爲めに残念に存ずる所なり、以上第二段、此段は、無政の宜しく速に改むべきをいふ、

且今天下之安危、智者不再計矣、水旱連年、死者將半、遺民饑困、盜賊滿野、疆場未寧、軍旅在外、府庫空竭、邊餉寡少、事之可憂者、

何可勝數術之不效斷可見矣然陛下獨遲遲而不決意者已爲之而已廢之恐天下有以窺其深淺耶

且つ天下の安危は、眼前に迫りたることにて、智者も再び考慮を要せずして、計を變へねばならぬ場合なり、水旱は連年打ち續きて、死する者は將に天下に半ならずとし、生き残りたる人民も、飢を被れて、野に滿てり、糧食(國境の事)は未だ寧からずして、軍旅は外に出張し、府庫の財貨は乏しくなり、兵糧も不足せり、事の憂ふべき者は、何ぞ數ふるに勝ふべけん、今まで新たに施されたる政治の效驗なきことは、斷じて分かつて居ります、然るに、陛下には、獨り遅々として、之を改むる御決心なきは、意に御自分から爲されて、御自分から御止めなされては、天下の人々が、其御心の淺深を窺ふこともあらんかと御掛念ありてのことなるか。

臣聞人主之德如天天之於物也熾然而旱赤地千里草木皆死可謂虐矣然至雷雨時作膏澤洋溢百穀奮起民復粒食鼓舞盛德而忘旱之虐何者度量廣大改過無疑也如使密雲不雨既雨而中止遲疑猶豫久而不忍則天之生物盡矣

臣が承るには、人主の德は、譬へば天の如きものなり、天の萬物に於けるは、或る時は、熾然と盛んに旱が打續きて、赤地千里と申すやうに、青葉一枚も残りなく、地上の草木は、盡く立枯となることあり、隨分殘虐と申すべしと申すなり、去りながら、雷雨が時に作り、膏澤(うるほひ)の洋溢する(あふる)に至りては、一旦枯れたる百穀は奮ひ起りて、人民は復び粒食する(こめを食す)と出来、天の盛德をば手を打ちて舞ひて喜び、従前の旱魃の殘虐なるとは、一切忘れてしまふなり、そは如何にとらば、天の度量は廣大にして、過を改めて疑ふとなればなり、如し左もなくして、雲は閉ちても雨ふらず、又は一旦雨ふりても、中ごろ止み、遲疑猶豫と申すやうに、ぐづぐづとためらひて、何時までも思ひ切れぬやうならば、其中には、天下の生物は、盡く枯死するなるべし。

傳曰君子之過也如日月之食焉過也人皆見之更也人皆仰之今陛下誠先治其心使虛一而靜湛乎彼我得失莫能嬰也去惡如去塵垢遷善如救饑渴與民一新罷此四事青苗之既散者要

之以三歲而不收息保甲之既團者存其舊籍而不任事復差役以罷免役之條通商賈以廢市易之令行之期年而觀之苟民不安居水旱復作盜賊復起財用復竭誠有一事以憂陛下臣請伏罔上之誅以謝左右

傳に曰く、君子の過は、日月の食の如し、過ちたる時は、人皆之を見る、改めたる時は、人皆之を仰ぐと、今陛下誠に先づ御心を治めたまひて、虚一と申すやうに、御心中の雜念を除きたまひ、靜湛と申すやうに、御心を靜に落ち付けたまはんに、彼我の得失是非などは、少しも御念頭に興(ふる)ふることなからん、惡を去るとは、塵垢を去るが如く、善に遷るとは、饑渴を救ふが如く、人民と共に一新して、青苗、保甲、免役、市易の四事を罷め、市易の條、一旦貸出したる者は、三年を期して取歸め、利息を免除して取立てず、保甲の一旦團結したる者は、其人別のまゝは存在せしめて、事に任使せしめず、差役は、元のまゝに復して、免役の簡條を罷め、商賈は、従前通りに商ひをせさせて、市場の令を廢し、斯くすると一年の後に至りて、御覽遊ばされよ、其時、猶人民が居を安んぜざるか、水旱が復た作るか、盜賊が復た起るか、財用が復た竭くるか、何れにもせよ、此内一事なりとも、陛下に御心配を掛け奉るとのありたらんに、臣請ふ上を罔(し)ひ、斯きたる誅に伏して、以て方右の人々に向ひて御説仕るべし。

陛下誠不信臣數年之後親受其弊矣古人有言曰一慙之不忍而終身慙乎惟陛下爲社稷籌之臣謹列四事之害畫一以獻不勝愚忠憤懣之誠干犯天威伏俟鈇鉞臣輒誠惶誠恐昧死上書

陛下誠に臣を信じたまはずば、數年の後には、親しく其弊を受けたまふならん、古人言へることあり、一度、慙を得思はずして、終身の慙を貽すべけんやと、惟陛下社稷のために、之を御籌り下されたし、臣謹みて四事の害を書き列ね、畫一狀に認めて、以て獻す、愚忠憤懣の誠に勝へず、天威を犯し奉り、伏し、鈇鉞の罪を俟つ、臣輒誠惶誠恐、昧死して上書す、以上第三段、

【沈評】新法の弊は、子由之を前に申ひ、子由之を後に申ふ、而して子由の陳する所は、尤も徹切とす、齊長沙(賈誼)の痛哭のみにあらず、頓

て司馬公が出て政を改革せしが、其後呂大防、劉摯は、調停の説を進め、其後李清臣は、更に紹述の説を進む、子由屢と争へども勝たず、而して天下の事は挽回すべからず、其人の毒を流すべし、一に此に至れり、(調停とは、兩説の中を執りて、和解兩全するをいふ、此時、司馬公は既に薨じ、呂、劉の二公は、安石の黨を引用して、以て舊怨を平げんと欲す、之を調停と謂ふ、紹述とは、先帝の遺志を紹ぎ、其事を述ぶる義なり、楊長上疏して、神宗の政を紹述せんことを乞ひ、李清臣試に應じて、其説を主張せり)

乞罷左右僕射蔡確韓縝狀

此文は、元祐元年、公が右司諫の職に居りし時、上りたる者なり、凡て四段、是時、神宗已に崩じ、宣仁后朝に臨み、司馬公、呂公著等を用ひ、弊事を革めんと欲す、而して舊相蔡確、韓縝、樞密使章惇、猶皆位に在り、得失を窺伺す、中外之を憂ふ、公屢と上書して之を論ず、是より前、二月廿七日、執政を選用せんとなふ状あり、二人の性行を列擧し、且つ言ふ、門下侍郎司馬光、尙書左丞呂公著は、國を憂ふる志ありと雖も、才心に及はず、張昇、李清臣、安石の若きに至りては、皆斗智の人、祿を持し、位を固くす、安石能く有りとし安んじ、無しとせんと、閏二月一日に至り、再び此書を上る、言ふは、先帝既に前事の非を悟り、將に心を洗ひ、自ら新にせんとせしに、未だ及ばずして崩す、今日先帝の遺旨を奉承するに際し、確等獨り其位に安んじて退かず、其心を究むるに、罪を先帝に歸し、而して己は過なき地に處らんと欲するに過ぎず、宜しく速に之を退くべしと、蓋し韓縝を論ずる書は、十日間に凡そ七たび上り、蔡確を論ずる書は、五たび上る、遂に皆之を罷む、其弊の風誠に欽仰すべし、

右臣頃論奏蔡確韓縝才不足用及多過惡乞賜罷免至今未見施行確近已上章求退而縝安然未有去意臣恐陛下隱忍不決久失天下之望

右臣頃ころ蔡確、韓縝の才は、用ふるに足らざるを、及び過惡多きを論じて、罷免を賜はらんと乞ひたるに、今に至るまで、未だ施行せられず、確は近ごろ已に上章して、退かんことを求めたれども、縝は安然として、未だ去る意あらず、臣は陛下の餘りに隱忍して御決斷なきときは、久しき内に、自然に天下の人望を失はんとを氣遣はしく存じます、以上第一段、

竊惟先帝在位僅二十年勵精政事變更法度將以力致太平追復三代是以擢任臣庶至有起於小臣十餘年間致位公相用人之速近世無與比者究觀聖意本欲求賢自助以利安生民爲社

稷長久之計夫豈欲使左右大臣媮合苟容出入唯唯危而不持顛而不扶竊取利祿以奉養妻子而已哉

竊に惟ふに、先帝御在位僅に二十年、精を政事に勵ましたまひ、法度を變更したまひ、將に以て力めて太平を致し、昔時三代の隆を追復したまはんとの思召にて、臣庶より擢き舉げて、之に國政を委任せられ、中には小臣より起りて、十餘年の間に、位を公相に致したる者さへあり、人を用ひたまふとの速なるは、近世に比ぶべき者なし、聖意の在る所を究め觀るに、本と賢を求めて、以て自ら助け、生民を利安し、社稷の長久の計をなさんとの思召ならん、それを何とて左右の大匠共をして、たゞ上の御意を窺ひ、己が身を容れ、出入唯々として何一つ建明するともなく、國家の危きを維持せんとはせず、顛るを扶けんともせず、利祿を竊み取りて、以て我が妻子のみを奉養せしめんと欲するのみ

然自法行以來民力困敝海內愁怨先帝晚年寢疾彌留照知前事之失親發德音將洗心自新以合天意而此志不遂奄棄萬國天下聞之知前日敝事皆先帝之所欲改思慕聖德繼之以泣

然、自法行以來、民力困敝、海内愁怨、先帝晚年、寢疾彌留、照知前事之失、親發德音、將洗心自新、以合天意、而此志不遂、奄棄萬國、天下聞之、知前日敝事皆先帝之所欲改、思慕聖德、繼之以泣、

是以皇帝踐祚聖母臨政奉承遺旨罷導洛廢市易損青苗止助役寬保甲免買馬放修城池之役復茶鹽鐵之舊黜吳居厚呂孝廉宋用臣賈青王子京張誠一呂嘉問蹇周輔等命令所至細民鼓舞相賀臣愚不知朝廷以爲此數事者誰之過也

議是を以て、皇帝(哲宗)位を踐みたまひ、聖母(宣仁后)政に臨みたまひ、先帝の遺行を承けさせられて、導洛(導洛通津司の職)を罷め、市易を廢し、青苗を損し、助役を止め、保甲を寛やかにし、買馬を免じ、保馬を罷むるを罷り、城池を修治する役を罷め、茶鹽鐵の舊法を復し、吳居厚、呂孝廉、宋用臣、賈青、王子京、張師一、呂嘉問、蔡周輔等を罷けたまへり、命令の至る所は、謂民まて、皆鼓鑄して相賀せり、去りながら、臣の愚なる、能くも存せぬが、朝廷に於ては、已上の故事は、果して誰の過失なりと思召さる、ぞ、(按ずるに、臣愚の一句、上を承け、上を挽く、其意、吳居厚の諸人は、罪なきに非ずと雖も、任輕ければ、責も亦輕かるべき筈なり、今此輩のみを罷けて、而して其主謀たる、蔡確、韓縝に及ばざるは、錯まてることなるをいふ。)

上則大臣蔽塞聰明、逢君於惡、下則小臣貪冒榮利、奔競無恥、二者均皆有罪、則大臣以任重責重、小臣以任輕責輕、雖三尺童子、所共知也、今朝廷既已罷黜小臣、至於大臣、則因而任之、將復使變和陰陽、陶冶民物、臣竊惑矣、

議「變和陰陽」…變は、調なり、天地の陰陽を調ふると、宰相の職なり、書の周官に見ゆ、「陶冶民物」…陶は、土を粘りて器を造ること、治は、金を鍛へて器を作ること、假りて、以て民物を育成することに喩ふ、亦宰相の職なり、
議已上の故事を爲せる者は、上は大臣(蔡確、韓縝の輩を言ふ)が、主上の聰明を蔽ひ來きて、君を惡に導き、下は小臣共が己が榮利を貪りて、奔競して恥づることなればなり、此二者、均しく皆罪ありとするときは、大臣は、任の重きを以て、責重く、小臣は、任の輕きを以て、責輕きは、三尺の童子と雖も、共に知る所なり、今朝廷には、既に已に小臣を罷め黜けられたれど、大臣に於ては、其まゝ之を任用せられ、將に復た天地の陰陽を調和せしめ、民物を育成せしめんとなす、臣竊に惑ひて、其説を得ること能はざるなり、已上第二段、此段は、弊政を革めんと欲するは、先帝の本意なれば、之に任ずる大臣は、宜しく先づ之を黜免すべきを云ふ、

竊思朝廷之意、將以禮貌大臣、待其愧恥、自去、以全國體、今確縝自山陵已後、猶端然在職、不肯引咎辭位、以謝天下、臣謹按確縝受恩最深、任事最久、據位最尊、獲罪最重、而有覩面目、曾不知愧、確等誠以昔之所行爲是耶、則今日安得不爭、以昔之所行爲非

耶、則昔日安得不言窮究其心、所以安而不去者、不過以爲是皆先帝所爲、而非吾罪也、

議「禮貌」…禮を以て之を敬ふこと、「山陵以後」…神宗の崩することを言ふ、「有覩面目」…詩の小雅の語なり、覩は、人を見る貌、
議竊かに惟ふに、朝廷の恩名にては、斯く大臣を御了寧に御扱ひなされ、彼が自ら愧恥して去るを待ちて、以て團體を全くせんとせらるるなり、而るに、今確、縝は、先帝の山陵の事畢りたる後も、猶端然と正しく其職に居り、肯て咎を己に引き、位を辭して、以て天下に謝せんとはせず、臣謹みて按ずるに、確、縝の兩人は、先帝の御恩を受くこと最も深く、事に任ずること最も久しく、位に據ること最も尊く、罪を獲ること最も重し、而るに、覩たる面目ありて、平氣にて人を見て、一向に愧かしと思はず、確等ば誠以昔の行ひたる所を以て是とすることならば、今日いかで争はざるを得ん、若し又昔の行ひたる所を以て非とするならば、昔日いかで言はざることを得ん、其心を推し窮むるに、其平氣にて位を去らざる所以の者は、是れ皆先帝のなされたる所にて、吾が罪に非ずとするに過ぎざるなり、

夫爲大臣、忘君徇己、不以身任罪戾、而歸咎先帝、不忠不孝、寧有過此、臣竊不忍、千載之後、書之簡策、大臣既自處無過之地、則先帝獨被惡名、此臣所以痛心疾首、當食不飽、至於涕泗之橫流也、

議一體大臣の身分にて在りながら、君の事をば打忘れて、たゞ己の欲のみ徇ひ、自身に罪を引受けずして、咎を先帝に歸せんとするは、其不忠不孝なること、寧ろ此に過ぐる者あらん、臣が竊に忍びざる所は、千載の後まで、之を簡策に書して、大臣たる者が、既に自ら過なき地に處る以上は、先帝のみが獨り惡名を受けさせらるることになるなり、此れ臣が心を痛ましめ、首を疾ましめ、食事も飽かず、涕泗の横さまに流るゝに至る所以なり、以上第三段、此段は、確等の肺肝を抉出して、其不忠不孝の罪を責むるなり、
確等皆碌碌常才、無過人之實、朝廷將取其德、則不聞其孝弟、可稱、將取其才、則不聞其功業、可紀、將取其學、則不聞其經術、可師、徒以悅媚上下、堅固寵祿、陛下何不正確縝之罪、上以爲先帝分謗、下以慰天下之望、

確等は皆碌々たる凡庸の常才にて、少しも人に過ぎたる實なし、朝廷にて將に其徳を取らんとせんには、其孝弟の行の稱すべきを聞かず、將に其才を取らんとせんには、其功業の紀すべきを聞かず、將に其學を取らんとせんには、其經術の師とすべきを聞かず、徒々上下の間に立ちて朝を賣り、己が寵祿を堅くするまでのことなり、陛下は何故に確、縝の罪を正し、上は以て先帝の御爲めに世の訪を分ちたまひ、下は以て天下の人々の望を慰めたまはざる。

今獨以法繩治小臣而置確縝大則無以顯揚聖考之遺意小則無以安反側之心故臣竊謂大臣誠退則小臣非建議造事之人可一切不治使得革面從君竭力自效以洗前惡臣不勝狂愚忘身爲國乞宣示此疏使確縝自處進退之分臣雖萬死不以為恨謹錄奏聞伏候勅旨

【革面】：易の革の卦に、小人革面とあり、其面目を改めて、善に趨くをいふ。
【而】：今は、獨り法を以て小臣のみを繩（たゞし）治めて、確、縝には御擧なし、大にしては、聖考（神宗をいふ）の思召を顯はし揚ぐる、とが出来ず、小にしては、下々の落付かぬ心を安んずることが出来ず、故に臣は竊に謂へらく、大臣が誠に進退せたらんには、小臣は、職を建て事を造りたる人にあらざれば、一切御捨置きなされて、御構なく、今までの面目を改めて、君に従ひ、力を竭して、自ら效（いた）して、以て前事を洗ひ雪ぐことを得しめたと、臣は狂愚にして、身を忘れて國のために心を抑へ切れず、斯くは申し上ぐる譯なれば、何卒此の疏をもちて確、縝に御示し下されと、本人をして自ら進退の分を處することを得しめたまへ、臣は萬死すとも、決して遺恨とは存じ申すまじ、謹みて録して奏聞し、伏して勅旨を俟ぶ、以上第四段、此段は、確、縝は宜しく黜くべく、小臣は必しも治せざるべきを言ふ、前段に比すれば、更に一步を進めたり。
【沈評】：自ら過なき地に處て、先帝をして獨り惡名を被らしむ、庸劣の心事、繪くが如し、發諫が此の如くにて、始めて朝廷に人あるを見る、（臺諫とは、御史、諫官をいふ、此時、公右司諫たり、故に臺諫と云ひたるなり。）○前に已に一疏あり、二相の惡を分かち指せるとは、前疏の中に備はれり。

乞責降韓縝第七狀

此文は、黨論は器を同じくせず、君子小人は朝を共にせず、今韓縝をして司馬光と同じく列せしめば、一年を過ぎずして、邪黨は必ず克たんと言ふが主意なり、本集には、臣愚所未識也の下に、韓縝の地を失ひし事を敘す、此本省きて載せず、今下に錄載す、凡て三段、

右臣聞天下治亂在君子小人進退之間耳冰炭不可以一器臬
鸞不可以共棲共繇臯繇不可以同朝顏回盜跖不可以竝處傳
曰一薰一蕕十年尚猶有臭

【傳曰】：左傳の僖四年に見ゆ、薰は、香草、蕕は、臭草なり、
【右臣承るに】：天下の治亂は、君子と小人との進むと退くとの間に在るのみ、氷と炭とは、器を一つにするとはならず、臬（ふくろふ）と鸞とは、棲を共にするとはならず、共工、繇と臯繇とは、同じ朝廷に立つことはならず、顏回と盜跖とは、竝び處ることとはならずとなり、傳にも、薰草と蕕草とを一處に置けば、十年たちても、臭氣はぬけぬ者ぞと見えたり、兎角邪は正に克ち易き者ぞかし、

夫君子推誠而不疑故易欺孤立而不黨故易危正言而不諱故
易聞潔廉而不懷故易去小人則不然竊用威福以布私恩交通
左右以結主知頑鈍無恥集誣無節故其合也易而其去之也難
誠使君子小人同處則小人必勝君子必去如薰之香一日而亡
如蕕之臭十年而存此理之必然者也

【吳語】：漢書の賈誼傳に出づ、志節なきを謂ふなり、
【夫れ君子は】：心の誠を打明けて、人を疑ふなき故に、欺き易し、又獨立して、人と徒黨せぬ故に、危くし易し、正直に物言ひて、遠慮會釋をせぬ故に、聞（へだ）て易し、心は潔廉にして、爵祿を懐ひ戀はぬ故に、除き易し、小人は然らずして、内々幅をきかせて、私恩を賣り、左右親近の者に交通して、人主に取入り、情剛く、心鈍くして、恥といふとを辨へず、吳語とて、志節なき故に、其合體するとは容易にして、之を除き去るとはむづかし、誠に若し君子と小人とをして同じく處らしめば、小人は必ず勝ち、君子は必ず去らん、薰草の香は、一日の内に亡ぶれとも、蕕草の臭は、十年の後までも猶存するが如し、此れ理の必然なる者なり、以上第一段、君子小人は同じく朝に立つこと能はざる理を言ふ、

陛下用司馬光爲相雖應務之才有所不周而清德雅望賢愚同

敬至於韓續如屠沽之行害於而家以穿窬之才凶於而國皆有實狀可以覆按行路之人指目非笑紛紜之論不可具載此何等人也而陛下使與光同列以臣度之不過一年續之邪計必行邪黨必勝光不獲罪而去則必引疾而避矣

陛下には、司馬光を用ひて宰相となされしが、光は世務に應ずる才は、周く行き届かざれども、清徳あり、雅望（よきひやうばん）ありて、賢愚ともに同じく敬へり、韓續に至りては、牛馬などの肉を商ふ下賤の者の所行の如く、家に處るときは、其家に害あり、又小盜する程のごさかしき才覺ありて、國に居るときは、其國に凶なると、いづれも皆確かなる謬論ありて、何時にても繰返し取調ぶるとが出来ます、行路の人までも指目して非（そしり）笑ひ、紛紜の論は、具さに載せきれぬ程なり、此れ何等の人物なるぞ、進も光と並ぶべき者ならず、而るに、陛下には、光と列を同じくせしめらる、臣を以て之を度るに、一年を過ぎずして、續の邪計は必ず行はれ、邪黨は必ず勝ち、光は罪を被りて去るにあらざれば、必ず疾を申立て、自ら引き避くるに相違なからん、

如人服藥用茯苓烏喙合而并食之陛下以為茯苓長年之功能勝烏喙殺人之毒乎臣前後六上章論續過惡乞正典刑至今留中不下陛下必謂續先朝舊臣不可不用則宜早罷光政事使續自引其類布列於朝臣等亦當相率而避之母使邪正雜處而君子終被其禍

〔茯苓烏喙〕：共に藥の名、茯苓は、毒を益す效あり、烏喙は、又烏頭といふ、毒草なり、
〔續〕：續は、人の髪を服するに、茯苓と烏頭とを調合して、并せ飲むが如し、陛下には茯苓の毒を延ばす效能は、烏頭の人を殺す毒に勝ると御承知在らせらるるにや、臣は前後に六たびまで上書して、續が過惡を論じ、典刑（おきて）を正されんと乞ひたれど、今日に至るまで、其書は中に御留置きなされて、陛下に相成らざるは何故ぞ、陛下には、必ず續は先朝の舊臣なれば、用ゐざるべからずとの思召ならんが、若し果して然らば、宜しく早く光が政事を罷められて、續をして自ら其同類を引連れて朝廷に布列せしめらるべし、其時は、臣等も亦當

に相争ひて之を避くべし、邪正を雜處せしめて、君子をして終に禍を被らしむるよなきやうにせさせたり、以上第二段、光と續とは、同じく朝に列すべからざるを言ふ、

自古四夷内侮必於新故更代之際主少國疑之時故孝惠高后之世匈奴桀驁唐太宗初即位突厥奄至渭北今二虜蓄謀安危未分折衝禦侮專在輔弼去歲虜使入朝見續在位使副相顧反辱微笑此何意也虜誠見續無狀舉祖宗七百里之地無故與之今其為政我之利也故喜而竊笑耳啓姦辱國必始於是

〔榮〕：内侮にして相服せざるをいふ、〔折衝〕：敵の衝突をいふ、〔舉〕：祖宗七百里之地（云々）：熙寧七年、遼の伊瀋路來りて、代北の地界を議するとき、續をして館待報聘せしむ、後に續の再び至ると、復た之を館せしめ、續に詔して、河東に詣り、分水嶺を以て兩國の界となさしむ、又本篇の末に出だす、
〔古〕：古より、四夷の内を侮るは、必ず國家御代變りの際、主君は幼少にましく、一國の人心疑懼の念を懐ける時に於て、故に漢の孝惠、高后の世には、匈奴桀驁にして、唐の太宗の初めく位に即きしとき、突厥忽ら渭北に至りしとあり、今二虜（西夏、遼）謀を蓄へ、國の安危未だ分ならず、敵の衝を禦ぐとは、専ら輔弼の力に在り、去歲虜使の入朝せしとき、續が席に居るを見て、其正使副使は、互に顔を見合はせ辱を反して微笑せり、此は如何なる意味なるぞといふに、彼の虜使は、誠に續が無狀にも祖宗以來所有せる七百里の地を辱めて、故なく之を與へたることなれば、今其が政を爲すは、己の利益なることを見たるゆゑ、喜びて竊に笑ひたるのみ、其姦を啓き國を辱むるとは、必ず是に始まらん、

北虜地界之謀出於耶律用正今以為相虜以闢國七百里而相用正理固當爾而朝廷以蹙國七百里而用續臣愚所未諭也伏乞檢臣前後章疏下三省兩制雜議正續之罪以告四方有不如臣言甘伏誅上之罪謹奏聞伏候勅旨

【三省兩制】…歐文の安懿王判子に見ゆ、右の北虜が地界の謀計は、其臣の耶律用正に出でたるなり、其功に依りて、今は其國にて用ゐて幸用とせり、虜は、國を開くと七百里なるを以て、用正を相とせるは、理に於て當然なり、而るに、朝廷にては、國を懸むると七百里なるを以て、韓縝を相とせられたるは、臣愚の未だ論らざる所なり、伏して乞ふ、臣が前後の章疏を檢査せられて、三省兩制に下して難議せしめられて、縝の罪を正して、以て四方に告げられ、若し臣が申したる言の如くならざるとあらば、甘んじて上を誦し、その罪に伏せん、謹みて奏聞して、勅旨を候ふ、以上第三段、【沈評】此文力めて中立調停（上の論）時事（書の評の下に註す）の説を破る、眞に一字一快を覺ゆ、中間漫冗（むだ）の處を節し去りたるは、儲在陸の本を見合せたるなり、（按ずるに、此に漫冗を節去すとあるは、本集に據るに、臣愚所レ未レ論也の下に、尙左の文あり、）

臣聞之河東父老云、韓琦爲大原、欲置范家東堡、范家西堡、及赤泥膠、三指揮弓箭手、恐虜以爲言、乃召弓手節級高政、使幹其事、政率其徒、於廝邏臺之南北、候伺虜人之樵採者、輒毆傷之、虜以爲言、則曰、此漢界也、移文爭之、往反十數、卒得其要約、目廝邏臺以南爲漢界、而三指揮弓箭手大獲其用、及韓縝定地界、皆割與之、主戶約一千五百餘戶、客戶三四倍之、驅迫內徙、墳墓廬舍及所種田苗皆委之、而南、老幼慟哭、所不忍聞、遂以天池嶺爲界、天池北距廝邏臺尙二十五、六里、異時虜欲祈福、修天池廟、必牒安撫司、而後敢入、以明廟之屬漢也、今亦爲虜有、高政者土豪也、有威名於北方、蕃漢目之爲高大王、而天池廟神亦曰高大王廟、方割屬虜時、政拊膺大慟、謂其徒曰、我兄嫂今日陷蕃、百姓數千人皆大哭、縝爲侍從、伏節出使、而賣國黨寇、曾不如一弓手節級、此而可忍、孰不可忍、政數年前爲大皇平巡檢、年七十餘、每見人

論、縝與燕復之姦、卽欲食其肉、復火山軍三界首唐隆縝一商人也、入粟得司戶參軍、韓絳爲宣撫、始奏換武邊、人疑其細作、而縝與之交、私狎暱、無所不至、至呼爲燕二、亦謂之二哥、割地之謀、皆出於復、虜使梁永蕭僖本以橫山下大川爲界、至七蕃嶺下、乃斗入漢地、圍裏此嶺、凡二十八里、意欲自此直至分水嶺嶺爲界、邊民大怒、有焦家弓箭手三百餘人、毆擊北使、奪下梁永等柱斧交倚、虜不敢復南、仍自七蕃嶺北轉而西、以大川爲界、燕復至雁門寨、亦爲弓箭手所毆、匍匐入寨、閉門僅免、由此觀之、邊民皆忠憤不服、而北虜亦自知理曲無詞、使縝稍有臣子忠孝、不負本朝之心、則七百里之地、必不至陷於寇讎之境也、火山寧化之間、山林饒富、財用之藪也、自荷葉平蘆才山雪山一帶、直走瓦瑤塢、南北百餘里、東西四五十里、材木薪炭、足以供一路、麋鹿雉兔、足以飽數州、今皆失之、雪山有廟、河東一路、牲幣所走、今亦爲夷鬼矣、人神共怨、皆縝之罪、中國從來控扼卓望形勢之地、如五蕃嶺六蕃嶺七蕃嶺黃蒐山之類、今皆爲虜巢、下視忻代、人馬可數、異時用精兵數十萬人、未易復取、而用兵之策、誰敢復議、以此知縝賣國之罪、百世不磨、若祖宗有靈、必不赦縝、陛下近者降黜吳居厚王子京、蹇周輔之流、

皆以立法害民耳。黜其人，改其法，不數日而民復業矣。如縝之罪，此間本集有脫字，應是智字。者不能復謀，仁者不能復安。疆場之患，有不可測者，而陛下獨赦之，臣不勝爲國疾。姦憂深，思遠之至。此下伏乞云々ノ句ニ接ス。

乞誅竄呂惠卿狀

史に稱す、元祐の初、宣仁后朝に臨み、司馬光等を召して政を爲さしむ。呂惠卿自ら時に容れられざるを知り、懇に散地を求む。公時に右司諫たり、王觀と俱に其姦を歴數して、四裔に投界して以て魘魅に禦せんことを請ふ。此狀是なり、是に由りて、惠卿は建州に安置せらる。此文始めより終りに至るまで、其姦惡を列狀して言ふ。去歲以來、吳居厚等の如きは、或は利を牟るため、或は兵を誦すため、一郡にても、民を害する者は、皆誦を逃るゝことを得ざりしを、今惠卿ば、身に衆惡を兼れたるに、反りて閑地を得て以て自ら免れんと欲するは、天下の公議未だ肯て之を赦さざる所なりと、眞に秋霜烈日の筆と謂ふべし、凡て二段。

右臣聞漢武帝世御史大夫張湯挾持巧詐以迎合上意變亂貨幣崇長狂獄使天下重足而立幾至於亂武帝覺悟誅湯而後天下安唐德宗世宰相盧杞妒賢疾能戕害善類力勸征伐助成暴斂使天下相率叛上至於流播德宗覺悟逐杞而後社稷復存蓋小人天賦傾邪安於不義性本陰賊尤喜害人若不死終必爲患

【變亂貨幣】…漢武の末に國幣支へず、張湯白鹿の皮幣を造りたることあり、【狂獄】…狂も、亦獄なり、【重足而立】…畏怖するを言ふ。

右臣承るに、漢の武帝の世に、御史大夫の張湯、巧詐の術を執りて以て上意を迎合し、貨幣を變亂し、狂獄を崇重し、天下の人々をして、重ね足して立たしめ、幾んど亂に至らんとす。武帝心附かれて、湯を誅せられたれば、天下は復たび安し、唐の德宗の世に、宰相の盧杞、賢を妬み能を疾み、善人の類を敗害し、力めて征伐を勸め、暴斂を肆く租税を取立つること、を手傳ひて、天下の人々をして、相率ひて上に叛かしむ。天子も、それがために、都を落ちて、蜀に流竄せらるゝに至れり。德宗心附かれて、杞を逐はれたれば、社稷は復たび存せり。蓋し小人は、其天賦邪傾にして、不義と知りつゝ之に安んず、性本と陰賊にして、尤も人を害することを喜ぶ者なれば、若し死亡せざるときは、いつか一度は復た必ず世の患をなさん、（此處先づ張湯、盧杞の事を言ひて、小人の世の害惡をなすことを見はし、以て呂惠卿を引起す。）

臣伏見前參知政事呂惠卿懷張湯之辯詐兼盧杞之姦凶詭變多端敢行無度見利忘義黷貨無厭王安石初任執政用之心腹安石山野之人強狠傲誕其於吏事冥無所知惠卿指摘教導以濟其惡青苗助役議出其手

【呂惠卿】…臣伏して前の參知政事の呂惠卿を見るに、張湯の辯詐を懷き、盧杞の姦凶を兼れ、詭變多端にして、敢て無法のことのみを行ひ、利を見れば義を忘れ、貨を食りて、厭くことを知らず、王安石の初めて執政に任ぜられしとき、之を心腹の相談相手に用ひたり、安石は、山野の人にして、強狠とて、心ねぢけ、欺誑とて、氣位のみ高く、其吏事に於ては、一向に昏くして、何も知る所なし、それを惠卿が指摘教導して、以て其姦を手傳ひ成せり、青苗、助役の議などは、皆其手より出でたるなり、（已下惠卿が朝に立つ本末を列敘す。）

韓琦始言青苗之害先帝知琦朴忠翻然感悟欲退安石而行琦言當時執政皆聞德音安石亦惶遽自失累表乞退天下欣然有息肩之望矣惠卿方爲小官自知失勢上章乞對力進邪說熒惑聖聽巧回天意身爲館殿攝內侍之職親往傳宣以起安石肆其僞辯以破琦說仍爲安石畫劫持上下之策大率多用刑獄以震

動天下自是諍臣吞聲有識喪氣而天下靡然矣

【身爲「館殿」】：時に惠卿崇政殿直書の官たり、【攝「内侍」職】：帝詔を傳宣するは、内侍の職掌たり、
【諍臣の始末】：諍臣の始末を言ひたるは、(事は熙寧二年に在り、)先帝(神宗)の朴忠なるを召され、翻然と御心を翻されて感悟
遊ばされ、安石を退けて、琦の申す言を行はんと思召されれば、當時の執政は、何れも皆其有難き仰せを承り、安石も亦惶れ退て、當惑し、
度々書を上りて、退職を願ひたれば、天下の人々欣然として肩を息ふる望ありき、惠卿は、其折、小官なりしが、安石退職の上は、自らも勢を
失はんとを知り、上章して謁見を乞ひ、力めて邪説を進めて、聖聽を惑惑し、巧みに天意を回(かへ)さしむ、當時身は館殿の職に在りながら、
内侍の勤むべき御用を兼ね、勅使となりて、自身安石の許に罷越し、詔命を傳へて、以て安石を出動せしめ、且つ其偽辯を肆(は)しむるに
して、以て琦の説を破り、仍りて安石のために、上下を劫迫して、取り逃さぬ策略を畫し、大半多くは刑獄を用ひて、以て天下を震動せしめた
れば、是より諍臣は皆聲を呑みて黙し、有識の人々は氣力を喪ひて、天下は靡然として氣拔けせり、(此處先づ惠卿の安石を助けて新法を行
ひしことをいふ。)

至於排擊忠良引用邪黨惠卿之力十居八九其後又建手實簿
法尺椽寸土檢括無遺雞豚狗彘抄割殆遍專用告訐推析毫毛
鞭箠交下紙筆翔貴小民怨苦甚於苗役

【手實簿法】：人民に命じて、其所有財産及び家族の人口を申立てしめ、隱蔽する者ありて、之を告發する者あれば、其三分の一を以て
之に賞する法なり、蓋し當時免役法を行ふ、其役錢の配賦法は、家産人口の多少に應ずるとなるに、往々隱蔽する者ありて、簿法正しからざ
るをもて、惠卿建議して、此法を行ひしなり、
【忠良の者を排撃し、邪黨を引き用ふるに至りては、惠卿の力十中の八九に居り、其後又手實簿法を建て、一尺の椽(たるき)一寸の土にて
も、悉く取調べて、一つも残すことなく、雞豚狗彘の類に至るまで、抄割(抄割)に録すと)して、殆んど遍し、専ら人の内腹を許(あばき)立て、
一毛一厘までも勘定し、鞭箠は交(ま)り下り、(罪人の多きをいふ。紙筆は賤賤せり、(帳簿を作る)との多數なるをいふ。)小民の怨苦するとは、青
苗の役よりも甚し、

又因保甲正長給散青苗結甲赴官不遺一戶上下騷動不安其
生遂致河北人戶流移雖上等富家有驅領車牛懷挾金銀流入
襄鄧者

【保甲】：上の爲(爲)三(三)安道(安道)三(三)時(時)事(事)に見ゆ、(正長)：保甲の組頭なり、(襄鄧)：襄陽と鄧州となり、襄陽は、湖北に在り、鄧州は、
河南に在り、
【又保甲の組頭に因りて、青苗錢を貸渡さしめ、組合を立て、役所に至りて之を受取らしめ、一戸にても残さず貸付たり、それがために
上下騷動して、生業を安んぜず、遂に河北の百姓共ば、他處へ流浪するに至り、上等の富家と雖も、車牛を驅り、金銀を懐にして、流れて襄陽、
鄧州あたりに入る者あり、(此は、手實青苗に因りて、生民を害毒するをいふ。)

旋又興起大獄以恐脇士人如鄭俠王安國之徒僅保首領而去
原其害心本欲株連蔓引塗汙公卿不止如此獨賴先帝天資仁
聖每事裁抑故惠卿不得窮極其惡不然安常守道之士無噍類
矣

【鄭俠王安國】：熙寧七年、鄭俠上書して、呂惠卿の姦を論ず、遂に汀州に編管せらる、王安國は、安石の弟なり、素より俠と善し、是に坐
して、官を奪はれ、田里に放歸す、【無(無)明類】：明は、當なり、之を殺し盡して、遺類なきをいふ、
【旋りて又大獄を起して、以て士人を恐どし脇(脇)かせり、鄭俠、王安國の徒の如きは、僅に首領を保ちて去れり、其害をなす心を原(たづ)ぬ
るに、本と株連蔓引とて、木の根株の連なり、紳の蔓の續きたるが如く、それからそれへと縁を延きて、公卿の人々を罪に落さんと(の)意にて、
たゞ鄭俠、安國だけに済まする所存にてはなかりしなり、唯幸に先帝の天資仁聖にましく、(此は、大獄を起して正人を害するをいふ。)
惠卿は其惡を窮極するを得ざりしなり、若し左もなくば、常に安んじ道を守る士は遺類なからん、(此は、大獄を起して正人を害するをいふ。)

既而惠卿自以贓罪被黜於是力陳邊事以中上心其在延安始
變軍制雜用蕃漢上與馮京異論下與蔡延慶等力爭惟黨人徐
禧助之遂行其說違背物情壞亂邊政至今爲患

【贓罪】：貨賂に關るゝ罪をいふ、此事は、安石の子零深く惠卿を憾み、御史丞の鄧綰に諷して、惠卿兄弟の強ひて秀州華亭の富民の錢
五百萬を借りて、田を買ひ、姦利を爲したる事を發かしむ、惠卿遂に黜められ、出で、陳州に知たり、又下文に見ゆ、事は熙寧八年に在り、
【領て惠卿は、自ら贓罪のために黜けられしかば、是に於て、力めて邊事を陳べて、上の御意に叶はんとせり、其延安に在りしとき、を行へ
始めて軍制を變じ、蕃漢の人を雜へ用ひたり、上は馮京と論を異にし、下は蔡延慶等と力争せしが、惟黨人の徐禧のみ之を助けて、遂に其說
り、物情(世の公論をいふ)に違ひ背き、邊政を壞り亂し、今日に至るまで患をなせり、

西戎無變，妄奏警急，擅領大衆，涉入虜境，竟不見敵，遷延而歸，靡費資糧，棄捐戈甲，以鉅萬計，恣行欺罔，坦若無人，立石紀功，使西戎曉然，知朝廷有吞滅靈夏之意，自是戎人怨叛，邊鄙騷動，河隴困竭，海內疲勞。

【遷延】…退卻なり。

【西戎(西夏)變なきに、妄りに警急を奏し、擅に大衆を領して、虜境に涉入し、竟に敵を見ず、遷延して歸る、資糧を靡費し、戈甲を棄捐する、鉅萬を以て計ふる程なり、それを恣に欺罔を行ひ、平氣にて人もなげに石碑など立て、其功を紀し、反りて西戎をして曉然と明かに朝廷にては靈夏の地を吞滅する思召あることを知らしめれば、是より後は、戎人は怨叛し、邊鄙は騷動し、河隴の地は貧乏し、海内は疲勞せり、】

永樂之敗，大將徐禧本惠卿自布衣中保薦擢任，始終協議，遂付邊政，敗聲始聞，震動宸極，循致不豫，初實由此，邊釁一生，至今爲梗。

【永樂之敗】…元豐五年九月、夏人永樂城を陥れ、大將徐禧敢死す、(宸極)…帝居をいふ、(梗)…病なり、】

【永樂城の敗軍の大將なる徐禧は、本と惠卿が布衣たりしときより、保證となりて推薦擢任せし者にて、何事も始終協議して、遂には邊政まで付託せし者なり、敗軍の沙汰朝廷に聞えて、宸極(帝居)を震動せし爲めに、おひく御不例となるに至りたるは、初めは實に此に由るなり、邊釁一たび生じてより、今日に至るまで、中國の病をなせり、(此は、邊釁を開く害をいふ)、】

及其移領河東，發人牛耕葭蘆吳堡，兩塞生地，託以重兵，方敢布種，投種而歸，不敢復視，及至秋成，復以重兵防託，收刈所得，率皆稅稗，雨中收穫，即時腐爛，惠卿張皇其數，牒轉運司交割，妄言可罷饋運，其實所費不貲，而無絲毫之利，邊臣畏憚，皆不敢言。

【葭蘆吳堡】…葭に延安の地名、(生地)…未だ開墾せざる地をいふ、(交割)…猶交付といふがごとし、わたすとたり、(託)…承なり、】

【其移りて河東を領するに及びて、大に人夫又は牛などを出だして、葭蘆と吳堡との兩塞の荒地を開墾せしめ、敵を畏るゝが爲めに、託するに重兵を以てして、方(やつと)敢て種を蒔く位なり、それも種を投げて歸りたるまゝ、敢て再び視廻りもせず、秋の實のりの頃に至るに及びて、復び重兵を以て敵を防禦しつゝ刈取りたれども、得たる所は率皆稅(しひな)稗(ひえ)のみなり、それも雨中に穫りたる者ゆゑ、即時に腐爛して、物の用に立たず、然るを惠卿は、其數を仰山に申立て、轉運司に交付し、妄言すらく、軍士の兵糧運送を罷めて宜しと、其實はなかく左様なる譯ではなく、費やす所は數知れぬ程なれども、利益とは絲毫もなかりしなり、それを知れども、邊臣は惠卿を畏れ憚りて、誰一人其實を言ふ者なし、(此は、屯兵を開く害をいふ)、】

此則惠卿立朝事迹，一二雖復肆諸市朝，不爲過也，若其私行峻薄，非人所爲，雖閭閻下賤，有不食其餘者。

【肆諸市朝】…論語の語なり、既に刑して、其尸を市に陳ぬると、市朝にて、市のとになる、】

【以上の数事は、惠卿が朝に立つ事迹の一二なり、斯かる大罪ある上は、市朝に肆(さら)すとも、過ぎたりとはせじ、其外私行の危險にして、日つ薄情なる、人間の爲すまじき行狀は、閭閻(いちまち)の下賤の輩とても、其餘りを食はざる程のふあり、已上第一段、此は、其朝に立つ本事をいふ、已下更に其私行を論ず、】

安石之於惠卿，有卵翼之恩，有父師之義，方其求進，則膠固爲一，更相汲引，以欺朝廷，及其權位既均，勢力相軋，反眼相噬，化爲讎敵。

【卵翼】…母鳥の雛を育つると、左傳の字面なり、(汲引)…推舉するをいふ、水を汲む者が、繩(つる)を引くときは、必ず上

がるが如く、人臣の互に推薦するも、是と同様の事なり、】

【安石は惠卿に對して、母鳥の子飼より育てたる程の深き恩あり、又親子師弟程の義理合もあり、(此れ惠卿の身を起すは、皆安石の推舉に由るとをいふ)、其初め出世を求むる時に方りては、固く交はり、互に同心一體となりて、更るく相汲引して、以て朝廷を欺けり、其權位の既に均しく、勢力の互に軋(さ)しるに及びては、目を反(そ)めて、噬の合ひを始め、最初の懇意は消えうせて、今は互に讎敵同様になれり、】

始安石罷相以執政薦惠卿既以得位恐安石復用遂起王安國
 李士寧之獄以促其歸安石覺之被召即起迭相攻擊期致死地
【置賣】：賣の字本集には買に作る、
【置賣】：安石の黨の申す言を聞くに、惠卿は、華亭の知縣の張若濟をして、畿民の朱華等の錢を借らしめ、田地を買ひ取らしめ、又舅の鄭膺をして民田を請奪せしめ、及び僧の文達をして、天竺の僧舎を請奪せしめしことありと、朝廷にては、葉周輔を遣はされ、其事を推鞠せしめ、取調も済みて、其罪が附かんとする時、安石は官を罷むることになりたる故に、それ切り復た吟味は止めになりたり、其當時の調書は、御史の役所に保存してあれば、何時にても調べ返しが付きます、

安石之黨言惠卿使華亭知縣張若濟借豪民朱華等錢置賣田
 產使舅鄭膺請奪民田使僧文達請奪天竺僧舍朝廷遣葉周輔
 推鞠其事獄將具而安石罷去故事不復究案在御史可覆視也
【年居】：本集に據るに、年は當に平に作るべし、
【年居】：惠卿が申すには、安石と相與に奸を爲せるにて、己一人の所爲にてはなしとして、安石の私書を發せしが、其一に、齊年をして知らしむることなかれと申す文あり、齊年とは、馮京と安石とは、俱に辛酉の生まれ年なるゆゑ、之を齊年とは申したるなり、先帝は、猶其罪を薄しと思召されて、深く御咎なかりしかば、惠卿は、復た他の一書を發したり、其文言に、上をして知らしむることなかれとあり、安石は是がために罪を得たり、一體惠卿と安石との間柄は、互に肺腑を打明け、妻子をも相託し、不斷心易く附合ひて、唯其交りの深からざらんことを氣遣へる程なるゆゑ、君を欺く言語が、尺牘に見はれたることありても、別段怪みもせざりしなり、然るに、惠卿は、深く考ふる所ありけん、其無事の時に方りて、己に一々取調め置きて、いざ入用といふ時の備とせり、一旦利を争ふに及びて、遂に挾搆はじりたることとして餘力を遣さず、是非とも死地に致さんとせり、此れ大逆だも爲さざる所行なるを、惠卿は、自身に之を爲して、一向に愧とも思はず、天下の士其位に在るを見て、皆目を側(そばだ)て、之を畏れたり、

致之死此犬彘之所不爲而惠卿爲之曾不愧恥天下之士見其在位側目畏之
 夫人君用人欲其忠信於己必取仁於父兄信於師友然後付之以事故放廢違命也而推其仁則可以託國食子徇君也而推其忍則可以弑君欒布唯不廢彭越之命故高祖知其賢李勣唯不利李密之地故太宗許其義二人終事二主俱爲名臣何者仁心所存無施不可雖公私有異而忠厚不殊

夫... 夫人君用人欲其忠信於己必取仁於父兄信於師友然後付之以事故放廢違命也而推其仁則可以託國食子徇君也而推其忍則可以弑君欒布唯不廢彭越之命故高祖知其賢李勣唯不利李密之地故太宗許其義二人終事二主俱爲名臣何者仁心所存無施不可雖公私有異而忠厚不殊
【放廢】：廢は、鹿の子なり、魯の孟孫處を得て、秦西巴に持ち歸らしめしに、母なる鹿は、子の跡を慕ひて鳴き哀めり、秦西巴見るに忍びずして、其子を従ち遣りたり、孟孫怒りて秦西巴を逐ふ、其後一年程立ちて、召して太子の傅となして曰く、一體にすら忍びぬ仁心ある者なれば、いかで吾が子に忍びぬことやあらんと、此事劉向の説苑に見えたり、【食子】：戰國の時、樂羊魏の將となりて、中山を攻む、其子中山に在り、中山の君殺して之を烹て、其羹を樂羊に遣りたるに、樂羊受けて、一杯を残さず吸りたり、樂羊既に中山を滅して還りたるに、魏の文侯は、其功を賞したれども、其心を疑へり、此事魏策に出づ、【樂布云々】：史記に、漢が彭越を誅して、其首を洛陽に懸して、詔すらく、何人にも取片付くる者あらば、直に召捕りて處刑すべしと、是時、欒布は、彭越の命にて、齊に使して還りしが、使の趣を越の泉首の下にて復命し、祠りて之を笑したれば、役人之を召捕りて言上に及びしに、上布の罪を釋し、拜して都尉とせりと見えたり、【李勣云々】：李

勳は、徐世勳の事なり、唐に降りて、姓を李と賜はる、通鑑に、徐世勳は、李密の舊境に據りて、何れへも屬する所なかりしが、魏徵が早く唐に降らんことを勸めれば、世勳遂に計を決して、西に向ふ、其時、長史の者に申すやう、此人數土地とも、皆魏公(李密のこと)の所有なり、吾若し之を獻せば、是れ主の敗を利として、富貴を邀むる譯にならんとて、李密に啓して、自ら之を獻せしむ、高祖歎じて曰く、世勳は、德に背かず、功を邀めず、眞に純臣なりと、姓を李と賜ふと見えたり、

一 諸人君が人を用ふるに、其己に忠信ならんことを欲すれば、必ず父兄には仁あり、朋友には信なる者を取りて、然して後に、之に授くるに事を以てするなり、故に秦巴西が君の獵取りたる鹿の子を放ちしは、君命には違ひたれども、其仁心を推すときは、以て國をも託すべきなり、樂羊が己が子を食ひしは、君命を大事と思ひてのことなれど、以て君をも弑すべきなり、樂羊は、たゞ彭越の申付を廢せざればこそ、高祖は其賢なるを知りたるなれ、李勳は、たゞ李密の地を利とせざればこそ、太宗は、其義を許せるなれ、此二人とも終に二主に事へて、名臣となれり、そは何故ぞと申せば、仁心の存する所は、施すとして可ならざる所なし、公私の違ひこそあれ、忠厚の心には變りなければなり、

至於呂布事丁原則殺丁原事董卓則殺董卓劉牢之事王恭則反王恭事司馬元顯則反元顯背逆人理世所共疑故呂布見誅於曹公而牢之見殺於桓氏皆以其平生反覆勢不可存夫曹桓古之姦雄駕馭英豪何所不有然推究利害終畏此人

呂布殺丁原... 丁原の騎都尉たる時、布を以て主簿として、大に親待す、董卓京に入りて、將に亂をなさんとするとき、原を殺して其兵を并せんと欲し、布を誘ひて、原を殺さしむ、布原の首を斬りて、卓に詣る、卓其功を賞し、布を以て騎都尉とし、甚だ之を親愛せり、

董卓... 司徒の王允、卓を誅せんことを謀り、布に告げて、内應をなさしむ、布之を許し、手刃して卓を刺せり、

劉牢之事王恭... 牢之は、本と司馬なり、晉の安帝の隆安二年に、王恭反せしとき、牢之恭を執へて、晉に降れり、

元顯... 元顯、詔を奉じて、桓玄を打つ、劉牢之叛きて、玄に附きたれば、元顯の軍敗る、玄元顯を殺し、牢之を以て會稽の内史とせり、

見殺於桓氏... 牢之、丁原に事へては、丁原を殺し、董卓に事へては、董卓に反き、司馬元顯に事へては、元顯に叛きたるが如きに至りては、人理に背き逆ひ、世人の共に疑ふ所なり、故に呂布は、曹公(操のこと)に誅せられて、牢之は、桓氏(玄のこと)に殺されたり、何れも皆其平生反覆の人に逆ひ、其勢逆も活け置けくべからざるを以てなり、夫れ曹公と桓氏とは、古の姦雄にて、英豪を駕御して、之を使ふには、何の譯もなきことなれども、去りながら、駕と利害を推し究めたる上にて、終に斯かる人物(呂布、劉牢之を指す)を畏れしなり、

今朝廷選用忠信唯恐不及而置惠卿於其間譬如薰蕕竝處梟

鸞竝棲不惟勢不兩立兼亦惡者必勝

今朝廷の忠信の人を選用せらるゝには、惟及ばざらんことを氣遣はるゝ程なるに、而るに、惠卿を其間に置かるゝは、譬へば薰草と蕕草と竝び處り、鸞鳥と鸞鳥と竝び棲むが如し、惟其勢の兩立せざるのみならず、兼ねて亦惡者が勝つに相違なからん、

況自去歲以來朝廷廢吳居厚呂嘉問蹇周輔宋用臣李憲王中正等廢於此時或は利を牟(む)むるがためとか、或は兵正等或以牟利或以黷兵一事害民皆不得逃譴今惠卿身兼衆惡自知罪大而欲以閑地自免天下公議未肯赦之

況んや去歲より以來、朝廷にては、吳居厚、呂嘉問、蹇周輔、宋用臣、李憲、王中正等を廢するに、或は利を牟(む)むるがためとか、或は兵を顯すがためとかにて、一事にても人民を害することあれば、其誹責を逃るゝことを得ざりしに、今惠卿は一人の身にて衆惡を兼ねたることなれば、自らも罪の大なることを知りて、閑地(ひまな役)を請ひて、自らを免れんと欲すれども、天下の公議輿論に於て、未だ肯て之を赦さざるなり、

然近日言事之官論奏姦邪至於鄧綰李定之徒微細畢舉而不及惠卿者蓋其凶悍猜忍如蝮蠍萬一復用匪眦必報是以言者未肯輕發臣愚竊寡慮以爲備位言責與元惡同時而畏避隱忍孤負朝廷是以不憚死亡獻此愚直伏乞陛下斷自聖意略正典刑縱未以汗鈇鎖猶當追削官職投畀四裔以禦魍魅謹錄奏聞伏候敕旨

匪眦(唯眦必報)... 史記に、匪眦之惡必報と見ゆ、匪は、目を擧ぐることを、眦は目匡なり、目を擧げて相忤ふ程の微惡にても、必ず意趣を反すことをいふ、汗鈇鎖... 死刑に處せらるゝをいふ、鈇は(を)のなり、以て人を殺す所、鎖は、かなしきなり、以て斧を受くる所、投畀四裔... 邊裔の夷地に投置するをいふ、(禦魍魅)... 大姦の黃州謝表に見ゆ、

去りながら、近日事を言ふ官(諫官、御史をいふ)が、姦邪を論奏するに、郭翰、李定の徒に至りては、微細の事まで舉げながら、惠卿の身に及ばざるは、蓋し其人となり因(因、おぼしめし)に、猜忌(そねみおかし)なること、頗(ま)むし(むし)や(或)んば(或)んば)の如く、人に毒害を與ふる者なれば、萬一復び用ゐらるゝことありたらんには、脱みたる程の小怨にても、必ず意趣を返すならん、是を以て、言者も恐れて未だ肯て輕(かた)しく發せざるなり、臣は愚直(おろかな)にして、思慮寡(おろかな)し、以爲(おも)へらく、位に言責に備はり、(公時に右司諫たり)元惡の惠卿と時を同じくす、而るに、畏避して隱忍せば、朝廷に負かんと、是を以て、死亡を懼らざして、此愚直の說を獻す、伏して乞ふ陛下の思召より御決斷あらせられて、略(りやく)法度を御正しあるやうに致したし、縱(たと)ひ未だ死罪は仰付けられずとも、せめては官職にても落されて、邦の邊裔に逐ひ遣り、以て魑魅の化物にても(衆(あ)てが)はれたし、謹みて録して奏聞し、伏して教旨を候ふ、(以上第二段)

【沈評】惠卿始めは安石を助けて、以て其姦を行ひ、繼ぎては安石を傾けて、以て其位を奪ふ、要するに一副の心腸なり、兩毅(二毅と云ふと)の面目には非ず、上下段に分ちて、痛切に之を言ふ、筆下秋霜烈日の如し、以て姦人の膽を落すに足れり、

乞牽復英州別駕鄭俠狀

初め熙寧七年、大に旱す、時に俠安上門の監たり、歲饑(と)きて、征斂苛急なるに會ふ、東北の流民、羸疾愁苦、身に完衣なく、或は木實草根を茹(く)らひ、身には鎖械を被りながら、其を負ひ木を掲げ、賣りて以て官に償ふに至るもの、累々として絶えず、俠乃ち其見るところ繪圖に認めて奏上せしに、開門に詣れども、納れず、遂に假りに密急の御用なりと稱して、馬邊(宿次の早馬)もて之を銀臺司に上る、疏入る、帝反覆して圖を覽て、長吁すると數四、之を袖に入れて、内に入り、夜もすがら休まず、翌日、遂に當分の間、新法停止の詔を發す、安石、惠卿の輩悦ばず、遂に俠を英州に貶置す、而して新法竟に復た行はる、此文は、公が哲宗の朝に、右司諫たる時、上る所、蓋し俠の冤せられしより、既に十年を経たれども、未だ嘗て一人も敢て爲めに之を言ふ者なきなり、主意は生きながら父子をして相見るとを得しめんと云ふに在り、

右臣竊見英州別駕鄭俠、昔以言事獲罪、投竄南荒、俠有父年老、方將獻言、自知必遭屏斥、取決於父、父慨然許、誓不以死生爲恨、而流放以來、迨今十年、屢經大赦、終不得牽復、父日益老、而俠無還期、有志之士、爲之涕泣、

右臣竊かに見るに、英州の別駕の鄭俠といふ者は、昔事を申したるがために、罪を獲て、南荒(みなみの)はて、即ち英州を云ふなり、)に投竄せらる、俠は父ありて年老いたり、其將に言を獻せんとするとき、自分も必ず屏斥に遭はんと覺悟したれば、父に決斷を求めしに、父も慨然として許容し、死生ともに遺恨とせぬ由を誓へり、而して俠の流放せられしより以來、今日までにて、十年に及びたり、其間には、度々大

款のともありたれど、今日まで終に牽復(元にもどると)せらるゝとを得ず、父は日に益々老いて、俠は還る期限なし、志ある士は、之が爲めに涕泣せり、

況自陛下臨御、一新庶政、凡俠所言、青苗助役、市易保甲等事、更改略盡、而俠以孤遠終無一人爲言其冤者、臣與俠生平未嘗識面、獨不忍當陛下之世、有一夫不獲其所、是以區區爲俠一言、

況んや陛下(哲宗)の臨御ましくしてより以來、庶政を一新せさせたまひ、凡べて俠の申したる青苗、助役、市易、保甲等の事は、荒増し改め盡されたり、而るに、俠は孤遠(ひとり遠く)に離れ居ると、)の身なれば、終に誰一人も爲めに其冤を言ふ者なし、臣は俠と平生より顔を識り合ひたるともなければ、たゞ陛下の目出度御代に當りて、一夫たりとも、其所を獲ざる者あるに忍びず、是を以て、區々として、俠のために一言仕るなり、

伏望聖慈、特賜錄用、使其父子生得相見、以慰天下忠直之望、謹錄奏聞、伏候勅旨、

伏して望むらくは、聖慈の思召を以て、特別に錄用(名を書き留めて、官にて用ゐると)を賜ひて、俠の父子をして、生きながら面會するとを得しめられて、以て天下の忠直なる人々の望を慰められんとを、謹みて意見を録して奏聞し、伏して勅旨を候ふ、

商論

此文は、商の天下を治むる、賢聖の君六七作にも拘はらず、其詐は反りて周に及ばざるに著眼し、商の詩の駁發嚴厲、書の簡潔明肅なるを觀て、其剛強不屈の俗を知り、柔者は久しかるべく、剛者は折れ易き意を以て結論す、呂晚村云く、此文は、是れ空中の樓閣なり、蓋し商人の風俗は、特に之を詩書に驗するのみ、而して其剛を用ゐると謂ふも、本と實據なし、文皆周に倚りて以て商を論じ、復び齊、魯を以て商、周に影す、都て是れ虚に憑りて結構せるなり、此を讀めば、當に文章の假借法を悟るべしと、凡て四段、

商之有天下者三十世、而周之世三十有七、商之既衰而復興者、五王、而周之既衰而復興者、宣王一人而已、夫商之多賢君、宜若

其世之過於周、周之賢君不如商之多、而其久於商者乃數百歲、其故何也、

商の天下を有てるとは三十世にして、周の世は三十七世なり、商の一旦衰へて復ひ興りたる者は、五王にして、(太甲、太戊、祖乙、盤庚、武丁)周の一旦衰へて復ひ興りたる者は、宣王一人のみなり、一體商は賢君多ければ、其世次の周に過ぐるが當然なるべし、周の賢君は、商程に多からねども、其年次の商より久しきと、反りて數百歳なるは、其故何ぞや、以上第一段、周を借りて、其歴年の長短を比し、後の論斷の地をなす、

蓋周公之治天下、務以文章繁縟之禮、和柔馴擾剛彊之民、故其道本於尊尊、而親親、貴老而慈幼、使民之父子相愛、兄弟相悅、以無犯上難制之氣、行其至柔之道、以揉天下之戾心、而去其剛毅果敢之志、故其享天下至久而諸侯內侵、京師不振、卒於廢爲至弱之國、何者優柔和易、可以爲久、而不可以爲強也、

蓋し周公の天下を治めしとき、務めて文章繁縟(くどき)の禮を設けて、剛強なる民俗を和柔(やはらげ)馴擾(ならす)せり、故に其道は、人々が己が目上の者を尊びて、其身寄の者を親み、年寄を大切に扱ひて、子供の不便をいたはり、人民の父子をして、互に相愛せしめ、兄弟をして、互に中好くせしめ、目上の者を犯して、制し難き氣性なからしむ、其至柔の道を行ひて、以て天下の戾(れい)けたる心を矯めて、其剛毅(つよき)果敢(おもひきりある)の志を去らしむ、故に其天下を享くるとは、至りて久しけれども、諸侯は内に侵し、京師は振はず、廢たれて至りて弱き國となるに卒はれり、何となれば、優柔和易は、久しきを保つには好けれども、以て強きを爲すには用ゐるべからざればなり、以上第二段、此段は、先づ周を論ず、

若夫商人之所以爲天下者、不可復見矣、嘗試求之詩書、詩之寬緩而和柔、書之委曲而繁重、者、舉皆周也、而商人之詩、駿發而嚴厲、其書簡潔而明肅、以爲商人之風俗、蓋在乎此乎、夫惟天下有剛強不屈之俗也、故其後世有以自振於衰微、然其至敗也、一散而不可復止、

さて又商人の天下を治むる所以の者は、今更見るとは出来ぬなり、譬て試みに之を詩經、書經の中に搜し見たるに、詩の意味の寬緩とて、ゆるやかに、和柔とて、やはらかなると、又書の委曲とて、くどくどしきとは、殘らず皆周の文なり、而して商人の詩は、駿發とて、すばやく内に、嚴厲とて、はげしき趣あり、其書は、簡潔とて、あつさりとしたる内に、明肅とて、しまりたる所見ゆ、以爲らく、商人の風俗は、蓋し此に在りと、夫れ惟天下に剛強にして負けぬ風俗あれば、こそ、其後世も、自づと衰微の中より振ひて、中興したるもあるなれ、去りながら、其敗るゝに至りては、散り散りになりて、逆、噴止むるとはならぬなり、(此處は、商を論じたるなり、商の俗は見るべからず、周を將て相形し、然して後に、見るべし、無を化して有とする手段あり、晚村氏の所謂る空中樓閣とは、此を謂ふなり、)

蓋物之強者易以折、而柔順者可以久存、柔者可以久存、而常困於不勝、強者易以折、而其末也、乃可以有所立、此商之所以不長、而周之所以不振也、

蓋し物の強き者は折れ易くして、柔順なる者は久しく存すべし、柔なる者は久しく存すべき代りには、何時も勝たざるに困めり、強き者は折れ易き代りに、其末に及びても、猶立つ所あるべし、此れ商の長からざる所以にして、周の振はざる所以なり、以上第三段、此段は、商、周を論ず、主客なきが如し、然れども、周を論ずるは、逆筆を用ひ、商を論ずるは、順筆を用ひて、輕重自ら分かる、

嗚呼、聖人之慮天下、亦有所就而已、不能使之無弊也、使之能久而不能強、以自振而不能以及遠、此二者存乎其後世之賢與不賢矣、

嗚呼、聖人の天下の事を慮るとも、之を成就する所あるまでにとて、逆も永久に弊害なからしむるとは出来ぬなり、之をして能く久しからしむるとは出来れども、強くすることは出来ず、能く自ら振起すれども、遠きに及ぼすとは出来ず、此二者は、其後世の人々の賢と不賢

とに存するなり、
 太公封於齊、尊賢而尚功、周公曰、後世必有篡弑之臣、周公治魯、親親而尊尊、太公曰、後世寢衰矣、夫尊賢尚功、則近於強、親親尊尊、則近於弱、終之齊有田氏之禍、而魯人困於盟主之令、蓋商之政近於齊、而周公之所以治周者、其所以治魯也、故齊強而魯弱、魯未亡而齊亡也、

昔太公の齊に封ぜられしとき、其國を治むるには、賢者を尊びて、功ある者を尙びたれば、周公曰く、斯くては後世に必ず篡弑の臣あらんと、周公の魯を治むるには、親族を親みて、尊長を尊びたれば、太公曰く、斯くては後世は次第に衰へんと、夫れ賢者を尊び、功ある者を尙ぶは、強きに近づく道理なり、親族を親み、尊長を尊ぶは、弱きに近づく道理なり、二公の先見通り、つまり齊は其國の強き代りには、其内郡より起りたる田氏の禍あり、而して魯人は國內にはさる患なき代りには、常に盟主の命令のために困難せり、蓋し商の政は齊に近くして、周公の周を治むる所以の道は、其魯を治むる所以なり、故に齊は強くして、魯は弱し、其代りに、又魯の亡びぬ先に、齊は亡びたり、是れ聖人と雖も、豫め其弊を防ぐとは出来ぬ者なり、以上第四段、魯、齊を以て商、周を證し、後世の弊は、開國の初めに豫防すべからざるを言ふ、

六國論

此文は、齊、楚、燕、趙の韓、魏を依けて以て秦を擯げざる失を論ず、凡て四段、

嘗讀六國世家、竊怪天下之諸侯、以五倍之地、十倍之衆、發憤西向、以攻山西千里之秦、而不免於滅亡、嘗爲之深思遠慮、以爲必有可以自安之計、蓋未嘗不咎其當時之士、慮患之疎、而見利之

淺、且不知天下之勢也、

嘗て六國の世家を讀みて、竊かに天下の諸侯が、五倍の地、十倍の人數を以て、憤を發して、西に向ひて、山西(華山の西)なる千里の秦を攻めながら、滅亡を免れざるを怪みたり、嘗て之が爲めに、深く思ひ、遠く慮りて、以爲へらく、是非とも六國が自ら安んずべき計策はありしならんと、此までとても、未だ嘗て其當時の士が患を慮るとの疎くして、利を見ることの淺く、且つ天下の勢を知らざるを咎めざることばあらざるなり、以上第一段、天下之勢の四字は、是れ一篇の眼目、此處先づ掲げ出だす、

夫秦之所與諸侯爭天下者、不在齊楚燕趙也、而在韓魏之郊、諸侯之所與秦爭天下者、不在齊楚燕趙也、而在韓魏之野、秦之有韓魏、譬如人之有腹心之疾也、韓魏塞秦之衝、而蔽山東之諸侯、故夫天下之所重者、莫如韓魏也、

夫の秦の諸侯と天下を争ふ所の者は、齊、楚、燕、趙には在らずして、韓、魏の郊に在り、諸侯の秦と天下を争ふ所の者も、齊、楚、燕、趙には在らずして、韓、魏の野に在り、(此は、韓、魏の地勢は、秦と境を接し、而して齊、楚、燕、趙の爲めに蔽障と爲る、是れ乃ち所謂る天下の大勢なり)故に秦の韓、魏あるは、譬へば人の腹心の疾あるが如し、韓、魏は、秦の衝路を塞ぎて、山東の諸侯を蔽ひ護るものなれば、當時の天下の重んずる所の者は、韓、魏に如くはなきなり、

昔者范雎用於秦、而收韓、商鞅用於秦、而收魏、昭王未得韓魏之心、而出兵以攻齊之剛壽、而范雎以爲憂、然則秦之所忌者、可以見矣、秦之用兵於燕、趙、秦之危事也、越韓、過魏、而攻人之國都、燕、趙拒之於前、而韓、魏乘之於後、此危道也、而秦之攻燕、趙、未嘗有韓、魏之憂、則韓、魏之附秦、故也、

昔范雎は秦に用ゐられて、韓を收めて、秦に従はしめたり、商鞅は秦に用ゐられて、魏を收めて、秦に服せしめたり、昭王は未だ韓、魏の歡

心を得ざるに、兵を出して、遠く齊の剛壽(地名)を攻めれば、范雎はそれを心配せり、然れば秦の思む所の者は、以て見るべきなり、秦の兵を燕、趙に用ゐたるは、秦に取りては、危き事なり、そは如何といふに、韓を越え、魏を過ぎて、人の國都を攻めば、燕、趙は之を前に拒ぎ、韓、魏は之に後より乘ぜん、此れ危道なり、而るに、秦の燕、趙を攻むるに、未だ嘗て韓、魏の憂あらざる者は、畢竟韓、魏が秦に附きたるゆゑなり、以上第二段、此段は、専ら韓、魏が諸侯の蔽障たる所以を説く、其立言或は秦よりし、或は諸侯よりし、兩面並に到る、而れども、意は専ら秦に在り、

夫韓魏諸侯之障、而使秦人得出入於其間、此豈知天下之勢耶、委區區之韓魏、以當強虎豹之秦、彼安得不折而入於秦哉、韓魏折而入於秦、然後秦人得通其兵於東諸侯、而使天下徧受其禍、
夫韓魏、魏は諸侯の蔽障なり、而して秦人をして自由自在に其間に出入することを得しむるは、此れ豈天下の勢を知る者ならんや、區々たる小き韓、魏を委(す)て、以て強き虎豹の如き秦に當たらしむ、彼れ安ぞ折けて秦に入らざるを得ん、韓、魏が折けて秦に入りたればこそ、秦人は其兵を東の諸侯に通ずるを得て、天下をして徧く其害を受けしめたるなれ、以上第二段、夫韓魏諸侯之障の一句を以て、直に前段に承接し、諸侯の失計に説き入る、此一段は、上下二段の關鍵たり、

夫韓魏不能獨當秦、而天下之諸侯、藉之以蔽其西、故莫如厚韓親魏、以擯秦、秦人不敢逾韓魏、以窺齊楚燕趙之國、而齊楚燕趙之國、因得以自完於其間矣、以四無事之國、佐當寇之韓魏、使韓魏無東顧之憂、而為天下出身、以當秦兵、以二國委秦、而四國休息於內、以陰助其急、若此、可以應夫無窮彼秦者、將何為哉、
夫の韓、魏は、弱國なれば、進も獨力にて、秦に當たること能はざれども、而れとも、天下の諸侯は、韓、魏に藉りて、以て其西面を蔽ひ護るなり、故に當時の六國の形勢よりいへば、韓に厚くし、魏を親みて、秦を擯けんに如くはなし、然る時は、秦人は敢て韓、魏の國を窺えて、以て齊、楚、燕、趙の國を窺ふとはすまじ、而して齊、楚、燕、趙の國は、因りて自ら其間に完くすることを得ん、此無事なる四國を以て、寇に當たる韓、魏の二國を佐け、韓、魏をして東を顧みる憂なく、一心に天下のために、身命を抛げ出して、以て秦の兵に當たらしめ、此二國を秦に委

ねて、四國は内にて休息して、陰かに其急を助けたらんには、何時までも、敵に應ずることを得べし、然るときは、彼の秦とても、果して何事かを爲し得ん、以上第三段、此一段は、諸侯の爲めに自安の計を畫す、一篇の主意正に此に在り、須く諸侯の上より言を立つるを看るべし、不知出此、而乃貪疆場尺寸之利、背盟敗約、以自相屠滅、秦兵未出、而天下諸侯已自困矣、至使秦人得伺其隙、以取其國、可不悲哉、

而るに、今六國の計は、此大勢に心附かずして、反りて疆場(くにざかひ)の僅に一尺か一寸の小利を貪りて、盟に背き、約を敗りて、以て自ら相屠滅せり、秦の兵の未だ出でざる先に、天下の諸侯は、已に自ら困弊し、秦人をして其隙を伺ひて、其國を取ることを得しめたり、悲まざるべけんや、以上第四段、六國の爲めに其失計を悲み、以て一篇の收局をなす、
【沈評】韓、魏を厚くして、以て秦を擯ぐるは、此れ即ち蘇秦の趙に説きし説なり、子由此旨を窺破して、之を暢言す、天下の大勢、確として易ふべからざるを覺ゆ、○老泉は其弊を論じ、子由は其勢を論ず、(老泉の六國論は、上に出づ)

三國論

此文は、三國の時、智と智と相遇ひ、勇と勇と相争ふ、故に以て相勝つことなし、昔高祖は、不智不勇を以て、項羽を制せり、劉備の才は、高祖に近似したれども、之を用ゐることを知らず、惜むべしといふに在り、所謂る不智不勇とは、即ち果鋭剛猛の氣あれども用ゐず、忍耐以て敵を折くをいふ、故に沈氏は、子由の三國論の、能く忍ぶと忍ぶこと能はざるとの意と相發明するに足れりといへり、凡て五段、

天下皆怯、而獨勇、則勇者勝、皆闇、而獨智、則智者勝、勇而遇勇、則勇者不足恃也、智而遇智、則智者不足恃也、夫唯智勇之不足、以定天下、是以天下之難、蜂起而難平、蓋嘗聞之、古者英雄之君、其遇智勇也、以不智不勇、而後真智大勇乃可得而見也、

天下の人々皆愚病にして、已獨り勇なれば、勇者の勝つは當然なり、天下の人々皆愚昧にして、已獨り智なれば、智者の勝つは必定なり、去りながら、勇者が勇者に出遇ひたるときは、其勇も恃むに足らざるなり、智者が智者に出遇ひたるときは、其智も恃むに足らざるなり、

夫の智と勇とは、固より貴ぶべき者には相違なければども、唯場合によりては、以て天下を定むるに足らぬことあり、是を以て、天下の難は、蜂の如くに起りて、平げ難し、蓋し嘗て之を開きたるに、古の英雄の君が、智勇に出遇ひたるときは、不智不勇を以てして、而して後に、其眞智大勇なる處が得て見はるゝなりとなり、以上第一段、不智不勇を以て智勇に遇ふ、是れ一篇の大旨、先づ冒頭に於て之を發す、

悲夫、世之英雄、其處於世、亦有幸不幸耶、漢高祖、唐太宗、是以智勇獨過天下而得之者也、曹公、孫劉、是以智勇相遇而失之者也、以智攻智、以勇擊勇、此譬如兩虎相捽、齒牙氣力、無以相勝、其勢足以相擾、而不足以相斃、當此之時、惜乎無有以漢高帝之事制之者也、

【高祖】…呂晚村曰く、疑らくは當に世祖に作るべし、否らざれば、下に礙(さばり)ありと、
【悲しいかな、世の英雄の其世に處るにも、亦幸不幸あるか、漢の高祖、唐の太宗は、是れ智勇の獨り天下に過(と)たるを以て、之を得たる者なり、曹公(操)と孫(權)と劉(備)とは、是れ智勇相遇ひたるを以て、之を失ひたる者なり、智を以て智を攻め、勇を以て勇を撃つは、此れ譬へば兩虎の觸れ合ふが如く、齒牙氣力も互角にて、どちらも勝つ譯には行かず、其勢は、相擾すには足れど、相斃すには足らず、惜しいかな、斯かる時分に、漢の高祖の爲せる所を以て、之を制する者あるとなきなり、以上第二段、是れ入題の處、先づ高祖を搭入し、發論の端緒をなす、

昔者項籍乘百戰百勝之威、而執諸侯之柄、咄嗟叱咤、奮其暴怒、西向以逆高祖、其勢飄忽震蕩、如風雨之至、天下之人以爲遂無漢矣、然高帝以其不智不勇之身、橫塞其衝、徘徊而不得進、其頑鈍椎魯、足以爲笑於天下、而卒能摧折項氏、而待其死、此其故何也、

【昔項籍は、百戰百勝の威に乗じて、諸侯の權を握り、咄嗟叱咤(わめきしかると)して、それが荒ら荒らしき怒を奮ひ、西に向ひて高祖に手向

ひたり、其勢の凄まじきは、飄忽(はげしきこと)震蕩、(ふるひうご)かすこと)宛がら疾風の吹き來り、強雨の降りしきるが如くなりければ、天下の人々は、斯くては逆も漢は形なしにならんと思ひたる程なり、然るに、高帝は、其不智不勇の身を以て、横さまに其衝路を塞ぎ、往きつ戻りつ、敵をして進むことを得ざらしめたり、其頑鈍とてふて、推魯とておどましきは、天下の笑種ともなりぬべき程のことなれども、果ては能く項氏を摧折して、其死をぞ待ちたりける、此は如何なる仔細なるか、要(もと)そあらめ、

夫人之勇力用而巳、則必有所耗竭、而其智慮久而無成、則亦必有所倦怠、而不舉、彼欲用其所長、以制我於一時、而我閉門而拒之、使之失其所求、遂巡求去而不能去、而項籍固已憊矣、

【一人の勇力といふ者は、用ひて已まざるときは、必ず耗竭(へりつく)することあり、而して其智慮とて、久しくなると、何一つ成就することなきときは、矢張り飽きが生じて、役に立たぬ者なり、それゆゑ、さきの相手は其長ずる所(智勇)を以て、我を一時に制せんとしても、我は其相手にならずして、門を固く締切つて之を拒ぎ、之をして其求むる所の目的を失はせ、退屈の餘り、遂巡とあともどりして去らんとすれど、去ることを得ざらしむ、此れ乃ち高帝の不智不勇を以て項籍を制したる所以の術にして、項籍も其手に掛かりて、疾くにはや憊(つか)れ果てたるなり、以上第三段、此れ高祖の不智不勇を以て能く懷悍の項籍を制したるを謂ふ、

今夫曹公孫權劉備此三人者、皆知以其才相取、而未知以不才取人也、世之言者曰、孫不如曹、而劉不如孫、劉備唯智短而勇不足、故有所不若於二人者、而不知因其所不足以求勝、則亦已惑矣、蓋劉備之才、近似於高祖、而不知所以用之之術、

【今夫の曹公、孫權、劉備の此三人は、皆其才を以て取り合ふことを知れども、未だ不才を以て人を取ることを知らざるなり、世の言ふ者の申すに、孫は曹に如かず、而して劉は孫に如かずとなり、去りながら、劉備は、唯智短くして勇足らず、故に二人に若かざる所の者あるなり、而して其足らざる所に因りて、以て勝を求むることに心付かざりしは、随分はや心得違ひといふべきなり、蓋し劉備の才は、高祖に近似すれども、之を用ゐる所以の術を知らざるなり、以上第四段、三人並べ論じ、而して劉備に側倒し、遂に高祖と相結合せしむ、

昔高祖之所以自用其才者、其道有三焉耳、先據勢勝之地、以示

天下之形廣收信越出奇之將以自輔其所不逮有果銳剛猛之氣而不用以深折項籍猖狂之勢此三事者三國之君其才皆無有能行之者獨有一劉備近之而未至其中猶有翹然自喜之心欲爲椎魯而不能純欲爲果銳而不能達二者交戰於中而未有所定是故所爲而不成所欲而不遂

昔高祖の自ら其才を用ゐたる所以の者は其道三つあるのみなり先づ形勢の勝れたる土地に占據して天下の形を示せり此れ據る所地を得たるなり廣く韓信彭越などの奇計を出だす將帥を收めて以て自ら其遠ばざる所を輔けしめたり此れ將其人を得たるなり果銳剛猛の氣性あれども用ゐずして以て深く項籍の猖狂(わらぶよき)の勢を折きたり此れ其氣尚ぶに足るなり此三事は三國の君其才孰れも能く之を行ふ者あることなしたゞ一人の劉備ありて之に近けれども未だ至らず其の胸中にまた翹然と高ぶりて自滿の心持が見ゆ椎魯を爲さんと欲すれども純(もつぱら)なること能はず果銳(すぐる)こと能はず翹然と高ぶりて自滿の心持が見ゆ又果銳とも就かず二者交(あ)り心中に戦ひて未だ定まる所なし故に其爲す所は何一つとして成らず欲する所は何一つとして遂げざりしなり

棄天下而入巴蜀則非地也用諸葛孔明治國之才而當紛紜征伐之衝則非將也不忍忿忿之心犯其所短而自將以攻人則是其氣不足尚也嗟夫方其奔走於二袁之間困於呂布而狼狽於荊州百敗而其志不折不可謂無高祖之風矣而終不知所以自用之方夫古之英雄唯漢高帝爲不可及也夫

【二袁】…袁紹袁術をいふ、【困於呂布】…建安元年劉備呂布に攻められて曹操に歸す三年布復た劉備を攻む曹操布を擊ちて之を殺す、【狼狽於荊州】…曹操に困められしなり

【論】そが天下を棄てて巴蜀の僻土に入りたるは勢勝の地とは申されず諸葛孔明の國を治むる才を用ゐて紛紜たる征伐の衝に當らしめたるは適任の將とは申されず忿々(いんいん)の心に忍びずして其不得手なる所を構はず自ら將として人を攻めたるは是れ其氣性も尚ぶに足らざるなり嗟夫其袁紹袁術の間に奔走し呂布に困しめられて又荊州に狼狽する時に方りて百たび敗るれども其志の折けざる所は所謂頑鈍(ごんどん)推善ともいふべき所にて高祖の風なしと申されず去りながら終にそれを能く自ら用ゐる所以の方法を知らざるなり古の英雄は唯漢の高帝のみ及ぶべからずと爲すなり以上第五段高祖の自ら其才を用ゐる所以を言ひて以て劉備の及ばざるを示す【沈評】蘇氏の父子毎に昭烈と武侯(諸葛亮)とを不満足に思ひて漢の高帝を以て千古の英傑とす此亦事後に其成敗を論ずる見なり去りながら昭烈を以て翹然自ら喜ぶ心ありて其智勇の足らざる所を用ゐて勝を制するに心付かずとす此論大に是なり子瞻の關侯論の能く忍ぶと忍ぶこと能はざるとの意と相發明するに足れり

隋論

此論旨は聖人の天下を取るは天下の自ら來りて之に歸するに任せたり秦隋の天下を取るは術を以て之を圖めんとして反りて之を失へり畢竟防太甚の弊なりと云ふに在り凡て五段

人之於物聽其自附而任其自去則人重而物輕人重而物輕則物之附人也堅物之所以去人分裂四出而不可禁者物重而人輕也

【論】人の物に於けるは其物の勝手に來りて附くを聽(ゆる)し又勝手に去るに任かするときは自然に人は重くして物は軽くなるなり人重くして物軽きときは物の人に附くこと堅し而るに物の人を離れて分裂四出して禁ずべからざる者は畢竟物重くして人輕ければなり以上第一段此意は天下は其自ら歸するに因りて堅きをいふ然れども但て物重くして人輕くして天下を措かず下文は天下の上在りて説く

古之聖人其取天下非其驅而來之也其守天下非其劫而留之也使天下自附不得已而爲之長吾不役天下之利而天下自至夫是以去就之權在君而不在民是之謂人重而物輕

【論】古の聖人の其天下を取るは何も背後より驅り立て此方へ來たす譯にてはなし其天下を守るは何も劫して之を引留むる譯にては

なし、天下の人をして、自づと附かして、據なく之が長となるなり、吾は天下の利を便役するにはあらねど、天下は自づと至る、是を以て、去就の權は、君に在りて、民に在らず、是を人重くして物輕しと謂ふなり、

且夫吾之於人、已求而得之、則不若使之求我、而後從之、已守而固之、則不若使之不忍去我、而後與之、故夫智者、或可與取天下矣、而不可與守天下、守天下、則必有**大度**者也、何者、非有**大度**之人、則常恐天下之去我、而以術留天下、而天下始去之矣、

且夫れ吾の人に於ける、己より求めて之を得るは、人をして我に求めさせたる上にて、之に従ふに若かず、己が守りて之を固くするは、人をして我を去るに忍びざらしめて、而して後に、之に與みするに若かず、故に夫の智者は、或は與に天下を取るべけれども、而れども、與に天下を守るべからず、天下を守るは、必ず**大度**ある者なり、何となれば、**大度**ある人に非ざれば、常に天下の人の我に叛き去らんことを恐れて、術を以て天下を引留めんとす、術を以て天下を引留めんとして、天下の人心は、始めて之を去ることになるなり、以上第二段、聖人の天下を取るは、徳を以て之を懷け、術を以て之を留めざるをいふ、

昔者三代之君、享國長遠、後世莫能及、然而亡國之暴、未有如秦隋之速、二世而亡者也、夫秦隋之亡、其弊果安在哉、

昔三代の君は、何れも國を享くる間が長遠にして、後世能く及ぶものなきは、言ふまでもなきことなれども、去りて亦國を亡ぼすとの暴（はか）なること、古今未だ秦と隋との速なるが如く、僅か二世にして亡ぶる程の如き者はあらざるなり、夫れ秦と隋との亡びたるは、其弊果して安くかに在る、

自周失其政、諸侯用事、而秦獨得山西之地、不過千里、韓魏壓其衝、楚脅其肩、燕趙伺其北、而齊掉其東、秦人被甲持兵、七世而不

得解、寸攘尺取、至始皇然後合而為一、秦見其取天下若此、其難也、而以爲不急持之、則後世且復割裂、以爲敵國、是以銷名城、殺豪傑、鑄鋒鏑、以絕天下之望、

〔七世〕…孝公以來、始皇に至るまでをいふ、〔鑄鋒鏑〕…之を鑄造して、鐵鍔金人となしをいふ、周其政を失ひ、諸侯事を用ひしよりして、秦は獨り山西の地を得たること千里に過ぎず、韓、魏は其衝路を押へ、楚は其肩を脅（おび）やかし、燕、趙は其北を伺ひて、齊は其東を掉（ふる）ぶるを被り、兵（は）はも（の）をもちて、戰を爲し、七世が間、兵を解くとを得ず、一寸一尺づゝ敵地を攘み取りて、以て始皇に至り、然して後に、天下始めて合して一となれり、秦は其天下を取るこの此くむづかしきを見て、以て之を急しく之を抑へ置かざるときは、後世且（まさ）に復た割裂して敵國とならんとすと、是を以て、名城を毀ち、豪傑を殺し、兵器を鑄造して、以て天下の望を絶てり、

其所以備慮、而固守之者、其密如此、然而海內愁苦無聊、莫有不忍去之意、是以陳勝項籍、因民之不服、長呼起兵、而山澤皆應、由此觀之、豈非其重失天下、而防之太過之弊歟、

其備（つぶさ）に慮りて、固く之を守りたる所以の者は、其密なるを此の如し、然るに、海内愁苦無聊（不平なるを）にして、少しも上を離れ、呼くに忍びざる意はなし、是を以て、陳勝、項籍などが、人民の服せざるに困りて、長呼して兵を起したれば、山澤の者までも、皆之に應ぜり、此に由りて之を觀るときは、なんとそが天下を失はんとを重りて、之を豫防するとの太過きたる弊にてはあまいか、以上第三段、此處先づ秦を論ず、蓋國祚の短きと隋と同じきを以てなり、

今夫隋文之世、其亦見天下之久不定、而重失其定也、蓋自東晉以來、劉聰石勒慕容垂苻堅姚興赫連之徒、紛紛而起、者不可勝數、至於元氏、竝吞滅取、略已盡矣、而南方未服、元氏自分而爲周

齊、周并齊而授之隋、隋文取梁滅陳而後天下爲一、

【註】(並吞)……並の字諸本に并に作る、

今夫れ隋の文帝(楊堅、隋の始祖)の世にも、其れ亦天下の久しく定まらざるを見て、其定まるを失はんとを重りしなり、蓋し東晉より以來、劉聰(國を漢と號す)、石勒(後趙と稱す)、慕容垂(後燕と稱す)、苻堅(前秦と稱す)、姚興(後秦と稱す)、赫連勃勃(夏と稱す)の徒、紛々として起る者、勝けて數ふべからず、元氏(魏と稱す)に至りて、并吞滅取して、略と已に盡きぬ、而るに、南方のみ未だ服せず、元氏は自ら分れて、周(北周)齊(北齊)となる、周は齊を併せて、之に隋に授く、隋の文帝は、梁を取り、陳を滅して、而して後に、天下始めて一となりぬ、

彼亦見天下之久不定也、是以既得天下之衆、而恐其失之、享天下之樂、而懼其不久、立於萬民之上、而常有猜防不安之心、以爲舉世之人、皆有曩者英雄割據之懷、制爲嚴法峻令、以杜天下之變、謀臣舊將、誅滅略盡、而獨死於楊素之手、以及於大故、終於煬帝之際、天下大亂、塗地而莫之救、由此觀之、則夫隋之所以亡者、無以異於秦也、悲夫、

【註】彼の隋の文帝も、亦天下の久しく定まらざるを見たるをゆゑ、是を以て、既に天下の衆を得たる後は、其之を失はんとを恐れ、天下の樂を享けては、其の久しからざらんことを懼れ、萬民の上に立ちながら、常に人を猜(そねみ)疑ひ、用心拏念して、片時も安堵せぬ心持あり、以爲へらく、世の中の人々は、誰も皆曩(さき)の英雄割據の懷ありと、嚴法峻令を制し爲して、以て天下の變を杜絶せんとし、謀臣舊將は、誅滅して略と盡きぬ、而るに、獨り楊素の手に掛りて死し、以て大事に及べり、其子の楊帝の際を終ふるまで、天下に大に亂れ、地に塗(まみ)れたれども、誰も之を救ふものなし、此に由りて之を觀るときは、夫の隋の亡ぶる所以の者は、以て秦に異なることなきなり、悲しいかな、已上第四段、是れ正意なり、然れども前段を説く處は、末尾に天下を失ふ所以を言ひて、之を結び、此處結語を置かず、惟無以異於秦也の一語を以て之を結び、前段と相聯絡せしむ、蓋し其弊本同一なるを以てなり、悲夫の二字、沈本下に屬す、今注本に従ふ、

古之聖人、修德以來天下、天下之所爲去就者、莫不在我、故其視失天下、甚輕、夫惟視失天下、甚輕、是故其心舒緩而其爲政也寬、

寬者生於無憂、而慘急者生於無聊耳、

【註】古の聖人は、德を修めて、以て天下を來すものゆゑ、天下の去るも就くも、絶て我が一身次第になるなり、故に其天下を失ふことを觀ること甚だ輕し、夫れ惟天下を失ふことを觀ること甚だ輕ければ、其心は舒緩にして、其政を爲すことは寬なり、畢竟寬なるは憂なきに生じて、慘急なるは無聊より生ずるのみ、(山陽云く、此處又篇首の意に歸し、忽ち慘急の一句を挿入して倒置し、題を脱せず、出だすに對語を以てし、讀者をして覺えざらしむ、用筆敏甚しと、按ずるに篇首の意とは、古の聖人の天下を取る云々を指していふなり、而して此意は、本題に於ては、對面に屬す、蓋し本題は、本と秦、隋の慘急にして、天下を失ふを説き、聖人を對面に置きて、以て標のとす、此處聖人の政を爲すことの舒緩なるを言ひ、忽ち筆を倒にして、慘急に説き入る、故に倒置と謂ひたるなり、蓋し此の一句を置かざれば、題面と相離れ、文緊切ならぬゆゑなり、)

昔嘗聞之、周之興、太王避狄於岐、幽之人民、扶老攜幼而歸之、岐山之下、累累而不絕、喪失其舊國、而卒以大興、及觀秦隋、唯不忍失之、而至於亡、然後知聖人之爲是寬緩不速之行者、乃其所以深取天下者也、

【註】昔嘗て之を聞きたることあり、周の興るとき、太王(古公亶父)が狄人を岐に避けしとき、太王の舊領なる幽の人民は、其跡を追ひ慕ひて、老を扶け幼を携へて、之に岐山の下に歸すること、累累と續きて絶えず、一旦其舊國を喪失したれども、後には卒に大に興るに至れり、秦、隋の世を觀るに及びては、唯之を失ふに忍びずして、反りて亡ぶるに至れり、然して後に、聖人の是の觀々と速かならざる行を爲す者は、乃ち其深く天下を取る所以の者なることを知るなり、以上第五段、

【沈評】秦、隋の慘劇にして思ふべきは、たゞ藉るに威を以てして、天下を服せんと欲したるなり、而して德を廢して威を尙ぶは、正に以て天下の心を失ひて、之が滅亡を速にする所なるを知らず、隋の天下を守るは、秦と一概なり、故に備さず之を論ず、文章にて、此の事を以て彼の事を定めんとする者は、此を援きて法とせよ、

唐論

沈曰く、唐の府兵の制は、内外輕重相制し相維し、周、秦の利ありて、周、秦の弊なし、歷代中最も善法たり、後の禍敗は、府兵を廢して、外の偏重なるに據る、法を立つる初めに、即ち覺(きず)あるには非ず、前に古今の大勢を通論して、唐制の得ありて失なきとは自ら見はる、此卓識を具したれば、自ら能く發して高文を爲せりと、呂晚村云く、是れ内外平説すと雖も、而れども、意は常に外の一邊を主張して

論を立つ、正に宋が唐の弊に懲り、藩鎮を削りて、弱を致すに因るなりと、此二論を併せ觀て、以て篤意の在る所を窺ふべし、凡て六段、天下之變常伏於其所偏重而不舉之處故內重則爲內憂外重則爲外患

天下の變は、常に其偏より重りて舉がらざる所の場所に伏在する者なり、故に內重きときは、内の憂を爲し、外重きときは、外の患を爲す、此に云ふ内外は、朝廷を内とし、地方を外とす、此處先づ内外の二字變ひ提げ、文章輕重なし、按ずるに、根本は、此處に於て、大段落を畫し、而して下の内重外重別に各一小段とす、沈本は、此段を以て下の内重に連ね、而して外重又別に一段をなす、恐らくは非はり、呂氏は、此處渾べて段落を置かず、直に不可輕重也に至るまで通じて一段とす、

古者聚兵京師外無強臣天下之事皆制於內當此之時謂之內重內重之弊奸臣內擅而外無所忌匹夫橫行於四海而莫能禁其亂不起於左右之大臣則生於山林小民之英雄故夫天下之重不可使專在內也

此段は、上を承けて、内重の患を申す、古は兵を京師に聚めて、外に強臣なく、天下の事皆内に制したり、此時に當りては、之を内重しと謂ふなり、内の重き弊は、姦臣内に擅にすれども、外に忌む所なし、又匹夫四海に橫行すれども、能く禁ずるものなし、其亂は左右の大官より起らざる時は、山林の小民の英雄より生ず、故に夫の天下の重きは、専ら内にのみ在らしむべからざるなり、以上第一段、此段暗に秦の制の内重の失を射る、

古者諸侯大國或數百里兵足以戰食足以守而其權足以生殺然後能使四夷盜賊之患不至於內天子之大臣有所畏忌而內患不作當此之時謂之外重外重之弊諸侯擁兵而內無以制由此觀之則天下之重固不可使在內而亦不可使在外也

古は諸侯の大國は、或は數百里の廣さあり、兵は以て戰ふに足り、食は以て守るに足りて、其權は以て生殺するに足る、然して後に、四夷盜賊の患をして、内に至らず、天子の大官をして、畏れ忌む所ありて、内患作らざらしむ、此時に當りては、之を外重しと謂ふなり、外の重き弊は、諸侯兵を擁するがゆゑに、内より之を制するものなし、此に由りて之を觀るときは、天下の重きは、固より内に在らしむべからず、去りとて亦外に在らしむべからざるなり、以上第二段、此段暗に周の制の外重の失を射る、沈曰く、内外の患を並び舉ぐれども、其意は已に外患の一邊に側重すと、

自周之衰齊晉秦楚繇地千里內不勝於其外以至於滅亡而不救秦人患其外之已重而至於此也於是收天下之兵而聚之關中夷滅其城池殺戮其豪傑使天下之命皆制於天子然至於二世之時陳勝吳廣大呼起兵而郡縣之吏熟視而走無敢誰何趙高擅權於內頤指如意雖李斯爲相備五刑而死於道路其子李由守三川擁山河之固而不敢校也此二患者皆始於外之不足而無有以制之也

此より前は、空冒にして、此より以下は實證なり、周の衰へしより、齊、晉、秦、楚、地を連ぬること千里なれども、内は其外に勝つこと能はずして、以て滅亡して、救はざるに至れり、此れ周の外の重き病なり、秦人は、其外の重きがために此に至れることを患へたり、是に於て、天下の兵器を取上げて、之を關中に聚め、其城池を夷滅し、其豪傑を殺戮し、天下の命をして、皆天子一人の手に制せしむ、去りながら、二世の時に至りて、陳勝、吳廣の徒が、匹夫を以て、民間より出て、大呼して兵を起したれども、郡縣の吏は之を視つめたるのみにて走り隠れ、誰一人として敢て咎むる者なし、趙高は、大臣を以て、權を内に擅にし、頤（おとがび）もて差圖して、人を使ふこと我が意の如し、李斯は宰相たれども、五刑を備へて道路に死し、其子の李由は、三川に守として、山河の固を擁したれども、父の讎たる趙高に向ひて敢て争ふとをせざりき、此二患（匹夫の横と大臣の専をいふ）は、皆外の足らずして、以て之を制するものあるなきに始まるなり、（此れ秦の内重の弊なり、）

至於漢興懲秦孤立之弊乃大封侯王而高帝之世反者九起其

遺孽餘烈，至於文景，而為淮南濟北吳楚之亂，於是武帝分裂諸侯，以懲大國之禍，而其後百年之間，王莽遂得以奮其志於天下，而劉氏之子孫，無復齟齬。

【反者九起】：成茶、利幾、韓信、韓王信、趙王敖、陳豨、彭越、張敖、盧縮をいふ、【淮南】：淮南厲王長のこと、【濟北】：濟北王興居のこと、俱に文帝の時に反す、【吳楚之亂】：景帝の時に在り、漢の興るに至りて、秦の孤立して亡びたる弊に懲りて、乃ち大に侯王を封ぜり、而るに、高帝の世に方りて、反する者九たび起り、其弊のこるひこばえ、木に喻へていふ、餘烈（もえのこり、火に喻へていふ）のもの共が、文帝、景帝の時に至りて、淮南、濟北、吳、楚の亂となりぬ、（此れ漢の外重の弊なり、）是に於て、武帝は、大國の禍に懲りて、以て諸侯を分裂せしめたり、而るに、其後百年の間に、王莽遂に其志を天下に奮ふことを得て、劉氏の子孫は、誰も敢て齟齬（さそご）さざる者なかりき、（此れ漢の内重の弊なり、）

魏晉之世，乃益侵削諸侯，四方微弱，不復為亂，而朝廷之權臣，山林之匹夫，常為天下之大患，此數君者，其所以制其內外輕重之際，皆有以自取其亂，而莫之或知也。

魏、晉の世には、乃ち益々諸侯を侵削したれば、四方微弱となりて、復た亂を為さず、而れども、朝廷の權臣と、山林の匹夫とは、常に天下の大患をなせり、此數君の者が、其内外輕重の際の鈞合を取極めたる所は、皆以て自ら其亂を招く基となれり、而るを、世或は此に心付かざるなり、（此れ魏、晉の内重の弊なり、）

夫天下之重，在內則為內憂，在外則為外患，而秦漢之間，不求其勢之本末，而更相懲戒，以就一偏之利，故其禍循環無窮，而不可解也。

右の通り、夫の天下の重きと、内に在れば、内の憂を爲し、外に在れば、外の患を爲す、而るに、秦、漢の間は、其勢の本末（猶原因結果と言ふがごとし、）を深くも詮議せずして、たゞ更るゝ其末弊に懲りて、以て一偏（かた）の利益のみに就かんとす、故に其禍は循環して、

且夫天子之於天下，非如婦人孺子之愛其所有也，得天下而謹守之，不忍以分於人，此匹夫之所謂智也，而不知其無成者，未始不自不分始，故夫聖人將有所大定於天下，非外之有權臣，則不足，以鎮之也，而後世之君，乃欲去其爪牙，翦其股肱，而責其成功，亦已過矣。

（めぐりめぐりて）果てしなく、解くべからざりしなり、以上第三段、周、秦以來、歷朝の弊を列舉す、且つ夫れ天子の天下に於けるは、婦人孺子の己が有てる所の物を愛むが如くするものにはあらぬなり、天下を得て、護みて之を守り、以て人に分つに忍びざるは、此れ匹夫の謂はゆる智といふ者なり、而して其の事の成就せざるは、畢竟事の起りは、其得たる者を人に分かたざるより始まらぬこととはなしといふことに心付かざるなり、故に夫の聖人が將に大に天下を定むる所あらんとするに、外の權臣あるに非ざれば、以て之を鎮むるに足らざるなり、而るを、後世の君は、乃ち其爪牙を去り、其股肱を翦りて、其成功を責めんとせしは、矢張り心得違ひなり、以上第四段、上文に歷朝の弊を列舉し來りて、内重外重を平説す、此に至りて、方に本意を見はす、意専ら外重に側注す、山陽云く、唐初の制、内外兩つながら重くす、其外の重きに至れるものは、後人が善く其法を守らざるの致す所なり、宋の太祖狂れるを矯めて直きに過ぎ、其内をのみ偏重す、是れ子由が平生憂ふる所なり、故に喻ふるに婦人女子を以てして、其不可を極論せしなりと、

夫天下之勢，內無重則無以威外之強臣，外無重則無以服內之人臣，而絕姦民之心，此二者其勢相持，而後成，而不可一輕者也。

夫れ天下の勢は、内に重みなきときは、以て外の強臣を威すことにはならぬなり、外に重みなきときは、以て内の人臣を服せしめて、姦民の心を絶つことにはならぬなり、此二者は、其勢相持して、而して後に成る、かたゝくを軽くすべからざる者なり、以上第五段、此處、仍平説を以て上文を總收し、以て下の唐の制に接す、呂本は、初めより此に至りて一段とす、

足以禁大臣之變，而將帥之臣，常不至於叛者，內有重兵之勢，以預制之也。

昔唐の太宗は、既に天下を平げ、四方の地を分かち、邊に沿ひたる地を盡く節度府となし、殊に范陽、朔方などの軍は、帶甲の士十萬あり、上は以て夷狄の難を制するに足り、下は以て匹夫の亂に備ふるに足り、内は以て大臣の變を禁するに足る、而して將帥の臣の常に叛くに至らざる者は、内に重兵の勢ありて、以て預め之を制すればなり。

貞觀之際、天下之兵、八百餘府、而在關中者五百、舉天下之衆、而後能當關中之半、然而朝廷之臣、亦不至於乘間釁、以邀大利者、外有節度之權、以破其心也。

貞觀（唐の太宗の年號）の際には、天下の兵は、八百餘府あり、而して關中に在る者は、五百なり、天下の衆を舉げて、而して後に、やつと關中の半に當たる程なり、此れ内重の勢ある者に似たれども、去りながら、朝廷の臣が間釁（すき）に乗（つ）け（こ）み）じて、以て大利を邀むるに至らざる者は、外に節度使の權ありて、以て其邪心を破りたればなり、（此れ唐の内外の權衡の宜しきを得たるをいふ）

故外之節度、有周之諸侯、外重之勢、而易置從命、得以擇其賢不肖之才、是以人君無征伐之勞、而天下無世臣暴虐之患、內之府兵、有秦之關中、內重之勢、而左右謹飭、莫敢為不義之行、是以上無逼奪之危、下無誅絕之禍。

故に外の節度使は、周の時の諸侯の外重の勢はあれども、其人を取り換ふるとは、上の指圖次第にて、勝手に其賢不肖の才を擇ぶとを得るなり、是を以て、人君は、自身征伐の勞を執るとなくして、天下に世臣暴虐の患なし、さて又内の府兵は、秦の關中の内重の勢はあれども、左右は謹飭にして、敢て不義の行を爲すものなし、是を以て、上は大臣のために逼られて、位を奪はるゝ危きとなく、下は諸侯の叛亂して誅絶せらるゝ禍なし、此は全く内外相制する權衡の宜しきを得たるゆゑなり。

蓋周之諸侯、內無府兵之威、故陷於逆亂、而不能以自止、秦之關中、外無節度之援、故脅於大臣、而不能以自立、有周秦之利、而無周秦之害、形格勢禁、內之不敢為變、而外之不敢為亂、未有如唐制之得者也。

〔形格勢禁〕…格は、沮むるなり、史記の注に、事形相格して、其勢自ら禁止するなりと見ゆ、事のあちこちに障りが出来て、自然と備きのならぬをいふ。

蓋し周の諸侯は、内に府兵の威なきゆゑ、逆亂に陥りて、自ら止むる能はず、秦の關中は、外に節度の援なきゆゑ、大臣に脅されて、自立する能はず、周、秦の害なく、形に障へられ、勢に止められて、内の大臣も、敢て變を爲し得ず、外の節度も、敢て亂を爲し得ざる程に、善く行き届きたるとは、古今未だ唐の制の宜しきを得たる程の者はなきなり、（按ずるに、日本は、此處に於て段落を盡し、以下専ら外重の弊を辯すと云へり。）

而天下之士、不究利害之本末、猥以成敗之遺蹤、而論計之得失、徒見開元之後、強兵悍將、皆為天下之大患、而遂以太宗之制、為猖狂不審之計、夫論天下、論其勝敗之形、以定其法制之得失、則不若窮其所由勝敗之處。

而るを、天下の士は、利害の本末をも究めず、猥りに成敗の跡に付きて、計の得失を論じ、徒らに開元（玄宗の年號）の後、強兵悍將共がみなみな天下の大患を爲したるを見て、遂に太宗の制度を以て猖狂にして利害を害にせざる計なりと爲せり、一體天下の事を論ずるに、其勝敗の形勢を論じて、以て其法制の得失を定むるは、其勝敗の原由する所の根源を窮むるに若かず。

蓋天寶之際、府兵四出、萃於范陽、而德宗之世、禁兵皆戍趙魏、是以祿山朱泚得至於京師、而莫之能禁、一亂塗地、終於昭宗、而天

下卒無寧歲、內之強臣、雖有輔國元振守澄士良之徒、而卒不能制唐之命、誅王涯、殺賈餗、自以爲威震四方、然劉從諫爲之一言、而震懼自斂、不敢復肆、其後崔昌遐倚朱溫之兵、以誅宦官、去天下之監軍、而無一人敢與抗者、由此觀之、唐之衰、其弊在於外重、而外重之弊、起於府兵之在外、非所謂制之失、而後世之不用也。

【范陽】：安祿山の居る所、是時、祿山は平盧范陽の節度使たり、禁兵成趙魏也、是時、朱滔、王武俊反す、李懷光を遣はし、兵を趙魏の間に用ゐたり、【輔國元振守澄士良】：四人の名、李輔國は、肅宗の時、程元振は、代宗の時、王守澄、仇士良は、文宗の時、並に朝政を握にせし者なり、【王涯賈餗】：並に文宗の時に、同平章事たり、仇士良が二人を殺したるとは、文宗の大和九年に在り、【劉從諫爲之一言】：昭義の節度使劉從諫、表して王涯の殺されし罪名を請ひ、因りて仇士良等の罪惡を暴揚したれば、士良等之を懼れり、【崔昌遐】：崔胤字は昌遐、唐の昭宗の時の人、宋人太祖の諱を避けて、字を書き、【監軍】：唐の時、出兵ある毎に、宦官を以て監軍とする例なり、蓋し肅宗以來に始まる、

【蓋し天寶(玄宗の年號)の際には、府兵四方に出て、范陽に萃まれり、而して德宗の世には、禁兵皆趙魏の地を成りたれば、祿山も、朱泚も、皆京師に至るとを得て、誰も之を噴止むる者なく、一たび亂れて地に墮れ、昭宗の世を終ふるまで、天下卒に寧歲なし、(此れ唐末の外重に至る所以の由を言ふ、)内の強臣には、李輔國、程元振、王守澄、仇士良の徒の如き者ありと雖も、卒に唐の命を制するに能はず、士良は、王涯を誅し、賈餗を殺し、自ら以爲へらく、威四方に震へりと、然るに、劉從諫の一言のために、震ひ懼れて、自ら手を引きて、敢て復た肆はし、いままゝにせず、其後、崔昌遐が朱溫の兵に倚りて以て宦官を誅し、天下の監軍を去りたれども、誰一人として敢て與に抵抗する者なかりき、(此れ唐末外重の益を得たるを云ふ、)此に由りて之を觀れば、唐の衰へたるは、其弊は外の重きに在れども、外の重き弊は、府兵の外に在るに起る、所謂制の失にはあらず、後世の君の其制を用ゐざる失なり、以上第六段、

【沈評】總旨中に出だす、

唐宋八家文講義卷之二十五終

唐宋八家文講義卷之二十六

蘇轍子由著

臣事策一

天下有權臣、有重臣、二者其迹相近、而難明、天下之人知惡夫權臣之專、而世之重臣、亦遂不容於其間、夫權臣者、天下不可一日而有、而重臣者、天下不可一日而無也、天下徒見其外而不察其中、見其皆侵天子之權、而不察其所爲之不類、是以舉皆嫉之、而無所喜、此亦已太過也、

【圖】天下に權臣あり、重臣あり、此二者は、たゞ其形迹の上のみにては、兔角似寄りて、其分別も付き兼ねる所あるより、天下の人々は、夫の權臣の專横なるを惡む餘りに、世の重臣も、其々に嫉はれて、世に容れられぬことになりぬ、一體權臣と重臣とは、差別あり、權臣は、國の害毒にして、天下に一日も有るべからざる者なれども、重臣は、國家の柱石にして、天下に一日も無かるべからざる者なり、天下の人々は、徒らに其外面のみを見て、其内部をば察せず、兩者共に皆天子の權を侵すを見て、其所爲の相類せざるを察せず、是を以て、同様に皆之を嫉みて、喜ぶ所なきは、此も亦已に太過まり、以上第一段、此段は、先づ權臣重臣の名を掲げ、其迹は相似て、其實は同じからざるをいふ、

今夫權臣之所爲者、重臣之所切齒、而重臣之所取者、權臣之所不顧也。將爲權臣耶、必將內悅其君之心、委曲聽順、而無所違戾。外竊其生殺予奪之柄、黜陟天下、以見己之權、而沒其君之威惠。內能使其君歡愛悅懌、無所不順、而安爲之上。外能使其公卿大夫、百官庶吏、無所不歸、命而爭爲之腹心、上愛下順、而爲一。然後權臣之勢、遂成而不可拔。

今夫權臣の所爲は、重臣の切齒して憎む所に於て、重臣の取る所の主權は、權臣の顧みざる所なり、將に權臣たらんとするか、權臣は、必ず内は其君の機縁を取り、何事も委曲聽順して、其使令に違背するとなからんとし、外は其君の生殺予奪の權を竊みて、天下を黜陟し、以て己の威權を見せしめて、其君の威權と思慮を没し、内は能く其君をして歡愛悅懌して、己が意見に順はざる所なく、安心して之が上たらしめ、外は能く其公卿大夫百官庶吏をして、命を授け出して、争ひて之が腹心と爲らしむ、上は之を愛し、下は之に順ひ、合體して一となる、然して後に、權臣の勢は、遂に成就して、抜くべからざるに至る者なり、已上第二段、此段は、權臣を説く、初めに權臣重臣並び提げ、將に爲權臣耶の一句を以て、權臣に折入し、内外の字を以て、二層説をなし、其權奸の狀を委曲詳盡す、

至於重臣則不然、君有所爲、不可以必爭、爭之不能、而其事有所必不可聽、則專行而不顧、待其成敗之迹著、則上之心將釋、然而自解、其在朝廷之中、天子爲之踞然而有所畏、士大夫不敢安肆怠惰於其側、爵祿慶賞、已得以議其可否、而不求以爲己之私惠、刀鋸斧鉞、已得以參其輕重、而不求以爲己私勢、要以使天子有所不可必爲、而羣下有所震懼、而已不與其利。

「不可必爲」以の字一本には則に作る、是なるに似たり、或は而に作る、亦通ず、(取然)……謹み敬ふ貌なり、

重臣に至りては、左様なるとなし、何事にまれ、君に於て爲す所あらんに、不可なるとは、必ず争ふ、之を争ふと出来ずして、其事柄は何分黙聽すべからざる場合には、遠慮なく己が意見を行ひて、少しも斟酌せず、其成敗の迹が世に著るゝを待つときは、いやでも上の心は釋然として、自ら解けんとするなり、其朝廷の中に在るときは、天子は、之が爲めに、取然として畏るゝ所あり、士大夫は、之が爲めに、敢て其側にて安肆(わがまゝ)怠惰(なまける)せず、爵祿慶賞の事は、己れ其可否を評決するを得れども、之を以て己が私惠を爲さんと求めず、刀鋸斧鉞の事は、己れ其輕重を參酌するを得れども、之を以て己が私勢を爲さんと求めず、要するに、天子をして何事にも御勝手にはせさせず、群下をして震ひ懼るゝ所あらしめて、己も一向に其利益に與からぬなり、

何者、爲重臣者、不待天下之歸己、而爲權臣者、亦無所事、天子之畏己也、故各因其行事、而觀其意之所在、則天下誰可欺者、臣故曰、爲天下安可一日無重臣也。

其譯は如何といふに、重臣たる者は、惟己の職を盡すまでにて、天下の己に歸服することを待たず、而して權臣たる者は、たゞ己の威權を振はんとするのみにて、亦天子の己を畏るゝことを事とせず、故に各々其行事に就きて、其意の在る所を觀るときは、天下誰か欺くべき者あらん、臣故に曰く、天下を治めんとせば、安ぞ一日も重臣なかるべけんやと、以上第三段、此段は、重臣を説く、中間再び權臣を引き來りて合説し、終りに臨みて、復び臣故の一句を置きて、重臣に歸到し、側重の意を見はす、

且今使天下而無重臣、則朝廷之事、惟天子之所爲、而無所可否、雖天子有納諫之明、而百官畏懼戰慄、無平昔尊重之勢、誰肯觸忌諱、冒罪戾、而爲天下言者、惟其小小得失之際、乃敢上章謹諱、而無所憚、至於國之大事、安危存亡之所繫、則將卷舌而去、誰敢發而受其禍、此人主之所大患也。

且つ今日若し天下をして重臣ならしめば、朝廷の事は、惟天子の爲すがまゝにて、何人も可否を容るゝ所なからん、たとひ何程天子に諫を納るゝ明ありとも、百官は、たゞ畏懼戰慄するのみにて、平昔の尊重なる勢なければ、何人か背て上の忌諱に觸れ、自ら罪戾(つみ)を冒して、天下の爲めに事を言ふ者あらん、惟其小々なる得失の際には、反りて推切りて上書などして、懇々しく申し立て、遠慮もすまじきが、肝腎なる國の大事、安危存亡の繫がる所に至りては、將に舌を巻きて逃げ去らんとす、何人か推切りて言を發して、其禍を受くる者あらん、斯かるとは、人主に取れて大に患ふる所なり、

悲夫、後世之君、徒見天下之權臣、出入唯唯、以爲有禮、而不知此乃所以潛潰其國、徒見天下之重臣、剛毅果敢、喜逆其意、則以爲不遜、而不知其有社稷之慮、二者淆亂於心、而不能辨其邪正、是以喪亂相仍、而不悟、何足傷也、

悲むべきとは、後世の君は、徒らに天下の權臣の君の御前に出入するに、たゞ唯々として畏まるを見て、以て禮ありとして、此は反りて目に見えず其國を潰(つぶ)す所以なるには心付かず、又徒に天下の重臣の剛毅(こうぎ)果敢(こくかん)おしきる(おしきる)にして、免角御意に逆ふを見て、以て無禮として、其社稷のために深慮あるには、心付かず、二者其君の心を淆(ご)亂(らん)して、其邪正を辨別する能はず、是を以て、世の喪亂は打續けども、しかんぐと其仔細を悟らざるなり、是れ其君の自ら求むる禍にて、何も傷むには足らぬとなり、以上第四段、此段は、先づ上を承けて、重臣なき患を抉出し、遂に其重臣なき所以の者は、人主の分別すること能はざるに由るをいふ、

昔者衛太子聚兵以誅江充、武帝震怒、發兵而攻之、京師至使丞相太子相與交戰、不勝而走、又使天下極其所往、而翦滅其迹、當此之時、苟有重臣出身、而當之擁護太子、以待上意之少解、徐發其所蔽、而開其所怒、則其父子之際、尙可得而全也、惟無重臣、故天下皆知之、而不敢言、

〔衛太子云々〕…衛太子は、漢の武帝の皇太子なり、母衛皇后の姓を稱して、衛太子といふ、此事は、巫蠱の亂とて、本と宮人が厄除の爲めに、木偶人を埋めて祀祭せるを、譏者ありて、呪詛なりと言ひたれば、武帝江充に命じて、其獄を治めしめたるに、充太子の宮を掘りて、木偶人を得たるも尤も多しと申立てたり、太子其冤を明かす能はず、兵を發し、充を捕へて、之を殺したれば、武帝怒つて、丞相の劉屈氂に命じて、之を撃たしめたるを云ふ、

昔し衛太子、兵を聚めて、江充を誅せしかば、武帝震怒して、兵を發して、之を京師に攻め、丞相と太子とをして、相與に交戦し、勝たずして走らしむるに至り、其上に又天下をして其往くさきくまご追ひ詰めて、其迹を翦滅せしめたり、此時に當りて、苟も重臣の己が身を出だして、其衝に當り、太子を擁護して、以て上の御機嫌の少し直るを待ちて、徐ろに其中間の邪蠱を推し除けて、其怒を解らさしむるとあらば、武帝の父子の間柄は、尙得て全くすべからんに、其時たゞ重臣なきがゆゑに、天下は皆其冤を知りつゝ、誰一人として推切りて之を申す者なかりしなり、

臣愚以爲、凡爲天下、宜有以養其重臣之威、使天下百官有所畏忌、而緩急之間、能有所堅忍、持重而不可奪者、竊觀方今四海無變、非常之事、宜其息而不作、然及今日而慮之、則可以無異日之患、不然者、誰能知其果無有也、而不爲之計哉、

臣愚以爲へらく、凡そ天下を治むるには、宜しく以て其重臣の威を養ふことありて、天下の百官をして、畏れ忌む所ありて、萬一事の起りたる場合にも、能く堅忍持重とて、辛抱強く落付いて、他よりして之を奪ふことの出来ぬ様にあらせしめ、竊に觀るに、方今四海變なし、非常の事などは、勿論息みて作らぬ筈にはあれど、去りながら、今日より之を慮り置かば、猶更異日の患なからん、左もなくば、たとひ今日は無事なりとも、誰か能く其果して後日に變なきことを知らん、それを何とて之が用意を爲さずして置かれませうぞ、以上第五段、古事を引きて、重臣なかるべからざる證とす、此は是論の結穴の處、末段に又重臣の威を養ふ一端を抜き出して尾とす、

抑臣聞之、今世之弊、在於法禁太密、一舉足不如律令、法吏且以爲言、而不問其意之所屬、是以雖天子之大臣、亦安敢有所爲於法律之外、以安天下之大事、故爲天下之計、莫若少寬其法、使大臣得有所守、而不爲法之所奪、

但し私の承る所にては、今の世の弊は、法禁の太だ綿密なるに在り、一たび是を擧ぐるにも、律令に違ふことあるときは、法吏が直に矢筈しく申立て、其存念の何處に在るをも問はず、是を以て、天子の大匠と雖も、亦いかて法律以外に爲す所ありて、以て天下の事を安んずることを得ん、故に天子の御爲めに計らんには、少しく其法を寛やかにして、大臣をして守る所あることを得て、法に奪はれざらむるに若くはなけん、

昔申屠嘉爲丞相、至召天子之倖臣鄧通、立之堂下、而詰責其過、是時通幾至於死、而不救、天子知之、亦不以爲怪、而申屠嘉亦卒、非漢之權臣、由此觀之、重臣何損於天下哉、

【申屠嘉】漢の文帝の時の丞相なり、是時鄧通方に愛幸せられ、上の旁に在りて、不敬のことありしかば、之を詰責せしことあり、昔申屠嘉の丞相たる時、天子の倖臣鄧通を召して、堂下に立たしめて、其過を詰責したり、是時、通は幾んど死して救はれざらんとせり、天子も御承知なされて、少しく怪しと思召されず、而して申屠嘉とても、亦卒に漢の權臣にてはあらぬなり、此に由りて之を観るときは、重臣はいかて天下に損ぜんや、以上第六段、此處單に重臣に就きて結ぶ、而して仍權臣の字を脱せず、

【備同人評】天下を治むるは、重臣を養ふに在り、重臣を養ふは、其法を寛にするに在り、當時韓琦、富弼の數公などは、重臣と謂ふべきなり、子由其時生まれて、目のあたり其效益を觀たれば、之を言ふこと親切にして味あること此の如し、

【沈評】惟朝廷に重臣なきときは、權臣の成る、蓋し重臣は、一たび其意見の合はざるとあれば、身を引きて退けども、權臣たる者は、務めて先づ委曲に上の意を承順して、いよ／＼國柄を把持するに至りて、然して後に、惟と我が爲さんと欲するまゝにす、而して君も亦之を如何ともすべきなき勢に處るに至る、此れ王莽、曹操などの禍の由りて熾なる所なり、文中痛切に此意を言ふ、預め李忠定と汪、黃との事を知りたる者の如くに思はる、(忠定は、李綱の諡なり、汪、黃は、汪伯彦、黃潛善なり、宋の高宗の建炎の初めに、李綱相となり、邊防軍政略と精に就く、而るに、伯彦と潛善とは、復た和議を主としたれば、綱相たること數十日にして罷む、二人相となりて、策を決して、東南に幸せしむ、宋遂に振はず、)

臣事策四

此文の主意は、將を擇びて兵權を委ぬるに在り、宋祖唐末以來、方鎮の兵權を把握する弊を觀て、盡く之を奪ふ、而して國以て遂に弱し、故に此文、天下の患は常處なきより説き入り、一利あれば必ず一害あるを見はず、故に言ふ、唐の患は、將に任ずるに在らずして、乃ち將を擇ばざるに在りと、凡て七段、

天下之患、無常處也、惟見天下之患而去之、就其所安而從之、則

可久而無憂、有賤丈夫見其生於東也、而盡力於東、以忘其西、見其起於外也、而銳意於外、以忘其中、是以禍生於無常、而變起於不測、莫能救也、

【開釋】天下の患は、常處なきものなれば、之に處する道も、亦一定の方針なし、惟天下の患を見たるときは、之を去り、其安んずる所に就きて、之に従ふときは、何時までも安泰にして、憂はなかるべき筈なり、而るに、賤丈夫ありて、患の東に生じたるを見れば、力を東に盡して、以て其西を忘れ、其外に起りたるを見れば、意を外に鋭くして、以て其中を忘る、是を以て、禍の生ずるは常處なくして、變の起るは測られず、之を能く救ふことなきなり、以上第一段、泛く天下の患の常處なきを説く、

昔者西漢之禍、當文景之世、天下莫不以爲必起於諸侯之太强也、然至武帝之時、七國之餘、日以漸衰、天下坦然、四顧以爲無虞、而陵夷至於元成之間、朝廷之強臣、實制其命、而漢以不祀、世祖顯宗、既平天下、以爲世之所患、莫不在乎朝廷之強臣矣、而東漢之亡、其禍乃起於宦官、由此觀之、則天下之患、安在其防之哉、

【開釋】昔西漢の禍は、文帝、景帝の世に當りては、天下の人々、誰も必ず諸侯の強盛に過ぐるによりて起らんと思はぬ者はなかりけり、然るに武帝の時に至りては、七國の亂も平らぎて後、諸侯の力は、日に以て漸く衰へゆき、天下は坦然として無事平穩なれば、四邊を見廻はして、何一つの氣遣ふべきこともなしとて、安心せしが、世は次第／＼に下り行き、元帝、成帝の間に至りては、朝廷の強臣、(王鳳、王莽の輩)實に國政を擅にしたるがために、漢は終に祀らずなりぬ、其後世祖(光武)顯宗(明帝)の世となりて、既に天下を平らげし後は、以爲へらく、世の患ふる所は、朝廷の強臣より外にはなしと、斯く思ひて用心したりしが、さて東漢の亡ぶる時に至りては、其禍は反りて宦官より起れり、此に由りて之を觀るときは、天下の患は、いかで其豫防する所に在らんや、

人之將死也、或病於大勞、或病於飲酒、天下之人、見其死於此也、

而曰必無勞力與飲酒則是不亦拘而害事哉彼其死也必有以啓之是以勞力而能爲災飲酒而能爲病而天下之人豈必皆死於此

人將に死なんとするは、或は勞働の過ぐるに因りて病を生じ、或は酒を飲み過ぐすに因りて病を生ず、天下の人は、其此れがために死するを見て、必ず力を勞するとなかれ、酒を飲むとなかれと申さば、是れ亦餘り拘泥に過ぎ、事の便を妨ぐるに至るまじきか、彼の其死するものは、必ず他に原因を成す者あるに於て、是を以て力を勞する程のとも能く災をなし、酒を飲む程のとも能く病をなすなり、去りながら、天下の人が豈必ず皆此に死なんや、以上第二段、此段は、漢の事を借りて、天下の禍は常處なく、變は常に不測より生ずるをいふ。

昔唐季五代之亂果何在也海內之兵各隸其將大者數十萬人而小者不下數萬撫循鞠養美衣豐食同其甘苦而順其好惡甚者養以爲子而授之以其姓故當是時軍旅之士各知其將而不識天子之惠君有所令不從而聽其將而將之所爲雖有大姦不義而無所違拒故其亂也姦臣擅命擁兵而不可制

昔唐の季より五代の間までの亂は、果して何くに在りしぞ、海内の兵は、各々其將に隸屬し、大なる者は數十萬人にして、小なる者も數萬に下らず、撫循(なだ)めていたは(り)鞠養(かひ)つける(り)して、美衣豐食を充行ひ、其甘苦を同じくして、其好惡のまゝに順ひ、甚しき者は、養ひて以て子となして、之に授くるに其姓を以てす、(李嗣源は、本と胡人にて、李克用の養子となりたる如きをいふ)故に是時に當りては、軍旅の士、各々其將を知れども、天子の惠を識らず、君令する所ありて、從はざれども、其將の指圖は聽く、而して將の爲す所は、大姦不義の事と雖も、違ひ拒む所なし、故に其亂に及びては、姦臣命を擅にし、兵を擁して、制すべからざるなり。

而方其不爲亂也所攻而必降所守而必固良將勁兵徧於天下其所摧敗破滅足以上快天子鬱鬱之心而外抗敵國竊發之難

何者兵安其將而樂爲用命也

而れども、其亂を爲さざるに方りては、攻むる所は必ず降り、守る所は必ず固く、良將勁兵天下に徧くして、其摧敗破滅する所は、上は天子の鬱々たる心を快くせしめ、外は敵國の竊に發する難を拒ぐに足れり、何となれば、兵は其將の號令の下に安んじて、爲めに命を用ゐることを樂めばなり、以上第三段、此段は、先づ唐季以來の亂を擧げ、而して後に、其利に及ぶ、以て利害の常なきを見はす、而して主意は、其利を説くに在り。

然今世之人遂以其亂爲戒而不收其功舉天下之兵數百萬人而不立素將將兵者無腹心親愛之兵而士卒亦無附著而欲爲之效命者故命將之日士卒不知其何人皆莫敢仰視其面

然るに今世の人は、其制の利益あるにも拘はらず、遂に其亂をなし、を以て戒となして、其功を收めんとせず、天下の兵數百萬人を擧げて、平素より之が將をも定めず、兵に將たる者は、腹心を打明かす程の親愛の兵なければ、士卒も亦附著して之がために命を效(いた)さんと欲する者なし、故に將を命する日に、士卒は如何なる人なるを知らず、たゞ之を畏れ懼りて、敢て其面を仰ぎ見るものなし。

夫莫敢仰視是禍之本也此其爲禍非有脇從駢起之殃緩則畏而怨之而有急則無不忍之意此二者用兵之深忌而當今之人蓋亦已知之矣然而不敢改者畏唐季五代之禍也而臣竊以爲不然

一體軍に將を置きながら、士卒と相親むとなく、たゞ其配下の者が畏れて、敢て其面を仰ぎ見るものなきに至るは、是れ禍の本なり、去りながら、此れ其禍たるは、脇從せられて反亂の荷擔人となりて駢び起る殃あるにはあらず、たゞ無事なるときは、其兵上を畏れて、之を怨み、いざ何事ある時は、上に畔くに忍びざる心なし、此二者は、兵を用ゐる者の深く忌む所にして、當今の人も蓋し亦已に之を知れり、去りながら、敢て改めざる者は、唐季と五代との禍を畏るればなり、而れども、臣は竊に左はあるまじと存するなり、以上第四段、此段は、宋が五代の弊を矯めて其兵遂に弱きを言ふ。

天下之事有此利也則必有此害天下之無全利是聖人之所不

能如之何也。而聖人之所能。要在不究其利。利未究而變其方。使其害未至而事已遷。故能享天下之利而不受其害。

天下の事は、一利害相伴ふものにて、此利あるとには、必ず此害あり、天下の全利なきとは、是れ聖人も如何ともする能はざる所なり、而れども聖人の能くする所は、要するに、其利益を究め盡さざるに在り、利を究め盡す時は、害隨ひて生ずるものゆゑ、利の未だ究め盡さざる所にて、其方法を變移し、其害の未だ至らぬ先に、事をして已に遷らしむ、故に能く天下の利を享けて、其害を享けざるなり。

昔唐季五代之法、豈不大利於世。惟其利已盡而不知變。是以其害隨之而生。故我太祖太宗、以爲不可以長久而改易其政。以便一時之安。爲將者去其兵權、而爲兵者使不知將。凡此皆所以枉天下之私恩、而破其私計。其意以爲足以變五代豪將之風、而非以爲後世之可長用也。故臣以爲當今之勢、不變其法、無以求成功。

昔唐季と五代との法は、豈大に世の利益をなさんや、惟其利は已に盡きたれ共、之が方法を變ずるを知らず、是を以て、其害隨ひて生じたるなり、故に我が太祖、太宗の思召さるるや、斯くては逆も世を長久に保つとは出来まじとて、其政を改易せられて、以て一時安率の便とせられ、將たる者には、其兵權を去らせて、兵たる者には、其將を知らざらしむ、凡そ此れ皆天下の私恩を枉げて、其私計を破る所以なり、其思召には、斯くてこそ五代の豪將の兵權を擅にせし風を一變するに足るべしと、去りながら、此れ一時の權宜にて、決して後世に長らく用ゐるべき法とせられしには非ず、故に臣は以爲へらく、當今の勢は、其法を變ぜざらんには、逆も成功を求むるとは出来まじと、已上第五段、此れ宋祖の五代の弊を矯めたるは、一時の權宜にて、永久の長策とせしには非ざるを言ひ、以て宜しく其法を變ずべきを見はす、

且夫邀天下之大利、則必有所犯。天下之危、欲享大利而顧其全安、則事不可成。而方今之弊、在乎不欲有所搖撼、而徒得天下之

利、不欲有所勞苦、而遂致天下之安。

且つ夫れ天下の大利を邀(もと)むれば、必ず天下の危きを犯す所あるなり、大利を享けんとな欲しながら、其全安を顧遣ひては、事は成就すべからず、方今の弊は、たいそつとして、少しも搖(ゆ)すり(懸(う)ごかす)せずして、徒に天下の利益を得んとし、骨を折るをせずして、遂に天下の安きを致さんとするに在り、以上第六段、前段天下の利に就きて一意を抽き出し、利を得んと欲せば、危きを犯さざるを得ざるをいふ、

今夫欲人之成功、必先捐兵以與人。欲先捐兵以與人、則先事於擇將。擇將而得之、苟誠知其忠、雖捐天下以與之、而無憂、而況數萬之兵哉。

今夫れ人に功を成就せさせんと欲せば、必ず先づ兵を委ねて、以て人に與ふべし、先づ兵を委ねて、以て人に與へんと欲せば、先づ將を擇ぶとを事とすべし、將を擇びて之を得て、苟も誠(まこと)に其忠を知りたらんには、天下を委れて、以て之に與ふとも、心配なからん、而るを況んや、僅に數萬の兵が、何とて心遣になるべきぞ、

昔唐之亂、其爲變者、非其所命之將也。而皆其盜賊之人、所不得已、而以爲將者、故夫將帥、豈必盡疑其爲姦、要以無畏其擇之之勞、而遂以破天下之大利、蓋天下之患、夫豈必在此也。

昔唐の亂は、其變を爲す者は、官より命じたる將にはあらで、盜賊の者を一時據なく將とせし者なり、朝廷にて擇びたる人ならば、決して斯かる事はあるまじ、故に夫の將帥は、いかで必しも姦を爲すとを疑ふに及ばん、要するに、其將を擇ぶ勞を憚りて、遂に天下の大利を破るとなからんのみ、蓋し天下の患は、夫れいかで必しも此に在らんや、以上第七段、此段は、兵を捐て、將に委ぬる利を言ふ、其論旨は、たい將を擇べと云ふに在り、唐末の弊は、將其人を得ざるに在り、其法の弊には非ず、
〔沈評〕宋祖が天下の諸將の兵權を釋きたるは、五代方鎮の亂を變みたるなり、されど、國に重兵なきがために、金人(金)以て長驅して入るとを得て、二帝(徽宗、欽宗)の北狩(金人)のために虜にせられしなり、是、雖を旋らさざるとならんとは心付かざりしならん、樂城(子由)をいふ、逆め其變のあるべきとを料りて、之が變(ば)かり(こと)をなす、燭もて照らし、數もて計へ、さては龜もて卜ふが如し、蘇氏父子の策、微、欽の南渡の時、一々皆驗あり、豈猶夫の世人が徒に唇吻(くち)を搖がして、妄りに事勢を計りし者の、初めより實效なきがごとくならんや、

民政策二

此文の主意は、天下をして孝弟忠信の俗に反らしめんと欲せば、上の人宜しく之を磨勵せざるべからず、其道は、古の孝弟の科を復して、州縣をして進士と同じく擧げしむるに在るなり、起處はたゞ周、秦の民を使ふ仁暴同じからざれども、天下をして能く其意の向ふ所に従ひて奔走せしめたるは同じと説く、儲同人云く、前半は、周、秦の人を使ふを用ひて案を立つ、妙は秦人を以て三代に伴ひて講ずるに在り、長公の厲法禁罰、亦商鞅、韓非を以て舜の四凶を誅するに伴ひて講じ、而して商鞅、韓非は舜の刑に非ざれども、而れども、刑を用ひる所以の者は、舜の術なりと云ふ、此と同一機巧なり、凡て三段、

三代之盛時、天下之人、自匹夫以上、莫不務自修潔、以求爲君子、父子相愛、兄弟相悅、孝弟忠信之美、發於士大夫之間、而下至於田畝、朝夕從事、終身而不厭、

三代の盛んなる時は、天下の人々、匹夫より以上、皆務めて自ら其身を修め潔くして、以て君子とならんことを求めざるはなし、父子は相愛し、兄弟は相悦び、孝弟忠信の美は、士大夫の間より起りて、下は田畝に至るまで、朝夕に此に従事し、其身を終るまで厭はざりき、此は周の事を敘す、

至於戰國、王道衰息、秦人驅其民而納之於畊耘戰鬪之中、天下翕然而從之、南畝之民、而皆爭爲干戈旗鼓之事、以首爭首、以力搏力、進則有死於戰、退則有死於將、其患無所不至、

戰國に至りては、王道は衰へ息み、秦人は其民を驅りて、之を畊耘と戰鬪との中に推し込みたれば、天下は翕然として、上の思ふまゝに之に従へり、南畝に従事する百姓共は、皆争ひて干戈旗鼓の事をなし、己が首を争ひ、己が力を出だして、敵の力と搏ち合ひ、進みては戰に死するあり、退きては將に死するあり、其患に至らざる所なかりき、此は、秦の事を敘す、

夫周秦之間、其相去不數十年、周之小民、皆有向善之心、而秦人獨喜於戰攻、雖其死亡而不肯以自存、此二者臣竊知其故也、

夫の周、秦の間は、其相去るに數十年とは立たざれども、周の時は、小民共までも皆善を好む心ありたるに、秦人は、獨り戰攻を好み、たとひ死亡すとも、肯て自ら生き残らんと存せざる程なり、此二者は、臣竊に其故を知るなり、此處周、秦合説して説く、然して後に、議論に入る、

夫天下之人、不能盡知禮義之美、而亦不能奮不自顧、以陷於死傷之地、其所以能至於此者、上之人實使之然也、然而閭巷之民、劫而從之、則可以與之僥倖於一時之功、而不可以望其久遠、而周秦之風俗、皆累世而不變、此不可不察其術也、

一體天下の人々が、残らず禮義の美を辨ふる譯に行く者にはあらざれども、又人々が奮ひて自ら己が身をも顧みずして、以て死傷の地に墮み込む様に行くものにもあらず、去るを、周、秦の世に、其人民が能く此に至りたる所以の者は、上の人實に之をして、然らしめたるなり、去りながら、閭巷の人民共が、上の威力に劫かされて、據なく之に従ふ様にては、たとひ之と一時の功を僥倖すべくとも、逆も其久遠に續かんことを望むべからず、而るに、周、秦の風俗は、何れも皆累世打續きて變ぜざりしは、此れ其術を察せざるべからざるなり、按ずるに、上之人實使三之然也の一句、微しく主意を露はす處なり、

蓋周之制、使天下之士、孝悌忠信、聞於鄉黨、而達於國人者、皆得以登於有司、而秦之法、使其武健壯勇、能斬捕甲首者、得以自復其役、上者優之以爵祿、而下者皆得役屬其鄰里、天下之人、知其利之所在、則皆爭爲之、而尙安知其其他、

蓋し周の制は、天下の士の孝弟忠信の行が郷黨に高く聞えて、終に國人にまで聞ゆる程の者をして、皆有司の手に登げ用ゐらるゝことを得しめたり、又秦の法は、其武健壯勇にして、能く敵の甲首を斬捕する者をして、自ら其賦役を免除せらるゝを得しめたり、其上なる者は、之を優待するに爵祿を以てして、下なる者は、皆其鄰里を役屬するを得、天下の人、其利益の在る所を知りたれば、皆争ひて之に趨くなり、尙安ぞ其他を知らん、此處上の實使三之然の句を承けて、其意を推明す、

然周以之興而秦以之亡天下遂皆尤秦之不能而不知秦之所
以使天下者亦無以異於周之所以使天下何者至便之勢所以
奔走天下萬世之所不易也而特論其所以使之者何如焉耳

右の通り、周、秦の天下の人を能く獎勵せしにも拘はらず、周は之を以て興りて、秦は之を以て亡びたれば、天下の人は、遂に皆秦の不手
際なることを尤むれども、而れども、秦が天下の人を使ふ所以の者も、矢張周の天下の人を使ふ所以に異なることなきには心付かざるなり、
何となれば、自然都合の好き事は、天下を奔走せしむる所以の者にて、萬世と雖も易はらざる所なればなり、たゞ其之を使役する所以の道の
何如を論ぜんのみ、以上第一段、利の在る所は、天下之に趨く、周、秦の爲す所、其意は同じからずと雖も、其術は同じ、所謂る使之然の實
は、ただ利を以て之を使ふのみ、利の字は、一篇の骨子たり、須く著眼すべし、

今者天下之患實在於民昏而不知教然臣以謂其罪不在於民
而上之所以使之者或未至也且天子之所求於天下者何也天
下之人在家欲得其孝而在國欲得其忠兄弟欲其相與爲愛而
朋友欲其相與爲信臨財欲其思廉而患難欲其思義此誠天子
之所欲於天下者

さて今日天下の患は、實は人民の昏愚にして、教を知らざるに在り、去りながら、臣思へらく、其罪は民に在らずして、上の之を使ふ所以
の者が、或は未だ至らざるなり、且つ天子の天下に於て求むる所の者は何事ぞ、天下の人々が、家に在りては、其孝道を得させたく、國に在
りては、其忠道を得させたく、兄弟には、其相與に親愛する様にあらせたく、朋友には、其相與に信實なる様にあらせたく、財に臨みては、其
廉潔を忘れぬ様に致させたく、患難には其義勇を忘れぬ様に致させたく、此れ乃ち誠にして天子の天下に欲望する所の者なり、

古之聖人所欲而遂求之求之以勢而使之自至是以天下爭爲
其所以求稱其意今有人使人爲之牧其牛羊將責之以其牛

羊之肥則因其肥瘠而制其利害使夫牧者趨其所利而從之則
可以不勞而坐得其所欲

古の聖人は、欲する所あれば、遂に之を求め、之を求むるに自然の勢を以てして、天下をして自ら至らしむ、是を以て、天下の人々、争ひて
上の求むることを爲して、以て其意に稱せしむることを求むるなり、例へば、今茲に一人ありて、他の人々をして、之がために其牛羊を牧
せしめんには、將に之に責むるに其牛羊の肥えんことを以てせんとするに相違なからん、其牛羊の肥瘠に因りて、牧者の利害を約束して、
彼の牧者をして其利とする所に趨きて、之に従はしめんには、勞せずとも、坐ながらにして、其欲する所を得べからん、

今求之以牛羊之肥瘠而乃使之盡力於樵蘇之事以其薪之多
少而制其賞罰之輕重則夫牧人將爲牧耶將爲樵耶爲樵則失
牛羊之肥而爲牧則無以得賞故其人舉皆爲樵而無事於牧吾
之所欲者牧也而反樵之爲得此無足怪也

然るを、今左ばせずして、牛羊の肥瘠を求めながら、反りて之をして力を樵蘇(薪や草)を取ること、の事に盡さしめ、其薪を得る多少を以
て其賞罰の輕重を取極めたらんには、夫の牧人は、將に牧をなさんとするか、時に樵を爲さんとするか、樵を爲さば、牛羊の肥ゆることを失
はん、而れども、牧を爲さば、以て賞を得ることなからん、故に其人々は、舉りて皆樵を爲して、牧を事とする者なきに至らん、吾の欲する所
の者は、本と牧に在れども、今は反りて樵を得たるは、此れ其之を求むる術を謬りたるゆゑにて、更に怪むに足ることなきなり、

今夫天下之人所以求利於上者果安在哉士大夫爲聲病剽略
之文而治苟且記問之學曳裙束帶俯仰周旋而皆有意於天子
之爵祿夫天子之所求於天下者豈在是也然天子之所以求之
者唯此而人之所由以有得者亦唯此是以若此不可卻也

今日夫の天下の人々の上に求むる所以の者は、果して安く在るか、士大夫の今の世に出て、事を爲さんとする者には、先づ聲病とて、

文字平仄の吟味と、訓略とて、他人の章句を窃取して己が文となすことを務め、又は苟且記問の學とて、一時の間に合せに、耳學問などして、衣冠裝束を著け、俯仰周旋するは、畢竟皆天子の爵祿を得んと志せばなり、一體天子の天下に求めらるる所の者は、其意豈是在らんや、然れども、天子の之を求めらるる所以の者は、唯此科擧の文字を以てせらる、而して人の由りて以て得ることある所の者も、亦唯此科擧の文字を以てす、是を以て、今日の事は、此の若くにして、御(シリゴ)くべからざるなり、(此が丁度牧を求めて反りて糧を得たと同じ譯なり)

嗟夫、欲求天下忠信孝弟之人、而求之於一日之試、天下尙誰知忠信孝弟之可喜、而一日之試之可恥、而不爲者、

嗟夫、天下の忠信孝弟の人を求めんと欲しながら、之を僅に一日の試験の上に求むれば、天下尙誰か忠信孝弟の喜ぶべくして、一日の試の恥づべきことを知りて爲さざる者あらん、以上第二段、此段正意を説く、言ふは、上の求むる所は、孝弟忠信に在れども、之を求むる所以の者は、惟一日の文章に憑る、利の在る所は、天下の趨く所なり、故に人は孝弟忠信の喜ぶべきことを知らずして、一日の試を恥ぢざるなり、此れ之を求むる術を認まるゆゑなり、

詩云、無言不酬、無德不報、臣以爲欲得其所求、宜遂以其所欲而求之、開之以利、而作其怠、則天下必有應者、今閒歲而取天下之才、奇人善士、固宜有起、而入於其中、然天下之人、不能深明天子之意、而以爲所爲求之者、止於其目之所見、是以盡力於科擧、而不知自反於仁義、

詩云「無言不酬、無德不報」は、大雅抑篇の詞なり、詩に云く、言として酬(むく)いざるはなく、徳として報いざるはなしと、此は人の言ふ所行ふ所、必ず應報あることをいへるなり、臣以爲(へらく)、今日其求むる所を得んと欲せば、宜しく遂に其欲する所を以て之を求むべきなり、之を尋く利を以てして、其怠惰を作興せしめば、天下には必ず應ずる者あらん、今一年置きに試験を行ひて、天下の才を取ることゆゑ、奇人善士は、固より起ちて其中に入ることもあるべし、去りながら、天下の人は、深く天子の御意の在る所を明に知ること能はずして、以爲(へらく)、之を求めらるる所の者は、たゞ其目に見ゆる丈のことのみと、是を以て、力をたゞ其目に見ゆる所の科擧の學に盡して、自ら仁義の道に反ることには一向に心付かざるなり、

臣欲復古者、孝弟之科、使州縣得以與今之進士同舉、而皆進、使天下之人、時獲孝弟忠信之利、而明知天子之所欲、如此則天下宜可漸化、以副上之所求、然臣非謂孝弟之科、必多得天下之賢才、而要以使天下知上意之所在、而各趨於其利、則庶乎不待教、而忠信之俗、可以漸復、此亦周秦之所以使人之術歟、

臣は古の孝弟もて人を取る科目を再興して、州縣をして、今の進士と同様に擧げ、同様に進むことを得しめ、天下の人々をして、時には孝弟忠信を行ひたる利益を獲て、明に天子の思召さるる所を知らしめ、天下は宜しく次第(しん)に其風を化して、以て上の求むる所の御意に副ふべからん、然れども、臣は孝弟の科が必ず多く天下の賢才を得らるべしと謂ふには非ず、要するに、天下の人々をして上の御意の在る所を知りて、各其利とする所に趨かしめば、教を待たずして、忠信の俗は、漸を以て復すべきに庶(ちか)からん、此も亦周、秦の人を使ふ所以の術ならんか、以上第三段、此處術の字に歸して結を爲す、

元祐會計錄序

會計錄は、乃ち一國の財用の收支を詳にし、國力の盈細を知る所以なり、國家創業の始めに方りては、租入多からざれども、經費も亦夥しからず、其後世に及びては、元費過多にして、國用月に耗す、元祐の初めに、民と休息せんとを圖ると雖も、而れども、用度は率前前世より多し、法の以て之を經理し、徳の以て之を休養することあるに非ずんば、恐らくは未だ枕を安んじて臥すべからざらん、法と徳と並べ敘す、而して本意は法を立つる上に在り、故に秦隋之憂、臣無所措、心矣の一句を以て、徳の字を撤却し、單に法の上に歸りて結をなす、曰く收支、民賦、課入、儲運、經費云々は、此乃ち謂ふ所の法にして、而して即ち此書の記する所の者是なり、凡て四段、

臣聞漢祖入關、蕭何收秦圖籍、周知四方、盈虛強弱之實、漢祖賴之以并天下、丙吉爲相、匈奴嘗入雲中、代郡吉使東曹考案邊瑣、

條其兵食之有無、與將吏之才否、逡巡進對、指揮遂定、由此觀之、古之人所以運籌帷幄之中、制勝千里之外者、圖籍之功也、

【邊境】漢書の丙吉傳に、案邊長吏瑣料條其人とあり、注に、瑣は、録なりと見ゆ、【逡巡進對】…逡巡は、次第あることなり、
【圖籍】臣聞く、漢祖の關中に入りたる時、蕭何が先づ入りて、秦の圖籍（かきもの）を取上げて、四方の盈虚強弱の實を知らず知りたれば、漢祖は之に頼りて以て天下を并はすことを得たり、丙吉の相となりたる時、匈奴が嘗て雲中と代郡とに攻め入りたることあり、其時、吉は東曹の掾史をして、邊境の記録を取調べさせ、其兵食の有無と將吏の才否とを録録せしめ、次第を以て御前にて御對へ申上げたれば、軍兵の指揮も遂に定まりとぞ、此に由りて之を觀るときは、古の人の籌を帷幄の中に運らして、勝を千里の外に制する所以の者は、何れも皆圖籍の功なり、（此處先づ圖籍の重きを言ひて、會計錄の作らざるべからざることを見はす）

蓋事之在官、必見於書、其始無不具者、獨患多而易忘、久而易滅、數十歲之後、人亡而書散、其不可考者多矣、

【蓋】蓋し事の官に在るものは、必ず書物に見ゆ、其始めは具はらざる者なし、獨り多きに過ぎて、忘れ易く、久しくして、滅び易く、數十歲の後には、人亡して書散じ、其考ふべからざる者多からんことを患ふるなり、

唐李吉甫始簿錄元和國計、并包巨細、無所不具、國朝三司使丁謂等、因之爲景德皇祐治平熙寧四書、網羅一時出內之計、首尾八十餘年、本末相授、有司得以居今而知昔、參酌同異、因時施宜、此前人作書之本意也、臣以不佞待罪地官、上承元豐之餘業、親覩二聖之新政、時事之變易、財賦之登耗、可得而言也、

【李吉甫】…唐の憲宗の時の宰相なり、【元和】…憲宗の年號、【景德】…宋の眞宗の年號、【皇祐】…仁宗の年號、【治平】…英宗の年號、【熙寧】…神宗の年號、【出內】…出納に同じ、【待罪地官】…周禮に地官あり、後世の戶部の職なり、元祐の初めに、公戶部侍郎たり、待罪は、其職を奉ずるをいふ、【元豐】…神宗の年號、

【圖籍】唐の李吉甫が、始めて元和の時の國家の會計を帳簿に認めて、巨細とも具はらざるはなし、國朝の三司使の丁謂等は、此書に因りて、景德、皇祐、治平、熙寧の四朝間の會計書を爲り、一時の出納の計算を網羅し、首尾通じて八十餘年の間、本末（猶前後と言ふがごとし）、互に相授けたれば、有司もそれがために、今に居て昔の事を知り、同異を參酌（はかること）し、時世に應じて、都合好く政事を施すことを得たり、此れ前人の書を作りたる本意なり、臣は不佞を以て、罪を地官に待ち、上は元豐の餘業を承け、親しく二聖（哲宗と皇太后高氏とをいふ、）の御親政をも拜見仕りたれば、時事の變易と、財賦の登耗（猶増減といふがごとし、）とは、得て言ふべきなり、以上第一段、初めに漢祖及び丙吉の皆圖籍の功に憑りたることを説き、次に元和及び宋初の國計の書を敘し、此書の自ら當に繼ぎて作るべきことを見はす、

謹按藝祖皇帝創業之始、海內分裂、租賦之入、不能半今世、然而宗室尙鮮、諸王不過數人、仕者寡少、自朝廷郡縣、皆不能備官、士卒精練、常以少克衆、用此三者、故能奮於不足之中、而綽然常若有餘、及其列國款附、琛貢相屬於道、府庫充塞、創景福內庫、入畜金幣、爲殄虜之策、

【藝祖】…宋の太祖のこと、藝は、始なり、【琛貢】…琛は、寶なり、詩の魯頌泮水篇に、懷彼淮夷、來獻其琛の句あり、【景福】…殿の名、
【圖籍】謹みて按ずるに、藝祖皇帝創業の始めには、海內分裂し、租賦の收入は、今世の半額にも及ばねど、去りながら、宗室も尙鮮くして、諸王も數人に過ぎず、又官吏も寡少にして、朝廷郡縣を始めて、何れも役々を揃ふることも出来ず、且又士卒は精練にして、戰ふ毎に何時も少を以て衆に克てり、此三者を用ゐたるゆゑに、能く不足の中に奮ひて、綽然（ゆつたり）と常に裕餘あるが如くに見ゆ、其列國の誠もて内附し、貢賦の寶、道路に相屬（つゞ）くに及びて、府庫充塞す、茲に景福殿の内庫を創設せられ、金幣を入れ畜へて、虜を殄（たやす）する策を爲されたり、

太宗因之、克平太原、眞宗繼之、懷服契丹、二患既弭、天下安樂、口登富庶、故咸平景德之間、號稱太平、羣臣稱頌功德、不知所以裁之者、

【太原】：北漢の都する所なり、【口登】：口は、日の字の誤なり、【咸平景德】：竝に眞宗の年號、太宗は、此財に因りて、太原を克平せられ、眞宗は、之に繼ぎて、契丹を懷服せられたり、二患（北漢、契丹）既に平み、天下は安樂にして、日富庶に赴けり、故に咸平、景德の間は、號して太平と稱す、羣臣は功德を頌（ほめ）稱（た）へて、之を裁抑することの出来兼ねる程なりき、於是請封泰山祀汾陰禮亳社屬車所至費以鉅萬而上清昭應崇禧景靈之宮相繼而起累世之積糜耗多矣其後昭應之災臣下復以營繕爲言大臣力爭章獻感悟沛然遂與天下休息

【汾陰】：漢武郊祀の禮を定めて、后土を汾陰に祭れり、【亳社】：殷社なり、【屬車】：供奉の車をいふ、至尊を憚りて、敢て斥言せざるなり、【章獻】：眞宗の后なり、眞宗の崩後、政に臨む、是に於て、羣臣共は、泰山に封じ、汾陰を祀り、亳社を禮せんことを願ひ立て、夫れより後は、禘祀の事始まり、諸所に御巡幸ありて、供奉の成らせらるゝ所、費用鉅萬を以て數ふる程なり、又上清、昭應、崇禧、景靈など申す宮殿の御造營も、引續きて始まり、御代々の貯蓄を無駄に費やすこと多かりき、其後、昭應宮の天災ありしとき、臣下復び御營繕の事を申出でたれども、時の大臣（范雍、王曙、范諷等）の力め争ひたるにより、章獻皇太后感悟在らせられて、沛然と詔を下されて、遂に天下と與に休息せられたり、

仁宗仁聖清心省事以幸天下然而民物藩庶未復其舊而夏賊竊發邊久無備遂命益兵以應敵急征以養兵雖閒出內藏之積以求紓民而四方騷然民不安其居矣其後西戎既平而已益之兵不復遂汰加以宗子蕃衍充物宮邸官吏冗積員溢於位財之不贍爲日久矣

仁宗皇帝は、仁聖にましまされ、心を清くし、事を省きて、以て天下に幸福を興へられたり、去りながら、民物の蕃庶なるをば、未だ其舊時に復せず、而して夏賊（趙元昊）は竊に起り、邊境久しく備なかりしかば、遂に命じて、兵を益して、以て敵に應じ、征賦を嚴しく取立て、以て兵を養へり、而（たま）には御庫の貯蓄を出だされて、以て人民の負擔を紓べんと思召されたれど、四方は騷立ちて、人民は落付くことなかりき、其後西戎（西夏）は既に平ぎたれど、一旦益したる兵は、其儘に淘汰をも加へず、其上宗室の御子孫蕃衍して、宮邸に充物（みち）みちしくし、

官吏も冗積して、人員が位に溢るゝ程になりたるを以て、財の不足を告ぐることは、日たること久しかりき、英宗嗣位慨然有救弊之意羣臣竦觀幾見日新之政而大業未遂神考嗣世忿流弊之委積閔財力之傷耗覽政之初爲富國強兵之計有司奉承違失本旨始爲青苗助役以病農民繼爲市易鹽鐵以困商賈利孔百出不專於三司於是經入竭於上民力屈於下繼以南征交趾西討拓跋用兵之費一日千金雖內帑別藏時有以助之而國亦憊矣

【拓跋】：西夏を云ふ、西夏の李氏、本姓は拓跋、唐の時、姓を李と賜ふ、英宗皇帝位を繼がせられて、慨然として弊を救はん思召あり、羣臣竦觀（つゝ）しみることを、考といふ、世を嗣がせられて、前代の流弊の委積（つ）ももつて、御早世遊ばされたり、神考（神宗皇帝）は、當帝の父なるゆゑに、考といふ、世を嗣がせられて、前代の流弊の委積（つ）ももつて、有司が御意の本旨をとりそこなひて、茲に始めて青苗、助役の法を設けて、以て農民を病ましめ、繼ぎて市易、鹽鐵の法を設けて、以て商賈を困ましむ、利孔百出して、其政三司に專屬せず、（此は、從前宋の財政は、鹽鐵、戶部、度支の三司ありて、管掌せしを、神宗の時、三司の外に、新たに三司條例司の官を設けて、専ら理財の事を掌らしめたるをいふ、）是に於て、經入（定式の歲入のこと、）は上に竭き、民力は下に屈す、之に繼ぐに、南の方は交趾を征し、西の方は拓跋を討するを以て、兵を用ふる費は、一日に千金づゝも掛かる程なり、御庫の別藏を出だされて、折々は補助せられたりといへど、國家は矢張憊（つか）れたたり、

今二聖臨御方恭默無爲求民之疾苦而療之令之不便無不釋去民亦少休矣而西夏不賓水旱繼作凡國之用度大率多於前世當此之時而不思所以濟之豈不殆哉

今は二聖（哲宗と太后高氏と）位にましまされ、恭默として、たゞややくしく、口をつぐまれて、何事にも新たに御手を著けさせられず、人

民の難澁なることは、之を除かんことを求めたまひ、今までの布令の民に便ならざることは、釋(すて)去らざることをなれば、人民も亦少しは休らひたり、而れども、西夏は賓服せず、水旱續きて作り、凡べて國家の用度は、大半(おほむね)前世より多し、此時に當りて、之を濟はん方法を考へずば、なんと始きことば御歴(ごれき)らぬか、以上第二段、歴世の國計の盈面を敘す、

臣歴觀前世、持盈守成、艱於創業之君、蓋盈之必溢、而成之必毀、物理之至、有不可逃者、盈成之間、非有德者不安、非有法者不久、

臣歴(あまね)く前世を觀つたすに、盈滿を持ち、成業を守るは、創業の君より艱きものなり、蓋し盈ちたるもの、必ず溢るゝと、成りたるもの、必ず毀るゝとは、物理の當然にして、逃るべからざる者あり、盈成の間は、徳ある者に非ざれば、安からず、法ある者に非ざれば、久しからず、蓋し徳は以て人民を休養せしむる所、法は以て國家を經理する所、二者一を缺けば、國を治むべからず、(以下秦、隋と漢、晉との事を引き、二項を分ちて敘す、)

昔秦隋之盛、非無法也、內建百官、外列郡縣、至於漢唐、因而行之、卒不能改、然皆二世而亡、何者、無德以爲安也、

昔秦、隋の盛んなる、法なきに非ず、内に百官を建て、外に郡縣を列れたり、漢、唐に至りても、皆其制度のまゝ、之を行ひて、卒に改むること能はざる類なるに、然るに、其法を立てたる秦、隋は、皆二世にて亡びたり、何となれば、徳の以て安きを爲すことなればなり、

漢文帝恭儉寡欲、專務以德化民、民富而國治、後世莫及、然身沒之後、七國作難、幾於亂亡、晉武帝削平吳蜀、任賢使能、容受直言、有明主之風、然而亡不旋踵、子弟內叛、羌胡外亂、遂以失國、此二帝者、皆無法以爲久也、

漢の文帝は、恭儉にして欲寡く、専ら務めて徳を以て民を化し、民富みて國治まる、後世及ぶものなし、去りながら、身の沒したる後、七國難を作して、幾んど亂亡するに至れり、晉の武帝は、吳、蜀を削平し、賢人に任じ、能者を使ひ、直言を容受して、明主の風ある君なり、去りながら、亡ぶるとは踵を旋(めぐら)さず、子弟は内に叛き、羌胡は外に亂れ、遂に以て國を失へり、此の二帝は、皆法の以て久しきを爲すことなればなり、

今二聖之治安而靜、仁而恕、德積於世、秦隋之憂、臣無所措心矣、然而空匱之極、法度不立、雖無漢晉強臣敵國之患、而數年之後、國用曠竭、臣恐未可安枕而臥也、故臣願得終言之、

今日二聖の御政治は、安くして靜かに、仁にして恕あり、御徳は世々に積まれたることなれば、秦、隋などの憂は、臣はさらしく心を措く所なし、去りながら、國家が貧乏の餘り、法度立たざるときは、たとひ漢、晉などの強臣や敵國の患はなきまでも、數年の後には、國用曠(むなし)しく竭き、臣は未だ枕を安くして臥すべからざらんとを恐るゝなり、故に臣願はくは終に之を言ふとを得んとを、以上第三段、國計を維持するは、徳と法とに依るとをいひ、秦、漢の事を援きて、之を證し、末に復た徳積於世、秦隋之憂、臣無所措心矣の句を以て、徳の字を撤回し、單に法の字に歸す、

凡會計之實、取元豐之八年、而其爲別有五、一曰收支、二曰民賦、三曰課入、四曰儲運、五曰經費、五者既具、然後著之以見在、列之以通表、而天下之大計、可以畫地而談也、若夫內藏右曹之積、與天下分樁之實、非昔三司所領、則不入會計、將著之他書、以備觀覽焉、臣謹序、

【分樁】：他本多く封樁に作る、按ずるに、封樁は、貯蓄の義なるべし、當時又辨樁又樁管等の語あり、分樁は、天下に分ち貯ふる義なるべし、蓋し皆内藏に屬して、帝室の財産なり、三司使の領する所に非ず、宋の時、三司使は、天下の計賦を掌る、今の大藏省の如し、古文淵鑑に、凡べて會計の實は、元豐八年の計算を取り、其類別は、五科目に分かつ、一に曰く收支、(收納と支出との數を明かにせる者をいふ)、二に曰く民賦、(人民より出だす租賦の數を明かにせる者をいふ)、三に曰く課入、(諸税の數を明かにせる者をいふ)、四に曰く儲運、(諸州の儲蓄及び轉運の數を明かにせる者をいふ)、五に曰く經費、(國家の經常の費用を明かにせる者をいふ)、の五科目既に具はりて、然して後に、之に附するに見在(哲宗の時)の數を以てし、之を列するに通表を以てす、而して天下の大計は、一覽の下に明了になりて、地に指畫して談すべきなり、若し内藏右曹の貯蓄と天下分樁の實との昔の三司の領する所に非ざる者は、會計の數に入れず、此分は、將に之を他書に著して、以て觀覽に備へんとす、臣謹みて序す、以上第四段、

【沈評】食貨に志あるは、獨り一國財政の盈縮(増減のこと)に關かるのみならず、即ち君德の恭儉と汰侈とが、此に於て係かれり、篇中會計を管領すと雖も、而れども、禮記を戒め、用兵を防ぎ、新法を符め、徳を修め、法を立つるを以て主とす、此れ老成國を謀る言、民を制し國を富ます者と忠俊の分あり、文氣雍容(ゆつたりする)にして、六代(六朝)以上に近し、

古今家誠序

古今家誠は、蓋し父母の子を誡めたる訓辭を類集したる書なり、此文の主意は、天下の父母は、皆慈愛を以て心とす、此書は、衆父母の心を合せて、以て天下の人に遺くる所なりといふに在り、唯父母の慈愛を言ひて、而して子の當に孝なるべき意は、自ら言外に見ゆ、凡て三段、

老子曰、慈故能勇、儉故能廣、或曰、慈則安、能勇曰、父母之於子也、愛之深、故其爲之慮事也精、以深愛而行精慮、故其爲之避害也速、而就利也果、此慈之所以能勇也、非父母之賢於人、勢有所必至矣、

【老子曰】…老子の六十七章に出づ、

老子曰く、慈なるが故に、能く勇なり、儉なるが故に、能く廣しと、或人之を疑ひて曰く、慈ならば、いかで能く勇ならんと、予曰く、父母の子に於けるは、之を愛する心深きがゆゑに、其之がために事を慮ると精し、深く愛する心以て、精しく慮りて事を行ふが故に、其之がために害を避くるは速かにして、利に就くとは果決なり、此れ乃ち慈心の能く勇なる所以なり、別段に父母が他人より賢れる次第には非ず、自然の勢よりして、屹度此に至る所あるなり、以上第一段、先づ老子の語を引きて、父母の子を思ふ念の厚きを言ふ、

轍少而讀書、見父母之戒其子者、諄諄乎、惟恐其不盡也、惻惻乎、惟恐其不入也、曰、嗚呼、此父母之心也哉、師之於弟子也、爲之規矩、以授之、賢者引之、不賢者不彊也、君之於臣也、爲之號令、以戒

之、能者予之、不能者不取也、臣之於君也、可則諫、否則去、子之於父也、以幾諫、不敢顯、皆有禮存焉、父母則不然、子雖不肖、豈有棄子者哉、是以盡其有、以告之、無憾而後止、

【詳評】…之に告ぐるの丁寧なること、【惻惻】…心配の深きと、【幾諫】…論語に事父母幾諫と見ゆ、幾は、微なり、之を諫むるに漸を以てして入らしむるを謂ふなり、

轍少くして書を讀みて、父母の其子を戒むる者、諄々乎として、惟其言の盡さざらんことを氣遣ひ、惻々乎として、惟其心に入らざらんことを氣遣ふさまあるを見て曰く、嗚呼、斯くありてこそ、父母の心なるべけれ、師の弟子を教ふには、之が規矩を爲りて、以て之に授け、賢者なれば、之を諷へ、導けども、不賢者には強ひず、君の臣を使ふには、號令を爲りて、以て之を戒め、役に立つ者なれば、之に予ふれども、役に立たぬ者は取らず、臣の君に事ふるには、事ふべき君なれば、心を盡して諫めもすれど、左もなければ、暇を請ひて立去るなり、子の父に事ふるには、父母過あるときは、遠避はしに諫を納れて、敢て顯はし申さぬが法なり、師弟君臣の關係と云ひ、子の父に事ふる道と云ひ、何れも皆禮ありて存せり、唯父母の子に對するは、左様なることなく、何程其子が不肖なればとて、豈子を棄つる親あらんや、是を以て、其心に有る丈を盡して、之に告げて、少しも遺憾なくして後止むなり、

詩曰、澗酌彼行潦、挹彼注兹、可以餽饘、豈弟君子、民之父母、夫雖行潦之陋、而無所棄、猶父母之無棄子也、故父母之於子、人倫之極也、雖其不賢、及其爲子言也、必忠且盡、而況其賢者乎、

【詩曰】…大雅澗酌の篇の詞なり、【澗】…遠なり、【行潦】…雨水なり、【餽饘】…餅は、米を蒸して、一旦熱したるとき、水を以て之に沃ぎて、再び熱するをいふ、餽は、黍稷を炊ぐことなり、【挹彼注兹】…彼の器もて挹みたるを此の器に移し注ぐなり、蓋し潦水は汚濁なるゆゑ、一旦大器にて之を澄まし、更に小器にて挹みて之を用ふるなり、

【詩】の間に、遠く彼の野邊を流る、汚濁なる雨水の一たび彼の大器に挹(くみ)取りて之を澄まし、更に此の小器に移し換へねば使へぬ程の不潔なるすら、之を以て飯を炊ぐとは成し得べからんに、況して此の豈弟(和らげる)の徳ある君子は、何とて民の父母たらざらんと見えたり、夫の雨水の如き粗末なる者にてすら、之を棄つる所なきは、猶父母の子を棄つるとなきがごとし、故に父母の子に於けるは、人倫中に、最も大切の者なり、たとひ其父母が不賢なるにもせよ、其が子のために、告ぐるに及びては、必ず忠にして且つ盡せるに相違なし、況して其賢者なるに於てをや、以上第二段、此段は、師弟君臣及び子の父に於けるを以て、父母の子を愛するを引き起し、更に詩を引きて、父母の子に於ける、忠にして且つ盡せるを言ひ、以て古今家誠の調とすべしを見はす、

太常少卿長沙孫公景修少孤而教於母母賢能就其業既老而念母之心不忘爲賢母錄以致其意既又集古今家誠得四十九人以示轍曰古有爲是書者而其文不完吾病焉是以爲此合衆父母之心以遺天下之人庶幾有益乎

太常少卿なる長沙の孫公景修少きときより孤にして母に教へらる母は賢にして能く其業を就せり既に老いて母の教育の心を念ひて忘れず賢母録といへる書を作りて以て其意を致せり又古今の家誠を集めて四十九人を得たり以て轍に示して曰く古人にも此書を作りたる者あれど其文完からず吾之を病(られ)ふ是を以て此書を作り衆の父母たる人々の心を合せ集めて以て世の中の人に遺るどうがな少しは世に益するともあらんかと思ふなりと

轍讀之而歎曰雖有悍子忿鬪於市莫之能止也聞父之聲則斂手而退市人之過之者亦莫不泣也慈孝之心人皆有之特患無以發之耳今是書也要將以發之歟雖廣之天下可也自周公以來至於今父戒四十五母戒四公又將益廣之未止也

轍其書を讀みて歎じて曰くたとひ如何程の悍子(いたづらむすこ)にて市中の人と忿鬪し他人の手では逆も制し兼ねる程の者なりとももし父の聲を聞かば手を斂めて退かん往來の行き掛りにたゞ其さまを見たる赤の他人と雖も父子の恩愛の情には誰しも感泣せざる者なからん慈孝の心は人々皆之あり特に之を引起さすものなきを患ふるのみ今此書は要するに將に其心を引き起させんとするものか之を天下に廣むと雖も可なり周公より以來今日に至るまで父の戒四十五箇條母の戒四箇條あり公又將に益々之を廣めて未だ止まざらんとするなり以上第三段

沈評 景修母を念ふ故に家誠を作る文中父母の子を愛する心の至らざる所なきを寫す蓋し慈の道を極言したるものなれど孝道の當に盡すべきとは益々知らる此等の文は蘇我の詩と並べ讀むべく若くは又蘇我の詩と並べ讀すべし(蘇我は詩の小雅の篇の名孝子の當早く父母を喪ひて其喪を終ふることを得ざる者ありて此詩を作れるなり晉の王褒其父が司馬昭のために殺されしを傷み蘇我の詩を讀みて哀々父母生我劬勞といふに至り未だ嘗て三復して涕を流さざることあらず門人の業を受くる者之が爲めに蘇我の篇を廢せりとぞ)

齊州閔子廟記

閔子名は損字は子騫孔子に學べり孔子之を稱して德行には顔淵閔子騫冉伯牛仲弓と言はれたり此文は閔子の仕へざるは自ら其力を量れる者にて其有徳の君子なるを見はす凡て三段

歷城之東五里有邱焉曰閔子之墓墳而不廟秩祀不至邦人不安守土之吏有將舉焉而不克者熙寧七年天章閣待制右諫議大夫濮陽李公來守濟南越明年政修事治邦之耆老相與來告曰此邦之舊有如閔子而不廟食豈不大闕公唯不知苟知之其有不飭公曰噫信其可以緩於是鳩工爲祠堂且使春秋修其常事堂成具三獻焉籩豆有列賓相有位百年之廢一日而舉

歷城 齊州に在り 墳 土を盛りたるをいふ 賓相 賓主の間に立ちて以て禮を相くる者をいふ 歷城の東五里許にして小高き邱あり閔子之墓と曰へり墳はあれども廟はなし朝廷より位階も贈られず祭典も致されず土地の人人は心に安からず思ひたり土を守る役人にも祭典を擧げ行はんとせしものあれども其事行はれずして止みぬ熙寧七年天章閣の待制右諫議大夫の濮陽の李公來りて濟南に守となる越えて明年政修事治まりしかば邦の年寄共相與に來り告げて曰く此邦の古き人の中には閔子程の者もあるに祠一つ立たず豈大なる闕事ならんや公は唯御承知ならぬまでのことならん假初にも御承知なされたらんにはいかで飭らずに捨置かれんやと公曰く噫如何にも其通りなりいかで打捨置かれんやと頓て職人共を催して祠堂を作り且つ春秋二季には其常の祭事をも修めしむ堂の成りたるときは三獻の禮を具へて之を祭り籩豆の供物を列ね賓相の人々も位に陪し百年廢たれたる祭典が一日にして擧がることになり以上第一段廟を作り祀を修むるを敘す

學士大夫觀禮祠下咨嗟涕洟有言曰惟夫子生於亂世周流齊魯宋衛之間無所不仕其弟子之高弟亦咸仕於諸國宰我仕齊

子貢冉有子遊仕魯季路仕衛子夏仕魏弟子之仕者亦衆矣然其稱德行者四人獨仲弓常爲季氏宰其上三人皆未嘗仕季氏嘗欲以閔子爲費宰閔子辭曰如有復我者則我必在汶上矣且以夫子之賢猶不以仕爲汙也而三子之不仕獨何與

【高弟】…弟は、第の訛ならむ。

【高弟】斯くて學士大夫の人々は、禮を詞下にて參觀し、香噓して涕を流して言ふものあり、曰く、昔孔子は、亂世に生まれて、齊魯宋衛の間に周流し、仕へざる所なく、其弟子の高足のものも、亦皆諸國に仕宦せり、宰我は、齊に仕へ、子貢冉有、子遊は、魯に仕へ、季路は、衛に仕へ、子夏は、魏に仕へたり、斯く弟子の仕宦する者も亦多けれども、然れども、其德行を稱せられたる者は、四人のみなり、其中獨り仲弓のみは、嘗て魯の季氏の宰となりしとありしが、其上の三人は、皆未だ嘗て仕へたることなし、季氏が嘗て閔子を以て費(季氏の邑)の宰となさんと欲せしとき、閔子辭して曰く、如し復び我を要するとあらば、我は此を去りて、汶水の上へ逃げ去るべしと、孔子の賢を以てすら、猶且つ仕を以て身を汚すこととはなされざりしに、三子の仕へざるは、獨り何故ぞ、以上第二段、或人の言を假りて、閔子の仕へざる疑問を發す、

言未卒有應者曰子獨不見夫適東海者乎望之茫洋不知其邊即之汗漫不測其深其舟如蔽天之山其帆如浮空之雲然後履風濤而不償觸蛟蜃而不驚若夫以江河之舟楫而跨東海之險則亦十里而返百里而溺不足以經萬里之害矣

【茫洋】…廣大無邊の貌、「汗漫」…渺茫の貌、「償」…傾覆するなり、

【茫洋】言未だ卒らざるに、應ふる者ありて曰く、子は獨り夫の東海に過ぐ者を見ざるか、其廣きことは、之を望むに、茫洋として、其邊(はてし)も知らず、其深きことは、之に即くに、汗漫として、其深きを測られぬ程なり、其舟は、天を蔽へる山の如く、其帆は空に浮べる雲の如し、さてこそ風濤を履みても償(たふ)れず、蛟蜃(蛟は、蛟の一種)に觸れても驚おそれざるなれ、若し夫れ江河を渡る程の小き舟楫を以て東海の險に跨らんとせば、纒に十里許ならば、返られもすべけん、百里も進みたらんには、溺れて返るまじ、逆も萬里の危害を冒して、遠きを濟ることは出来まじ、

方周之衰禮樂崩弛天下大壞而有欲救之譬如涉海有甚焉者今夫子之不顧而仕則其舟楫足恃也諸子之汲汲而忘返蓋亦有陋舟而將試焉則亦隨其力之所及而已矣若夫三子願爲夫子而未能下顧諸子而以爲不足爲也是以止而有待夫子嘗曰世之學柳下惠者未有若魯獨居之男子吾於三子亦云

【魯獨居之男子】…魯に一人の男ありて、獨り室に處り、其鄰家なる妻婦(やもめ)も、亦獨り室に處り、或る夜、暴風雨起りて、婦人の室壞れしかば、趨りて男子の室に身を寄せんとせしに、男子は、戸を閉ぢて納れざりければ、婦人の申す機、子は何故に柳下惠の如く然かせざるか、柳下惠は、門限に後れたる或る女子の夜道に迷ひたるをば助けたれど、國人は誰一人も其亂りなることを申したるものなしと、男子の申す機、柳下惠は固より可なり、吾は固より不可なり、吾將た吾が不可を以て柳下惠の可を學ばんやとて、斷りて納れざりきとなり、夫子此事を聞きて、世の柳下惠を學ばんとする者は、魯の獨居の男子に若くはあらじと言はれたり、孔子家語に見ゆ、

【魯獨居之男子】周の衰へたる時に方りて、禮樂は崩れ弛み、天下は大に壞れたり、而るを、之を救はんと欲するは、譬へば海を渉るが如くにて、まだそれよりもむづかしき程なり、今孔子のそれをも顧みられずして、航海を試みんとするに同じくして、逆も萬里の危害を濟る譯には參るまじ、矢て舟を進めて、返ることを忘れたるは、蓋し亦陋舟を持ちて、航海を試みんとするに同じくして、逆も萬里の危害を濟る譯には參るまじ、矢張た其力だけのとをせしめて、是を以て、止めて他日を待ちしなり、夫子の嘗て仰せられし言に曰く、世の柳下惠を學ばんとする者は、魯の獨居の男子の所爲に若くはあらじと、吾は三子に於ても亦左様に云ふなり、(此は、柳下惠の徳なき者は、柳下惠の所爲を學ぶべからず、矢張魯の男子の手堅く女子を拒みたるこそ、反りて眞に柳下惠を學ぶ道に叶ひたるなれ、今世の亂れたるに、己が力を盡らすして、孔子を學ばんとするは、陋舟もて大海を濟るが如く、危き道なり、故に孔子を學ばんとせば、三子の如く、仕へずの時を待つこそよからめといふ意なり、)以上第三段、

武昌九曲亭記

唐宋八家文講義卷之二十六 蘇子由 武昌九曲亭記

武昌は、黃州に在り、東坡黃州に謫せられたる日、此亭を作る、而して子由之を記するなり、樂は境に因らず、意に適するを以て悦とする意をいふ、凡て三段、

子瞻遷於齊安、廬於江上、齊安無名山、而江之南、武昌諸山、陂陀蔓延、澗谷深密、中有浮圖精舍、西曰西山、東曰寒谿、依山臨谿、隱蔽松樾、蕭然絕俗、車馬之迹不至、每風止日出、江水伏息、子瞻杖策載酒、乘漁舟、亂流而南、山中有二三子、好客而喜游、聞子瞻至、幅巾迎笑、相攜徜徉而上、窮山之深、力極而息、掃葉席草、酌酒相勞、意適忘返、往往留宿於山上、以此居齊安三年、不知其久也、

【陂陀蔓延】：陂陀は、平かならざる貌、蔓延は、連なる貌、【幅巾】：全幅（まるはじ）の布もて頭巾としたる者にて、隱者の服なり、子瞻齊安に遷りて、江上に廬（いほり）せり、齊安には、名高き山もなし、江水の南なる武昌の山々は、何れも陂陀蔓延としたる、なだれ山にして、澗谷は深密なり、中に浮圖（佛氏をいふ）の精舍（てら）あり、西なるを西山といひ、東なるを寒谿といへり、山に依り、壑に臨み、松や樾（くぬぎ）など蔽ひ茂り、蕭然（ひっそり）として、世俗と離れて、車馬の迹も至らざりき、風止み、日出で、江水の穏かにして波たぬ日ごとくに、子瞻策を杖つき、酒を載せ、漁舟に乗りて、流を亂（わた）りて南す、山中に二三の人ありて、客を好みて、游を喜めり、子瞻が至ると聞けば、幅巾を戴き、迎へ笑ひ、互に手を執り合ひて、徜徉（よら）くと山に遊び、上は山の深き處までも上りつめ、力極まるときは息ひ、落葉を掃ひ、草を敷物とし、酒を酌みかはして、相勞へり、意適して返ること忘れ、折々は山上に宿れることもあり、此がために、齊安に居ること三年なれども、自らも久しとは思はざるなり、以上第一段、専ら適意を樂とする意を寫し、末幅の地をなす、

然將適西山、行於松栢之間、羊腸九曲、而獲少平、遊者至此必息、倚怪石、蔭茂木、俯視大江、仰瞻陵阜、旁矚溪谷、風雲變化、林麓向背、皆效於左右、有廢亭焉、其遺址甚狹、不足以席衆客、其旁古木

數十、其大皆百圍千尺、不可加以斤斧、子瞻每至其下、輒睥睨終日、一旦大風雷雨、拔去其一、斥其所據、亭得以廣、子瞻與客入山、視之、笑曰、茲欲以成吾亭耶、遂相與營之、亭成、而西山之勝始具、子瞻於是、最樂、

【羊腸】山路の屈曲するをいふ、去りながら、將に西山に過かんとするときは、松栢の間を行き、羊腸（つばらをり）として九箇所も曲りくゞて上れば、少しばかりの平地を得るなり、遊ぶ人々は、此に至れば、必ず息ひ、怪石に倚り、（もたれ）茂木に蔭し、（やどり）俯して大江を眺め、仰ぎて陵阜（をかこやま）を瞻、旁ら溪谷を矚（ながむ）むるに、風雲の變化するさま、又は林麓の向背（おもてうら）まで、皆左右に見はる、此に毀れたる亭あり、其遺址は甚だ狭くして、衆客を坐せしむること能はず、其旁なる古木數十本、其大さ、皆百圍千尺のものなれば、なか／＼斤斧にては伐り倒すこともなからず、子瞻其下に至る毎に、何時もたい睥睨（にらむ）すること終日、如何にも手の著け様もなく、困じ果てたるに、一旦大風雷雨ありて、其大木の一つを抜き去りて、其據る所の地を斥（ひら）きたれば、亭はそれがために廣むることを得たり、子瞻客と山に入りて、之を視て笑ひて曰く、技れ天の吾が亭を成さしむる所存なるべしと、遂に相與に之を營（いと）めり、いよく亭が出来上りたれば、西山の勝も始めて具はりぬ、子瞻是に於て最も樂めり、以上第二段、此は、亭を作れるをいふ、本題の正面なり、初めに然の字を以て一轉して亭を出だし、末に於是、最樂の一句を著けて、前段の適意と相應じて聯絡をなす、

昔余少年、從子瞻遊、有山可登、有水可浮、子瞻未始不褰裳先之、有不得至、爲之悵然、移日至、其翮然、獨往、逍遙泉石之上、擷林卉、拾澗實、酌水而飲之、見者以爲仙也、蓋天下之樂無窮、而以適意爲悅、方其得意、萬物無以易之、及其既厭、未有不洒然自笑者也、譬諸飲食、雜陳於前、要之一飽、而同委於臭腐、夫孰知得失之所、在、惟其無愧於中、無責於外、而姑寓焉、此子瞻之所以有樂於是、

也。

昔し余が少年の時、子瞻に従ひて遊びたるに、山の登るべき者あり、水の浮ぶべき者あるときは、子瞻は未だ始めより袋を囊(か)へて先だゞざることあらず、至ることを得ざることを得ば、之が爲めに、慨然として日を暮せり、其闊然として獨り往き、泉石の上に逍遙ぶらつくし、林卉を搨(つま)まばさみ、調實(たにま)の(のみ)を拾ひ、水を酌みて、之を飲むに至りては、見る者以て仙人なりとする程なりき、蓋し天下の樂みは、かず(あ)れど、人々の心に適したるこそ面白けれ、其得意なる時に方りては、萬物の何一つにても之に易ふべきものはなし、その既に厭きたる後に及びては、未だ嘗て酒然(さらり)と其事を打忘れて、己れ自ら笑はぬことはなし、之を飲食に譬ふれば、百味の珍饈が、目の前に陳なりたれど、求むる所は、たゞ一たび飽くに過ぎずして、其餘は臭腐に任かすのみ、夫れ孰れか得失の在る所を知らん、惟其心中に愧づる所なく、身外に實めらるる所なくして、姑く此に意を寓するのみ、此れ子瞻の是に樂むことある所以なり、(此は、子瞻の寶繪堂記に、君子は意を物に寓すべし、意を物に留むべからずといへる意なり、所謂其既に厭くに及びて、酒然として自ら笑ふ者は、乃ち堂記の煙雲の眼を過ぎ、百鳥の耳に感ずると同じ、此意は、蘇子の兄弟毎々喜みて之を言へり、)以上第三段、

〔沈野〕筆墨修然(すらりと)とてこほらぬこと、後半は、樂の心に因りて境に因らざることをいふ、未だ孔、顔の樂みを道ひ出ださずと雖も、而れども、子瞻の超然臺の意と已に兩心相印せり、(印は、符合せるをいふ、)當時四海一子由と子瞻のいひたるは、洵に然らざらんや、(子瞻の詩に、嗟余寡二兄弟、四海一子由といふ句あり、)

黃州快哉亭記

武昌の諸山を望み、耳目の勝を窮むるは、是れ第一層の意、詞を以て患とせず、中に自得することあるは、是れ第二層の意、前半は、第一層より説き起し、楚王の觀話を假りて、第二層の意を跌出す、後半は、第二層より説きて、第一層の意に進入す、末尾反振語を以て之を結ぶ、文更に餘味あり、凡て四段、

江出西陵、始得平地、其流奔放肆大、南合湘沅、北合漢沔、其勢益張、至於赤壁之下、波流浸灌、與海相若、清河張君夢得、謫居齊安、卽其廬之西南、爲亭、以覽觀江流之勝、而余兄子瞻名之曰「快哉」。

〔江〕江水は、西陵に出て、始めて平地を得たり、其流れ奔放肆大にして、南は湘水、沅水に合し、北は漢水、沔水に合し、其勢益と張る、赤壁(黃州に在り、東坡の遊びし所)の下に至りて、波流の浸灌するさまは、海と一様なり、清河の張君夢得といへる人、罪を得て、齊安に謫居し、其廬の西南に卽(つ)きて亭を爲りて、以て江流の勝を覽觀す、而して余が兄子瞻之を名けて快哉といふ、以上第一段、快哉の名を得たる所以を敘す、

蓋亭之所見、南北百里、東西一舍、濤瀾洶涌、風雲開闔、晝則舟楫出沒於其前、夜則魚龍悲嘯於其下、變化倏忽、動心駭目、不可久視、今乃得玩之几席之上、舉目而足、西望武昌諸山、岡陵起伏、草木行列、煙消日出、漁夫樵父之舍、皆可指數、此其所以爲快哉者也、至於長洲之濱、故城之墟、曹孟德、孫仲謀之所睥睨、周瑜、陸遜之所馳騫、其流風遺跡、亦足以稱快世俗。

〔一舍〕三十里をいふ、〔曹孟德〕曹操なり、〔孫仲謀〕孫權なり、孫權の軍を赤壁の下に遣へ撃ちて、之を破る、〔周瑜陸遜〕俱に孫權の臣なり、

〔蓋〕蓋し亭の見る所は、南北は百里に及び、東西は三十里程なり、濤瀾の湧き立つさま、風雲の開き闔づるさま、晝は舟楫の其前に出沒するあり、夜は魚龍の其下に悲嘯するあり、景色は倏忽(たちまち)の間にさまざまに變化し、心を動かし、目を駭かし、久しく視詰めては居られぬ程なり、今は之を几席の上に玩ぶことを得て、一目見て十分に足る、西の方武昌の諸山を望めば、岡陵は起伏し、草木は行列し、煙消え日出づれば、漁夫樵父などの家々は、皆指さし數ふべし、此が快哉と名づくる所以なり、(此は、形跡の快を敘す、)さて長洲の濱、故城の墟(しる)ありと、曹孟徳と孫仲謀との互に睥み合ひたる所、周瑜と陸遜との驅け走りたる所、其流風遺跡などを眺めても、随分快を世俗に稱するに足る、(此は、古跡の快を敘す、)以上第二段、快哉の實を敘す、

昔楚襄王從宋玉、景差於蘭臺之宮、有風颯然至者、王披襟當之、曰「快哉、此風寡人所與庶人共者耶、」宋玉曰「此獨大王之雄風耳、庶人安得共之、」玉之言蓋有諷焉、夫風無雄雌之異、而人有遇不遇之變、楚王之所以爲樂、與庶人之所以爲憂、此則人之變也、而

風何與焉。士生於世，使其中不自得，將何往而非病。使其中坦然，不以物傷性，將何適而非快。

【楚襄王】…戰國の時の君なり、宋玉景差…俱に楚の臣なり、此事は、宋玉の風賦に載せたり、昔楚の襄王、宋玉と景差とを従へて、蘭臺の宮に居たるとき、風が飄然(さばく)と吹き至りたれば、王は體を披(ひら)きて之に當りて曰く、快よいか、此の風は寡人が下々の庶民と共にする所の者ならんかと、宋玉曰く、左にあらざれば、此れ獨り大王の雄風と申す者にて、庶民共はいかて之を共にするを得んかと、玉の言は、蓋し風によそへて王を戒めたる所ありしなり、全體風には雄風の雌風といふ差別はなき管なれども、人には仕合と不仕合との變ありて、風に當るもの心に感ずる所は同じからず、楚王が樂とする所以(蘭臺の宮など飾り立て、得意とせしをいふ)と、庶民が憂とする所以(貧苦に迫りたるをいふ)とは、此れ人の變といふ者なり、風が何れも與かることはなし、士が此世に生まれ出て、其心中に自得せざる所ありたらんには、將た何れに往くとして病に非ざらん、若し其心に於て坦然(平かなること)として不平なく、外物のために本性を傷ふ事なくば、將た何れに適くとして快に非ざらん、以上第三段、此段は、宋玉の言を借りて、心の快を説き出す、

今張君不以謫爲患，收會計之餘功，而自放山水之間，此其中宜有以過人者。將蓬戶甕牖，無所不快，而況乎濯長江之清流，挹西山之白雲，窮耳目之勝，以自適也哉。不然，連山絕壑，長林古木，振之以清風，照之以明月，此皆騷人思士之所以悲傷憔悴而不能勝者，烏覩其爲快哉也哉。

【餘功】…餘餘事といふがことし、【蓬戶甕牖】…蓬(よもぎ)を編みて戸とし、甕(かめ)の破れたるを窓とするなり、貧人の住居をいふ、【西山】…武昌の諸山をいふ、今張君は、謫居をもて患とせず、簿書錢穀の會計の餘暇に、自ら山水の間に放(は)し、(ま)にするを見れば、此れ其心中宜しく世の常の人に立ち賢りたる所あるべきなり、將に蓬の戸、甕の窓の、わびずまひなりと、心に快からざる所なからんとするを、況して長江の清流に濯ひ、西山の白雲を挹(く)み、耳目の勝を窮めて、自ら意に適するをや、若しも左なきに於ては、たとひ何程の連山絶壑、長林古木ありて、之を振はするに清風を以てし、之を照らすに明月を以てすとも、此れ皆騷人思士の悲傷憔悴して、うききたへぬ思をなす所以のものならん、いかで其快哉たるを覩んや、以上第四段、張君の樂みは、中に在りて、外に在らざるを云ふ、

【沈評】金玉錦繡の衣服を纏ひて、五鼎(牛羊豕魚醢)の大料理を食ふとも、焉くに往くとして病に非ざらん、是れ畢竟心の中に自得する實なければなり、空室蓬戸の下に居て、疎食を食ひ、水を飲みたればとて、焉くに往くとして樂に非ざらん、是れ天性の眞を虧かさればなり、子由は未だ此に幾からずと雖も、而れども、見る所は、能く之に及び、題を借りて、此意を發揮せり、眞に觸るゝ處皆是なるを覺ゆ、

上樞密韓太尉書

韓太尉は、韓琦なり、此時、子由執と共に京師に到り、韓公に見えんことを求めて、此文を上りたるなり、梅亭云く、氣の字は通篇の血脈なり、前は、孟子の浩氣、太史公の奇氣を引き、以て文は氣の形はるゝ所なる意を證す、中後は、山河宮闕、一切の奇壯、及び歐陽公は人中の奇聞壯觀なるに就きて、遠きより近きに及び、漸々に太尉を陪出し來る、末に天下の大觀を以て東住す、其志氣を激發する意に非ざるはなしと、凡て四段、

太尉執事，轍生好爲文，思之至深，以爲文者氣之所形，然文不可以學而能，氣可以養而致。孟子曰：我善養吾浩然之氣。今觀其文章，寬厚宏博，充乎天地之間，稱其氣之小大。太史公行天下，周覽四海，名山大川，與燕趙間豪俊交游，故其文疎蕩，頗有奇氣。此二子者，豈嘗執筆學爲如此之文哉。其氣充乎其中，而見乎其貌，動乎其言，而見乎其文，而不自知也。

【浩然之氣】…孟子の公孫丑篇に見ゆ、東坡の韓文公廟碑を參看すべし、【疎蕩】…蕩は、宕と通ず、文の疎放にして體正ならぬこと、大尉の執事までに申上げます、轍は生まれてより、文を爲ることを好み、之を思案すること至りて深し、以爲へらく、文は氣の外に形はるる所なり、去れど、文は學びたればとて上手にはなれず、氣は養を以て聚むることを得べしと、孟子曰く、我は善く吾が浩然の氣を養へりと、今其文章を觀るに、寬厚宏博とて、ゆつたりとひろく、天地の間に充ち塞がる程の氣象が見えて、其氣の大さに稱(かな)へり、又太史公は、天下を行(めぐ)り、周く四海の名山大川を覽、燕、趙などの豪俊の人々と附合ひたる故、其文は疎蕩とて、あつさりゆゆるやかに書きなしたる中に、自づと奇氣が見ゆる様なり、此二子は、豈嘗て筆を執りて此の如き文を爲る事を學びたる者ならんや、其氣が胸中に充滿して、自然と其外貌にも溢れ、其言語にも動き、さて其文章にも見はれて、自らも心附かざりしなり、以上第一段、梅亭云く、首段は、書目なり、變

輒生十有九年矣。其居家所與游者，不過其鄰里鄉黨之人。所見不過數百里之間。無高山大野，可登覽以自廣。百氏之書，雖無所不讀，然皆古人之陳迹，不足以激發其志氣。恐遂汨沒，故決然捨去，求天下奇聞壯觀，以知天地之廣大。

輒は生まれてより十有九年なり、其家に居て與に遊ぶ所の者は、其鄰里郷黨の人に過ぎず、見る所は、數百里の狭き間に過ぎず、高山大野などに登覽して自ら見聞を廣むべきものなし、百氏の書は讀まざる所なしと雖も、然れども、皆古人の陳迹(ふるきあと)にして、以て其志氣を激發するに足らず、恐らくは其まゝに汨れ沈みて仕舞はんかと存じたり、それ故決然と振り捨て、天下の奇聞壯觀を求め、以て天地の廣大なることを知らんと欲せり、此は、郷里に居ては、其見聞狹隘にして、志氣を激發するに足らず、故に天下の奇聞壯觀を求むるをいふ、此以下、皆以て其氣を養ふ所、三層と爲して説き去り、漸く太尉を遇出す。

過秦漢之故都，恣觀終南嵩華之高，北顧黃河之奔流，慨然想見古之豪傑，至京師，仰觀天子宮闕之壯，與倉廩府庫、城池苑囿之富，且大也，而後知天下之巨麗。

秦漢の故都を過ぎ、恣まゝに終南山や嵩山、華山などの高き山々を觀、北の方黃河の奔流を顧みて、慨然として古の豪傑を想ひ見、京師に至りて、仰ぎて天子の宮闕の壯なるを、倉廩府庫城池苑囿の富み且つ大なるを觀て、而して後に、天下の巨大美麗なるを知れり、(第一層、先づ山川城池の巨麗なるを言ひて、漸く人物を陪出す。)

見翰林歐陽公，聽其議論之宏辯，觀其容貌之秀偉，與其門人賢士大夫游，而後知天下之文章聚乎此也。

次に翰林の歐陽公を見て、其議論の宏辯なるを聽き、其容貌の秀偉なるを觀、其門人の賢士大夫の人々と遊びて、而して後に、天下の文章は此に聚まるを知れり、(第二層、歐陽公を言ひて、而して後に、韓公に引入る。)

大尉以才略冠天下，天下之所恃以無憂，四夷之所憚以不敢發，入則周公召公，出則方叔召虎，而輒也未之見焉。

【方叔召虎】…俱に周の宣王の時の將帥にして、夷狄を伐ちし人なり、韓琦嘗て西夏を禦ぎて功あり、故に以て方叔、召虎に比せしなり、大尉は、才略もて天下に冠たり、天下の人々は、公の御蔭に依りて、安穩に暮らし、四方の夷共は、公を懼りて、敢て手出しをせず、入りては周公、召公の朝廷を輔佐し奉りたるが如く、出ては方叔、召虎の外夷を逐ひ攘へるが如し、然るに、輒は未だ御目に掛りたることなし、(第三層、始めて大尉に説き入る。)以上第二段、上段の養氣の説を受けて、己が氣を養はんと心掛けたるをいふ、激發其志氣の一句は、文の主眼なり、山陽云く、輒生十九年矣より、筆勢驟突して來る、而輒也未之見焉に至りて一頓す、力は奔馬を截らんとす、且夫より再び前意を掲げて、重いて之を言ふ、波濤の奔突するが如し、此に非ざれば、一瀉し去りて、之を成さずと。

且夫人之學也，不志其大，雖多而何爲？輒之來也，於山見終南嵩華之高，於水見黃河之大，且深於人，見歐陽公，而猶以爲未見大尉也，故願得觀賢人之光輝，聞一言以自壯，然後可以盡天下之大觀而無憾矣。

且つ夫れ人の學問するは、其大處に志さずば、たとひ何程多くの書物を觀たればとて、何の益かあらん、輒の京都に來る時、山に於ては、終南山や嵩山、華山などの高き山々を見、水に於ては、黃河の大にして且つ深きを見、人に於ては、歐陽公を見たり、而れども、猶以爲へらく、未だ大尉を見ざるなりと、願はくは一度賢人の光り耀ける容儀を拜觀し、一言を承りて、以て自ら意氣を壯んにせんことを、然して後に、天下の大觀を盡くして、心に思ひ殘すこともなかるべきなり、以上第三段、前意を繼承して、漸く大尉を見んと欲するに引入る。

轍年少，未能通習吏事，嚮之來，非有取於斗升之祿，偶然得之，非其所樂，然幸得賜歸，待選，使得優游數年之間，將歸益治其文，且

將享合宮百辟咸事公病於家臥不時起明日當齋公訃暮聞天以兩泣都人酸辛禮成不賀人識君意龍袞蟬冠遂以往襚

【合宮】…天を祭る所をいふ、東坡の温公の神道碑に、方祀明堂といへると同じ事なり、【百辟】…百官なり、【龍袞】…上公の服なり、【蟬冠】…蟬の翼を附けて飾とせる冠なり、【襚】…死者に贈る衣服を云ふ、

【合宮】…天を祭る所をいふ、東坡の温公の神道碑に、方祀明堂といへると同じ事なり、【百辟】…百官なり、【龍袞】…上公の服なり、【蟬冠】…蟬の翼を附けて飾とせる冠なり、【襚】…死者に贈る衣服を云ふ、

公之初來民執弓矛逮公永歸既畊且穫公雖云亡其志則存國有成法朝有正人持而守之有一母隕匪以報公維以報君天子聖明神母萬年民不告勤公志則然死者復生信我此言嗚呼哀哉

【初來】…公の最初、洛より來りし頃は、民は猶弓矛などを持ちて、夫役を勤めたりしが、公の永く朝廷に歸るに及びては、既に畊し、且つ獲(種を蒔きて土を覆ふこと)せり、公の身は亡せり、其志は存す、國に成法あり、朝に正人ありて、公の仕置を維持して之を守り、一も隕(おと)すことなきは、以て公に報ゆるのみにあらず、維れ以て君に報ゆる所なり、天子は聖明にましまされ、神母は萬年御靈昌にて、人民は勤苦を訴へぬ様にあらせられたるは、公の志に於て然るなり、死者(公を指す)復た生くと、必ず我が此言を信なりとせん、嗚呼哀しいかな、(以上は、公の死後、公の成法を守りて變ぜざらんことを望みたるなり、)

【沈評】…哲宗の初年に、熙寧の弊政を削除せしが、司馬公の没せしより、始めて調停の説を用ひて、漸々と小人の朋黨興り、頓て君子は竄投せられ、甚しくして司馬氏の子孫を禁錮せんと欲するまでになれり、而して、宋の社稷は遂に南渡することとなりぬ、文中國に成法あり、朝に正人ありの數言は、眞に老成人の經國の言なり、

唐宋八家文講義卷之二十六終

曾南豐事歷

公名は鞏字は子固、南豐の人なり、仁宗の嘉祐二年、進士に及第し、太平州の司法參軍に調せられ、又館閣校勘、集賢校理を歴て、英宗の實錄檢討官となる、未だ月を踰えざるに、出で、越州の通判となる、齊、襄、洪の三州の知事に歴任し、龍圖閣直學士に進み、更に福明、瑤、滄の四州に徙る、至る處治績あり、將に滄州に往かんとして、閏を過ぐるとき、上疏して祖宗の功德を紀述せんとを請ふ、神宗召し見て勞問し、爾めて三班院に判たりしむ、時に帝祖宗以來、五朝の國史を合せて一書となさんと欲したれば、公に史館修撰を加へて、専ら之を典らしむ、當時國史を修むるには、必ず多くの文學の士を選び、大臣をして之を總監せしむ、さるを此度五朝大典修撰の任を以て、公一人に付託せるは、蓋し異例なり、公謝して曰く、此れ大事なり、臣が敢て當るべきことに非ずと、上曰く、此れ卿を用ひる漸なるのみと、因りて公に諭して、自ら其屬を擇ばしむ、公夙夜討論し、未だ藁を屬するに及ばざるに、元豐官制の改革ありて、中書舍人に拜せらる、命を受くるや否や、促して職に就かしむ、時に三省より百執事に至るまで、選拔一新し、吏を除する、日々數十人に至る、公中書に在りて、制誥を爲る、人ごとに其職事を擧げて、之を調戒すると、丁寧深厚なり、上數々其典雅を稱す、而して學者も亦以爲へらく復た三代の遺風を見んと、天下翕然として之を傳誦せり、其歲、母の喪に遭ひて、職を罷む、卒する年六十五、公生まれながら警敏にして、童子に類せず、書を讀むに、數百千言と雖も、一覽すれば輒ち誦を成す、年十二にして、六論を試みらる、筆を授きて成る、辭甚だ偉なり、未だ冠せざるに、其名四方に聞ゆ、是時宋興りてより八十餘年、海内無事にして、異材聞出す、歐陽文忠公、赫然として特に起りて、學者の宗師となる、公は稍と後れて出でて、遂に文忠公と名を齊し、朝廷より問巷に至るまで、婦人孺子と雖も、皆公の姓名を知る、蓋し揚雄より以後、士の經術を知る者少し、公未俗の中、經學の後に生まれ、其微言を剖析し、疑義を闡明するに於て、卓然として自得し、以て六經の蘊を發明するに足る、言近くして旨遠し、詩書の作者と雖も、未だ遠く過ぐる、こと能はざるなり、公の性は、外嚴謹にして、内和裕なり、物を持するに、坦然として疑阻をなさず、朋友に不善あれば、必ず言を盡して之を言ふ、爲めに怒怒を招くと雖も悔いず、人の所長は、之を獎勵成就して、及ばざるが如くす、人と接するに、必ず言を盡す、少くして王安石と遊ぶ、安石の聲譽、未だ振はず、公之を歐陽修に導く、安石の志を得るに及びては、遂に之と異なり、神宗嘗て問ふ、安石は如何なる人ぞと、對へて曰く、安石の文學行義は、揚雄に減せざれども、たゞ吾を以ての故に及ばずと、帝曰く、安石は富貴を輕んず、何ぞ吾ならんと、公曰く、爲すところあるに勇なれども、過を改むるに吝なるのみと、呂公著嘗て神宗に告ぐるに、公の行義は政事に如かず、政事は文章に如かざるを以てす、故に大に用ゐらるゝに至らずといふ、

唐宋八家文講義卷之二十七

曾 鞏子固著

移滄州過關上殿疏

元豐三年、公徙りて滄州に知たり、都を過ぐるとき、詔ありて、爾めて三班院に列せしむ、數に便殿に謁見し、其言ふ所毎に嘉納せらる、此文は、蓋し當時上りし所なり、祖宗以來歴世の功業を列敘し、雅頌の作、未だ成らざるを慨するは、蓋し自ら其任に當らんことを欲せるなり、凡て七段、

臣聞、基厚者勢崇、力大者任重、故功德之殊、垂光錫祚、烏奕繁衍、久而彌昌者、蓋天下之理、必至之符、然生民以來、能躋登茲者、未有如大宋之隆也、

夫禹之績大矣、而其孫太康、乃墜厥緒、湯之烈盛矣、而其孫太甲、

既立不明、周自后稷、十有五世、至於文王、而大統未集、武王成王、始收太平之功、而康王之子昭王、難於南狩、昭王之子穆王、殆於荒服、暨於幽厲、陵夷盡矣、

及秦、以累世之智、并天下、然二世而亡、漢定其亂、而諸呂七國之禍、相尋以起、建武中興、然冲質以後、世故多矣、魏之患、天下爲三、

晉宋之患、天下爲南北、隋文始一海內、然傳子而失、唐之治、在於貞觀、開元之際、而女禍始出、天寶以還、綱紀微矣、至於五代、蓋五十有六年、而更八姓、十有四君、其廢興之故甚矣、

秦に及びて、累世の智を以て、天下を并せられたれども、僅に二世にして亡びたり、漢其亂を定められたれども、諸呂や七國の禍、相尋ぎて以て起れり、建武(後漢の光武の年號)の時に中興したれども、冲帝、質帝以後、世の中次第に多事となれり、魏の患は、天下三分となれり、晉、宋の患は、天下南北に分かれたり、隋の文帝始めて海内を一にしたれども、子に傳へたるのみにて亡びたり、唐の治世は、貞觀(太宗)開元(玄宗)の際に在り、而れども、此時女禍始めて萌し、天寶(亦玄宗の年號)以後は、綱紀衰へたり、五代に至りては、蓋し僅に五十有六年の間に、八姓十有四君を更へたり、其廢興の事柄は、世に其例なき程なり、以上第二段、前代の廢亂を歴敘して、以て本朝の隆盛を跌起す、儲同人云く、史筆の法となるべきは、尤も此一段に在り、時々吟誦せば、凡胎を換ふべし、蓋し文字は詞を用ゆることは最も難し、二百字を用ゐて、數千年を綜括せるは、此より前に未だ有らざる所なりと、

宋興太祖皇帝爲民去大殘致更生兵不再試而粵蜀吳楚五國之君竝致闕下九州來同復禹之跡內輯師旅而齊以節制外界藩服而納以繩墨所以安百姓禦四夷綱理萬事之具雖創始經營而彌綸已悉莫貴於爲天子莫富於有天下而舍子傳弟爲萬世策造邦受命之勤爲帝太祖功未有高焉者也

【疏】：害なり、【試】：用なり、【粵蜀吳楚五國】：粵は、吳越王錢俶なり、蜀は、後蜀王孟昶なり、吳は、南唐なり、金陵に都す、本と吳の地なり、故に吳と稱せしなり、李煜に至りて亡ぶ、楚は、荆南の高繼沖のことなり、之を五國といへるは、南漢を併せていへるなり、南漢の主劉鋹も、太祖の時、宋に降る、【復禹之跡】：昔禹王の時、既に水を治めて、九州來同し、豫山の會に、玉帛を執る者萬國なり、以て宋祖の五代の亂を平げたるに喩ふ、【納以繩墨】：繩墨は、法制をいふ、天下を一統して、之を同一の法規の内に納るゝをいふ、【彌綸】：彌縫經綸の義なり、【舍子傳弟】：太祖の其子德昭を舍て、位を太宗に傳へしをいふ、太宗は、太祖の弟なり、宋興りて、太祖皇帝、人民のために、大害を取除きたまひて、更に生き返らしめられ、兵革は再び用ゐられざれど、吳越、後蜀、南唐、荆南、南漢の五國の君長は、相並びて闕下に來り、九州の人々も、舉りて朝廷に會同し、禹の舊跡を復せり、且又内は師旅を取り纏めて、之を齊ふるに軍律を以てし、外は藩服(節度使をいふ)に委任して、之を規約の外に出でしめず、其外百姓を安堵し、四夷を防禦し、萬事を綱紀整理する所以の準備は、創業の始めに經(はかり)營まれたることはいへ、萬事能く行き渡りて、少しも御手拔なし、御身分より申せば、天子親の貴き者はなし、御身代より申せば、天下を有つ程の富はなし、而るに、太祖は、天子の位、天下の富をも私したまはず、御子を舍て、弟君に傳へたまひて、萬世長久の策をなしたまひ、新たに邦を造り、更めて天命を受くることを勤めたまひて、後世より帝者の太祖とまで崇められたまへること、前代にも斯程まで高き御功績はあらざるなり、(此は、太祖の功を贊せるなり、)

太宗皇帝適求厥寧既定晉疆錢俶自歸作則垂憲克紹克類保世靖民丕丕之烈爲帝太宗未有高焉者也

【定晉疆】：北漢を平げたることをいふ、北漢は、太原に都す、即ち古の晉の疆なり、【錢俶自歸】：吳越王錢俶は、太宗の太平興國三年に、自ら宋に歸し、悉く其地を獻せり、【爲帝太宗】：此下一本には德の字あり、太宗皇帝は、天下の安寧ならんことを求めたまひ、既に北漢を定められたる後は、吳越王錢俶も、攻めずして自ら歸服し、夫より後、天下は一に歸せり、規則を作り、憲法を垂れ、克く祖業を紹ぎ、祖德に類し、世を保ち民を靖(やす)んじたまふ、丕々(大なること)たる功烈は、實

に帝者の太宗たるに愧ぢず、前代にも斯くまで高き御德はあらざるなり、(此は、太宗の德を贊せるなり、)

眞宗皇帝繼統遵業以涵煦生養蕃息齊民以并容徧覆擾服異類蓋自天寶之末宇內板蕩及真人出天下平而西北之虜猶聞入關邊至於景德二百五十餘年契丹始講和好德明亦受約束而天下銷鋒灌燧無雞鳴犬吠之警以迄於今故於是時遂封泰山禪社首薦告功德以明示萬世不祧之廟所以爲帝眞宗

【涵煦】：涵は、水にてひたすこと、煦は、日にて煖むること、【銷鋒灌燧】：兵器を銷毀し、烽燧に水を灌ぎて、火を消すこと、世の治まりて、武備を弛ぶることをいふ、【社首】：山の名、【禪】：遷なり、天子は七廟を立つ、親盡くる者は、之を遷す、一唯其功德ある者は、百世と雖も遷さず、故に不祧の廟といふなり、眞宗皇帝は、統を繼ぎ、業に遵ひ、太陽と雨露との萬物を養育する道を以て、生民を蕃息(ふやす)ことせしめ、天地の萬類を并容徧覆する道を以て、異類(夷狄をいふ)までを援(なれ)服せしめたまふ、蓋し天寶(唐の玄宗の年號)の末に、宇内の板蕩(亂ること)せしより以來、真人(太祖をいふ)の世に出でたまひて、天下平かなる後に及びても、西北の虜(西夏、契丹のこと)は猶聞(ひそかに)に邊を闢(へり)り、景德(眞宗の年號)の時に至るまで、已に二百五十餘年に及びて、是の時、契丹は始めて和睦を講じ、趙德明(西夏の君)も、亦朝廷の約束を受け、而して天下は始めて太平無事となり、兵器を銷し、烽燧を滅し、雞鳴犬吠の警戒なくして、以て今日に至れり、故に是時に於て、遂に泰山に封じ、社首に禪し、以て功德を上帝に薦告し、以て明かに萬世不祧の廟たることを示されたり、是乃ち帝者の眞宗たる所以なり、(此は、眞宗の功德を贊せるなり、)

仁宗皇帝寬仁慈恕虛心納諫慎注措謹規矩早朝晏退無一日之懈在位日久明於羣臣之賢不肖忠邪選用政事之臣委任責成然公聽竝觀以周知其情僞其用舍之際一稽於衆故任事者亦皆警懼否輒罷免世以謂得馭臣之體

【注】仁宗皇帝は、寛仁慈恕として、御心のゆるやかに御情ある御方にて、御心を虚しくして、謙を馳せ納れたまひ、措置を慎み、規矩を謹みたまひ、朝早くより出御ありて、晏（おそ）く入御になり、一日たりとも懈りたまふことなし、御位に在らせらるゝこと日久しければ、羣臣の賢不肖忠邪を明に知り召され、政事の臣を御選用ありて、諸事御打合せになり、其成功を賞めたまふ、然れども、公やけに聴き、並べ観て、以て周く其誠と偽とを知りたまひ、其人を用合するには、一に衆心の歸向如何を考へて處置したまふことゆゑ、事に任ずる人々も、亦皆警め懼れて、取て不法を働く者なし、若し左なき者に於ては、直に役儀を罷免せらる、世以謂へらく、臣下を駕御する體を得たまへりと。

春秋未高、援立有德、傳付惟允、故傳天下之日、不陳一兵、不宿一士、以戒非常、而上下晏然、殆古所未有、其豈弟之行、足以附衆者、非家施而人悅之也、積之以誠心、民皆有父之尊、有母之親、故棄羣臣之日、天下聞之、路祭巷哭、人人感動歔歔、其得人之深、未有知其所由然者、故皇祖之廟、爲宋仁宗。

御年も未だ高からざるに、は有徳の君（英宗をいふ）を援立して、儲君と定められ、國家を傳付する思召は、一に誠意より出でさせられたれば、天下を御渡す日にも、一兵を陳ね、一士を宿せしめて、以て非常の用心をすることもなくして、上下は晏然として無事なりしこと、殆んど古にも其例未だ有らざる所なり、其豈弟（やはらぐ）の御所行の、以て衆心を懐くるに足るものは、家ごとに施して人ごとに之を悦ばしむるにはあらずして、積むに誠心を以てせられたることなれば、民は皆父の如くに之を尊び、母の如くに之を親みたり、故に其羣臣を棄てさせられし日（崩御のこと）をいふ、一には、天下之を開きて、路に祭り、巷に哭し、人々みな感動歔歔（すゝりなき）せり、其人心を得たまふことの深きことは、其何に由りて斯くありたるか、其譯を知る者だにもあらざりき、故に皇祖の廟を宋の仁宗と名づけられたり、（此は、仁宗の徳深の人に及ぶことの深きを述ぶ。）

英宗皇帝、聰明睿智、言動以禮、上帝眷相、天命所集、而稱疾遜避、至於累月、自踐東朝、淵默恭慎、無所言議、施爲而天下傳頌稱說、德號彰聞、及正南面、勤勞庶政、每延見三事、省決萬幾、必咨詢舊

章、考求古義、聞者惕然、皆知其志在爲、雖早遺天下、成功盛烈、未及宣究、而明識大略、足以克配前人之休、故皇考之廟、爲宋英宗。

【東朝】…東宮をいふ、【三事】…三公をいふ、詩の小雅雨無正の篇に、三事大夫、無敢夙夜の句あり、英宗皇帝は、聰明睿智に渡らせられ、言語動作、共に禮を以てせられたれば、上帝は眷相（目をかくること）せられて、天命の集まる所なるにも拘はらず、御身は謙遜したまひて、御病氣なりとて、御辭退になり、幾月も其儘に送りたまへり、東宮に立たせたまひてより後は、淵默恭慎にして、言議施爲せらる、所なかりしかど、天下は御徳を傳頌稱說して、善き御略を申合へり、南面の御位を正さるゝに及びては、庶政を勤勞したまひ、何時もながら、三職の人々を引付け、萬幾の政を聽決せらるゝにも、御勝手に遊ばされずして、必ず舊章（ふるきおきて）を諮詢し、古義を考求せられたれば、聞く者は惕然として、皆其爲の御志あることを知りたり、御早世遊ばされたがために、其成功盛烈は、未だ世に宣（のべ）究むるに及ばずと雖も、而れども、其明識大略は、以て克く前人の美に配するに足れり、故に皇考の廟を宋の英宗と名づけられたり、（此は、英宗の諱略をいふ。）

陛下聖神文武、可謂有不世之天姿、仁孝恭儉、可謂有君人之大德、憫自晚周秦漢以來、世主率皆不能獨見於衆人之表、其政治所出、大抵踵襲卑近、因於世俗而已、於是慨然以上追唐虞三代、荒絶之迹、修列先王法度之政、爲其任在己、可謂有出於數千載之大志。

陛下（神宗をいふ）には、聖神文武の御徳を備へさせられたれば、世に珍しき御性質ありとも申し奉るべし、又仁孝恭儉の御所行を履ませられたれば、人に君たる御大徳ありとも申し奉るべし、晚周、秦、漢以來の世主の率皆衆人の表に立ちて、遠く見渡す程の識力を有すること能はず、其政治の出づる所、大抵は卑近の説を踵襲して、世俗に従ふのみなるを憫みたまふ、是に於て、慨然として、上唐、虞、三代の遙か昔に仕置かれたる遺跡を追ひたまひ、先王達の立て置かれたる法度の政を修むることを以て、其任己に在りと思召されたり、數千載の上に出づる御大志ありとも申し奉るべし、

變易困循號令必信使海內觀聽莫不奮起羣下遵職以後爲羞
 可謂有能行之效今斟酌損益革弊興壞制作法度之事日以大
 備非因陋就寡拘牽常見之世所能及也繼一祖四宗之緒推而
 大之可謂至矣

【一祖四宗】太祖太宗真宗仁宗英宗をいふ、

因循なる政を變易し、號令を施すことは、必ず信にし、海内をして觀聽して奮起せざることをなからしむ、羣下職に遵ひ、後を以て羞となす程なり、能く其號令を執行する效（しるし）ありと申すべし、今日古制を斟酌損益して、弊を革め、壞を興し、法度を制作する事は、日々に大に備はれり、卑陋尊約の説に因り就きて、尋常の識見に拘牽せらるゝ世の中、能く及ぶべき所にてはなし、一祖四宗の成し置かれたる大業の緒（いとぐち）を繼がせられて、推して之を大にしたまふこと至れりと申すべきなり、（此は神宗の革新の政を述ぶ）以上第三段、何義門曰く、以上は較（や）主徳を論ず、以下又立國の道、一として前世より盛んならざるなきことを論ずと、

蓋前世或不能附其民者刑與賦役之政暴也宋興以來所用者
 鞭扑之刑然猶詳審反覆至於緩既縱之誅重誤入之辟蓋未嘗
 用一暴刑也田或二十而稅一然歲時省察數議寬減之宜下蠲
 除之令蓋未嘗加一暴賦也民或老死不知力役然猶憂憐惻愴
 嘗謹復除之科急擅興之禁蓋未嘗興一暴役也所以附民者如
 此

蓋し前世の或は其民を懐くこと能はざる者は、刑罰と租税と夫役との政の暴なるゆゑなり、宋興りて以來、用ゐる所は、たゞ鞭扑（むちうち）の刑のみなり、去りながら、それすら詳審反覆として、吟味の上に吟味して、一旦縱りしる罪は、故さらに再び之を罪するをせず、又過誤にもせよ、無罪の者を刑に落したる、不調法の咎め重くするに至れり、斯く刑罰に心を用ゐて、未だ一の暴刑を用ゐたるをあらざるな

り、又田地は、收穫の二十分の一を租税と定められたり、去りながら、それすら歲時の折々に省察して、數に減租の事宜を議し、又は一切免租の令を下されしとあり、斯く賦斂に心を用ゐて、未だ嘗て一の暴賦（きびしき年貢）を加へたることなきなり、又人民の中には、年寄るまでも夫役の事を知らぬ者あり、去りながら、それすら憂憐惻愴として、あはれみいたはりて、常に免役の科條を謹み、擅に兵役を興す禁令を嚴にせり、斯く夫役に心を用ゐて、未だ嘗て一の暴役を興したるとなきなり、其人民を懐く所以の者は、此の如し、（此一節は、刑罰、租税、夫役を寛にすることをいふ）

前世或失其操柄者天下之勢或在於外戚或在於近習或在於
 大臣宋興以來戚里宦臣曰將曰相未嘗得以擅事也所以謹其
 操柄者如此

さて又前世の或は其政權を失ひたる者は、天下の勢、或は外戚に在り、（前漢是なり）或は近習に在り、（後漢、唐などは是なり）或は大員に在り、（東晉、南北朝、五代是なり）宋興りて以來、戚里といひ、宦官といひ、將といひ、相といふ者など、未だ嘗て事を擅にせし例あらず、其政權を謹む所以の者は、此の如し、（此一節は、政權を把ることを言ふ）

而況輯師旅於内天下不得私尺兵一卒之用畀藩服於外天下
 不得專尺土一民之力其自處之勢如此

而るを況んや、師旅を内に取り纏めて、天下は尺兵一卒の用だも私することを得ず、藩服を外に委任して、天下は尺土一民の力だも專にすることを得ず、其自ら處る勢は、此の如し、（此一節は、天下の勢力を總ぶることを言ふ）

至於畏天事神仁民愛物之際未嘗有須臾懈也其憂勞者又如此

然かのみならず、天を畏れ、神に事へ、民を恵み、物を愛する際に至りては、未だ嘗て須臾（しばらく）も懈怠せらるゝことあらず、其天下を憂へ勞（いた）はりたまふと、又此の如し、（此の一節は、政事を勤むるをいふ）

蓋不能附其民而至於失其操柄又怠且忽此前世之所以危且

亂也民附於下操柄謹於上處勢甚便而加之以憂勞此今之所
以治安也

蓋し前代の時、其民を懐くること能はずして、其政權を失ひ、剩さへ怠惰忽慢に至れる者は、此れ其邦の危くして且つ亂るゝ所以なり、民は下に懐き、政權は上に謹み、勢に處ると甚だ都合よくして、之に加ふるに、天下を受へ勞りたまふことを以てす、此れ今の世の治安なる所以なり、此一節は、上の四項を總べて、一收束をなせるなり、以上第四段、梅亭曰く、前文を總承して、本朝の盛んなる所以、前世の衰ふる所以を推原し、歴々形起す、脉絡極めて細なり、たゞ本朝を推崇せんとの體あるのみならずと、

故人主之尊意諭色授而六服震動言傳號渙而萬里奔走山巖窟穴之民不待期會而時輸歲送以供其職者惟恐在後航浮索引之國非有發召而羸齋橐負以致其贄者惟恐不及西北之戎投弓縱馬相與祗服而戲豫東南之夷正冠束衽相與挾册而吟誦至於六府順敘百嘉鬯遂凡在天地之內含氣之屬皆裕如也

【六服】：侯、甸、男、采、衛、蠻をいふ、服とは、服し事ふる義なり、【號渙】：渙は、散なり、易に渙汗其大號と見ゆ、詔命の四方に傳はるをいふ、【航浮索引】：海外の諸國は、船を浮かべて渡り、山阻通ぜざる地は、繩索を引きて度るなり、【羸齋橐負】：羸は、籠なり、橐は、袋なり、【祗服而戲豫】：祗は、敬なり、豫は、樂なり、他本には、或は祗服を袷服に作る、【吟】：吟の古文なり、【六府】：水、火、金、木、土、穀をいふ、六つの者は、財用の由りて出づる所、故に府といふなり、【順敘】：水は以て火を制し、火は以て金を煉り、金は以て木を治め、木は以て土を樂し、土は以て穀を生ずるをいふ、【百嘉鬯遂】：嘉は、善なり、鬯は、暢と同じ、遂は、成なり、百物の嘉すべきもの、皆暢成するなり、【含氣之屬】：生類をいふ、

蓋遠莫懿於三代近莫盛於漢唐然或三四世或一二世而天下之變不可勝道也豈有若今五世六聖百有二十餘年自通邑大都至於荒陬海聚無變容動色之慮萌於其心無援枹擊柝之戒接於耳目臣故曰生民以來未有如大宋之隆也

【懿】：美なり、【五世六聖】：太祖より、神宗に至るまで、六代なり、而して太祖、太宗は、兄弟なり、故に一世として數へたるなり、大蘇の表忠觀碑に、三世四王といへると同例なり、【海聚】：聚は、聚落（むら）なり、

竊觀於詩其在風雅陳太王王季文王致王迹之所由與武之所由繼代而成之興則美有假樂鳧鷖戒有公劉洵酌其所言者蓋農夫女工築室治田師旅祭祀飲尸受福委曲之常務至於兔置之武夫行修於隱牛羊之牧人愛及微物無不稱紀所以論功德者由小以及大其詳如此後嗣所以昭先人之功當世之臣子所以歸美其上非徒薦告鬼神覺悟黎庶而已也

【假樂是篇】：竝に大雅の篇の名、序に曰く、假樂は、成王を嘉するなり、魯の君子能く盛を持し、成を守り、神祇祖考之を安樂するなりと、【公劉洞酌】：竝に大雅の篇の名、召康公の成王を戒めたる詩なり、【免置】：國風の篇の名、置は、晋(あみ)なり、免置の詩に、越々(たけき)武夫、(ものふ)公侯干城といふ句あり、此詩は、文王の教化國內に行はれ、野人までも用ゐるべき才あるをいひたるなり、【牛羊之牧人】：大雅の行葦篇をいふ、牧(あつまれる)彼行葦、(みちばた)のあし、牛羊勿(踐履)といへる句あり、鄭箋に曰く、道傍の葦など、牛羊を牧する者も、之を踐履折傷せしめず、草物の方に茂盛にして、其將に終に人の用とならんとするを以て、周の先王此がために之を愛せるなりと、

【臨】：詩を觀るに、其風雅に在りては、太王、王季、文王の王者の治迹を致したる由來と、武王の繼ぎて王たる所以とを陳べたり、而して成王の興るには、之を美(よみ)するに假樂、魯の篇あり、之を戒むるに、公劉、洞酌の篇あり、其言ふ所の者は、蓋し農夫女工(はたおたり)などの室を築き田を治めなどすること、師旅を興し、祭祀を修め、尸(かみしろ)に飲ましめ、福を受くる、ことなどの委曲(こまか)なる常務より、免置を張る武夫の行の隱居の間に修まり、牛羊を牧する農夫の仁愛の心の草木の微物に及べることに至るまで、一々稱せざるはなし、其功德を論ずる所以は、小よりして大に及ぼす、其詳なること此の如し、皆是れ後嗣の人々の先人の功を昭(あきら)かにする所以なり、當世の臣子の美を其上に歸する所以なり、徒らに鬼神に薦告し、黎庶を覺悟せしむるのみには非ざるなり、

書稱勤之以九誥、俾勿壞、蓋歌其善者、所以興其嚮慕興起之意、防其怠廢、難久之情、養之於聽、而成之於心、其於勸帝者之功、美昭法戒於將來、聖人之所以列之於經、垂爲世教也、

【書稱】：書經の大禹謨の篇の詞なり、【九誥】：誥は、歌と同じ、九歌とは、九功の徳皆歌ふべき程の功あるをいふ、九功とは、六府三事の功をいふ、六府とは、土、木、金、石、土、穀の功の已に修まるをいふ、三事とは、正徳、利用、厚生、の三者は、人事の當に爲すべき所なるをいふなり、

今大宋祖宗興造功業、猶太王王季文王陛下承之以徳、猶武王成王而羣臣之於考次論撰、列之簡冊、被之金石、以通神明、昭法戒者、闕而不圖、此學士大夫之過也、

以下本事に入る、主意此に在り、今大宋の祖宗の功業を興造せられたること、猶太王、王季、文王の如し、陛下の之を繼がせらるゝに徳を以てしたること、猶武王、成王の如し、而るに、羣臣の其功徳を考次論撰して、之を簡冊に列し、之を金石に被らせて、以て神明に通せしめ、法戒を昭かにすること、に於ては、一向に闕けて圖らざるは、(もくろまぬ)こと、此れ學士大夫の過失なり、

蓋周之徳盛於文武、而雅頌之作、皆在成王之世、今以時考之、則祖宗神靈固有待於陛下、臣誠不自揆、輒冒言其大體、至於尋類取稱、本隱以之顯、使莫不究悉、則今文學之臣、充於有位、惟陛下之所使、

蓋し周の徳は、文王、武王の時に盛んなれども、雅頌の作は、皆成王の世に在り、今時世を以て之を考ふるに、祖宗の神靈は、固より陛下の作らせらるゝを待たせられたるなり、是れ臣が誠にして自己の力をも揆らずして、輒しく其大體を差越して申上げたる所以なり、事の類を尋ねて其稱謂を定め、其隱微に本づきて、其顯功に之を、功徳のあらん限りを究め悉きざることなからしむるに至りては、今の文學の臣、有位に充ちたる者も多ければ、惟陛下の思召通りに使はせらるゝが宜しからん、

至若周之積仁累善、至成王周公爲最盛之時、而洞酌言皇天親有徳、饗有道、所以爲成王之戒、蓋履極盛之勢、而動之以戒懼者、明之至、知之盡也、如此者、非周獨然、唐虞至治之極也、其君臣相飭、曰兢兢業業、一日二日萬幾、則處至治之極、而保之以祇慎、唐虞所同也、

至若(しかのみならず)周の仁を積み、善を果ぬること、成王、周公に至りては、最も盛んなる時なり、而れども、洞酌の詩に、皇天は有徳を親み、有道に饗(う)くと言へるは、以て成王の戒とせし所なり、蓋し極めて盛んなる勢を履みて、之を動かすに戒懼を以てせる者は、明の至

り、智の盡せるなり、此の如き者は、周のみ獨り然るには非ず、唐、虞は至治の極なれども、其君臣相飭(いまし)めて曰く、兢兢業々と戒慎恐懼しつゝ、一日二日の間に生ずる萬幾の政に接すべしと、されば至治の極に處て、之を保するに祇慎を以てすることば、唐、虞の共に同じくする所なり、

今陛下履祖宗之基、廣太平之祚、而世世治安、三代所不及、則宋興以來、全盛之時、實在今日、陛下仰探皇天、所以親有德、饗有道之意、而奉之寅畏、俯念一日二日萬幾之不可以不察、而處之以兢兢、使伏光美實、日新歲益、闕遠崇侈、循之無窮、至千萬世、永有法則、此陛下之素所蓄積、臣愚區區愛君之心、誠不自揆、欲以庶幾詩人之義也、惟陛下之所擇、

今陛下には、祖宗の基業を履ませられ、太平の福祚を廣めさせられつゝ、而して世々治安なることは、三代も及ばざる所なり、されば宋興りて以來、全盛の時は、實に今日に在り、陛下には、宜しく仰ぎては皇天の有徳を親み、有道に饗する意を探りたまひて、之を奉じたまふこと寅畏(つゝしみおそる)なるべく、俯しては、一日二日の間に生ずる萬幾の察せざるべからざることを念ひたまひて、之を處したまふこと兢兢たるべし、伏光美實(世に顯はれぬ功徳を、いふ)をして、日に新たに歳に益し、闕遠と遠くひろがり、崇侈と高く大にして、御子孫も之に循り、千萬世に至るまで、永く法則あらしめたまへ、此れ陛下の素より蓄積あらせられたる御徳なり、臣愚が區々として君を愛する心、誠に自ら其才力をも揆らず、昔の詩人の雅頌を作りて、其君を稱揚せし義を庶幾(こひねが)ばんと欲するなり、惟陛下擇ばせたまへ、以上第七段、此段本題に歸らず、古を引きて規を進む、周公、召公の進言の遺意を得たり、
【儲同人評】美を前にし、戒を後にす、奏疏中獨り一格を創む、其深厚なることは、匡、劉(匡衡、劉向、竝に西漢の人)に遇れり、而して又廓(はがらか)にして之を大にす、此れ宋文の極盛にして、歐、蘇も爲すこと能はざる所なり、
【沈評】經術に原本し、氣質醇厚なり、宜しく筆を下す時には、劉向あるをも知らず、韓愈にも論なかるべきなり、同じく是れ二典(堯典、舜典)を點竄(けしなほす)し、雅頌を塗改せし文なれども、韓は采賄なり、(平)淮西(碑)を云ふ、曾は温醇なり、各々其極に造る、○長篇の文字は、最も筋節肉緩(くさびのゆるむこと)なり易し、此は文中節々關鎖(しまり)あり、層々提挈(あちこち)に規則あること、脈絡關通し、絶えて體緩の病なし、學者宜しく心を究むべし、

福州上執政書

此文は、公年六十を以て南越に宦遊す、而して老母は年八十有八、尙京師に寓食す、故に風雅に本づきて、以て己が情事を陳じたるなり、其意は、蓋京師に還り、就養を遂げんと欲するに在り、語意惻々人を動かす、凡て六段、

鞏頓首再拜上書某官竊以先王之迹去今遠矣其可概見者尙存於詩詩存先王養士之法所以撫循待遇之者恩意可謂備矣
鞏頓首再拜して、書を某官に上る、鞏に以へらく、先王之事迹は、今日を去ること遠けれど、其概略の見るべき者は、尙詩に存せり、詩に先王之士を養ふ法を存せり、之を撫循(なだめ)なていたはる、待遇(あへしらす)する所以の者、恩意備はれりと謂ふべし、(此處先づ詩の全意を提げ、下に於て之を分疏す、)

故其長育天下之材、使之成就、則如蘿蒿之在大陵、無有不遂、其賓而接之、出於懇誠、則如鹿鳴之相呼召、其聲音非自外至也、其燕之則有飲食之具、樂之則有琴瑟之音、將其厚意、則有幣帛筐篚之贈、要其大旨、則未嘗不在於得其歡心、

其人材既衆、列於庶位、則如棫樸之盛、得而薪之、其以爲使臣、則

寵其往也、必以禮樂使其光華、皇皇於遠近、勞其來也、則既知其功、又本其情而敘其勤、其以為將卒、則於其行也、既送遣之、又識薇蕨之始生、而恐其歸時之晚、及其還也、既休息之、又追念其悄悄之憂、而及於僕夫之瘁、

【補】「橫」は、白根といふ小木の名、叢生して刺とげ多し、横は、叢生するをいふ、詩の大雅に、横横の篇あり、其詞に、芄芄橫橫、薪之横之とあり、此詩は、文王の徳を詠歌せしものにて、詩の意は、芄々と盛んに茂れる横横は、之を薪として積む程多しといふとなり、其往」：小雅の皇皇者華の篇を指す、此は、使臣を遣る詩にて、其詞に云く、皇皇者華、于彼原隰、誰征夫、每懷靡及と、其意は、彼の煌々と、ひかりかやけし華は、彼の高原下隰の地に於て花咲けり、此詩々と衆多なる同勢を引連れ行く使臣は、君命を大切に思ひて常に及ばざる所あるが如しとなり、「勞其來也」：小雅の四牡の篇を指す、此は使臣の還るを勞ふ詩にて、其詞に云く、四牡騤騤、周道倭遲、懷歸、王事靡盬、我心傷悲、云々とあり、騤騤とは、行きて止まざる貌、周道とは、大路のこと、倭遲とは、回り／＼て遠きこと、靡盬とは、堅固不固なることなり、これは、君が使臣の勞苦を思ひやりたる辭にて、言ふは、四馬の騤々たるに跨りて、周道の倭遅たるを行く、豈豈とを欲せざらんや、特に王事の堅固ならざるべからざるを以て、敢て私情に徇ひて、公事を廢せず、是を以て、内に顧みて傷悲せるなりといふことなり、「本其情而敘其勤」：此四牡の詩に、豈不懷歸といひ、我心傷悲といへるは、是れ皆君が其使臣の情を推して、詞を設けたるにて、使臣自ら謂ふにはあらず、故に本其情とはいひたるなり、「於其行也」：小雅の采芣の篇を指す、此は、成役の將卒を遣る詩なり、其詞に云く、采芣采芣、微亦作止、日歸日歸、歲亦莫止とあり、其意は、今春出戌の時、微(せんまい)を採りて以て食ふに、薇は正に生(お)ひたるが、明年の冬歸らん頃には、歲も暮るであらうといふことなり、「及其還也」：小雅の出車の篇を指す、其詞に憂心悄悄、僕夫況(こゝに)瘁(やむ)の句あり、

當此之時、后妃之於內助、又知臣下之勤勞、其憂思之深、至於山脊石硯、僕馬之間、而志意之一、至於雖采卷耳、而心不在焉、蓋先王之世、待天下士、其勤且詳如此、故稱周之士也、貴、又稱周之士也、肆、而天保亦稱君能、下下以成其政、臣能歸美、以報其上、其君臣上下相與之際、如此、可謂至矣、

【補】「后妃之於內助」云々：國風卷耳篇を指す、其序に云く、卷耳は、后妃の志なり、又當に君子を輔佐して、賢を求め、官を審にし、臣下の勤勞を知るべしと、后妃とは、周の文王の后妃なり、「山脊石硯僕馬」云々：上の卷耳篇の四章に、陟彼硯矣、我馬瘠(やむ)矣、我僕痡(やむ)矣といふ句あり、硯は、石山の土を載けるをいふ、卷耳は、草の名、同篇の首章に、采采卷耳、不盈傾筐、嗟我懷人、實被周行の句あり、周行は、大道なり、道傍に生ずる卷耳を採摘するに、傾ける筐(はこ)に盈つに至らず、嗟々我れ臣下の勤勞を思へば、なかく、卷耳を摘み採ると、ろではなく、其筐も、彼の大道に含み忘るゝ程なりといふことなり、「故稱周之士也貴」云々：揚子法言五百篇に、周之士也貴、秦之士也賤、周之士也揚、秦之士也拘とあり、注に、肆とは、仁義の間に優游するなり、「天保」：小雅の篇名、「亦稱云々」：小序の語なり、朱子云く、人君鹿鳴以下の五詩を以て、其臣を燕するるとき、臣の賜ものを受くる者、此詩を歌ひて、以て君に答ふるなり、言ふは、天の我が君を安定し、之をして福を獲しむること此の如しとの意なり、

【補】此時に當りて、后妃は内に在りて、文王の政を助けて、又臣下の勤勞を知りて、其憂思の深きことは、山脊石硯に登りて、以て思望し、僕馬も病みて進まざるに至る、而して其志意の一なることは、卷耳(なもみ)の草を摘みながら、心は此に在らざるに至る、蓋先王の世には、天下の士を待つことの勤め且つ行届きたること此の如し、故に揚子法言にも、周の士は貴しと稱し、又周の士は肆(のびやか)なりとも稱せり、而して天保の詩にも、亦君が能く其臣下に下りて、以て其政を成したれば、臣も能く美を上に歸して、以て之に報ゆることを稱せり、其君臣上下の相與する際は、此の如し、至れりと謂ふべし、以上第一段、詩を引徴して、先王の士を養ひ、之を撫循待遇する意は、詩に因りて概見すべきことを見はす、下段特に四牡の詩に就きて、上の人の使臣を勞ふことを擧げて、自己の情事を引出だす、

所謂必本其情而敘其勤者、在四牡之三章、曰、王事靡盬、不遑將父、四章、曰、王事靡盬、不遑將母、而其卒章、則曰、豈不懷歸、是用作詞、將母來、諗、釋者以謂、諗、告也、君勞使臣、叙述其情、曰、豈不誠思歸乎、故作此詩之詞、以養父母之志、來告其君也、既休息之、而又追敘其情如此、

さて上にも申したる通り、必ず其情に推し本づきて、其勤勞の狀を陳ぶと申したるは、四牡の詩の第三章の句に、王事靡盬、不遑將父とあり、此は、上の御用向を大切に存じ、粗略なき様に勤め、家に在る父を養ふ暇になしとなり、第四章にも、王事靡盬、不遑將母とあり、此は、同様に母を養ふ暇なかりし由を云ひたるなり、而して其卒章に、豈不懷歸、是用作福、將母來諒、つぐとあり、注釋を作す者謂へらく、諒とは、告なり、君が使臣を勞ふに、其本人の情を酌みて、之を敘述して申さる、標、豈誠に家に歸ることを思はざらんや、故に此詩の歌を作り、父母を養ふ志を以て、來りて其君に告ぐるなりとなり、此詩は、使臣の御用を濟まして、歸朝せし者を、既に之を休息せしめたる上にて、又其父母を念ふ情を追敘せること此の如きなり、

絲是觀之、上之所以接下、未嘗不恐失其養父母之心、下之所以事上、有養父母之心、未嘗不以告也、其勞使臣之辭、則然而推至於成役之人、亦勞之以王事靡盬、憂我父母、則先王之政、即人之心、莫大於此也、

【釋】：由に同じ、推至於成役之人、小雅秩杜の篇をいふ、王事靡盬、憂我父母、は、秩杜の第三章の詞なり、是に由りて之を觀るときは、上の下に接する所以の意は、未だ嘗て其父母を養ふ心を失はんことを氣遣はぬこととてはなし、下の上に事ふる所以の道も、父母を養ふ心あれば、未だ嘗て告げぬこととてはなし、其使臣を勞ふ辭は、斯様なれども、之を推して成役の人にまで及ぼし、亦之を勞ふに、王事には粗略なれども、家に在る父母には、いたく心配を掛けさせたることをもて、之を慰めたり、されば先王之政は、人心に本づくこと、此より大なることなきなり、以上第二段、先王之政は、人情に本づく、王事を重んずと雖も、父母の養を失はしめざりしことをいふ、

及其後世、或任使不均、或苦於征役、而不得養其父母、則有北山之感、鴉羽之嗟、或行役不已、而父母兄弟離散、則有陟岵之思、詩人皆推其意、見於國風、所謂發乎情、止乎禮義者也、

【北山之感】：詩の小雅北山篇をいふ、大夫行役に苦みて、此詩を作りしなり、其句に大夫不均、我從事獨賢といひ、又或燕燕居息、或盡瘁事國、或息偃在牀、或不已于行など云ふ、所謂任使の不均を怨む意なり、【鴉羽之嗟】：詩の唐風鴉羽篇をいふ、此は、民征役に苦みて、父母を養ふことを得ざることを悲めるなり、其句に、王事靡盬、不遑將父母何怙、云々とあり、【陟岵之思】：詩の魏風陟岵篇をいふ、孝子役に行きて、其親を忘れず、故に山に登りて、以て親の居る所を望む詩なり、其句に、陟彼岵兮、瞻望父兮、又陟彼岵兮、瞻望母兮、又陟彼岡兮、瞻望兄兮、云々とあり、

伏惟吾君有出於數千載之大志、方興先王之治、以上繼三代、吾相於時、皆同德合謀、則所以待天下之士者、豈易於古、士之出於是時者、豈有不得盡其志邪、鞏獨何人、幸遇茲日、

【伏して惟みるに、君が吾には、數千載の上にも出でんとする御大志ありて、方に先王之治術を興して、以て上は三代の迹をも繼がんとし、召されたり、吾が相の時に於けるも、皆君と徳を同じくし、謀を合せたれば、其天下の士を待遇する所以の者、豈古に易はらんや、士の是時に出づるもの、豈其志を盡すことを得ざる者あらんや、鞏は獨り何人にして、仕合にも、斯かる芽出度御世に出遇ひたる者ぞ、

鞏少之時、尚不敢飾其固陋之質、以干當世之用、今齒髮日衰、聰明日耗、令其至愚、固不敢有微進之心、況其少有知邪、轉走五郡、蓋十年矣、未嘗敢有半言片辭、求去邦域之任、而冀陪朝廷之儀、此鞏之所以自處竊計、已在聽察之日久矣、今輒以其區區之腹心、敢布於下執事者、誠以鞏年六十、老母年八十、有八、老母寓食京師、而鞏守閩越、仲弟守南越、二越者、天下之遠處也、於著令、有一人仕於此二邦者、同居之親、當遠仕者、皆得不行、鞏固不敢爲

不肖之身求自此於是也。顧以道里之阻既不可御老母而南則非獨省晨昏承顏色不得效其犬馬之愚至於書問往還蓋以萬里非累月踰時不通此白首之母子所以義不可以苟安恩不可以苟止者也。

鞏の少かりし頃すら尙敢て其困陋の持前を取り繕ひて當世の御用に立たんとを求めざりしを今は齒髪も日に衰へ耳目も日に弱り果てたり好しや其至愚にもせよ因より敢て進まんことを微(もと)むる心はあらざるべきを況して少しは物の道理を辨へたるに於てや五郡(越、齊、襄、洪、福)の五州をいふに轉走すると蓋し十年の間なれども未だ嘗て敢て半言片辭たりとも邦城の任(地方官のこと)を去らんことを求めて朝廷の御儀式に陪せんことを冀はず此れ鞏が自ら其身を處する所以なり竊に計るに此事は已に御職察に入りたること久しからんと存じたれど今輒ち其區々たる腹心を以て下執事に布陳する者は誠に以(おも)へらく鞏の年は六十歳になり老母の年は八十八歳なり老母は京都に假住まひして暮らし居るに鞏は閩越の地に奉職し仲弟は南越に奉職せり此二越は天下に於て最も遠き場所なり法令に於ても父子兄弟の内一人此二邦に住居する者あれば一家の親屬中遠地の任を仰付けらるゝ者ありても御免を願ふことを得る例規あり鞏は固より敢て不肖の身を以て自ら是に比せんとは求めざれども願ふに道里の遠く阻(へだ)たり居るを以て既に老母に侍して南する譯にも參らずたゞ朝夕の機嫌を自ら顔色を視て己が犬馬の愚を效(いた)すことを得ざるのみならず書狀の往復に至りても蓋し萬里の遠きを以てす月を累ね時を踰ゆるに非ざれば通ぜず此れ白首の母子兩人が義に於ても苟も安んずべからず恩に於ても苟も止むべからざる所以なり以上第四段陳情の本意此一面に在り前段に引けるは正に此がために案を設けたるなり

方去歲之春有此邦之命鞏敢以情告於朝而詔報不許屬閩有盜賊之事因不敢繼請及去秋到職閩之餘盜或數十百爲曹伍者往往蟻聚於山谷桀黠能動衆爲魁首者又以十數相望於州縣閩之室閩莫能寧而遠近聞者亦莫不疑且駭也

去年の春頃此邦の在勤を命ぜられし時鞏敢て情願の筋を朝廷に申立てたれど御沙汰ありて御職届にならざりき折しも閩に盜賊の事ありたれば其まゝに打過ぎ敢て引續きて願立てざりき去秋任地に到るに及びて閩の餘盜或は數十百人組々をなして往々山谷に蟻集し其中桀黠(わるつよきこと)にして能く多人數を引廻し魁首(かしら)と呼べる者又何十と數ふる程ありて州縣此處彼處に

相望みれば閩の家々町々は勿論落付きたる心なく遠近の風聞を得ふる者も亦疑ひ且つ駭かざるはなし

州屬邑又有出於饑旱之後鞏於此時又不敢以私計自陳其於寇孽屬前日之屢敗士氣既奪而吏亦無可屬者其於經營既不敢以輕動迫之又不敢以少縱玩之一則諭以招納一則戒以剪除既而其悔悟者自相執拘以歸其不變者亦爲士吏之所係獲其魁首則或縻而致之或殲而去之自冬至春遠近皆定亭無枹鼓之警里有室家之樂士氣始奮而人和始洽至於風雨時若田出自倍

州の屬邑中には此事件が又饑旱の後に發生したる者もありされば鞏は此時に於て又敢て私計を以て自ら陳せず其寇孽(わざはひ)に對しては前日屢(しばしば)敗れて士氣既に奪はれ而して役人とても誰一人事を屬すべき者なき時に出遇ひたれば其事を經營(はからふ)するに於ては既に敢て輕(軽く)兵を動かして之に迫るともせず去りとて又少しにても縱(ゆる)めて寇を玩ぶこともせず一は諭すに招納を以てし一は戒むるに剪除を以てせり願て其悔悟する者等は自分から執はれ人となりて降参し其改心せぬ者も矢張兵士や役人の手に繋がれて生捕となり其魁首は或は縻(つな)ぎて之を致し或は殲(つ)して之を去り冬より春に掛けて遠近とも皆定まり宿驛には枹鼓の警なく村里には室家の樂あり士氣も始めて奮ひて人和も始めて洽く風雨も順當にして田畑の作も自づと倍することになれり

今野行海涉不待朋儔市粟而來價減什七此皆吾君吾相至仁元澤覆冒所及故寇旱之餘曾未期歲既安且富至於如此鞏與斯民與蒙其幸方地數十里既無一事繫官於此又已彌年則可以將母之心告於吾君吾相未有易於此時也

今は野を行き海を渉るにも、道連れを待たず、粟を市(かひ)来るにも、其價は十分の七がた下落せり、畢竟此れ皆吾君と吾相との至仁元澤の行き渉る所なり、故に寇早の打頼きたる後、金一年も立たぬ間に、世は既に安くして且つ富めること此の如きに至れり、粟と斯民と其幸を蒙り、地方數十里の間、最早何事もなく治まりぬ、其後も、官のために此に繋がれ居ること、又はや年を彌れり、されば母を養ふ私情を以て吾君と吾相とに告げ参らすべきことば、未だ此時より易きとはあらざるなり、以上第五段、寇賊已に平らき、州事已に固なれば、以て前請を申さぬべきを言ふ、

伏惟推古之所以待士之詳、思勞歸之詩、本士大夫之情、而及於其親、逮之以即乎人心之政、或還之闕下、或處以閑曹、或引之近畿、屬以一郡、使得諧其就養之心、慰其高年之母、則仁治之行、豈獨昏愚得蒙賜於今日、其流風餘法、傳之永久、後世之士、且將賴此以無北山之怨、鴛羽之譏、陟帖之歎、蓋行之甚易、爲德於士類者甚廣、惟留意而圖之、不宣、

【勞歸之詩】：四壯篇をいふ、上に出づ、(即乎人心之政)：人情に就き徇ふ政にて、父母の養を遂げしむることをいふ、上文の即人之心の句に應ず、(或處以閑曹)：或の字疑らくは衍ならん、

伏して惟みるに、今日若し古の先王の士を待遇する所以の詳なることを推し、君の使命を済まして歸京したる者を勞ふ時は、士大夫の情に本づきて、其親にまて言ひ及ぼし、之に推し逮はすに、人心に徇ふ政を以てしたる意を思はれて、或は之を闕下に還して、處くに閑曹(ひまな役)を以てし、或は之を近畿に引きて、屬するに一郡を以てし、其父母を就養せんと欲する心を諧(かな)へて、其高年の母を慰むることを得しめられなば、仁治の行はるゝことは、豈獨り昏愚の拙者一人の賜ものを今日に蒙ることを得るのみならず、其流風餘法は、之を永久に傳へて、後世の士も、且に將に此に賴りて以て北山の怨もなく、鴛羽の譏もなく、陟帖の歎もなからんとす、蓋し之を行はるゝことは、いと易きとにて、士類の爲めに徳となるは、甚だ廣からん、惟意を留めて之を圖られたし、不宣、以上第六段、

【沈評】詩の風雅に本づきて、以て情を陳ぶ、往復軒餘、(文の委曲なるを)蘊藉深厚、(意の柔かなるを)匡、(劉)前疏の儲評を看よ、の遺風あり、

寄歐陽舍人書

此文は、歐陽永叔の子固の祖父の爲めに墓の銘を書きたるを謝する書なり、其意は、墓の銘を託するは、唯其人を難しとす、苟も其人を得ば世に傳ふるとは疑なからんといふに在り、凡て六段、

鞏頓首再拜、舍人先生、去秋人還、蒙賜書及所撰先大父墓碑銘、反覆觀誦、感與慚并、夫銘誌之著於世、義近於史、而亦有與史異者、蓋史之於善惡、無所不書、而銘者、蓋古之人有功德材行志義之美者、懼後世之不知、則必銘而見之、或納於廟、或存於墓、一也、苟其人之惡、則於銘乎何有、此其所以與史異也、

鞏頓首再拜して、舍人先生に申上げます、去年の秋、使の者罷り歸りて、御手紙と御撰下されたる先大父(祖父のと)の墓碑の銘とを頂戴したれば、何處も繰返しつゝ、拜見せしが、有難くもあり、愧かしくもあるなり、總じて銘誌の世に著はるゝは、其義は史に近けれども、亦史と異なる者あり、蓋し史は人の善惡に於ける、何事も書かざる所なければども、銘は左にあらざ、蓋し古人に功德材行志義の美なる者ありて、後世の之を知らざらんとを懼るゝとき、必ず之を銘に見はして、或は廟に納め、或は墓に存す、其意は一なり、苟も其人の惡なるときは、銘に於て何の用かあらん、此れ史と異なる所以なり、

其辭之作、所以使死者無有所憾、生者得致其嚴、而善人喜於見傳、則勇於自立、惡人無有所紀、則以愧而懼、至於通材達識、義烈節士、嘉言善狀、皆見於篇、則足爲後法、警勸之道、非近乎史、其將安近、

【嚴】：敬なり、
其辭の作は、死者をして憾む所なく、生者をして其敬を致すとを得しむ、而して善人は、傳へらるゝとを得たるを喜びて、自立するに勇み、惡人は、紀する所あるとなければ、愧ちて懼る、通材達識、(知識のすぐれたる人)又は義烈なる節士の嘉言善狀に至るまで、皆篇に見はすと

及世之衰人之子孫者壹欲褒揚其親而不本乎理故雖惡人皆務勒銘以誇後世立言者既莫之拒而不為又以其子孫之所請也書其惡焉則人情之所不得於是乎銘始不實後之作銘者當觀其人苟託之非人則書之非公與是則不足以行世而傳後故千百年來公卿大夫至於里巷之士莫不有銘而傳者蓋少其故非他託之非人書之非公與是故也

世の衰ふるに及びては、人の子孫たる者、壹もつばら其親を褒揚せんと欲して、道理に本づかず、故に惡人と雖も、皆務めて銘を勒して以て後世に誇らんとす、立言者も、斷然之を拒みて爲さざる程の者なきは、又其子孫の請ふ所なればなり、さればとて、其惡を書くは、人情の爲すに忍ばざる所なれば、據なく惡人をも褒めて書くとになるなり、是に於て、銘は始めて實ならず、後の銘を作らん者は、當に其之を託する所の人物を觀るべし、苟も之を託すると、其人に非ざるときは、之を書くと、公とはとに非ずして、以て世に行はれ傳ふるに足らず、故に千百年來、公卿大夫より、里巷の士に至るまで、銘あらざるはなれども、後世に傳ふる者は、蓋し少し、其故は他に非ず、之に託すると、其人に非ず、之を書くと、公とはとに非ざる故なり、以上第二段、此段は、銘を託するに、其人を得難きを言ふ、

然則孰爲其人而能盡公與是歟非畜道德而能文章者無以爲也蓋有道德者之於惡人則不受而銘之於衆人則能辨焉而人之行有情善而迹非有意奸而外淑有善惡相懸而不可以實指有實大於名有名侈於實猶之用人非畜道德者惡能辯之不惑議之不徇不惑不徇則公且是矣而其辭之不工則世猶不傳於

是又在其文章兼勝焉故曰非畜道德而能文章者無以爲也豈非然哉

然らば孰れを其人にして能く公とはとの道盡すべきものとするぞ、道德を畜へたるが上に、又文章を能くする者に非ざれば、逆も出來ぬ業なり、蓋し道德ある者なれば、惡人より依頼ありても、之を受けて銘するとせず、衆人に於ては、それ、其善惡の鑑定をするなり、人の行には、實際は善なれども、形迹は非なる者あり、又其意思は奸なれども、外面は淑（よ）き者あり、善惡相隔たりて、何れが實と指すべからざる者あり、實の名より大なる者あり、名の實より侈（おほい）なる者あり、人を用ゐると同じにして、道德を畜へたる者に非ずんば、いかに能く之を辯じて名實に惑はず、之を讓して私意に徇はざるものあらん、惑はず徇はざれば、公にして且つ是なる譯なり、去りながら、又其文辭が工ならざれば、世間には猶傳はらず、是に於て、其文章も兼ねて勝らねばならぬ譯なり、故に道德を畜へたるが上に、又文章を能くする者に非ざれば、逆も出來ぬ業なりと申したるは、此譯なり、なんと左様にては御座るまいか、以上第三段、此段は、銘を託すべき人を出だす、漸く歐公の身上に引入る、

然畜道德而能文章者雖或竝世而有亦或數十年或一二百年而有之其傳之難如此其遇之難又如此若先生之道德文章固所謂數百年而有者也先祖之言行卓卓幸遇而得銘其公與是其傳世行後無疑也

去りながら、道德を畜へて、文章を能くする者は、折には同時代に出づるともあれど、亦或は數十年或は一二百年目に之あるともあり、其傳ふるとの難きとは此の如く、其遇ふとの難きとも又此の如し、先生の道德文章の如きものは、固より所謂數百年目に之ある者なり、私が先祖の言行の卓々たる、幸に先生に出遇ひて、其公とはとを銘するを得たれば、其世に傳はり後に行はれんとは疑なげん、以上第四段、此段は、歐公の身上に入る、前面の多少の曲折は、皆此が爲めなり、

而世之學者每觀傳記所書古人之事至其所可感則往往盡然不知涕之流落也況其子孫也哉況鞏也哉其追歸祖德而思所以傳之之絲則知先生推一賜於鞏而及其三世其感與報宜若

何而圖之、

【盡然】…痛傷の貌、【追歸】…追慕なり、
而して世の學者は、傳記に書きたる古人の事を觀る毎に、其感すべき所に至りては、往々盡然と痛み悲みて、涕の流れ落つるにも心付かぬ程なり、況んや其子孫をや、況んや家を、其祖徳を追慕して、之を傳ふる所以の由を思へば、先生の一つの賜ものを蒙り推し與へられて、其三世にまで及ばず御厚意を知る、其心に感ずるとは、如何様に圖らひて宜しからんか、以上第五段、蔡銘の賜を謝せるなり、

抑又思若輩之淺薄滯拙、而先生進之、先祖之屯蹙否塞以死、而先生顯之、則世之魁閎豪傑不世出之士、其誰不願進於門、潛遁幽抑之士、其誰不有望於世、善誰不爲、而惡誰不愧、以懼爲人之父祖者、孰不欲教其子孫、爲人之子孫者、孰不欲寵榮其父祖、此數美者一歸於先生、既拜賜之辱、且敢進其所以然、所論世族之次、敢不承教而加詳焉、愧甚不宣、

【屯蹙否塞】…屯は、難なり、蹙は、困窮なり、否は、塞なり、不仕合をいふ、
【沈評】銘は史に近し、而して今人の作は、毎に古人に違はず、須く道徳を畜へて、文章を能くする者を俟つべしと、逐層(だんく)率き出だすと、春誠の緒を吐き、泰山の雲を出だすが如し、人をして一覽にては盡し易からしめず、

與孫司封書

孫沔字元規、仁宗の皇祐四年に、廣南の安撫使となり、秋香と俱に儂智高を討じて、之を敗る、此書は、孔宗旦の儂智高の反に先だちて其亂を豫言せし程の先見ありしにも拘はらず、限りに賊を禦ぐこと能はざる者と、賊を同じくせられたるを憫み、孫沔の之を發揚せんと欲したるなり、凡て八段、呂晚村云く、敘事實と死との兩件を以て大綱となすと、

運使司封閣下、竊聞儂智高未反時、已奮邕邑地而有之、爲吏者不能禦、因不以告、皇祐三年、邕有白氣起、廷中江水橫溢、司戶孔宗旦以爲兵象、策智高必反、以書告其將陳拱、拱不聽、宗旦言不已、拱怒、詆之曰、司戶狂耶、四年、智高出、橫山略其寨人、因其倉庫而大賑之、宗旦又告曰、事急矣、不可以不戒、拱又不從、

【司封】…爵秩を司る官名、【儂智高】…廣源州の蠻夷の首領なり、皇祐元年(綱目)に據る、此書と合はず、兵を擧げて反す、廣源は、支那の極南の地名なり、【陳拱】…時に邕の知州たり、【橫山】…恐らくは橫江ならん、智高既に反し、衆五千を率ゐて、江に沿ひて東に下り、邕州を攻む、橫江寨の守將張日新等戰死せる由、史に見えたり、
【運使司封閣下】…自ず、竊に承はる、儂智高の未だ反せざる時、最早邕邑の地を奪ひて、之を有ちたるに、吏たる者之を禦ぐこと能はず、其まゝに推し進して上申せず、皇祐三年に、邕州に白氣ありて、廷中より起り、又江水は溢れ出てたるに、司戶の孔宗旦は、兵革の起る前兆ならんとて、智高の必ず反せんことを推し料り、書に認めて、其事を將帥の陳拱に告げたるに、拱聽かず、宗旦は進んで之を言ひて已まざりしかば、拱は然りて之を詆(そし)りて、司戶は發狂したるかといひて、更に取合はず、四年に、智高は、橫山に出て、其寨(と)りて、中の人を生捕り、其倉庫の物を分取りて、大に人民に賑はしたり、此時にも、宗旦は又事急なり、用心せずばなるまじと告げたれど、拱又從はず、以上第一段、宗旦の先見を掲ぐ、

凡宗旦之於拱、以書告者七、以口告者多、至不可數、度拱終不可得意、即載其家走桂州、曰、吾有官守、不得去、吾親母爲與死、比既

行之二日、智高果反、城中皆應之、宗旦猶力守南門、爲書召鄰兵、欲拒之、城亡、智高得宗旦、喜用之、宗旦怒曰、賊汝今立死矣、吾豈可汚耶、罵不絕口、智高度終不可下、乃殺之、

凡べて宗旦の拱に於ける、書を以て告げたる者は七たびなり、口を以て告げたる者は、多くして數ふべからざるに至る、拱の連も得心すまじきことを度り、頓て家族を乗物に載せて、桂州に走らしめ、己一人居残りて曰く、吾は役目を持てる身なれば、逃ぐる譯にはゆかず、吾が親は格別なり、一所に死なせ申しては相濟まずと、之を出立せしめたる二日目に及びて、智高は果して反き、城中皆之に應じたり、宗旦は猶力めて南門を守り、書を認めて鄰兵を召きて、之を拒がんと欲したれど、叶はずして城は亡びたり、智高は宗旦を得て、喜びて之を用ひんとせしに、宗旦怒りて曰く、賊よ、汝は今立どころに死なん、吾豈汝に汚さるべけんやと、罵りて口を絶たず、智高は其終に下すべからざることを度りて、乃ち之を殺したり、

當其初、使宗旦言不廢、則豈禍必不發、發而吾有以待之、則必無事、使獨有此一善、固不可不旌、況其死節堂堂如是、而其事未白於天下、比見朝廷所寵贈南兵以來、仗節死難之臣、宗旦乃獨不與、此非所謂曲突徙薪無恩澤、焦頭爛額爲上客耶、

〔曲突徙薪云々〕…漢書の霍光傳に見ゆ、突は、燔突なり、此事は、霍氏の謀反を起さぬ前に、徐福といへる人が上書して、其驕侈を抑制して、滅亡に至らしめざる様にと心附けたるに、用ゐられずして、終に事の破れに及びたり、其後、霍氏の滅ぶるに及びて、其事に功ある者は、それらに賞與ありしかど、徐生は獨り與からず、或る人之を氣の毒に思ひて、爲めに上書して申す様、或る客ありて、去る人の家に立寄して、其家の竈の煙出しの口の眞直に附きて、其傍に薪を多く積みたるを見て、火の用心宜しからずと思ひて、主人に心附けて申す様、煙出しの口を曲げて附け直し、薪を他處へ徙せよと言ひたれど、主人は聽かず、程なく其家火を失せしが、幸に郷里の者共打寄りて消止められたれば、大事に至らざれば、主人は喜びて、牛を殺し、酒を設けて、其人々を饗應せり、其時、或る人主人に語りて申す様、嚮に若し客の言に従はば、牛酒の費もなく、火災もなかりしならん、今人々の功を論じて、折角深切に豫防の心付をしたる者には挨拶もせず、火事場にて頭を焦し額を爛らしかして働きたる者を上客とするは、何事ぞと注意を與へたることありと申立てたれば、上乃ち福に帛を賜ひきとぞ、

其初め若し宗旦の申したる言を廢せぬならば、愚州の禍は發せざらん、よしや發したりとも、吾に備ありて、之を待ち受けたらんには、必ず無事に済みしならん、たゞ此一善事あらしめたりとも、固より旌(あらは)さざるべからず、況してや、其節のために驚るゝと、堂々と立派なること、是の如くなるに於てをや、向るに、其事は未だ天下に明白ならず、比(このころ)朝廷に於て、廣南の軍以來、節に仗(よ)り難に死したる臣に寵贈せられたるを見るに、宗旦一人のみは與からず、此れ所謂の火事の起らぬ以前に、煙出しを附け換へ、薪を他處へ徙せと、深切に心附けたる者には、何の挨拶もせずして、火事の起りたる後に、手傳ひて、頭を焦し額を爛らしかしたる者を上客としたると同日の談にては御座らぬか、以上第二段、此一段は、言ひて死せざる者を以て禮託とし、宗旦の能く死することを敘す、

使宗旦初無一言、但賊至而能死不去、固不可以無賞、蓋先事以爲備、全城而保民者、宜責之、陳拱、非宗旦事也、今猥令與陳拱俱戮、既遺其言、又負其節、爲天下者、賞善而罰惡、爲君子者、樂道人之善、樂成人之美、豈當如是耶、

更に又歩を進めて申さんには、宗旦をして、初めより何一言も申さずして、但賊の攻め來りたる時、能く討死を遂げて、逃げ去ることなからしむとも、固より以て賞なかるべからず、蓋し事の起らぬ以前に備をなし、城を全くして人民を保護せん、ことは、宜しく之を陳拱にこそ責むべけれ、宗旦の爲すべき職事には非ざるなり、今猥りに陳拱と俱に戮せしむ、既に其言を取上げもせず、又其死節にも負けり、天下を爲むる者は、善を賞して、惡を罰し、君子たる者は、人の善を道ふことを樂み、人の美を成すことを樂む、豈當に是の如くなるべけんや、以上第三段、此一段は、又死して言はざる者を以て禮託とし、宗旦の能く言ふことを敘す、

凡南方之事、卒至於破、十餘州覆軍、殺將、喪元元之命、竭山海之財者、非其變發於隱伏而起於倉卒也、内外上下有職事者、初莫不知、或隱而不言、或忽而不備、苟且偷託、以至於不可禦耳、有一人先能言者、又爲世所侵蔽、令與罪人同罰、則天下之事、其誰復言耶、聞宗旦非獨以書告陳拱、當時爲使者於廣東西者、宗旦皆歷告之、今彼既不能用、重懼爲己累、必不肯復言、宗旦嘗告我也、

【元元】…民なり、【苟且偷託】…事を等閑にし、餘事にかこつけて、難か逃れんとすること、
 【總じて南方の事】智高の亂の、卒に十餘州を破り、軍を覆し、將を殺し、人民の生命を喪ひ、山海の財貨を竭すに至れる者は、本と其變の
 目に見えぬ所より發りて、倉卒にはかゝる場合に起りしに非ず、内外上下職事ある者は、最初より誰も知らぬ者はなかりし程なり、それ
 を知りつゝ、或は隠して言はず、或は忽せにして備へず、たゞ事を苟且（かりそめ）に心得、餘事に託して、一時の安を偷まんとしたるがため
 に、終に禦ぐべからざるに至れるのみ、幸に一人ありて、事の起らぬ前に、能く豫言せしを、又世のために邪魔をせられて、折角の忠言も、時
 に知れ渡らざるのみならず、當時廣東廣西に使者となりたる者には、宗且は、皆歴く之に告げたるなり、それを今彼等が用ゐること能はざる上
 に、重く己の迷惑ならんことを恐れて、必ず背て復た宗且が嘗て我に告げたりとは申すまじきなり、以上第四段、此段は、宗且の獨り陳拱
 に告げたるのみならず、他の使者にも歴く告げたることをいふ、前段に較ぶれば、又一步を進む。

爲天下者使萬事已理天下已安猶須力開言者之路以防未至
 之患況天下之事其可憂者甚衆而當世之患莫大於人不能言
 與不肯言而甚者或不敢言也則宗且之事豈可不汲汲載之天
 下之視聽發揚褒大其人以驚動當世耶

【天下を爲むる者は、たとひ萬事已に理まり、天下は已に安くとも、猶須く力めて言者の路を開きて、以て未だ至らざる患を豫防すべき事
 なるに、況してや天下の事は、其憂ふべきもの甚だ衆きをや、而して當世の患は、人の言ひ得ぬと、言ふことを承知せぬとより大なるはなし、皆
 而して尙甚しき者は、或は差控へて、敢て言はざるなり、されば宗且の事などは、世に珍しき所爲なれば、なんと汲々として天下の人々の視
 聽に載せて、其人を發揚褒大して、宗且の事は、適之を利用して以て當世を驚動せしむべきをいふ、
 以て未だ至らざる患を豫防すべし、宗且の事は、適之を利用して以て當世を驚動せしむべきをいふ、

宗且喜學易所爲注有可采者家不能有書而人或質問以易則
 貫穿馳騁至數十家皆能言其意事祖母盡心貧幾不能自存好
 議論喜功名鞏嘗與之接故頗知之則其所立亦非一時偶然發
 也世多非其在京東時不能自重至爲世所指目此固一省今其
 所立亦可贖矣

【爲三世所指目】…宋史の忠義傳に云く、始め宗且京東に官せし時、李師道、徐程、尙同等と、四人監司の耳目たり、號して四曜とす、人
 多く之を惡むと、即ち此事なり、【省】…過なり、
 【宗且は易を喜めり、そが爲せる注釋は、采るべき説もあり、家には書物を貯蔵することも出来ぬ程なれども、人或は易の事を質問すると
 きは、あちこちの説どもに貫穿馳騁し、數十家に至るまで、何れも皆能く其意味を説き明かせり、又祖母に事へては、能く心を盡し、貧しくし
 て幾んど自ら存することの出来難る程なり、議論を好み、功名を喜めり、鞏は嘗て之と交際せしことゆゑ、随分其人物を承知し居れり、さ
 れば其自ら立つる所は、一時偶然の行掛より發せしに非ず、世間には、多く其京東に在りし時、自ら重んずること能はずして、世人に彼
 此言はるゝに至りしことを非ざる者あり、此は固より其一つの疵には相違なれども、今其立つる所の節もて、亦其過を埋合すべし、以上第
 六段、晩村云く、此れ其平素を述ぶ、一時偶然に出でしに非ざるを發明して、以て議者の口を塞ぐ、最是れ一篇の要處なりと、又云く、所立の
 二字は言と死とを兼れて言ふと、

鞏初聞其死之事未敢決然信也前後得言者甚衆又得其弟自
 言而聞祖袁州在廣東亦爲之言然後知其事使雖有小差要其
 大概不誣也況陳拱以下皆覆其家而宗且獨先以其親遁則其
 有先知之效可知也以其性之喜事則其有先言之效亦可知也

【祖袁州】…名は無擇、袁州の知事なり、【使雖】…疑らくは雖使の錯誤ならん、
 【鞏初め其死し事を聞きて、未だ敢て決然として信ぜず、前後に聞込みたる言も甚だ衆し、又其弟の自ら申す話をも聞きつゝ、而して又袁
 州の廣東に在りて申したる言をも聞きたり、然して後に、其事を知れり、たとひ少々の差違はあるにもせよ、其大概を要するに、誣説ならざ
 ることは確かなり、況して陳拱以下は、皆其一族殘らず覆滅せられしかど、宗且のみは、獨り先づ其親を遁れしめたる事實あれば、其先知の
 效あることは知るべきなり、其性質が事を喜む人なるを見れば、其先言の效あることも、亦知るべきなり、以上第七段、此段は、宗且の先知
 先言の效をいひて、亦以て一時偶然に出でしに非ざることを證す、

以閣下好古力學志樂天下之善又方使南方以賞罰善惡爲職
 故敢以告其亦何惜須臾之聽尺紙之議博問而極陳之使其事

白固^{ナラ}有^ラ補^ル於^テ天下^ニ不^レ獨^ク一時^ニ爲^ス宗^ト且^ニ發^ス也^{ナリ}伏^{シテ}惟^ク少^ク留意^ス焉^{ナリ}如有^シ未^ダ合^ハ願^ハ賜^ハ還^ル答^ヲ不^レ宣^ス

【訓】以ふに開下は、古を好み、學を勤め、志天下の善を樂む、又方に南方に便して、善惡を賞罰するを以て職とす、故に敢て以て告ぐ、其れ亦何ぞ須臾(すこしのま)の聽、尺紙の議を惜まん、博く問ひて極めて陳べ、其事をして明白ならしめば、固より天下に補あらん、獨り一時宗且のために發するのみにあらざるなり、伏して惟ふ、少しく貴意を闡められよ、如し又貴意に合はざる所あらば、願はくは御返詞を賜へ、不宣、以上第八段、

【沈評】死節の事、一層なり、其將に亂れんとするを知りて、先づ言ひたる事、又一層なり、大旨は、重く先言の上在り、蓋し其將に亂れんとするを知りて、早く之が圖を爲さば、智高の禍は、以て熾んならざるべし、其關係は尤大なり、退之の元侍御に與ふる書に觀濟父子の事を表揭せしと相類して、劉切なるは、又之に過ぎたり、○封疆に死する者も、封疆を誤る者と甚しき分別なくば、其れ何を以て綱紀を立て、天下忠義の氣を作さしめん、子固の言は、獨り宗且一人のために發せしのみにはあらず、

戰國策目錄序

此文、劉向の戰國の謀士は、時君の能く行ふ所を度りて説を爲すといへる論を駁し、先王之道は改むべからず、孔、孟は能く時變に因りて當世の法を爲し、流俗に惑はず、自信に篤きをいふ、先王之道を以て骨子とし、孔、孟の篤く道を信するを以て折衷をなす、而して戰國の謀士の失は、自ら明なり、凡て四段、

劉向^ノ所^レ定^ム戰國策^{三十三篇}崇文總目^稱十一^篇者^闕臣訪^之士大夫^家始^盡得^其書^正其^謬誤^而疑^其不^可考^者然後^{戰國策}三十三^篇復^完敍^曰向^敍此^書言^周之^先明^{教化}修^{法度}所以^大治^{及其}後^謀詐^用而^仁義^之路^塞所以^大亂^其説^既美^矣卒^以謂^此書^{戰國}之^謀士^度時^君之^所能^行不^得不^然則^可謂^惑於^流俗^而不^篤於^自信^者也

【註】崇文總目、書の名、

劉向の定むる所の戰國策三十三篇、崇文總目に十一篇と稱する者は闕けたり、臣之を士大夫の家に訪ひ求めて、始めて盡く其書を得て、其誤謬を正して、其考ふべからざる者には疑を存せり、然して後に、戰國策の三十三篇は、復び完し、因りて之が敍を爲りて曰く、向は此書に敍して言ふ、周の先は、教化を明にして、法度を修む、其邦の大に治まる所以なり、其後に及びて、謀詐用みられて、仁義の路塞がる、其邦の大に亂る、所以なりと、其説は如何にも立派なり、其卒章に至りて謂へらく、此書は、戰國の謀士の時君の能く行ふべき所を度りて申したる説なれば、然せざることを得ずと、して見ると、矢張流俗に惑ひて、自ら信するに篤からざる者と謂ふべきなり、以上第一段、梅亭曰く、首段は虚引なり、校書より説き入り、向の言に就きて、駁論を起すと、

夫^孔孟^之時^去周^之初^已數^百歲^其舊^法已^亡舊^俗已^熄久^矣二子^乃獨^明先^王以^謂不^可改^者豈^將強^天下^之主^以後^世之^不可^爲哉^亦將^因其^所遇^之時^所遭^之變^而爲^當世^之法^使不^失乎^先王^之意^而已^二帝^三王^之治^其變^固殊^其法^固異^而其^爲國^家天^下之^意本^末先^後未^嘗不^同也^二子^之道^如是^而已

夫れ孔、孟の時は、周の初めを去ること已に數百歲なり、其舊法は已に亡び、舊俗は已に熄むこと久し、二子乃ち獨り先王の道を明にして、改むべからずと謂はれたる者は、豈天下の主を強ふるに、後世の爲すべからざる事を以てせんとする意ならんや、矢張其過ふ所の時と、遭ふ所の變とに因りて、當世の法を爲して、先王の政を爲したる意を失はざらしめんとするのみ、二帝(堯、舜)三王(夏、殷、周)の治は、其時變は固より殊なり、其政法も固より異なり、而れども、其國家天下を爲むる意と、本末先後とは、未だ嘗て同じからざる、ことあらず、二子の道は、是の如くなるのみ、

蓋^法者^所以^適變^也不^必盡^同道^者所^以立^本也^不可^不一^此理^之不^易者^也故^二子^者守^此豈^好爲^異論^哉能^勿苟^而已^矣可^謂不^惑乎^流俗^而篤^於自^信者^也

蓋し法は以て時世の變に適せしむる所なり、必しも盡く同じからず、道は以て國の基本を立つる所なり、一ならざるべからず、此れ理の

易ふべからざる者なり、故に二子は此を守れり、豈異論を爲すことを好まんや、能く苟もすることなきのみ、(苟は、苟且とて、等閑にするこ
と)流俗に惑はずして、自ら信ずるに篤き者と謂ふべきなり、以上第二段、梅亭云ふ、次段は、正論を發して案を立つ、先王の道は、百世易は
らず、孔、孟は末世に遇ひて時君に説くにも、背て其守る所を移さず、向の謂ふ所の戰國の謀士の時君の能く行ふべき所を廢りて申したる説
なれば、然かせざることを得ずといへる論とは、其意正に相反すと、

戰國之遊士則不然、不知道之可信、而樂於說之易合、其設心注
意、偷爲一切之計而已、故論詐之便、而諱其敗、言戰之善、而蔽其
患、其相率而爲之者、莫不有利焉、而不勝其害也、有得焉、而不勝
其失也、卒至蘇秦、商鞅、孫臏、吳起、李斯之徒、以亡其身、而諸侯及
秦用之者、亦滅其國、其爲世之大禍明矣、而俗猶莫之寤也、

戰國の遊士は、左様にはせず、道の信すべきことを知らず、たゞ己が説の時君に合ひ易きを樂む、其心を設け、意を注ぐ、偷(いやしく
も)一切(苟且の意)の計をなすのみ、故に詐の便なることを論ずれども、其敗をば諱みて言はず、戰の善きことを言へども、其患をば蔽ひ隠
せり、其當時相引連れて、之を爲す者は、利のなきにしもあらざれど、亦其害に勝へず、得あるにもせよ、亦其失に勝へず、卒に蘇秦、商鞅、孫臏、
吳起、李斯の徒に至りては、以て其身を亡へり、而して諸侯及び秦の之を用ゐたる者も、亦以て其國を滅ぼせり、其世の大禍たることは明か
なり、而るを俗人は、まだ目が醒めぬなり、

惟先王之道、因時適變、爲法不同、而考之無疵、用之無弊、故古之
聖賢、未有以此而易彼也、

惟先王の道は、時世に因り、時變に適して、法を設くること同じからず、而れども、之を考ふるに疵なく、之を用ゐる弊なし、故に古の聖賢
(孔、孟をいふ)は、未だ此(先王の道)を以て彼(戰國遊士の説)に易ふることあらざるなり、以上第三段、梅亭曰く、三段は、策士の害を遺す
ことを痛指し、其從ふべからざることを見はす、前段は是れ案、此段は是れ駁、後仍正案に引歸して教を作す、何等の章法ぞと、

或曰、邪說之害正也、宜放而絶之、則此書之不泯、其可乎、對曰、君

子之禁邪說也、固將明其說於天下、使當世之人皆知其說之不可
從、然後以禁則齊、使後世之人皆知其說之不可爲、然後以戒
則明、豈必滅其籍哉、放而絶之、莫善於是、是以孟子之書有爲神
農之言者、有爲墨子之言者、皆著而非之、至於此書之作、則上總
春秋、下至楚漢之起、二百四十五年之間、載其行事、固不可得而
廢也、

【爲「神農之言者」】…孟子の滕文公上篇に見ゆ、神農之言とは、神農を祖述する一派の學をいふ、【爲「墨子之言者」】…同書の同篇に
見ゆ、夷之といへる人の事なり、墨子之言とは、墨翟の學をいふ、

或曰、邪說の正を害するは、宜しく放ちて之を絶つべし、されば此書の泯(ほろ)びざるは、それで宜しからうかと、對へて曰く、君子
の邪說を禁ずるは、固より將に其說を天下に明にし、當世の人をして、皆其說の從ふべからざることを知らしめんとす、然して後に、之を禁
ずるときは、一齊に行き渉るなり、後世の人をして、皆其說の爲すべからざることを知らしめて、然して後に、之を戒むるときは、明白に知れ
渉るなり、何も乾度其書物までを滅するには及ぶまじ、放ちて之を絶たんとするは、是より善き仕方はなし、是を以て、孟子の書にも、神農の
學を治むる者あり、又墨子の學を治むる者あり、何れも明白に書き著して、之を非(そ)し、此書の作に至りては、上は春秋の時代を總
べ、下は楚漢の起るに至るまで、二百四十五年の間、其行事を載せたり、固より得て廢すべからざるなり、

此書有高誘注者二十一篇、或曰、二十二篇、崇文總目、存者八篇、
今存者十篇、

此書には、高誘の注せる者二十一篇あり、或は曰く、二十二篇なりと、崇文總目に存する者は八篇なり、今存する者は十篇なり、以上第四
段、梅亭曰く、末段は、己が彼を作れる所以の意を明かす、其籍は必しも滅するに及ぶまじ、之を滅せざるは、正に其說の從ふべからざるを
明す所以なり、斯くする者は、以て世の實事を悉くさんと欲するに、其書を廢して以て古を考ふることの出来ぬ様にせさすべからざるこ
とを戒めたるなりと、

【沈評】…孔、孟を肆びて、以て羣言を折く、所謂の言は道徳を離れざる意味ならんか、後段は、其書を存することをいふ、正に人をして其邪

歸を知りて、其説のために亂されぬ様にせざる所なり、大禹が罪を歸て、物(鬼神百物)に象り、民をして神姦(正神怪物)を知らしむ、然して後に不若(妖怪不順の物)に逢はざるが如きなり、策士の害を論ずることは、言を煩はさずして已に透れり、(大禹の罪を歸て物に象りたることは、左傳の宣公三年に見ゆ、)

列女傳目錄序

此篇は、漢の時、風俗壞れ、後宮治まらざるに依り、劉向謂へらく、王政は内より始まると、因りて古へ周の盛んなる時は、天下の女子は胎教を能くせる程にて、其根原は、文王の躬化に本づくことを言ひて、以て之を諷戒せるなり、凡て五段、

劉向所敍列女傳凡八篇、事具漢書、向列傳、而隋書及崇文總目、皆稱向列女傳十五篇、曹大家注、以頌義考之、蓋大家所注、離其七篇、爲十四、與頌義凡十五篇、而益以陳嬰母、及東海以來、凡十六事、非向書本然也、蓋向舊書之亡久矣、嘉祐中、集賢校理蘇頌、始以頌義爲篇次、復定其書爲八篇、與十五篇者、竝藏於館閣、

【曹大家】後漢の時の人、曹大叔といへる人の妻にて、班昭といへる者なり、家は、姑と同じ、大姑は、女子の尊稱なり、【東海】海は、當に漢に作るべし、

劉向の敍づる所の列女傳凡て八篇、事は漢書の向の列傳に具さなり、而して隋書及び崇文總目に依れば、皆向の列女傳十五篇、曹大家注すとあり、頌義の文を以て之を考ふるに、蓋し大家の注する所は、其七篇を分ちて十四篇とし、頌義を合して、總べて十五篇とす、それに又益すに、陳嬰の母と、及び東漢以來の凡て十六事とを以てす、向の書は本と然るには非ざるなり、蓋し向の舊書の亡びたること久し、嘉祐(宋の仁宗の年號)年中に、集賢校理(官名)の蘇頌といへる人始めて頌義に因りて篇次し、復た其書を定めて八篇とし、十五篇のものとは竝に館閣(史館)をいふに藏せり、

而隋以頌義爲劉歆作、與向列傳不合、今驗頌義之文、蓋向之自敍、又藝文志有向列女傳頌圖、明非歆作也、自唐之亂、古書之在者少矣、而唐志錄列女傳、凡十六家、至大家注十五篇者、亦無錄、然其書今在、則古書之或有錄而亡、或無錄而在者、亦衆矣、非可惜哉、今校讐其八篇及十五篇者、已定可繕寫、

【隋】此下他本には書の字あり、【劉歆】向の子なり、而るに、隋書に頌義を以て劉歆の作とせるは、向の列傳と合はず、今頌義の文を驗するに、蓋し向の自ら敍づる所なり、又漢書の藝文志に、向の列女傳の頌圖あり、明かに歆の作には非ざるなり、唐の亂より、古書の存在する者少し、而して唐志には、列女傳を錄すること凡て十家なれども、大家の注せる十五篇の者に至りては、亦錄なし、去りながら、其書は今現存せるを見れば、古書の或は錄ありて亡び、或は錄なくして存せる者も衆からん、惜むべきことに非ずや、今其八篇と十五篇の者とを校讐して、已に定まりたれば、繕寫することを得べからん、以上第一段、先づ書を校することを説く、

初漢承秦之敝、風俗已大壞矣、而成帝後宮趙衛之屬、尤自放、向以謂王政必自內始、故列古女善惡、所以致興亡者、以戒天子、此向述作之大意也、

【趙衛之屬】趙は、趙皇后なり、衛は、衛婕妤なり、初め漢の時、秦の敝を承けて、風俗已に大に壞れたり、而して成帝の後宮の趙皇后、衛婕妤の屬、尤も自ら放(ほししま)にす、向以謂へらく、王政は必ず内より始まると、故に古女の善惡の國家の興亡を召き致せる所以の者を列れて、以て天子を戒む、此れ向の述作の大意なり、以上第二段、向の傳を作れる本旨を掲げ出す、

其言太任之娠、文王也、目不視惡色、耳不聽淫聲、口不出敖言、又以謂古之人胎教者皆如此、夫能正其視聽言動者、此大人之事、而有道者之所畏也、顧令天下之女子能之、何其盛也、

向の言に、昔周の大任といへる夫人の文王を懷妊せる時は、目には不正の色を視ず、耳には不正の聲を聽かず、口には敖り高ぶる言を出